

平成 3 0 年 3 月 7 日（水）

（第 1 日目）

平成30年第18回苓北町議会定例会会議録（第1日目）

平成30年第18回苓北町議会定例会は、平成30年3月7日苓北町議会議場に招集された。

1. 午前9時30分開会

2. 応招議員は次のとおりである。

1 番	松本 良人	2 番	廣田 幸英
3 番	高戸 幸雄	4 番	松野 重幸
5 番	倉田 明	6 番	石田 みどり
7 番	野崎 幸洋	8 番	浜口 雅英
9 番	田嶋 豊昭	10 番	山下 時義
11 番	錦戸 俊春（副議長）	12 番	山本 政人（議長）

3. 不応招議員 なし

4. 出席議員は、応招議員と同じである。

5. 欠席議員は、不応招議員と同じである。

6. 議会書記

事務局 長 龍岡 学 書 記 野田 寛子

7. 地方自治法第121条の規定により議案説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長	田嶋 章二	副 町 長	松野 茂
教 育 長	濱崎 敏和	総 務 課 長	山崎 秀典
税務住民課長	宮崎 裕昭	企画政策課長	荒木 広之
教 育 課 長	汐崎 正喜	土木管理課長	山口 仁人
農林水産課長	野田 尚之	商工観光課長	尾脇 宣宏
水道環境課長	小林 和文	福祉保健課長	山崎 敬一
健康増進室長	坂元 俊司	会 計 課 長	立山 清剛

8. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期決定の件

日程第3 諸般の報告

日程第4 行政報告

日程第5 一般質問

9. 議事の顚末

開会 午前9時30分

○議長（山本政人君） 改めましておはようございます。

只今の出席議員数は12名です。定足数に達していますので、只今から平成30年第18回苓北町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（山本政人君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、5番、倉田明君、6番、石田みどり君を指名します。

-----○-----

日程第2 会期決定の件

○議長（山本政人君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月15日までの9日間にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） はい、異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月15日までの9日間に決定しました。

-----○-----

日程第3 諸般の報告

○議長（山本政人君） 日程第3、諸般の報告を行います。

それでは、私から諸般の報告を申し上げます。

12月16日、鹿児島県出水市、高尾野農村環境センターで開催された島原・天草・長島架橋構想及び九州西岸軸構想地方大会に出席をしました。

12月21日、県市町村自治会館で開催された、県町村議会議長会第4回理事会に出席をしました。全国議長会関係事項の報告、九州協議会への本県提出議題等について協議が行われました。

1月16日、ロアッソ熊本キャンプ歓迎セレモニーが苓北町役場大会議室で行われ、錦戸副議長・山下総務常任委員長とともに出席をいたしました。

1月17日、天草広域連合事務所で、天草広域連合議会運営委員会が開催され出席をしました。定例会の日程、提案予定議案についての協議が行われました。

1月26日及び29日に開催されました、天草広域連合議会定例会に出席をいたしました。平成30年度予算案等が審議されました。

2月2日、県市町村自治会館で開催された、熊本県町村議会議長会第5回理事会に出席をしました。30年度会務運営方針案ほか、第68回定期総会の運営等についての協議が行われました。

2月7日、長野県川上村議会議員視察研修を、町執行部並びに正副議長、三常任委員長で受け入れ、対応いたしました。町内の冬レタス圃場視察、それから福祉ゾーン、福祉施設視察が行われました。

2月16日、熊本テルサで開催されました第68回熊本県町村議会議長会定期総会に錦戸副議長が出席をしました。会の冒頭に、全国町村議会議長会表彰の伝達並びに熊本県町村議会議長会表彰がありました。総会では、平成30年度予算案、活動方針並びに事業計画案等が提案され、全て可決承認されました。

なお、資料は議会事務局に保管してありますので、ご覧いただきたいと思います。

以上で諸般の報告を終わります。

-----○-----

日程第4 行政報告

○議長（山本政人君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がっております。町長。

○町長（田嶋章二君） 行政報告をさせていただきます。

まず、1月からこれまでの主な行事についての報告でございます。

1月4日には、志岐集会所において成人式を開催し、84名が新たに大人の仲間入りをいたしました。なお、このうち、当日の出席者は78名でありました。

次に、1月7日には、農村運動広場において消防出初め式を開催いたしました。消防団員、自主防災会、幼年消防クラブのほか、来賓、一般参加者を含め、525名のご参加をいただきました。

次に、1月11日から14日までの4日間、JリーグJ2ロアッソ熊本のキャンプが麟泉運動公園を中心に実施されました。大雪が降り、積雪の中でのキャンプとなりましたが、地元小中学生とのサッカー交流なども行われ、プロ選手の技術を間近で見る貴重な機会となりました。

次に、1月14日には、志岐集会所においてニューイヤーコンサートが開催され、約180名の方々の観覧がございました。

又、2月4日には農村運動広場周辺において、第7回健康づくり駅伝大会が開催され、19チームが健脚を競いました。

次に、2月25日には、九州オルレフェア「天草・苓北コース」が開催され、72名の参加がございました。

次に、諸行事についてのお知らせでございます。

まず、各小中学校の卒業式、入学式についてでございます。

本年度の卒業式であります、苓北中学校は3月11日日曜日、午前9時30分から、苓北中学校体育館で開催されます。小学校は3月23日金曜日、坂瀬川小学校、志岐小学校、富岡小学校、都呂々小学校とも、午前10時から各小学校で開催されます。

又、新年度の入学式でございますが、4月10日火曜日に、各小学校が午前10時から、苓北中学校が午後2時からそれぞれ開催されます。

次に、天草戦没者追悼式が4月7日土曜日、午前10時から天草市民センターで開催されます。

次に、苓北町戦没者追悼式を4月19日木曜日、午前10時から苓北町体育センターで開催いたします。

次に、恒例の天草西海岸春の窯元めぐりが4月28日土曜日から5月6日日曜日までのゴールデンウィーク期間中、苓北町5窯元、天草市天草町4窯元が参加して実施されます。

各行事につきましては、大変ご多用の中とは存じ上げますが、議員皆さま方のご出席をよろしくお願いいたします。

最後に、ふるさと会の日程についてのお知らせでございます。長崎苓北会が4月28日土曜日、午前11時30分から、また関西ふるさと苓北会が6月17日日曜日に予定されております。

以上、行政報告をさせていただきました。

○議長（山本政人君） はい、これで行政報告を終わります。

—————○—————

日程第5 一般質問

○議長（山本政人君） 次に、日程第5、これより、一般質問を通告順に行います。

通告1番、高戸幸雄君。

○3番（高戸幸雄君） おはようございます。通告1番、3番議員、高戸幸雄です。議長より一般質問の許可がされましたので、通告に従い一般質問を行いたいと思います。

さて、年度末の3月に入り、いよいよ田植えの準備が始まる時期となってまいりました。しかし、付近を見回しますと今年は例年に比べ、少し春の訪れが遅いように感じられます。自然相手ということで大変であります、実りの多いことを祈念するところでございます。

それでは早速本題に移ります。私は今回は1つ目に、公共事業のあり方、2つ目として、最近問題化されている「空き家」に対する取り組み、以上の2点について質問をいたします。

まず最初の、本町における公共事業について質問をいたします。

近年熊本県では、土木業界を取り巻く経済状況等に鑑み、会社間の合併を推進してきたようにございます。その結果として、当然のごとく会社数は減少し、業者間における入札資格も大きく変わってまいりました。本町では、個々の考え方及び経営努力等にとり隣接の自治体等を比較いたしますと、この波ではない方向を選択された会社が多いように感じられます。なお、一部の業種において、自治体の工事請負の予算が減少したために、設備の維持に大変苦慮している状況下にあると聞き及んでいます。業者の育成も大切でございます。

よって、このことについては、今後どのような対処をされる方針であるかをお伺いいたします。

次に、事業に伴う指名についてお伺いをいたします。

苓北町財務規則第3節において、指名競争契約・競争参加者の指名にあつては、第70条中、町長が定める資格を有する者のうちから、競争に参加する者をおおむね5人以上を指名しなければならないと定めてあります。このおおむねという文言の取り扱い方について考えをお伺いいたします。

次に、業務委託について質問をいたします。私は事業実施を行うにあたっては広く多くの方々の意見を求められるよう再三にわたり述べてまいりました。トルレス記念広場・アズレージョ作画業務委託にあつて、肖像画等の根拠資料があるものは著作権等の諸手続きの確認を行った上で使用することとし、根拠資料がないものはイメージでの作画とあります。イメージによる作画とはいえ、最低限度の時代考証は必要ではなかったかと解しますが、いかがですか。

続いて、修繕料と工事請負費の区別について、最近の予算において、金額的に大きな物件が修繕料として計上される傾向が出ているのではないかと感じています。私は施工中の状況や竣工後のことを考えると多額の経費が必要な物件の施工については、当然のごとく、工事請負費として計上し工事にあたるのが至極当然であると理解をしているところでございます。

このような事例については、当然予算査定時に検討された結果であると解していますが、どのような理由で修繕費等を計上されたかを伺いいたします。

次に、第2点の「空き家」対策に移ります。

私は、先の12月定例会の一般質問において、防疫用殺虫剤の配布に関連として「空き家」に対する取り組み、考え方などを質問いたしました。そこで今回は改めて、この「空き家」対策について質問をすることとしたわけでございます。

近年、全国的な傾向として、人口や世帯数の減少により「空き家」が増加しており、中には適切な管理がされず、周囲の生活環境に悪影響を及ぼしているものもあるようです。このような事柄を背景に、平成27年5月「空家等対策の推進に関する特別措置

法」が施行されました。また、先日の民法のテレビ番組でこの問題を取り上げた放送がされておりまして。まさに、このことは今後大きな課題であると考えております。

それではまず、第1に、現状と課題についてお伺いをいたします。

現在の時点において、調査等により対象となる物件の把握はされていると解していますが、いかがですか。なお、その中で、特別措置法第2条第2項に規定する「特定空家等」すなわちそのまま放置すれば倒壊などが著しく、保安上危険となるおそれである状態、又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、そして適正な管理がなされていないことにより周辺的生活環境の保全を図る上で不適切であるとされている空き家等の把握はされていますか。お伺いをいたします。

本来は、法第3条に規定するように、所有者等の責務において適正な管理がなされるのが当然だと思います。しかし、種々の理由により空き家の状況になった家屋もあるのではないかと理解しているところでございます。以上のようなことを踏まえた上で、個々に質問をいたしたいと思っております。

まず、法第7条協議会で市町村は、対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための協議会を組織することができると規定してあります。本町においても、組織がされているとするならば、どのような構成であるかお伺いをいたします。

次に、第4条において、市町村の責務を規定しています。本町における具体的な施策についてはどのようになっていますか。現在の取り組みあるいは今後の取り組みについてお伺いをいたします。

以上で、私の最初の一般質問を終わります。

なお、答弁を得た後、自席において再質問を一問一答方式により行いたいと思っております。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 只今の、高戸議員のご質問に答えさせていただきます。

まず、公共事業のあり方についてのご質問でありました。

議員ご案内のように、近年、公共事業に係る予算の縮減等によりまして、経営が成り立たない等の理由で土木業者の合併が推進されました。町内事業者におかれましても、一部ではございますが、仕事を増やすために合併を選択されたところもあるようでございます。

議員ご指摘のように、公共工事が縮減される中で舗装工事に従事されている業者さんから、「路盤整正や転圧等に使用する重機等、設備の維持費負担も大変重くなってきている。」とのお話もあったように聞き及んでおります。

又、これまで社会資本整備交付金事業で、舗装改修を実施してまいりましたが、制度改正により平成30年度から国道等の表層・基層の二重構造の舗装のみが交付金の対象

とされ、町道のように表層と上層路盤からなる簡易舗装は、補助対象から除外されることになり、新たに創設された起債事業を利用するしかなくなってまいりました。この起債事業も、交付金補助事業に比べて大変条件が悪い状況にあります。

改修が必要と判断している複数の路線がございますので、舗装工事を生業とされている町内業者さんの育成という観点も含めまして、今後、この必要な舗装の部分を十分検討いたしまして、計画的に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

次に、公共事業のあり方、事業に伴う指名についてで、その中で、「おおむね」という文言がよく使われております。これは、我々苓北町だけでなく、国におかれても「おおむね」という言葉を相当な部分の中で使っていらっしゃいます。

事業に伴う指名についてのご質問であります。苓北町財務規則第3節、指名競争契約、第70条競争参加者の指名の条項では、「指名競争入札に付するときは、施行令第167条の11、第2項の規定により、町長が定める資格を有する者のうちから、競争に参加する者をおおむね5人以上指名しなければならない」と規定しております。

高戸議員お尋ねの「おおむね」という文言の取り扱いについての考え方についてでございますが、地方財務実務提要を参照いたしますと、「おおむね」とは「だいたい」あるいは「がいして」「なるべく」という意味でもあり、おおむね5人以上の入札者を指名するものとしていることについては、競争に付するには5人以上が、その効果を最もよく発揮するであろうこと、及び指名競争入札においても、なるべく多くの者に競争に加わることのできる機会を与えようとする民主的な考慮がされていると考えております。

したがって、この趣旨に合致する限りは、入札者の指名は必ずしも5人以上でならないものではなく、4人でも差し支えないとされているところでございます。「おおむね」という解釈が5人あるいは4人以上でも構わないという、そういう解釈が、これは国もですが、この地方財務実務提要でそういう指摘がなされているということでございます。

次に、このアズレージョ作画業務委託にあたってにつきまして、トルレス記念広場についてのお尋ねがございました。

アズレージョの作画につきましては、業務委託の中で、作画に係る肖像画等の根拠資料等について調べていただき、その資料が有るものについては諸手続きの確認を行った上で使用することとし、根拠資料がないものはイメージでの作画とすることとしております。また、町では参考図書やインターネット等で調べましたが、根拠となる作画は見つけることができませんでした。

しかしながら、そういった中で、参考となりそうな絵はございましたので、それを基に受託業者と打ち合わせを行い作画していただきました。そういった観点から、最低限

の時代考証は行ったものと思っております。

なお、そういう中でも外国人であられるトルレスさん、あぐらをかいておられるような状況がございました。ご存じのようにフランシスコ・ザビエルが去ってから、その後20年間に及んでトルレスさんは日本の布教長として、日本で生活をなさっておられます。そういった意味において、日本の風習等も十分身に付いておられたのではないかと、そういう意味もございまして、これもあくまでもそういう状況の中での想像でございしますが、そういった案をとらせていただいたところでございます。

次に、公共事業のあり方の中で、修繕費として計上した理由でございますが、修繕費と工事請負費の区分についてでございます。修繕費につきましては、本体の維持管理、現状復旧を目的とするもので、例えば備品の修繕、部品の取り替え、家屋等の小修繕で工事請負まで至らないもの、工事の概念に入らないものに要する経費を計上し、工事請負費は、土地、工作物の造成又は製造及び改造の工事、並びに工作物の移転及び撤去に要する経費を計上することを基本的な考え方としているところであります。

又、業務の執行上、参考図書として活用しております「地方財務実務提要」では、只今申し上げましたような考え方を基本に、おのおのの自治体において実情を勘案して自主的に決めて差し支えないとされております。

平成29年度執行予算での例をあげますと、苓北町斎場の火葬炉内の耐火材を全面積替、事業費1,069万2,000円を実施しておりますが、本体の維持管理、現状復旧との観点から、修繕費に予算計上を行い実施したところでございます。

次に、「空き家」対策についての取り組みでございます。

2点目の「空き家」対策についての取り組みについてのご質問に答えさせていただきます。

まず、現時点における空き家の把握状況でございますが、平成27年3月から4月にかけて、空き家と思われる物件235件を対象に、所有者の方へのアンケートにより調査を実施しております。その結果、空き家と回答されたものが116件、空き家ではないと回答されたものが51件、未回答が68件でございましたので、未回答分も空き家として含めますと、最大で184件が空き家となっております。

なお、この調査後も、固定資産税の納税通知書発送の折に、空き家バンク等への登録意向アンケートも同封し、空き家等の有効活用に向けた取り組みを行っております。

次に、「特定空家」等の把握でございますが、先ほど申し上げました184物件が特定空家に該当するかどうかの判断、把握につきましては、現段階では未だ調査中の段階であり、把握は完全にできておりません。現状といたしましては、近隣住民の方々などから町にご相談がありました危険家屋等の案件につきまして、所有者に連絡を行い、適正な管理をお願いし対応している状況でございます。

次に、協議会の組織についてのお尋ねでございますが、平成２７年度の空き家実態調査の結果を踏まえまして、平成２８年度に「苓北町空家等対策庁内検討委員会」を設置し、空き家等に関する施策を総合的、計画的に実施するための基本的な指針づくりを進めております。このほど、苓北町空家等対策計画の素案を作成いたしましたので、現在、計画内容の確認作業を行っているところでございます。その中で、意見を集約して修正、加筆等を行い、苓北町空家等対策（案）並びに計画に沿った取り組み（案）づくりを進めてまいります。この庁内委員会を基にいたしまして、議員に質問の協議会を立ち上げ、協議をお願いしてまいりたいと考えております。

なお、協議会の組織につきましては、議会の代表、地域住民の代表並びに学識経験者の方々に、町関係を含めた１０人程度の委員で構成する予定でございます。

次に、市町村の責務、町における具体的な施策についてでございますが、只今申し上げました現在作成中の計画におきましては、対策に関する基本的な方針といたしまして、１つ目に、所有者等の意識の涵養、２つ目に地域住民・民間事業者との連携した対策の取り組み、３つ目には、特定空家等の取り組み、４つ目に、住民からの相談に対する取り組みを掲げております。特に、特定空家等につきましては、倒壊、火災の危険性や雑草の繁茂、害虫の繁殖など、地域住民の生活環境に悪影響を与えることもあることから、優先的に考えてまいりたいと考えているところでございます。

次に、現在実施しております苓北町住宅リフォーム等支援事業の状況についてでございますが、本事業は平成２８年度から開始をいたしまして、平成２８年度は、申請件数４件、交付額３９万２，０００円で、解体２件、リフォーム２件でございました。又、平成２９年度は、申請件数７件で、解体１件、リフォーム６件でございました。

その他、空き家の有効活用のために、平成２８年度から苓北町空家バンク制度を設け、移住者の方への物件紹介、所有者との調整を行っております。現在の物件登録数は、建物１２件、土地１件で、これまでの賃貸借契約の実績は５件であります。現在２件の賃貸借について手続き及び協議を行っているところであります。

以上、高戸議員のご質問に答えさせていただきました。

○議長（山本政人君） 高戸君。

○３番（高戸幸雄君） それでは、早速再質問に移りたいと思います。

まず、公共事業の仕組みに対する対策でございますけれども、先月、平成３０年２月に苓北町の公式サイト上でこのような舗装の個別施策計画、つまり長寿命化計画が発表されたところでございます。計画期間といたしまして、平成３０年４月１日から平成３５年３月３１日ということで、５年間で定めたものでございます。この中のことを少し読ませていただきたいと思います。

まず、舗装修繕予算の現状ということが述べられております。道路・橋梁予算のうち

舗装補修予算は減少傾向にあり、平成29年度においては道路橋梁費のうち7.8%とかなり少ない予算となっているというふうに述べてございます。それでも、平成29年度は1,050万円程度の予算が組まれておりました。そうすると、私どもに一昨日ですか、平成30年の予算書が配付されたわけでございます。これについては、ご案内のとおり早速この後予算委員会等が立ち上げられて、その中で審議をされると思いますけれども、何と平成29年度ですら1,050万円が計上されておりながら、平成30年度はわずか600万円なんです。このような状況を考えると、縮減に対する対策はいかななものかなと改めて思ったわけでございます。

そうすると、平成27年から28年度の熊本県で工事入札参加者の資格審査ということで、格付けがそれぞれ発表されているところでございます。これを見ますと、舗装工事で、Aクラスは別として、Bクラスでも最低限平均完成工事高は1,500万円ぐらいが必要なんですよ。そうしないとBクラス以上には格付けができないと私は思っているんですけど、これは私が勘違いならば後でもご指摘を受けてもらっていいわけですが、業者の方々はそれぞれ苓北町以外でも請け負いをされるわけでございます。しかしながら、基本となるものはやはり地元の発注額なんです。舗装を生業としていらっしゃる業者3名はいらっしゃると思います。こういうことを考えると、1,500万円がいかななものかなと、とても到達はできないだろうと。ただ先ほども申しましたとおり、県の工事もあるし、あるいは舗装道路ばかりではなくて、繰越明許に組んでございますキリシタン供養碑のところの舗装工事、それから土地改良区等との関連事項で、今轟の農道の整備がされております。

こういったことを考えても、とても3社で1,500万円、要するに4,500万円には到底おぼつかない数字でございます。熊本県の管理下でも建設業を地域に欠かすことのできない重要な産業であると位置付けて支援をしているとございます。

苓北町の平成30年度の予算を鑑み、再度、これに対する対策について、町長、ご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（山本政人君） 土木管理課長。

○土木管理課長（山口仁人君） 高戸議員のほうから指摘を受けているところでございますが、ご案内のように、本来29年度の予算額等については、議員が申されたとおりでございまして、そのほかの部分につきましても、千人塚公園の駐車場整備、それから土地改良区の農道舗装事業、そのほかには県営でございしますが、農業用水管の敷設替えに伴いますところの舗装の修繕等の事業があるのみでございまして、議員のご指摘についてはそのとおりだというふうな認識をいたしております。

そういう中で、町といたしましても、舗装に取り組むべき事案と申しますのは、平成25年の調査に基づきますと、全体で約15kmほどございます。そういう中で、相対

的に取り組んでまいりますと、約7億円近くの事業費がかかるだろうというふうな予想の中で、今後、町の財政等々と打ち合わせを行いながら、着実にその修繕に取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（山本政人君） はい、町長。

○町長（田嶋章二君） 先ほど、私の答弁で申し上げましたように、国の制度が変わったわけです。まさに高戸議員が憂慮されるようなことを国がそのとおり裏付けをしてきた。今までは交付金事業で55%、従来は50%ですが、加算をして、嵩上げをして5%増えておりましたが、これも基幹道路のみの取り扱いになりまして、通常の道路は50%、舗装については、何と補助金、交付金がなくなったんですよ。起債事業でということではありますが、起債についても、これは今までの50%、55%の補助に比べて非常に見劣りするようなものであるということで、これは非常に憤慨に耐えない状況であります。

また、併せまして、熊本県のほうでも憂慮なさっておりますが、とにかく熊本大震災の復旧・復興を第一番目と、これは我々もそういう考えであります。そういった形の中で、天草に今まで流れてきた予算が、その分だけ削られているといいますか、減っているというような状況もございます。

そういう中ではございますが、なるべく長寿命化計画を立てましたので、それに沿ってですね、できるだけやっていきたいんですが、これは国の制度ももう少し変えていただかなければいかんということで、今年の町村会の県・国に対する要望の中にも、この案件、もう少し考え直しをしていただけないか。従来どおりの考え方でやっていけないかどうか。そのことをお願いをしているところであります。

○議長（山本政人君） 高戸君。

○3番（高戸幸雄君） 国の考え方もあろうし、又、町村は町村なりの考え方もございます。そして、せっかくこういうふうに長寿命化計画も作られて、公式サイトにも載せてありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

ただ、答弁の中で1つだけ気になった点が私はございます。国・県道は別といたしまして、私は町道については、従来の簡易舗装で事足りるのではないかと認識をしております。私は財政の健全化ということで、起債の借り入れについては、慎重を期すべきであると今まで再三再四にわたり述べてまいりました。しかしながら町民の方にとって有益となる起債については、私は別であると理解をしているところでございます。

確かに予算説明の中にも書いてございますけれども、交付税措置の高い地方債も選択、これも確かに必要でございます。しかし、補助金に頼ることなく、今まで苓北町は、従来は補助金ではなく、補助金を受けない工事といいますか、それをやってきたの

ではないかと思います。特に改良あたりにも補助金をもらおうと道路法とかいろんな誓約等もごさいますので、局部的に改良工事を行い、それについては起債を充てたという事例で今までは進めてきたのではないかと私は思っているところでございます。

要するに、補助金に頼ることなく、単独の起債を借り入れることも、この際必要ではないかと思うわけです。例えば従来あった臨時地方道債等々に、今この起債があるかどうか勉強不足で私はわかりませんが、これに類似した起債があったら、そのような起債も借り入れることが必要ではないかと思いますが、いかがですか。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 当然、ご指摘のとおりだと私も思っております。必要なことについては、町単独費のみでやるというのは大変ですが、ある程度の交付税のお手伝いが、ある事業についてはやはりやらなければならない事業については借り入れをしていくと。このことは念頭に置いてやっていきたいと思っております。

○議長（山本政人君） 高戸君。

○3番（高戸幸雄君） よろしくお願ひしたいと思います。私どもには、いろんな起債の内容等々であった場合には、情報の提供なりお願ひしたいと思います。

次に、私は業務委託でトルレス広場を挙げて時代考証はするべきであるという発言をさせていただきました。というのは、以前、富岡ビジターセンターでございますけれども、そこの床面を利用した説明がなされているのが、新聞報道等で、天草はキリシタン殉教の島なんだと。そこで、キリシタン禁教時代の踏み絵を想像するという記事の中で、意見が交わされたことがあったかのように記憶をしております。私の記憶違いなら別なんですけれども、そういったところで、こういったことを行うときにはできるだけやはり、先ほども申しましたとおり、広い意見を取り入れることがまずもって必要ではないかと思います。

今度のアズレージョについては、私たちも期待をしているんです。地元産業の育成と観光案内をタイアップした事業、これからこれについては、将来的に伸びる事業ではないかと私も思いましたので、あえてこのような質問をさせていただきました。できるだけ、今後いろんな事業等を行う場合には、せつかく文化財保護委員等々も任命してございます。しかしながら、予算を見ますと、文化財保護委員会の開催は本当何回かしかないうような少額な予算でございます。発掘については応分の予算が組み入れられておりますので、発掘も大切でございますけれども、その前に地元で一生懸命頑張っておられる保護委員の方の活用といったら語弊になりますけれども、ご協力をもっとお願いすべきではないかなと思います。

それから、入札資格の5名について、再度お伺いいたしたいと思います。先ほど私は「おおむね」の文言の取り扱い方を問うたわけでございます。ほかの町村の例規集等々

を見ますと、「おおむね」とか「なるべく」というふうに記載してございます。「なるべく」という言葉はできるだけということのようでございます。

そこで、水道にあたっている業者の方がございます。従来は5社町内に所属しておられて、おおむねの5社に適合するからよかったわけでございますけれども、そのうち1社の方が都合により県のほうの審査を受けないということで、4社に減って、いろいろなことがあるようでございます。

先ほど町長からおおむね5名以上を指名しなければならないという中で私の聞き間違いならいいんですけども、5名でもなく、4社でもいいというふうな私、取り扱いをしたんですけども、その点はいかがですか。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 当然、それは「おおむね」という言葉の解釈だったと考えておりました。おおむねというのは5名あるいは4名以上という解釈をしても構わないということでございます。

○議長（山本政人君） 高戸君。

○3番（高戸幸雄君） そういったことならば、指名委員会等々でご検討方よろしくお願いしたいと思います。

それでは、再質問を続けてまいります。

修繕料と工事請負費の区別なんでございますけれども、町長から火葬場、苓北町の斎場の改修についてご答弁をいただきました。私もあのような莫大な金額を何で修繕料に組むのかなと、特殊工事だから仕方がないというふうに質問するのをやめていたんですけども、それから調理場の炊飯器の組み替え、これは電気からガスに替わったわけですね、町長。そして、今年度は下向の防波堤がこれまた修繕料に組み込まれていたわけでございます。私は特に、この下向の防波堤については海と河口のところですね、工事箇所、修繕箇所が。そこで、あれを修繕料としていいのかなと。というのは、途中で増破したり何なりしたときには、どのようなその後の対応というのを考えておられたか、それをまずもってお聞きしたいと思います。

○議長（山本政人君） 土木管理課長。

○土木管理課長（山口仁人君） 上津深江の下向の突堤の件についてお尋ねでございますが、この場所につきましては、ご指摘のとおり、河口に位置する部分でございまして、港湾区域の一部ということでございました。そういう中で、施設の外側の部分は残った形の中で、中に詰め石、もしくは土砂等で、中詰めの部分が河川の洗掘に伴いまして、河川側から流出をしたというような状況がございました。

そういう中で、穴があいておりました部分を塞ぎまして、コンクリートの中に詰めるという形の中で、原形はそのまま、補修をしたいという考えがございました。これに

つきましては、なるべく経費を安く抑えたいという意向、ここについては修繕という対応で全てを取り壊してやるものではないということと併せまして、今申しました修繕ということの対応で足りるという判断をした次第でございます。

そういう中で、この件も工事の取りかかり等々が遅れましたことに伴いまして、議員の皆さま方にも、又地域の皆さま方にもいろいろとご心配をおかけしたところでございますが、本年1月19日によりやく竣工ということで、完成をすることができました。見ていただければおわかりのように、原形についてはそのままの状態を復旧ということでもございましたものですから、修繕料にて予算を計上して、なるべく安く上げたいという意向の中で対応したということでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（山本政人君） 高戸君。

○3番（高戸幸雄君） 私たちも、当初この事業については、予算委員会の中でお聞きするのが当たり前だったと、私自身も反省をしております。今後、こういった事例があったときには、予算委員会の中で意見を交換したいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

続いて、空き家対策について移りたいと思います。最初申しましたとおり、私は12月に薬剤の今まで無料配布されていたのが、今年度から一部地元の負担といいますか、補助金に変わるんだよということがあった折に、その空き家になっているところを、区全体でいろんな所属等々にわたっているから、できるだけ配慮をお願いしたいということで、質問をいたしました。

その後、いろんなお話を地元の人からお聞きして、空き家そのものについて再度お伺いしようということで今回質問させていただいたわけでございます。地元の方が一番心配されているところ、私もそうなんですけれども、苓北町の地域防災計画、この中に過去の被災発生状況等がございます。これはもう皆さん頭の中にまだ残っていちゃるだろうと思います。平成3年9月14日と27日、台風17号、19号相次いでまいりました。このとき、瓦等が飛んで非常な被害でした。このときは公共の建物よりも、又民間の住宅等の被害が多かったように私は感じております。当然のごとく瓦がなくなって、大変苦慮された経緯もございます。

そのことを考えますと、今のような特定空家の状況を鑑みると本当に周囲の人は大変だなと思います。そういったところであったものですから、あえてこの質問を1つに絞り問うたわけでございます。今、空き家等に対するこの計画はほぼでき上がっているのですか。

○議長（山本政人君） 総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） 先ほど、町長答弁でいたしましたように、現在苓北町空家等対策の庁内、役場内の検討委員会を立ち上げまして、その計画の素案づくりを進めているところでございます。おおよその取り組み案ができましたので、現在その計画内容の確認作業を行っているという状況でございます。この後、先ほど議員がおっしゃいましたように、協議会を立ち上げて内容について精査をしていただきたいということで、計画をしております。

○議長（山本政人君） 高戸君。

○3番（高戸幸雄君） その中で、いろんな優免といいますか、そういったこともぜひやってほしいと思います。テレビ放送の中で、私は税務の経験がありませんのではっきりしたことがわからないわけでございますけれども、家屋が建っているときには税控除があるけれども、倒すといいますか解体してしまうと税金が高くなるからということをお聞きしたわけですが、その点はいかなるものですかね。

○議長（山本政人君） 税務住民課長。

○税務住民課長（宮崎裕昭君） 只今のは、住宅用地の特例のことのご質問かと思えますけれども、住宅が建っている宅地につきましては、一般住宅用地ということで、建物の床面積の最大10倍までを住宅用地と見ることができるようになっています。これにつきましては、評価額の3分の1に課税標準額を減額するという形になっております。そのうち、200㎡だけは小規模住宅用地ということで、6分の1に軽減をしている住宅用地の特例があります。

以上です。

○議長（山本政人君） 大変質問の途中でありますが、今小学生の児童さんが傍聴に来ておることは伝えました。今後も、時間で傍聴に来てくれます。したがって、大変不規則であります、ここで45分まで。

ちょっと待ってね。小学生も結局社会科授業の一環として勉強に来てくれている。そういうことも踏まえて、休み時間は休み時間として、そしてちょうど来たときにまた休み時間であれば困るわけですね。したがって、ここで休憩を取りたいと思いましたが、だめですか。よろしいですか。

ちょうど質問者、高戸君については、大変申し訳ありませんが、45分まで休憩をいたします。

—————○—————

休憩 午前10時28分

再開 午前10時45分

—————○—————

○議長（山本政人君） それでは休憩前に引き続き、本会議を再開します。

高戸君。

○3番（高戸幸雄君） 残りが12分でございます。空き家対策については、今計画書
が作成中ということでございますので、できるだけ、税制面のことをまずもって考えて
いただきたいと思います。そのことによって家屋の解体といいますか、それがより一層
進むのではないかなと私なりに考えているところでございます。所有者はもちろんでござ
いますけれども、周囲の方が大変困っているという状況下もありますので、担当課に
ついてはよろしくお願ひしたいと思ひます。

これで、私の一般質問の全てを終わりたいと思ひます。ありがとうございました。

○議長（山本政人君） これで、高戸幸雄君の一般質問を終わります。

次に、通告2番、松本良人君。

○1番（松本良人君） おはようございます。通告2番、1番議員、松本良人でござい
ます。

まず、第1番目に、都呂々中学校跡地について質問をさせていただきます。

町内中学校が統合され、坂瀬川中学校、都呂々中学校が閉校され、都呂々中学校跡地
はいまだそのままの状態であります。都呂々中学校跡地活用については、これまで跡地
検討委員会等により検討がなされ、町においても複数の活用の検討が行われてきました
が、いまだ全体的な構想が見えていない状況にあるように感じます。現在の取組状況又
今後の町としての基本的な考え方を、お尋ねをいたします。

併せて、次の点につきましてもお尋ねをいたします。1つ目、現在町が描いている構
想があれば、お伺いをいたします。2つ目、現在の年間の維持管理費はいくらでしょう
か。3つ目、この元都呂々中学校は、小学校と併設している特殊性を含んだ学校でし
た。この特性を活用した、子どもからお年寄りまで気軽に利用できる地域の交流の場と
してのお考えはないか、お尋ねをします。

続きまして2番目、スポーツによる地域の活性化と町づくりについて、お尋ねをいた
します。

麟泉運動公園の完成により、1月11日から14日までプロサッカーチームロアッソ
熊本を招き、サッカーによる数々のイベントが行われました。この運動公園はスポーツ
による地域の活性化と町づくりが掲げられ、主にサッカー場として整備が行われてきま
したが、その成果等についてお尋ねをいたします。

1つ、広報紙等によりPRが行われ、先のイベントが開催されましたが、町民の方々の
反応はどうであったか。

2つ目、町費の投入はあったのか、経費はいくらぐらいだったでしょうか。

3つ目、経済効果はどのぐらいありましたか。この事業効果の算定につきましては、
分母として麟泉運動公園の総事業費が必要ですが、着工から完成までの総事業費はいく

らでしょうか。今回の合宿による宿泊費、弁当代、食事等の、苓北町内で消費されたおおよその費用、町内外から入込客等による、消費による効果はどれくらいの額であったのでしょうか。

4つ目、麟泉運動公園、坂瀬川町民グラウンド、コミュニティセンターのグラウンドの年間維持管理費をお尋ねいたします。

5つ目、町民からの意見として、サッカー場として整備されたグラウンドは、サッカー競技後、スパイクで掘り起こされ、グラウンドゴルフ等は出来ないということでございますけれども、把握はされておるのでしょうか。又、芝の管理で使用できない時期があるということですが、お尋ねをいたします。

6つ目でございます。グラウンドの考え方についてですが、近年サッカー主体グラウンドにはかなりの経費が投入されてきましたが、農村運動広場、都呂々公民館等のグラウンドや小中学校運動場等、一般施設の整備状況はどうなっているのか。

以上について、お尋ねをいたします。

続きまして、第3番目、天草市崎津集落の世界遺産登録が本格的に実現に向かって進行しておりますが、崎津集落の世界遺産登録に伴う苓北町から天草市西海岸の整備等について伺いをいたします。

本町では、富岡城を柱として観光振興に力を入れられております。今回、崎津集落の世界遺産登録は本町にとっても大きなメリットであります。崎津の世界遺産登録に伴う本町への集客は、第1に交通アクセス、道路整備等が重要な課題であると考えられます。しかしながら人口7,500人を切り、高齢者社会をもろに受ける苓北町においては、最少の投資で最高の経済効果を生まなければならないと考えております。本年度から公明党の秋野参議院議員のご尽力により、富岡、長崎間の航路には国からの補助金が付くということでもあります。次の点について、お尋ねをいたします。

まず、観光汽船でございますけれども、就航から現在までの年度別の町費投入額はどのくらいだったのでしょうか。

2つ目、年度別利用状況。

3つ目、航路に伴う、富岡港湾の整備の費用。

4番目、本年度から国庫補助金が付くということですが、国庫補助算定対象経費は、補助率等どのくらいでしょうか。国庫補助には、県補助金がつきものですが、今後の補助金の見通しはどうなっておりますか。

5つ目、航路を開設後の経済効果はどのくらいぐらいあったのでしょうか、お尋ねをします。

6つ目でございますが、船の発着に合わせた定期バス等はどうお考えでしょうか。この件につきましては、都呂々方面のバス運行で再三お願いしたところでございますけれ

ども、いまだかつてあまり前進がないと、そういう状況でございます。

7つ目、国からの補助金が本年から適用がされました。その経緯と運行直後からなぜできなかったのかを、お尋ねをいたします。

続きまして、国道389号の整備について、お尋ねをいたします。

毎年度災害により通行できなくなる竹の迫地内の災害の防止策はどうなっておりますか。

2つ目、都呂々萱の木地区危険箇所の対策は。

3つ目、天草市側下田浜平地内でございますけれども、危険箇所があるように考えます。それから、まだ未改修箇所がございますが、その対策はどうなっておりますか。

4つ目、交通安全標識の整備、特に路側の白線、中央の黄色い線がはっきりしないところが多々あります。安全対策としての対応はどうなっているのか、お尋ねをいたします。

以上、ご質問をいたしますが、回答次第では自席において再質問をさせていただきます。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 只今の松本議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、都呂々中学校跡地の活用についてのご質問でありました。都呂々中学校跡地につきましては、都呂々中学校跡地利用検討委員会からの提言書をいただきまして、町内からの利用者を二度にわたり募集いたしましたが、応募がございませんでした。

その後、特別教室等を大学の研究室として利用したいとの話があり、希望者と協議を重ね、貸し付けを行う寸前まで話がまとまりかけておりましたが、相手の都合により断念せざるを得ませんでした。

町としましては、校舎等につきましては基本的に貸し付けを行う方針で、熊本県の企業立地課に登録し、情報提供を行い誘致活動を行ってまいりました。

そこで、現在、風力発電事業等を行う株式会社レノバが、町への進出が正式に決定した後、普通教室棟を現場事務所として利用したいとのことあります。そのことについての協議を行っているところでございます。

校舎等の年間の維持管理費につきましては、平成28年度実績額で、電気料や警備委託料等で46万5,000円となっております。又、地域の交流の場としての活用につきましては、活用を希望される団体等がございましたら、貸し付けについて検討させていただきたいと考えているところでございます。

なお、このことにつきましては、小学校がすぐそばにありますので、小学校の授業時間中ということになりますと、相当制約が出てくるのではないかと考えているところで

ございます。

次に、スポーツによる地域の活性化と町づくりについてのご質問にお答えをいたします。

まず、町民の反応についてでございますが、1月11日から14日まで行われた3泊4日のキャンプ日程のうち、2日目から4日目の午前中までに練習や交流会が実施され、町内外から約250名の見学者がありました。大変好評でありました。

町費の投入につきましては、平成29年度12月議会で、地域間交流費を10万円増額補正し、歓迎横断幕、歓迎セレモニーの費用、お土産の農産物の代金として支出をしております。

経済効果につきましては、わずか3日間ということでもございましたので、町内の施設で利用いただいた麟泉運動公園・坂瀬川地区総合グラウンド・体育センター・武道館の利用料となります。その他、購入があったものとして、協賛団体からの協賛品等がございました。

最終日に実施されましたサッカー交流会やふれあい交流会では、地元小中学生76名が参加しました。又、サッカー部員だけでなく、一般町民の方もプロサッカー選手と交流することができ、貴重な体験をしたと喜んでいただきました。

又、このことにつきましては、新聞やラジオでも取り上げられております。

今回のキャンプが縁となり、3月4日に開催されましたロアッソ熊本のホーム開幕戦に、町内の小中学生と保護者が招待され25名が観戦をなさいました。

今後は、この築かれた縁を大事にし、引き続きキャンプ・合宿の誘致に努めてまいります。

各グラウンドの年間維持管理費についてでございます。麟泉運動公園は、平成29年度予算額で271万8,000円、坂瀬川地区総合グラウンドは平成28年度の実績額で265万3,000円、農村運動広場は、平成28年度実績額で83万2,000円でございます。

芝の管理等で使用できない期間につきましては、麟泉運動公園では毎週水・木曜日を、坂瀬川地区総合グラウンドでは毎週月曜日、火曜日を芝の養生日と設定しており、原則グラウンド内の利用はできません。

又、9月から11月にかけて、冬芝の育成期間として使用ができなくなっております。冬芝の育成状況によりまして毎年育成期間が異なりますが、およそ6週間から8週間の期間でございます。冬芝の育成期間を除きますと、年間を通じてどちらかのグラウンドは使用できるようになっております。

サッカー主体グラウンドと他グラウンドとの考え方についてであります。坂瀬川地区総合グラウンド及び麟泉運動公園につきましてはサッカーのほか、グラウンドゴルフ

や健康づくりのための散歩等にも活用をいただいているところでございます。

なお、農村運動広場の整備につきましても、平成30年度予算に、夜間照明修繕費、内野グラウンドの整備費等を計上しているところでございます。

次に、世界遺産登録に伴う交通網の整備についてでございます。

ご質問がありました苓北観光汽船株式会社の高速船は、平成26年4月1日に就航をいたしております。苓北町からの支出額は、平成26年度1,960万円、27年度1,487万2,000円、28年度1,467万円、29年度が977万5,000円であります。又、年度別利用状況は、平成26年度1万4,285人、27年度1万5,367人、28年度1万4,243人であります。

就航に伴う富岡港整備費用につきましては、現在使用しております浮棧橋及び連絡橋新設のための事業費が2億181万1,000円で、苓北町負担が20%の4,000万円となっております。

国庫補助対象経費は、標準的な賃率や経費単価に基づき算定され、標準化した欠損見込額です。補助率は、補助対象経費の2分の1に相当する額を支給していただくことになっております。

熊本県の補助金は、苓北町補助額の約3分の1となります。平成30年度予算では苓北町補助が900万円、うち熊本県補助が300万円を計上しております。

経済効果であります。本航路は、長崎市から医師の通勤に利用され、又、天草から長崎の医療機関に通院されるなど、苓北町をはじめ天草の地域医療に大きく貢献しており、他にも地域住民の生活航路として大変重要な役割を果たしております。

更に、長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産など文化観光面からも重要な航路であり、併せまして、本航路を利用して天草地域と長崎地域の歴史・文化・経済的な交流が現在も続き、地域間交流やふるさと交流が定期的に行われているところでございます。

船の発着に合わせた定期バスの発着でございますが、富岡港発着については産交バス、これは本渡行きだけでございますが、と巡回バスが運行されております。産交バスは待ち時間に差がありますが、平日は全ての便に接続をしております。一方、巡回バスは、平日では富岡港7時10分発の便に間に合うように接続をしてありますし、富岡港に17時45分に船が着きますので、17時50分の便が接続をしているところであります。

茂木港発着につきましては、長崎バスが運行され、待ち時間に差がありますが、平日、土曜・日曜日ともに全ての便に接続をしております。

次に、天草・長崎航路の国庫補助につきましては平成28年3月3日、参議院予算委員会において、ご指摘があったように秋野公造参議院議員が「長崎・天草航路につい

て、国の離島航路補助の対象として申請が出た場合には、支援をされるのか」という質問を石井国土交通大臣になさいました。その折、大臣は「補助対象の可能性はある。今後、地元自治体などで協議会が構成され、補助に対する要望、相談があれば、補助申請の準備について支援したい」との回答がございました。これを受けまして、苓北町を事務局とする天草・長崎航路対策協議会を設立し、平成２８年度中に協議会を３回開催いたしました。

国庫補助航路新規認定のためには、国土交通省への事前協議が必要となります。この事前協議の際に提出する航路改善計画を協議会において作成をいたしております。又、事前協議書には、過去３年間の収支と今後３年間の航路損益見込を添付します。苓北観光汽船株式会社的高速船が平成２６年４月に就航したことから、３年間の収支実績をもって、平成２９年５月に事前協議を実施しました。

６月１４日付けで国庫補助航路へ新規認定についての承認通知を九州運輸局から受領し、６月２３日付けで、平成３０年度離島航路確保維持計画認定申請書を国土交通省へ提出をいたしました。

結果といたしまして、昨年９月２９日付けで計画認定及び補助額の内定通知を九州運輸局からいただいております。どうしてこれまでこういうことができなかったのかと。私も関係の国会議員等にそのことを申し上げて、お願いをずっとしてまいりましたが、秋野公造参議との談話の中でこの話をしました。ご承知のとおり、秋野参議は医師になられた直後、苓北町の病院に長崎から通っておられました。この航路を利用しておられましたので、十分その活用性を承知しておられました。その中で、半島振興の法律が変わって、半島間と半島間の間であれば、この件については、全額離島並みではないけれども、離島航路の半分程度は補助があるようになったと。その第１号が函館と青森県の大間で実施されたと。次に、この長崎半島と天草の下島半島を結ぶ航路にできるのではないかとということをおっしゃっておりまして、それで、国土交通大臣とも秋野参議へ、非常に親しい間柄でありましたので、このことが進んだと推測をしておりますし、我が町が国会の正式な場で航路として地図上に描かれたことを明示していただいたというのは、初めてのことで、私の経験では思っております。それだけ頑張っていたということに感謝し、又そのことが実現をしたということで、この航路の継続性が確保されたのではないかと非常に感謝をしているところでございます。

次は、国道３８９号線の整備についてのご質問でございます。年柄から都呂々竹の迫、萱の木から天草市下田の区間においては、毎年のように通行止めを伴うような災害が発生をいたしております。

このような状況から、苓北町長、天草市長、上天草市長の連名で、この区間の抜本的な防災対策を講じていただくよう、県に要望書を提出いたしたところでございます。

これを受けまして、天草広域本部土木部におかれましては、昨年の夏頃までに法面の緊急調査を実施されております。この緊急調査もですね、入念な調査でありまして、約4,000万円以上かけて法面の状況を調べていただいたようでございます。その結果、報告の説明を受けました際に、緊急性が高い箇所から順次、対策工事を実施していきたいと説明がございました。

既に、萱の本地内の巨石が落下した箇所の法面の対策工事につきましては、工事が発注されております。この他の区域につきましても、順次防災工事等が実施されるものと考えているところであります。

次に、この区間の海岸線側に路側の崩壊やガードロープの破損等で未対応の箇所があること、天草市側で改良済と未改良区間の取付部に危険箇所があるとの指摘をいただいております件につきまして、天草広域本部土木部に連絡を入れましたところ、危険だと指摘を受けました箇所につきましては、「県としても十分に認識をしており、順次対応を行っていきたい」との回答でございました。

又、交通安全標識の整備につきましても、必要箇所等の要望があれば道路管理者へお伝えをしまいたいと考えているところでございます。

以上で、松本良人議員の質問に答えさせていただきました。

○議長（山本政人君） 松本君。

○1番（松本良人君） まず、都呂々中学校跡地についてでございますけれども、株式会社レノバからの申し入れがあっている、検討中ということでございますが、その他については、新しい構想はないということでしょうか。

○議長（山本政人君） 教育課長。

○教育課長（汐崎正喜君） 今のところ、その他、貸し付けを希望されている団体等はございません。

以上です。

○議長（山本政人君） 松本君。

○1番（松本良人君） 地域の交流の場としての活用云々をお尋ねしていたんですが、希望する団体等があったら、貸し付けについて検討するということですが、この団体というのは、具体的にどういった団体なのでしょうか。

○議長（山本政人君） 教育課長。

○教育課長（汐崎正喜君） 貸し付ける施設を適切に管理できる団体と考えておりますので、具体的というか、NPOとか法人のような団体を想定しております。

○議長（山本政人君） 松本君。

○1番（松本良人君） 老人福祉センターとか公民館、あるいはコミセン、志岐集会所というような町直轄ではできないということですね。老人福祉センターとか公民館とか

は町で直轄でやっておられるじゃなかですか。直轄というか、予算を100%いただいでですね。例えば木場小学校とか云々というのは、NPO法人とか何かを立ち上げてから云々というのがありますけれども、そこら辺の違いは。

○議長（山本政人君） 教育課長。

○教育課長（汐崎正喜君） あくまでも基本方針としましては、施設を貸し付けるという方針でございまして、その貸し付けられる団体ということでございます。

○議長（山本政人君） 松本君。

○1番（松本良人君） 実は、2月20日に第3次苓北町地域福祉計画策定委員会が開催されました。この件につきましては、ちょうどこの2月20日頃開催がございましたので、通告直前に開催されましたので、通告はいたしておりません。もし、ご理解いただければ、担当課長あたりからのご説明をお願いいたしたいと思います。

熊本県では、福祉計画書素案の中の29ページでございますけれども、熊本県で「誰もが集い支え合う拠点づくり」として進めている「地域の縁側」、これが町内にも7ヶ所登録があるということでございますが、都呂々地区にはもやいですね、地域の農産物を置いてあるところですが、そこが登録されておるところということでございますが。町民に幅広く紹介し利用促進に努めるとともに、新たな場所の発掘に努めますとなっております。

この中学校跡地は最高の施設ではないかと思われませんが、もし担当課長あたりのお考えがあったらお尋ねしたいと思います。

○議長（山本政人君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（山崎敬一君） 地域福祉計画につきましては、福祉保健課が担当課でございしますので、私のほうから述べさせていただきます。

地域福祉計画につきましては、社会福祉法第107条に規定され策定することが市町村に義務付けられているというところでございますけれども、松本議員におかれましても、委員として計画づくりに参画していただいておりますけれども、その計画の中で住民が主体的に地域活動を行うため、話し合いや情報交換ができる拠点や交流の場所の確保が必要で、各公民館や志岐集会所、老人福祉センターなど既存の施設を活用するように計画をしております。

又今、松本議員がおっしゃいました熊本県が進めております「地域の縁側」、これには町内から7ヶ所が登録されておりますが、今後も「誰もが気軽に集い支え合う拠点づくり」として新たな場所の発掘に努めることとしております。そういった意味では、今提案をされております旧都呂々中学校の新たな地域の福祉の拠点になり得る施設だと思いますけれども、先ほど町長の答弁にもありましたように、町教育委員会が進める計画としては、貸し付けを基本としておりますので今後もその他の施設も含めて検討する必

要があるんじゃないかなと思っております。

以上です。

○議長（山本政人君） 松本君。

○1番（松本良人君） 高齢者とか、あるいは四、五十代からの高齢者の予備軍でございすけれども、今、スポーツ・運動にかなりウエイトがかけられております。というのが、後期高齢者医療にしても介護保健医療にしても、あるいは国保のあれにしても、かなりの額が積んでおりますので、やはりそこら辺から教室あたりを使った運動とか、あるいは縁側としての憩いの場所等が、すばらしい環境じゃなかろうかと思っておりますので、ぜひとも前向きで検討をしていただきたいと思います。

続きまして、スポーツ関係でございすけれども、町内外から250名の見学者があったということですが、私なりに言いますと、4日間で250名というのはかなり少ないんじゃないかと思ひますけれども。250名だったんですか。私はプロサッカーチームのロアッソなどということであれば2,500名ぐらいは当然おいでになるような規模でなければ、今までここに金をかけてきた価値はないと、そう思ひますけれども、250名で間違いありませんか。

○議長（山本政人君） 企画政策課長。

○企画政策課長（荒木広之君） 職員が出向きましてカウントしたところ、250名ということでございす。

○議長（山本政人君） 松本君。

○1番（松本良人君） それでは、これに要した経費は、確かに10万円補正したのはわかっております。おおよそ総額はどれぐらい出してありますか。経費の総額ですよ、この2番目にお尋ねしました町費の投入はありましたかということです。これは補正の分だけしかしておりませんので、全体的なやつ。

○議長（山本政人君） 企画政策課長。

○企画政策課長（荒木広之君） 町の経費を支出しましたのは、約6万円ぐらいです。

○議長（山本政人君） 松本君。

○1番（松本良人君） 10万円補正して、例えば横断幕をつくりましたとか何かで、6万円ぐらい。はい、わかりました。

経済効果についてお尋ねをいたしますけれども、1点目、運動公園の当初から現代、平成29年度まで総事業費はどのくらいですか、かかったお金。それと、今回行われたロアッソ熊本の招待事業で、ここ苓北町に落ちたお金、宿泊、弁当等食事ですね。これはどのくらいか。あるいは町内外からもやはりプロの選手を見に行きたいということでおいでておられると思ひますけれども、お客さん方のここに落とされた消費と、町の経済効果というのはどのくらいありますか。

○議長（山本政人君） 教育課長。

○教育課長（汐崎正喜君） 今までの総事業費についてお答えいたしますと、拠点避難地造成事業・麟泉運動公園整備事業、備蓄倉庫建築事業等のほか、平成30年度にも備品購入費用を計上しておりまして、それを全て合わせますと4億529万8,000円ほどとなります。

○議長（山本政人君） ほかに。企画政策課長。

○企画政策課長（荒木広之君） 経済効果で苓北町に落ちたお金がどれくらいか、宿泊、弁当、その他ということですが、宿泊・弁当については、当初町内の事業所を利用予定で打ち合わせを行っていましたが、最終的に条件が合わずに、町外の施設を利用されました関係で、宿泊・弁当の消費は町内ではございませんでした。

お客様の消費ですが、先ほど250名ということでカウントしておりますが、このうち町内、町外を分けるのが困難でございまして、町外からどれくらい見えられたかという把握ができておりませんので、数字的には出せない状況でございます。

○議長（山本政人君） 松本君。

○1番（松本良人君） せっかく今回初戦で1勝したということでございますけれども、プロのサッカーチームがおいでになったと。そして又、相当な4億円という金をかけております。それから、私は反対しましたけれども、地域の方々は相当期待を持ってこのグラウンドの完成にはあたられたんじゃないかなんかと思っております。それが、例えば宿泊場は違うと、食事も昼飯もよそだと。ここに金が落ちたのは何か。事業費はほとんど国費だろうと思っておりますけれども、国費あるいは起債にいたしましても我々の税金ですので、そこら辺、もし今後やろうとしても金は落ちんとじゃないかなんか解釈いたします。今後は、一生懸命頑張っていただければなと思います。

それから、麟泉運動公園とか坂瀬川グラウンドの経費はお尋ねしましたけれども、この経費はグラウンド内の整備だけですか。

○議長（山本政人君） 教育課長。

○教育課長（汐崎正喜君） この管理費については、グラウンド面、斜面、樹木選定等の整備費が入っております。

○議長（山本政人君） 松本君。

○1番（松本良人君） 実は、次に上げておりましたけれども、今、サッカーのグラウンドには果たして500万円以上のお金がかけてありますが、今、サッカーをやらない、例えばコミュニティセンターとか、都呂々のグラウンドあたりには、大体年次的に改修とか、あるいは多分全天候型という形で、あまり雨が降ってもスーッと吸うような形でつくってあると思うんですね、今のグラウンドは。そこら辺を改修して、朝雨が降っていてももう10時から使われますよと、昔はそうであったんですが、今、そこら辺

は年次的に改修されておりますか。あるいは町として雨の降った後、どこら辺が水たまりがいっぱい出て使われん、どこら辺まで使われるというような、そういったことを把握はしておられますか。

○議長（山本政人君） 教育課長。

○教育課長（汐崎正喜君） ほかのグラウンドの整備状況でございますけれども、ちょっと古くなりますけれども、昭和63年度に志岐小学校と都呂々公民館、平成2年度に苓北中学校と都呂々小中学校、平成5年度に農村運動広場と富岡小学校、平成6年度に坂瀬川小学校それと平成26年度に苓北中学校と志岐小学校のグラウンドの一部、平成27年度には、砂の入れ替えでしたけれども、旧坂瀬川中学校について、グラウンド整備事業等を実施しております。

又、農村運動広場グラウンドにつきましては、雨がたまるとか何とかで、平成30年度に、内野ではございますけれども、砂投入等の整備費について計上をいたしております。

以上です。

○議長（山本政人君） 松本君。

○1番（松本良人君） かなり整備はされておるということでございますけれども、飛び飛びの年度ですね。この坂瀬川のサッカー場あるいは麟泉運動公園については毎年両方で500万円ぐらいかかるわけです。しかしながら、他のグラウンドについては、本当微々たるものぐらいしか金がかけてないということでございますけれども、今後は、年次的に現場を調査されまして、やはり整備をされるような体制はつくられますか。これはお願いですが、つくっていただけますか。これは相当大事なことだと思いますよ。なぜ、サッカー、今先ほど経済効果もあまりないサッカー場に毎年500万円もかけてですよ、学校の小中学校のグラウンドにしても、あるいはコミセン、都呂々公民館、坂瀬川公民館のグラウンドもあると思いますけれども、そこら辺は全くあまり金がかけてないというところでございますけれども、どうですか、そこら辺お尋ねしたいと思います。

○議長（山本政人君） 教育課長。

○教育課長（汐崎正喜君） 坂瀬川地区総合グラウンド、麟泉運動公園につきましては、やはり芝の管理にどうしても費用がかかるということで、ご理解いただきたいと思います。その他のグラウンドにつきましても、おっしゃられたように検討をさせていただきます。

それと、サッカー関係の各種大会及び合宿等で、平成28年度参加者等の宿泊費や弁当代等の飲食代を参加者で推計して、教育委員会で推計しましたところ、おおよそ64万4千900円ぐらいの平成28年度効果があったものと推計させていただいております。

以上です。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 施設であります。全ての施設はやはり町民の方々が身近に使われるところでもございます。整備に必要なところがあれば、よく検討をしてやっていきたいと。又、芝生のグラウンドは、確かに毎年お金が要りますが、これはロアッソのことだけをここに書いてありますけれど、つい先日も中学生が160名ほど泊まって芝生のグラウンドめがけて、島内外から集まってきておられますし、そういった魅力は十分にございます。

あと、ちょっと残念なのが、九州電力の定修とちょうどいい時期に重なって、ゴールデンウィーク等が使えない、宿泊施設がないということが、ちょっと残念なことではあります。やはりその期間を除いてしっかりと大会等を開きまして、十分な活用を考えていきたいと。

又、付け加えますと、ちょうどロアッソが来た日は大雪でありまして、大雪の中であつたにもかかわらず、グラウンドが非常に良好だったと。ただし、中学生がみんなで総出で雪かきをやってもらいまして、周りのグラウンドはべちゃべちゃでしたけど、整備したところについては、もう雪をかいてしまったら全て普通どおり利用できたという、その利点がありましたので、そういった意味で、我々もその活用策について、頑張っていきたいと思っておりますし、受け入れる宿泊施設等にも、もろもろご相談をしながら、十分活用していただけるような状況をつくり出していきたいと。そういった意味で、今後の今ご指摘があったことは課題として受け止めまして、頑張っていきたいと思っております。

○議長（山本政人君） 松本君。

○1番（松本良人君） 時間がございませんので、次に入らせていただきますけれども、長崎の航路の関係でございますけれども、定期バスの運行については、町として、この航路について真剣に考えてあるのかなと、毎回、毎年平均1,500、1,600万円町の金を出しておる。そして事業者の方にも一生懸命頑張ってもらっているわけでございますけれども、ここら辺はないがしろにして、ただつくればいい、補助金を出せばいいというような考え方ではないわけでしょうね。

そこら辺ですね、実は私あちこち、たまに行くところがありますけれども、今インターネットとか、あるいはスマホあたりで予定なんかすぐ出てくるわけですよ。ところが交通の便が悪いところは絶対はねていくですもんね。もし私が福岡から今何も持たずに世界遺産を見に行きたいということであれば、絶対ここの富岡から、ここは使いませんよ。長崎から雲仙に行って、口之津から鬼池に渡って本渡回りに行つてぐるっと回ると。そして後は、鹿児島に行ったり、又戻つて三角の遺産を見ると、そういった形にな

と思いますよ。接続のダイヤがないということには、普通は旅はしないと思いますよ。そこら辺全く無頓着じゃなかつかなと思いますよ。

今福祉バスの関係が云々ということが出ましたけれども、当初福祉バスの考え方は、産交バスの廃止があったから、下田、富岡間に廃止があったから入れましょうということだったんでしょう。それが今、苓北町全体を同じペースで回っていくということなんですね。これは別に考えるべきじゃなかろうかなと思っております。

今後の検討課題あるいは町費の無駄遣いにもなろうと思いますので、そこら辺言いますけれども、企画政策課あたりの考え方はどうですか。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） この航路運営について町が非常に熱心じゃないというようなことでありますけれども、今度離島並みの補助をもらったということは、私が秋野議員とよく相談しながら進めていった結果、すでに数字が出てきているじゃないですか。頑張ったということですよ。

後段におっしゃったことは全くそのとおりで思っています。船から降りて二次交通がないところにはやっぱり皆さん来られません。ただ、この答弁書には書いてなかったんですが、今はレンタカーを用意しております。無料レンタカーもありますし、それがなくなったら有料のレンタカーもごさいます。この件をまずよく宣伝をして、航路利用者にも使っていただけるようにすると。

それと併せまして、観光に來られて崎津まで行きたいという方をどうするかということ、我々もいろいろ考えています。考えていますが、やはりこれは官民一体となつてですね、例えば旅館の組合と一緒に、どう観光案内も兼ねた中でやっていけるかと、このことについては、なるべく早く結論も出していかなければならないと考えているところでございます。

そういった意味で、まだまだこれからやらなければならない課題、特に交通の課題をしっかりと具体的なものを出していきたいと考えております。

○議長（山本政人君） 松本君。

○1番（松本良人君） 実は、国からの補助金が適用された経緯をお聞きいたしました。町長は町が国会で取り上げられたのは、そうにやいいことだと。すばらしいことだということも、今日おっしゃっていた。それは前も私は聞きましたけれども、確かにそうです。ただ、なぜ今まで、地元の国会議員さんとか、何かいっぱいおいでであつて、たまたま秋野参議がおいでになつて、昔利用されたということで、「ここはそういったものがあつとやっとな」と、これは私もそこにいろいろ聞きましたけれども、参議のほうから話を持ちかけられたんじゃないかなという認識を受けました。やはり私たちは、こういった補助金があるならば、町で、あるいは県あたりの指導を受けながら、あ

るいは国会議員の皆さま、あるいは県議の皆さま、我々も一緒ですけれども、町会議員が、我々もせにやいかんのですけれども、そこら辺の対応は、やはり考えにやなからんば、いかん問題じゃなかろうかと思います。

ここまで遅れたということは、苓北町にとって相当な欠損ですよ。できる品物ができなかったわけですので、今後はそこら辺を十分に注意していただきたいと思います。

それから、交通安全の件でございますけれども、私たちが車であちこち観光とか何か、あるいは遊びに行くわけですが、やはり標識がぴしゃっと整うとらんば、何かその地域がサービスが悪いというような認識を受けるとですよ。ぜひですね、西海岸線あたりは相当展望もいいところでございますので、交通標識あるいは道路の白線なんかも白い何かぼーっと引いてあれば、身が締まってですね、交通事故も起こらないわけですので、そこら辺今後は十分に対応していただきたい。

そして、これは町が持ち出す金じゃないと思いますので、県あたり、あるいは公安委員会あたりを動かしていただいて、予算獲得に頑張っていただきたいと思います。

最後となりますけれども、苓北町は、どこも一緒ですけれども、急激な人口減あるいは高齢化、この上昇には歯止めが止まらない状況にあるのはご承知のとおりだと思いますが、実際的には町政において、無駄・無理のない後世に住みよい苓北町を引き継ぐのが私たちの責任じゃないかと思うとです。

先ほど高戸議員の質問の中でも、交付税の対象が厳しくなると、今までできているものができなくなったということでした。そういった状況は、今後国の借金が増える中でますます多くなってくるということは、これは今私でも予測がつきます。これは当然行政においては予測がつくと思うとです。町民の方々が不便や危険が及ぼすところは町単独ででもやりにやいかんのじゃなかろうかと思います。

そういうことであれば、無駄を省く、そこら辺に十分やっぱり注意をしていかなければいかん問題じゃなかろうかと思います。子どもや孫たちに大きなツケを回すのは、言い換えれば現代版隠された児童虐待といっても過言ではないと思っております。

苓北町がそうならないことを期待して、質問を終わりますけれども、もし反論があったらお尋ねしたいと思います。

○議長（山本政人君） 町長、時間がございませんので、手短に。

○町長（田嶋章二君） はい。今まで航路の補助が国から来なかったのはいかにも我々の怠慢みたいなことをおっしゃっていたわけですけど、そのことについては、私が秋野議員と話をする中で、この継続性に非常に町の金を使って、厳しさがあると、離島振興法並みのことができんかどうかということをお伺いしたときに、秋野さんが半島振興の役員か何かをやっておられて、これは新しく法律ができたそうなんです。半島と半島間のラインを結ぶ航路については、離島並みの補助をつくらうという、このあれができた

ので、これが適用できるんじゃないかと秋野さんのお考えで、今度は国会質問を経て実現をしたということですので、それまでにはできなかったということなんですね。うちは離島としては認定されていませんので。

そういうことでありますので、今までできなかったのは法律が変わって、そしてまたこれに注目をしていただいた秋野参議の、やっぱり地域を思う気持ちが強かったということで、できたてのほやほやで、秋野さんがそこに委員の責任者として携わっておられたからすぐできたんじゃないかと判断をしております。

それと、子育て等については私どもは懸命な努力をして、他に先駆けてもろもろのことを実行してまいりました。このことも議論の中で出てくるかと思いますが、できるところは少しずつでも、そして早くやるべきところは借金をしてでもやっていきたいと考えているところですから、やはり議会での質問の中で、虐待という言葉なんていうのは、お使いにならないでいただきたいと。よろしくお願いします。

○議長（山本政人君） これで松本良人君の一般質問を終わります。

次に、通告3番、倉田明君。

○5番（倉田 明君） 通告3番、倉田です。通告の風力発電事業計画の現状と今後の工程等の見通しについて質問をいたします。

ご承知のとおり、地球温暖化が心配されている中、近年再生可能エネルギーを活用した発電事業等が進められております。

そのような中、現在苓北町にも風力発電事業計画が3企業から来ております。平成28年には株式会社ウェル企画、本社は大分県が富岡京の坪付近に、9.8kWを2ないし3基、それと29年には日本風力エネルギー株式会社、本社東京が坂瀬川方面に7,500kW風車3基、そして株式会社レノバ、本社東京が都呂々地区のほうに最大4.5kWを15基、最大で計画されているようでございます。

そういった中で、ウェル企画の住民説明会は28年11月17日と29年2月18日に出来町公民館で開催されました。また、29年3月8日には、日本風力エネルギー株式会社から庁舎において、全員協議会で説明を受けたところでございます。そしてまた、29年7月31日には、レノバから議員のほうにも説明があったところでございます。

また、そのほかの関係地区においても住民説明会が開催されたわけですが、改めて3社の事業計画の現状と今後の工程等について伺いをいたします。

2点目に、関係地区を中心とした住民説明会が開催されておりますが、私も全会場には行けず、その意見内容等については把握しておりませんが、説明では騒音・超低周波音等については、環境アセスメントで詳細に調査等をするということになっておるようでございますが、電磁波については一般レベルとのことでありましたが、これに関し、

住民の一部から健康への被害あるいは心配がされる声があったようでございます。

この件につきましては、会社の説明等では検討や対応する旨のもと、日常生活等に特に心配するまでないような説明だったようでございますが、町当局はどのように理解されているかお尋ねをいたします。

又、各会場での住民からの意見の中で、町として特段対応等が必要と思われる事柄はあったのか、お尋ねをいたします。

3点目に、風力発電の立地町となった場合、本町及び立地地区への経済的振興策等について伺いいたします。

以上でございます。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 只今の倉田議員のご質問に答えさせていただきます。

風力発電3社の事業計画と今後の工程等についてのご質問であります。まず、富岡京の坪地区に建設予定の小型風力事業につきましては、事業者の確認をいたしましたところ、只今引き続き検討中であるとのことで、具体的な計画がまだ立っていないというようなお返事だったようでございます。

次に、志岐地区及び坂瀬川地区で計画されております風力発電事業計画であります。事業者は東京都に本社を置く日本風力エネルギー株式会社という再生エネルギー専門の会社でございます。2月の全員協議会の折にも説明をいただきましたが、風車は広域農道山頂にある水ノ元観音堂から南東に位置する場所に3MW（メガワット）級の風車3基の建設を予定されております。現在までに風況調査、騒音や低周波などの環境調査、測量、地質調査を実施済みであり、今後は、森林法に基づく熊本県からの林地開発の許可、電気事業法に基づく経済産業省への工事計画の届出が済み次第、土木工事に着工をし、2018年8月から約2年をかけて施工される予定であります。

次に、都呂々地区に計画されております風力発電事業計画では、事業者は東京都に本社を置く株式会社レノバでありまして、この会社は、ついせんだって東証1部に鞍替えをした会社でございます。東証1部上場ということでございます。再生エネルギー専門の会社でございます。建設場所は都呂々ダム付近尾根、金井の森付近尾根、陶石採石場付近尾根で、事業規模は1基当たり最大4.5MW（メガワット）の計15基で、最大出力67.5MW（メガワット）の計画となっております。

現在、環境アセスメント、風況調査、国・県との許認可の手続きを進めておられます。工事期間は2021年6月から2024年まで、運転は2024年から2043年までの20年間を想定されておられます。

次に、騒音・低周波等についてどう理解されているかという質問であります。事業者が関係地区を中心に住民説明会を開催されました。騒音・超低周波等については一部

の住民から心配の声があったと聞いておりますが、日本風力エネルギーにおかれては、自主アセスメント調査を実施され、「環境基準値内で生活への影響はないと予測されている。」との報告を受けております。

都呂々地区の事業につきましては、現在、影響がないかどうか環境アセスメントで調査を実施されておられます。各事業の説明会の折の住民の皆さま方の御意見としては、情報を地元へ速やかに提供してほしいとの意見がございました。節目節目にご報告をしたいと考えているところであります。

現時点で町としては、許認可手続きや事業実施に係る調整について随時協議を進めているところでございます。

最後に、町及び立地地区への経済的振興策等についてのご質問であります。現在の試算によりますと、固定資産税・法人町民税が20年間で、2社で約13億円の税収増となるようであります。又、建設工事に伴う宿泊、地元商店での購買、付帯工事、資材調達等による地元企業の活用等の経済効果が期待できます。更に、地域貢献活動として地域活動への参画、地域貢献に役立つ事業が計画されているようですので、今後どのような形で進めて行くのか、関係者の皆さま方と協議を進めてまいりたいと考えております。

以上、倉田議員のご質問に答えさせていただきました。

○議長（山本政人君） 倉田君の質問の途中でありますが、ここで、昼食のため午後1時まで休憩をいたします。

-----○-----

休憩 午前11時56分

再開 午後 1時00分

-----○-----

○議長（山本政人君） それでは休憩前に引き続き、本会議を開催します。

なお、午後からも小学校の児童が、都呂々小学校と志岐小学校の2校がそれぞれ違う時間帯で傍聴に来ます。したがって、休憩時間が通常と違う、不規則になるやもしれませんが、ご理解のほどお願いをいたします。

それでは、午前中に引き続いて、倉田君の一般質問を続けます。

倉田君。

○5番（倉田 明君） 再質問をさせていただきます。

先ほど、3企業の今後の進出状況についてご説明いただきました。その中で、ウェル企画につきましては引き続き検討中ということでございましたが、まず日本風力エネルギー株式会社、これは当初の事業計画では7,500kWだったんですね。先般、2月23日の全員協議会の資料では、これが1kWマイナスで、7,499kW、1kW

減少になっているんですけれども、何か聞いておられますか。

○議長（山本政人君） 総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） 只今のご質問ですけれども、当初、29年3月8日の全員協議会の説明会の折には、計画出力7,500kWということで、私のほうからお答えをしておりました。その後、9月の全員協議会、それから先だつての2月の全員協議会におきましては7,499kWということでご説明をしております。この点については、アセスメントの関係で7,500kW未満について自主的なアセスでよいということでございまして、業者といたしましては、出力制限をかけた中で7,499kW以内で発電をしたいという考えの中で、この数値となっております。

○議長（山本政人君） 倉田君。

○5番（倉田 明君） 総務課長のほうからご説明がありましたが、いわゆる7,500kW以上になりますと法的なアセスメントが必要ということで、それ以下だったら自主的な会社のほうで対応できるということで1kWマイナスになったのかなと、そう理解しているわけでございます。

そういった中で1kW減少された中で、いわゆる7,500kW、当初の計画では1,300万kW時、これが約4,000世帯分となっております。今度1kWマイナスで、7,499kWで1,500万kWと、いわゆる200万kW増えているんですね。まして、今度5,500世帯、だから1,500世帯増えているんですね。いわゆるマイナスになりながら増えたというのは、どういうことで理解すればいいか、その辺がわかっておれば、はい。

○議長（山本政人君） 総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） 只今のご質問ですけれども、施設計画自体には当初から変更はございませんけれども、出力能力3MW、3,000kWを、先ほど言いましたように、出力制限をして2,499kW以下で発電するというところでございます。現在までの風況調査の結果から見まして、それから施設稼働率を、当初は30%以下で見ておられたんですけれども、風況調査等の結果を踏まえて、施設稼働率を30%と想定をされておりまして、その上で、計画発電量がまだ評価中で、概算ではありますけれども、現時点では3基で1,500万kW、約5,500世帯分の電力消費量を賄える発電ができるということで想定をされているということでございます。

○議長（山本政人君） 倉田君。

○5番（倉田 明君） 只今、風力調査でいわゆる30%ぐらいアップするだろうということで、そういった発電能力が増えて1,500世帯分が増加したということで理解していいんですね。はい、わかりました。

結局、自社の環境アセスメント調査になりますので、今後地元説明会というのは、当

然ないわけですね。

○議長（山本政人君） 総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） 自主アセスメントの結果につきましては、一部議会での全員協議会、並びに坂瀬川・志岐地区の区長会、それから坂瀬川木場区、鶴区並びに志岐の志岐山区各説明会において一応説明をいたされております。ただ、今後も工事着手前に工事等の概要も含めて、改めて環境アセスメントの説明を行いたいということで、業社のほうでは考えておられるようでございます。

○議長（山本政人君） 倉田君。

○5番（倉田 明君） 先般23日の協議会の折には、いわゆる工事等につきましては、地元の方にも安全面を含めていろいろと意見を交換したいという内容でございました。私が聞きそびれたかもしれませんが、その折、環境アセスメントの追加といいましょうか、補足的な説明があるかどうかは聞いておりませんでしたので、あえて聞いたんですが、そのときにも、されるということですね。

○議長（山本政人君） 総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） はい。現在まで一部抜粋した形での説明しか行われておりませんので、一応環境評価、アセスメントの結果については、その時点で再度報告をされるということでございます。

○議長（山本政人君） 倉田君。

○5番（倉田 明君） その点については、わかりました。

先ほど今後の推移、いわゆる作業工程等で、町長答弁で日本風力エネルギー株式会社のは2018年から2年かけて進めるということでもございました。これについては稼働の時期というのはいつ頃になるのでしょうか。運転開始、予測ですけどもね。

○議長（山本政人君） 総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） 今の時点では、先ほど町長の説明でありましたように、2018年の8月から約2年かけて工事を施工するというので、その後の運転開始ということでもございますので、今のところは2020年夏頃からの運転開始を計画されております。

○議長（山本政人君） 倉田君。

○5番（倉田 明君） はい、わかりました。

レノバのほうですね、これは2021年6月から2024年まで工事を進めるようなことで、いわゆる稼働が2024年頃になるだろうということだったんですけれども、そういうことでいいんでしょうか。

○議長（山本政人君） 企画政策課長。

○企画政策課長（荒木広之君） はい、その予定でございます。

○議長（山本政人君） 倉田君。

○5番（倉田 明君） わかりました。それと、今度はいろんな健康被害等々について、一部いろんな意見が出ておりましたが、先ほど電磁波については、生活に支障はないという町長の答弁でございました。そのように一応理解はさせていただきます。

それと、先ほどというか、レノバにつきまして、やはり騒音とか超低周波音については、今後環境調査等で、詳細な件については後日改めて報告されるということでしたが、その時期というのは大体いつ頃目安として計画になるのでしょうか。

○議長（山本政人君） 企画政策課長。

○企画政策課長（荒木広之君） まず、電磁波の件でございますけれども、電磁波が一応送電線の直下で20マイクロテスラ（ μ T）、単位がマイクロテスラ（ μ T）ということでございますが、でございます。国の規制値が200マイクロテスラ（ μ T）でございます。100m離れると、それがもう14%の値になるということで、一般的には電子レンジや洗濯機と同じレベルということで、環境アセスメントの必要項目から、国の基準が外れておりますので、今回は電磁波についてはアセスメントは行わないということでございます。

騒音低周波につきましては、現在環境アセスメントをしておりますが、その結果につきましては、その2年後の2020年夏頃に住民説明会を開催する予定だというふうに聞いております。ただし、全体的なことについて、住民の方からの説明の要望があれば、随時開催をしていくということも聞いておりますので、まず環境アセスメント、ある程度の調査が進みましてから、結果について報告をしたいという考えのようでございます。

○議長（山本政人君） 倉田君。

○5番（倉田 明君） 只今、環境アセスメントの住民説明会につきましては、一応2020年頃という目安ということでございまして、先ほど町長の答弁にもありましたように、生活等に支障のない範囲で随時情報等を提供してほしいという要望があったということでございますので、その辺も配慮しながらできる限り提供いただければと思っております。

いずれにいたしましても、地元の方を含んで、やはりいろんな意見交換をしながら進めていただければと思っております。

先ほど、いわゆる町の振興策、あるいは立地地区への支援策等の答弁があったわけですが、先ほど2社、日本風力エネルギーとレノバのほうで、20年間で13億円ぐらい、いわゆる固定資産税等が入るという予定でございました。なお、また地区、いわゆる設置地域についての振興策等につきましては、いろんな貢献の内容も含んで検討されるような見込みでございますので、これも含めていろいろと前向きに検討いただけ

ればと思っております。

この前の説明会で、いわゆる日本風力エネルギー株式会社のほうに町有地の一部2万1,741平米ほどを譲渡される、売買されるということでございましたが、一応、土地の貸借等についてのお考えはどうであったかについてお尋ねいたします。

○議長（山本政人君） 総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） 日本風力エネルギーにつきましては、風車3基を予定されておまして、まず1号風車につきましては町有地ということでございますので、今回の議会でご提案をしておりますけれども、1号風車の町有地に係る部分については、売買の方向で検討するというので、今回議案として提案をしております。

それから、3号風車になりますけれども、3号風車に係る坂瀬川財産区の区有地でございます。これにつきましては、坂瀬川字大岳762番8、同じく762番9、762番10の山林、雑種地につきまして、風車ヤードそれから風車羽根の旋回エリア、それから風車に至る道路用地、これにつきましては、土地の貸し付けという形で計画協議をいたしております。

また、九州電力鉄塔への接続のための変電所用地、これは志岐財産区の区有地になります。これも志岐字犬戻3855番1の山林につきましても、その変電所ヤードにつきましては、年間の土地貸し付けという形で協議を行っているところでございます。

○議長（山本政人君） 倉田君。

○5番（倉田 明君） この土地売買につきましては、一応今回の議案に提案してあります。金額的に869万6,400円、平米当たり400円ぐらいになるわけですが、売ったほうがいいという判断のもとでそういう提案をされていると思うんですけれども、再度になりますが、貸した場合と売った場合の利点、あるいは逆のマイナスになる何か特にあったのでしょうか。

○議長（山本政人君） 土木管理課長。

○土木管理課長（山口仁人君） 只今の質問にお答えをさせていただきます。

今回の風力発電の設置につきましては、先ほど総務課長のほうから、1号基が町有地の敷地内と民地にまたがる形での設置予定ということになっておるわけですが、そういう中で、本来の町が町有地を売却する際といいますか、本来この土地につきましては、坂瀬川財産区から町が購入した土地でございまして、当時の買収価格は250円でございます。今回、有益といいますか、経済的な活動をされる用地ということの部分で、町としてはやはりいくらかの値段の意味合いを含めてちょっと検討をしたわけですが、そういう中で、借地ということで設定する場合、部分借用ということで、この2万1,000m²余りの全てを借りるということではございませんでした。利用する部分の面積、約2,000m²等を20年間借用したいというようなご提案がご

ございました。

そういう中で、町といたしましては、売買する場合と貸し付けをする場合、これであり変わらんような価格設定が妥当だろうというようなことの中で計算をしたところでございます。2,000 m^2 を年間借地1 m^2 当たりの貸付料が町の基準ですが、これが200円でございます。年間40万円の借地料ということでございますので、20年間で800万円というような金額になるわけでございますが、今回町が売却する価格よりも若干安くなると。ただし、日本風力さんの考え方の中では、やはり自分のところの会社の財産としてお譲りいただきますと、事業を進める上でも決算書等の認可の際にも、こういうことで土地も取得をして、事業に取り組んでまいりますということのアピールもできるというようなこともございまして、売却ということで検討をした次第でございます。

そういう中で、町にとりますと、又、固定資産税等も今後課税ができるかというふうに考えますので、町にとっては有益な対応になるということの判断をした次第でございます。

以上でございます。

○議長（山本政人君） 倉田君。

○5番（倉田 明君） わかりました。そういうことであれば、やはり売却のほうも有りかなという感じがいたします。

2つの会社は非常に大きな事業でございます。ここ数年間でいろんな工事等含めていろんな車両等の往来もあるかと思えます。やはりもちろん従業員の方でもしょうけども、地域住民の安全面も十分確保しながら進めていただければと思っております。

終わります。

○議長（山本政人君） これで倉田明君の一般質問を終わります。

次に、通告4番、石田みどり君。

○6番（石田みどり君） 通告4番、6番議員の石田みどりでございます。

私は、町長に対して、小中学校の全教室に早急にエアコンの設置を1点と、それから2点目は、地域の活性化について質問をさせていただきます。

初めに、町中学校の全教室に早急にエアコンの設置をということでございますが、この件については、12月議会でも質問が出ており、今までも何回か質問をされております。私も27年3月議会と29年6月議会で質問させていただきましたが、いまだに小中学校の全教室にはエアコン設置がされておられません。異常気象の影響で、夏は私たちの体温を上回るような気温になり、冬は南岸低気圧によって近年には見られなかったような寒波と大雪、台風を思わせるような強風です。

荅北でも、今年に入ってからでも何回か積雪もあり、生活に支障を来す状況も見られ

ました。こんな中で、児童生徒はかじかむ手で鉛筆を握っている姿があります。このような姿を想像してみてください。昔ならともかく、今は各家庭にもエアコンがあり、公共施設、病院、スーパー、どこへ行ってもエアコンは当たり前の時代となっている現在です。夏は特にアレルギー体質の子どもはとてつらい時期です。私が買い物をしていたら、私の知らない若い人に声をかけられました。「実はうちの子がひどいアレルギーで、学校にエアコンがないので学校での夏はとてつらい思いをしていますので、一日も早くエアコンを付けていただくようお願いします」という訴えがありました。

又、他にも小学生を持つお母さんからもエアコン設置をとの声も聞いています。暑い教室の中で、又凍えるような寒い教室の中で、どんな思いで子どもたちが勉強しているのか、子どもたちに思いを寄せていただきたいと、そういうふうに思っています。又保護者もエアコン設置を望んでいるのか考えてください。保護者やPTAからの声は上がっていないのか、お尋ねをいたします。

安心して気持ちよく学習に努める環境をつくってあげることが行政の責任ではないでしょうか。

昨年総務常任委員会として学校訪問されたときの報告でも、夏の教室の気温の上昇が訴えられて、総務常任委員会としても早急に検討していただくよう要望が出ていたと思うのですが、検討されたかお聞きをいたします。

町長の公約にも子育て支援に全力投球しますと述べられています。子どもは町の宝です。町の存続にも関わります。昨年1月から12月までの出生は33人だとお聞きいたしました。それで間違いはないのでしょうか。苓北町が子育てするのに一番の町、子育ては苓北町でとアピールできる。子育て世代が移住してでも苓北町で子育てをしたいと思える、そんな町にするためにも1つの手段として早急に小中学校の各教室にエアコン設置をしていただき、新年度予算に反映していただいているのか、お尋ねをいたします。

2つ目でございます。地域の活性化についてです。

今年初めにロアッソが苓北町に来てキャンプをし、子どもたちとの交流などもありました。先ほどからも質問の中に出ております、ちょうど大雪になり大変だったと思います。又オルレなどもたびたび催されていますので、交流人口は増えていることと思っております。昨年、苓北町への入り込み人口、交流人口はどれぐらいだったのかお尋ねをいたします。

又、商工観光課が中心になって町の特産物としての新商品開発や、食や観光資源の掘り起こしなどやっけていただいております。マリン校のヒオウギ貝を使ったアヒージョが県で準グランプリを受賞したことも活気的なことですが、その商品は苓北町の土産品として商品化できる体制ができていますのでしょうか、お尋ねをいたします。

長崎での苓北物産フェアも開催され好評だったと聞きました。町の生産者や業者の努力や意欲につながれば嬉しいことだと思います。着地型観光セミナーも開催されておりますが、今後どのような展開をしようとされているのか、展望はあるのか、お尋ねをいたします。

交流人口だけ増えても地元に金が落ちなければ、町の活性化は望めないと思います。これも町長の公約ですが、観光産業、宿泊施設や商店を活性化しますとあります。町内での宿泊数はどのような状況になっているのか、お尋ねをいたします。

観光客やオルレ等の参加者で町内の宿泊施設を利用している人はどれくらいでしょうか。又、小中学生のスポーツ合宿などは、年間何チームで何人くらいなのでしょう。苓北でいろいろな行事をしても、本渡や下田で宿泊をするということも耳にしています。ロアッソの宿泊先は、もちろん苓北だったのでしょうか。これは先ほどの質問にも出ておりましたけれども、苓北ではないということを町長の答弁でお聞きをいたしました。

次に、温泉センター麟泉の湯についてですが、入浴数はどうなっていますか。町内、町外含めてですけれども。オルレも温泉センターが終着地となっていて、歩いた後温泉に入って、疲れをとってということかとも思いますが、オルレ参加者の入浴数は何%くらいでしょうか。

温泉センターの入浴料金は町内外でも同じで、ほかの割引はありません。月1回の26日風呂の日が半額ということでした。以前、私が質問した折、町長は年間入浴券を発行していて、それには割引があると答弁をされました。年間入浴券となるとまとまったお金が必要です。買える人はいいいのですが、そんな人ばかりではないと思います。近隣の温泉では、高齢者割引や曜日や日によっても割引をしているところがあります。私も年を重ねた人たちの山行きのサークルに入っているのですが、山に登った帰りには近くの温泉に全員で入って帰るのですが、ほとんどの温泉で高齢者割引があり、得した気分になります。高齢者割引をしている温泉は、昼間からお年寄りの社交場となって賑わっているようです。

先月26日、山行きのサークルで苓北オルレコースを半分くらい、海水浴場を出発して海水浴場へ帰るというコースを歩きました。その後30人が麟泉の湯で汗を流したのですが、ちょうど風呂の日割引の日で、みんな大喜びですっきり汗を流すことができました。近隣の温泉はグループや団体などの宴会で入浴をされたりして賑わっているようですが、都呂々の老人会や小グループでよく利用している、送迎もしてくれるので、大変ありがたいという話も聞いております。苓北町にも温泉があるのに、よその温泉を利用するのはもったいない話ではないでしょうか。麟泉の湯も入浴客を増やす努力はされているようですが、何か改革が必要ではないかと思うのですが、その点、町長

の見解をお聞きいたします。

以上2点です。町長、よろしくお願いいたします。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 只今の石田議員のご質問にお答えをいたします。

まず、小中学校へのエアコン設置についてのご質問がございました。議員ご指摘の小学生の保護者からの声として、アレルギーの子どもたちがつらい思いをしているということでございますが、教育委員会から各小学校に問い合わせをいたしましたが、学校ではそのような状況は把握をしていないということでございました。

本題の小中学校への空調設備設置につきましては、これまでも複数の議員の皆さま方の一般質問や、昨年の議会総務常任委員会の要望を受け、設置に向け検討してまいったところでございます。

平成30年度の予算編成におきまして、苓北中学校への設置につきましては、学校教育施設等整備事業債、これは起債であります、これを活用して工事費を計上しているところでございます。小学校への設置につきましては、志岐小学校と富岡小学校につきまして、平成31年度国の学校施設環境整備改善交付金事業採択へ向け設計委託費を計上しております。なお、この設計の資料がないと、交付金事業への採択への資料にならない。つまりこれがまず第一関門だということでございます。

なお、坂瀬川小学校と都呂々小学校につきましては、児童数減少による複式学級が増加することを勘案いたしまして、設置する教室数等事業費の精査を行っており、町単独費で実施するかどうかも含めまして、志岐小学校と富岡小学校が交付金事業として採択されれば、同一時期に合わせて設置できるよう努力をしております。

次に、地域の活性化について、6点のお尋ねがございました。1点目に、昨年の入り込み人口、交流人口につきましては、平成29年度熊本県観光統計調査の集計中でございますが、平成29年1月から12月で、宿泊客は1万4,250人、日帰り客は9万7,357人、合計の総入り込み客は11万1,607人で行いました。平成28年は12万628人で行いましたので、約9,000人減少をしております。これは、昨年6月末で旅館が1件廃業されたことと併せまして、九州電力苓北発電所の定期修繕がなかったことが主な要因と考えております。

2点目に、新商品開発についてでございますが、天草拓心高校マリン校舎のヒオウギ貝のアヒージョにつきましては、平成28年度において、地方創生加速化交付金を活用いたしまして、農林水産課の補助事業において試作されております。平成29年度は、地方創生推進交付金を活用し「苓北の「里山里海」資源を活用した観光交流ブランド創造事業」を商工観光課と農林水産課が連携して進めており、売れる商品づくりセミナーの開催等により、町の農水産物を使った新たな商品づくりや既存商品の改良に取り組

み、高校からもセミナーへご参加をいただいております。

町の土産品として商品化できる体制はできているのかということでございますが、今年度は製品の改良・向上と売り方を缶詰、レトルトパウチ等どうするかについて検討され、イベント等で真空パック詰めにて販売されております。しかしながら課題といたしまして、パッケージと賞味期限が短期間であることもあり、缶詰・レトルトでの試作も引き続き行うということでございました。課題も残っているようでございますが、町といたしましても、民間の事業者が生産・販売に取り組まれるところが出てこられることに期待をしておりますので、その方策を検討してまいります。

ということは、まだ試作品の域は脱しておりますけれども、高校等が販売をしているという状況で、本格的な販売は始まっていないということでございます。

商品づくりセミナーは、これまでの教えられるといった受け身型の講義ではなく、アクティブラーニングの手法による「能動的」「自ら考えて動く」こととして、ターゲット・消費者を意識した商品開発や販路づくりのノウハウを実践的に学ぶ機会といたしました。

商品づくりセミナーを通じまして、「人と人」「モノとモノ」がつながりつくり上げた商品は、「にっぽんの宝物グランプリ熊本大会」に出展をし、天草拓心高校マリン校舎の「まるごとヒオウギ貝」これは先ほど申し上げましたヒオウギ貝のアヒージョのことですね、が準グランプリを受賞、おかの味噌の「納豆しょうゆ麴」と洋菓子店Hana（ハナ）の「小悪魔と魔女のイチジクケーキ」が審査員特別賞を受賞され、天草拓心高校マリン校舎は、本年5月に東京で開催予定の「にっぽんの宝物JAPANグランプリ」への出展が決定しております。

セミナー参加者の方々は、SNSを使ってセミナー講師とつながり、助言をいただきながら新たな商品の開発や既存商品の改良等に努められておりますので、更なる新商品の開発を期待しているところでございます。

3点目に、着地型観光セミナーでの今後の展望についてであります。着地型観光とは、観光客の受け入れ先が地元ならではのプログラムを企画し、参加者が現地集合、現地解散する観光の形態であり、目的地側で旅行商品を企画・運営することにより、地域と密着した体験交流のプログラムを提供し、消費者に直接アプローチすることが可能となります。

今年度の取り組みといたしましては、島根県海士町観光協会や商品づくりセミナーでつながりのある、こうち暮らしの学校から講師を招いて、着地型観光とは何なのか、先進地の取り組み事例などを学ぶ着地型観光セミナーを開催いたしました。今後はオルレや陶芸体験などの体験・体感型観光と、一次産品を使った食をつなぎ合わせた苓北らしい着地型観光プログラムをどう創り上げていくのか、そのプログラムを企画・運営する

組織づくり、その組織を担う人材の育成を進めてまいります。

4点目に、観光客等の宿泊数とスポーツ合宿での宿泊数であります。先ほどお答えしましたとおり、宿泊客は1万4,250人で、そのうち1,041人がスポーツ合宿の宿泊でありました。

5点目に、温泉センターの利用者数であります。平成29年度は平成30年1月末で、町内4万5,334人、町外1万5,431人、合計6万765人の方にご利用をいただいております。オルレ参加者の利用者につきましては、2月に開催いたしました苓北オルレでは、参加者72人のうち、53人、73%の方が入浴されております。

6点目に、温泉センターの入浴料金・改革についてのご質問がございました。シルバー割引につきましては、昨年9月議会の決算審査特別委員会の折ご質問があり、天草管内を調査の上検討するとお答えをいたしました。天草管内の温泉8施設に利用料金等お尋ねしたところ、シルバー割引は5施設で実施されておられました。又、曜日割引につきましては、1施設で実施されており、町内割引につきましては、実施施設はございませんでした。ただ、天草町の施設につきましては、公衆浴場が、伝統的に村湯といわれておりましたが、町内大人100円、町外200円となっております。8施設のうち、2施設は個人営業とJAの施設で、残りの6施設につきましては市の指定管理施設であり、各種割引につきましては、指定管理者が市と協議の上実施されているとのことでした。

麟泉の湯も指定管理者制度を導入しており、現在、指定管理者のほうでポイント事業や風呂の日、家族風呂の日、回数券の日等の入館料割引事業を実施されておられます。各種事業につきましては、天草管内の施設と同様に町と協議の上自主事業として実施されておりますので、新たな割引につきましては管理者からの協議による自主事業として取り組んでいただきたい。そのことも考えますが、やはり町の担当、あるいは町からの提案もあって、指定管理者とよく協議をした上で、新たな入浴を希望される方が増える制度もつくっていかねばならないと考えているところでございます。

以上、石田議員のご質問に答えさせていただきました。

○議長（山本政人君） 石田君。

○6番（石田みどり君） エアコンの設置についてでございますけれども、平成30年度に苓北中学校は一応予算化されているということでございますので、それは本当に努力していただいたんだなと思っておりますが、小学校ですけれども、やっぱり中学生よりも小学生のほうが抵抗力が弱いと思うんですね。今年は本当にインフルエンザがA型、B型ということで大流行をいたしまして、学級閉鎖などもありましたけれども、小学校のほうも早く設置をしていただきたいと思いますと思うんです。

アレルギーというのは小学生のお母さんからの話ではなくて、アレルギーというの

は、小学生という限定したわけではなくて、あるお母さんから「うちはアレルギーの子がおりますので」ということでございましたので、ほかに小学生のお母さんから「早く付けてくれ」ということでございました。本当に、早く小学校も一応付けていただきたいと思いますけれども、31年度以降というふうに、先ほど町長から答弁がありましたけれども、目処としてはどういう形になるのか、お願いいたします。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 先ほどお答え申し上げましたように、今その前提となる設計委託費を平成30年度に予算化を計上しております。ご審議をいただくことになっております。これを認めていただいた上で、31年度に交付金が決定をいたします。交付金が決定いたしましたら、直ちに内示がございますので、工事をやっていくということになるかと思いますが、それについては、もろもろの条件があるようでございます。起債事業につきましても。

教育課長から答弁をさせていただきます。

○議長（山本政人君） 教育課長。

○教育課長（汐崎正喜君） 交付金事業に採択するには、1事業400万円以上ということで、その3分の1でございまして、起債事業につきましても、1校2,000万円以上という縛りがございまして、一応苓北中学校につきましても2,000万円以上の事業費がございましたので、起債事業です。小学校につきましても2,000万円に届きませんでしたので、一応小学校については起債事業には採択できませんので交付金事業を申請するということで計画をしております。

以上です。

○議長（山本政人君） 石田君。

○6番（石田みどり君） 先ほどの町長の答弁で、都呂々小学校は複式学級も、今もやっている学級がありますけれども、今からもそうせざるを得ないのが出てくるだろうという答弁をいただきましたが、本当に小学生は、先ほども言いましたように抵抗力が弱いですし、できるだけ早く設置をしていただきたいと、それこそというふうに思っております。交付金事業ということでございまして、いろいろな縛りがあるということもお聞きいたしましたけれども、本当に子どもたちのことを考えていただいて、できるだけ早く設置をしていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

それと、小学校・中学校が緊急時の避難場所になっておりますよね。だから、その点も含めて、やっぱりエアコン設置をお願いしたいなというふうに思っております。それこそ災害はいつ来るかわからない。寒いときに来るかもしれない、真夏の暑いときに来るかもしれない。そういうときにやっぱり緊急時の避難施設としても、エアコン設置はぜひ必要だろうと思っておりますので、その点も考慮した上で、できるだけ早くという

ふうに思っておりますので。

町長。

○町長（田嶋章二君）　そういうことで、坂瀬川と都呂々については、来年度、富岡小学校・志岐小学校が決まりますと、実施と一緒にやりたいと思っております。できれば交付金か起債ができればいいんですが、今教育課長が説明したように、厳しい条件があるので、単独費でも対応ができるかどうかということでございます。

なお、避難につきましては、体育館が主でございますので、各教室については避難としては使わない予定でございますので、よろしくご理解のほどをお願いします。

○議長（山本政人君）　石田君。

○6番（石田みどり君）　天草市も上天草市もですね、もうエアコンを全教室に設置するということが決まっておりますので、その点も、苓北町もよろしくお願ひしたいと思います。

それから、活性化の問題なんですけれども、町での宿泊数が1万4,250人ということでございますけれども、これは定修も含めた数でございますか。

○議長（山本政人君）　町長。

○町長（田嶋章二君）　去年の数字、今年度ですが、定修がございましたので、定収で大体1万泊とっておりますので、その分だけちょうど数字が減っているような感じですね。

○議長（山本政人君）　石田君。

○6番（石田みどり君）　先ほどもちょっと言いましたように、ロアッソのキャンプをやっていて、苓北には宿泊をしてないと、お弁当もよそからだということをお聞きいたしましたけれども、やっぱりせっかく麟泉運動公園という、それこそいいところできました。それを使っていただくのにどうして。地元で宿泊をしていただいて地元で金を落としていただきたい。そこら辺ではいろいろと宿泊の条件があって、条件がかみ合わなかったということでございますけれども、そこら辺を業者の方たちと条件をすり合わせるとか、そこら辺での町としての努力はされたのでございましょうか。

○議長（山本政人君）　町長。

○町長（田嶋章二君）　ロアッソも、大分前にロアッソのほうから依頼がありまして、自分たちも町内の宿舎に予約をしたということでありました。直前1週間ぐらいになりまして、その宿泊施設とロアッソが協議した中で、基本的な部分で合わなかったと。それは料金ではございません。バイキング方式にしていきたいということだったのが、すぐには対応できないということだったので、対応できるところに替わったと。よく聞きましたら、若くて運動選手でございますので、やっぱり相当お代わりもします。そういう面で、バイキング方式にしてあれば、宿にも迷惑かけない、そしてある中で自

分の好きなものを食べられるということなので、このことにつきましては、今後の問題もございますので、施設側とよく協議をしまして、できれば、これはほかのお客さんにも最近朝ごはんなんかは通じると思いますので、ぜひそういう対応をお願いできればということで、担当が今後とも具体的な打ち合わせをしていくと考えております

○議長（山本政人君） 石田君。

○6番（石田みどり君） ぜひ、地元で金が落ちるような、せっかく来ていただくのに、地元で金が落ちないということは、本当に残念なことでございます。だから、本当に町のほうも努力をしていただいて、宿泊の業者の方とかと協議をしていただいて、できるだけ要望に添うような形で進めていただけたらと思っております。

麟泉の湯でございますけれども、業者の方とも、いろいろ町からもこういうふうにやってほしいというような要望も出していただいております。できたら地元で温泉があるんだから、地元のグループとか、本当に使いやすいような方向で検討をしていただきたいと思いますと思っておりますが、その点ではどうでございましょうか。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 1つは、やはり昼間ガラガラなんですよ。だから、それをどう活用していくか。それに対応できるような割引制度等を考えられるのかどうか。もう1つはお年寄りのための、やはり交通機関ですね。ただしこれも地域によって偏りがありまして、坂瀬川地区はいつも満員で来られるんですね。他の地域はちょっと数が少ないなというような感じでありますので、その辺、原因もよく調査しなければいけないなと考えておりますが。やっぱり年々これも温泉に入られる数が減ってきております。これも今まで入っておられた青年部分の高齢者の方が、大分今度は高齢者になってこられたということも影響しているのかなと思っております。やはりそういった面で、1つはカラオケ施設と宴会場がないと。通常、あそこの休み所はご常連さんが寝ころんでずっと使っておられたりしますので、昼間はなかなかお酒も飲めない、カラオケもできないというような、でもそこが非常に安らぎの場になってよいと私は思っているんですが。もっと広い意見も聞いた中で、今後どう対応していくか考えていかなければならないと。

我々も指定管理者だけに頼るのではなくて、我々も意見を指定管理者にぶつけながら、もうちょっと利用者を増やしていければと考えているところでございます。

○議長（山本政人君） 石田君。

○6番（石田みどり君） 先日、先ほども言いましたように、26日風呂の日、これは本当に坂瀬川地区の人でしたけれども、すごくたくさん来ていらっしゃって、表にずらっとバス待ちをしていらっしゃるんですね。あら、こんだけいっぱい、入れなくて待っていらっしゃるのかなと思ったんですけども、もうお風呂に入った後のバス待ちでした。

だから、本当に、そういう割引をした日とかいうのは賑わっているのかなというふう
に思いますので、その割引のほうもできたらシルバー割引とか考えていただければ、も
っとシルバーの人たちが気軽に足を運べるのではないかということと。先ほども町長は
答弁でおっしゃいましたように、足の確保ですね、そこら辺でももうちょっと考えてい
ただけないかなと思います。

それと、中の休憩所、あそこは本当にごろごろ、それこそ温泉に入った後休憩してい
ただくというのもいいでしょうけれども、小グループが何か催しをするときに使えるよ
うなことで、麟泉の湯の人にも聞いたんですけれども、食事ができないということをおっ
しゃっていました。外から注文して取るのは十分いけるので、そこら辺も考えていき
たいということもおっしゃっていましたので、その点も含めて、町からの要望も出して
いただくようお願いしたいと思います。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 今、ご質問のことについては、我々が努力すべきことが多々あ
ると考えております。坂瀬川の方たちは、サービスがあるから来られたのではなくて、
あれだけいつも多いんですよ。非常にありがたい存在ですね。

ただし、休憩所は昼間使えなかったら、夜、5時過ぎはガラガラです。これを活用し
ていけば非常にありがたいなど。たまには、飲食業者にお願いをして、何人かの団体
の方が頼んでおられます。そこでちょっと酒宴を開いておられることもあります。だ
から、そういうことをもうちょっと広めたらよいのではないかなと考えているところ
でございますが、これも、あとは各地域ごとで温泉に入られる人数が非常に違ってき
ています。これはバスは出しているわけですから、実際使っておられる方たちは、もうバスに
鈴なりになって乗ってこられるわけです。使っていない地域はほとんど今度は乗ってお
られないということもありますので、この辺のところはやはりもうちょっと原因も掘り下
げなければいかんかなと思っております。

とにかく、増やさないと町の赤字も増えていきますので、その点は頑張らないといけ
ないと考えております。

○議長（山本政人君） 石田君。

○6番（石田みどり君） 地域差もあると思うんですね。バスがありますけれども、そ
れこそ都呂々の木場のほうですけれども、やっぱり温泉に行きたいけれど、足がないと
言う人も声を聞きます。足が痛くって温泉に浸かったら少しでもましになるんじゃない
かなという声も聞きますので、そこら辺の足の確保という部分でも町のほうでちょっと
考えていただければと思っておりますが、そこら辺はいかがでしょうか。

○議長（山本政人君） 企画政策課長。

○企画政策課長（荒木広之君） 巡回バスにつきましては、曜日が変わって、町内同じ

ような条件で巡回をしております。おかげさまで平成27年度に始めましたけれども、28年度は1,000人ぐらい利用者が増えております。今年度につきましても、昨年を上回る予定でございます。

そのようなことで、利用していただく方は巡回バスにつきましては増えていると。ただ、いろいろ曜日が毎日じゃないとかいうこともありますけれども、今の財政状況を見ても、あと1台というのは難しいところでございますので、今の状況でできるところを改善して、皆さんに利用していただくように頑張っていきたいと思います。

○議長（山本政人君） 石田君。

○6番（石田みどり君） できるだけ本当に、今もおっしゃいましたようにたくさんの方が、せっかくある温泉でございます。やはり体も癒し、心も癒し、それから健康のためにもなるということでございますので、多くの人に利用していただくということで、ぜひ町のほうも知恵を絞っていただきたい。本当にへんぴなところもちょっと考えていただければありがたいかなと思いますので、ぜひそれをお願いして、私の質問を終わります。

○議長（山本政人君） これで、石田みどり君の一般質問を終わります。

ここで、2時8分まで休憩します。

—————○—————

休憩 午後1時58分

再開 午後2時08分

—————○—————

○議長（山本政人君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

一般質問を続けます。

通告5番、浜口雅英君。

○8番（浜口雅英君） 第18回苓北町議会定例会一般質問、通告5番、8番議員、浜口雅英。質問の相手、町長。質問の方式、一問一答です。

質問事項1、都市再生整備計画の見直し。

質問要旨（一）、富岡城新大手門広場等事業の取り止め。

本事業は、平成16年度の実施済事業、平成17年度から21年度までの1期の実施済事業。23年度から29年度までの2期実施済事業。そして、30年度から32年度までの3期事業計画により構成されているようです。

平成28年度から進められている大手門広場整備事業が、今後30年度から32年度までの3ヶ年で各年4,230万円の合計1億2,690万円。30年度から始まる追手門広場整備に、30年度、31年度、それぞれ6,000万円の、合計1億2,000万円が計画されているようです。

しかし、本事業は平成16年度から取り組んでおられますが、事業の目標が達成されているとは思えません。よって本計画は見直し、これに係る事業は取り止めるべきと考えますが、いかがでしょうか。

質問事項2、防災対策。質問要旨（一）、都呂々木場地区の地すべり対策。

都呂々木場地区の林道と町道で大規模の地すべりが見られます。町道は当該地域の下流区域に多くの民家が存在しておりますし、林道も大規模の崩壊が進めば、谷を埋め尽くす可能性があります。そして、いずれも二次災害の発生が懸念されます。更に林道は当該地域を避けて新たな路線の検討も必要ではないかとも考えます。町は、この現状を強く認識され、双方ともに、地域住民の生命と財産に危害を及ぼすような大規模な災害が発生する前に早急な対応をすべきと考えますが、いかがでしょうか。

質問要旨（二）防災マップ再編集の経過。

このことについては、町内の全体を検討する場合以外で自宅周辺等の一部を見るには一覧用紙では広すぎる。町内電話帳のサイズA4版程度の大きさにすべき。又、高潮防災マップコーナーの着色は道路と河川は同系色でわかりにくいと、先の議会等で問題提起しておりましたが、どのように対処されたのかお尋ねします。

質問要旨（三）屋外避難施設の環境整備。

町は緊急避難場所を38ヶ所と避難場所19ヶ所が指定されていますが、このうち屋外の避難場所について、水、電気、トイレ、そして直射日光や雨、風をしのぐ設備は必要なのか、お尋ねします。又、これらの箇所への道路の整備は済んでいるのか。更にこれらの指定区域以外の高台の取り扱いはどのように考えておられるのか。併せてお尋ねいたします。

質問要旨（四）消防体制の現況と課題及び対策。

荅北町の消防団は5分団295人の団員で構成され、日夜町民の生命と財産を守るためにご奮闘いただいております。しかし、少子高齢化、人口減の状況が続く中で、団員の確保へのご苦労はないのかお尋ねします。

又、火災の初期消火には比較的家庭などで火の取り扱いの機会が多い女性の役割は大きいのではないのでしょうか。このようなことから、本町の消防団にもっと女性団員を増強、増員したらいいのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

質問要旨（五）臨港道路の進捗状況と紺屋町地区排水対策。

志岐漁港臨港道路新設に取り組んでおられますが、その進捗はいかがでしょうか。又、先の議会で、「紺屋町津波一時避難地の横に位置する水門の管理に紺屋町区民は苦慮されている。これは、雨天などの天候、大潮等潮の状況により昼夜を問わず水門の開け閉め等、まさに24時間の管理が求められている。何らかの対応をすべき」と質問しましたが、これに対して、「この一帯は地盤の低い地帯で、水門の排水口前に波浪によ

り砂が堆積し、排水が悪くなったため重機により砂を除去しております。が、排水口の高度が低く、潮位の影響を受ける地形的な問題のため水門の管理にご苦労をかけている。水門近くの一部の最も低い土地は、調整池機能として、すでに用地を購入している。又、臨港道路の護岸整備により排水溝への波浪による影響が小さくなると思われるので、護岸整備と合わせて地元のご意見も伺いながら遊水機能を検討してまいる。」とのことでしたが、その後の経過はどうなったのか、お尋ねします。

質問要旨（六）防災工事の進捗。

危険箇所の対応として、上津深江川左岸突堤の崩壊を指摘しました。町も河口部の閉塞を懸念され、早急に対応するとして平成29年度当初予算に計上され、9月議会では年内の完成を見込んでいるということでしたが、これの竣工は30年1月中旬にずれ込んでしまいました。幸いにも、この期間河口部の閉塞という最悪の事態は免れましたが、計画、発注、そして竣工までの期間が長すぎたのではないのでしょうか。更に工期が遅れてしまったとは論外です。この経緯をお尋ねします。

質問要旨（七）電力、通信網の整備。

これまで道路にはみ出た立木は、道路の通行に支障があるとして問題提起してきましたが、今回は、電力及び通信線の保守という立場で、これの適切な管理をすべきではないのでしょうか。このことについて、29年第13回定例会で、電線等に支障がある箇所は九州電力や、NTTの委託業者に対応していただくしかないとの見解を示されましたが、施工は委託業者、設置者も民間であります。これら電力及び通信線の断線は、苓北町の住民生活に大きな影響を与えることになります。このようなことから立木に埋もれている箇所の架線は、この状況を九州電力、NTTに連絡し、速やかに処理されるべきと考えますが、いかがでしょうか。

質問事項3、高齢化社会への対応。

質問要旨（一）交通手段の確保。

高齢化が進み、このことによる運転免許証の返納に関心が寄せられています。しかし、公共交通網が発達している都市部に比べて、貧弱な交通網の中で運転免許証を返納することは、日常生活に大きな支障となるのではないのでしょうか。このため、平成29年第14回定例会で、高齢者の交通手段の確保として、「町内巡回バス1台とスクールバス3台の利用拡大、そして町内の各団体が団体業務の利用者に限って送迎されている状況から、町とこれらの運行関係団体で協議会的なものを組織され、安全で効率的な運用運行に向けた協議をされたらどうか」と提起しました。これに対して町は、「町巡回バスの有効活用を検討する際、これらの事業者との調整が必要と考えられるので、今後利用状況の把握を行い、有効な方法を検討してまいります」との答弁がありましたが、その結果をお尋ねします。

質問事項 4、教育の振興。

質問要旨（一）児童生徒数の推移と対応。

この件は、先の平成 29 年第 16 回定例会でも質問いたしました。このとき教育長のお考えはお聞きしましたので、今回は町長にお尋ねしますが、前回お尋ねしたときの教育長の答えは、複式学級のメリットは少人数であるため、児童一人一人に指導が行き届き、それぞれの個性や、適性に応じた指導が可能であり、担任の目が一人一人に届く。指導方法は直間方式で、直接指導は担任がその子のそばにいて直接。その間、他の学年の子どもは自習をするという形になり、ある意味、自主学習の習慣へつながっていく。異なった学年がともに学ぶことで、独自の交流や特色ある活動ができる、がメリットとして挙げられる。デメリットは、集団教育の効果が低い。固定化した人間関係により序列意識を生みやすくなるということが挙げられる。

小学校統合と小中一貫教育の取り組みを検討する時期ではないかについては、他の学校とのテレビ電話による同時授業、それからスクールバスを利用しての他校への訪問授業、交流授業などにより交流学习を行い、デメリットの解消を図っているが、統廃合、小中一貫教育は児童生徒数の推移の状況と保護者、地域の皆さま方のご意見を伺いながら検討すべきと認識しているが、現在のところ統廃合は考えていない。小中一貫教育の取り組みについても現在のところ全く考えていない、という発言でしたが、先の議会でも提起しましたように、教育委員会の調査によれば、町内 4 小学校の児童数の推移は、平成 29 年の 356 人を基準とした場合、7 年先の平成 35 年の児童数は 46 人減で、310 人と見込んでおられるようです。今日、急速に進行する少子高齢化に対し、行政が効果的な施策を行使できない状況の中では、この児童減少の状況はやむを得ない結果かも知れません。

このような児童生徒数の減少が進んでいく状況では、統廃合、小中一貫教育の取り組みも視野に入れた検討委員会などを立ち上げるべきと考えますが、いかがでしょうか。

以上です。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 只今の浜口議員のご質問に答えさせていただきます。

まず、都市再生整備計画の見直し。特に富岡城と併せまして、大手門広場等事業を取りやめるべきではないかという質問でございます。本事業は苓北町の特徴の 1 つである歴史遺産を後世に保存をしていくために大事な事業だととらえているところであります。

現在の新大手門跡は、天草島原の乱の後に、有明海と東シナ海を掘り切って、大手門を移して、この場所からでしか富岡城に入れない、その防御態勢を高めた大変重要で貴重な歴史遺産であります。

又、もう1つ申し上げれば、島原天草の乱の折に、天草四郎一揆群1万2,000人が富岡城を攻め落として、そこをのっとして、そこに籠城をし、原城と呼応した中で乱を成功に導こうとしたものでありまして、その中で、富岡城を落とすことができなかったというのが、この一揆が成功しなかった一例であります。どうしてかという、この一揆が成功していれば、原城と富岡城、2ヶ所に分かれた中での籠城戦でありますので、徳川政権も、これは攻めあぐねたのではないかと考えております。もしこの戦いが長引いておれば、西欧列強に植民地化される危険性が大いに高かったと。中には徳川政権が潰れたほうがよかったとっておられる方がいらっしゃるかと思いますが、しかし、徳川政権が長く続いたことで、中世の戦国時代に戻らなかったことが、私は今の日本につながっていると、こう考えております。

その一翼を担ったのが富岡城であり、又その後の平和と安全をしっかりと守るためにできたのが新しい大手門であったと考えておりますので、そういった意味におきまして、この整備はしっかりと進めていかなければならないと考えているところでもございます。

しかし課題はございます。課題は常々、中にはやはり中央道路の通行関係でご意見をいただいているところであります。この道路をどういうふうな形で代替機能を持った道路にするか、これをしっかりと考慮しながら、この中でご理解を進めていき、整備を進めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、都呂々の木場地区の地すべり、これは森林基幹道もございますが、町道にもございます。ご指摘のとおりでございます。

基幹道路の苓北天草線の地すべり災害につきましては、これまで、議会でのご質問や現地調査をしていただいたところであります。議員がご指摘のように二次災害の恐れがあるため、早急な対応が必要であると認識をしております。

ところが、ご承知のとおりまだ山が動いているという県と林野庁の判断の中で、動いている間は手を付けないというのが鉄則だとおっしゃって、ずっと放置されておりました。昨年7月に、これは滑り落ちてしまったらどうなるのかという、そういう危惧の中で、県にも改めて早急なる対策をお願いしたところでありますが、この件につきましては、まだすべっているというような見解でありました。その後、秋口になりまして、これはすべってはいるけれども、これが滑り落ちたら大変なことになると、そういう思いの中で林野庁にもお願いをしたところであります。

その結果、林野庁と熊本県、これは熊本地震、28年4月16日に起こった地震が誘引しているということを明文化してくれています。その中で起こった地すべりではあるけれども、成り行きを今見ているところであると。ただし、3月末には、今月末です、終息を宣言して、今後の対応策を具体的なものとしていくということでありました。3

月20日過ぎには具体的な協議書を持って林野庁に出向く予定でございます。その後、もろもろの指導を受けながら5月には査定から工事実施ということで考えておられるようです。私としては、もっと早くやっていただきたいということで、県にも国にもお願いをしているところでありますが、そういう状況で、具体的な動きが見えてきたと。今後は、ただの原形復旧では済まないと思います。済まないと思いますので、今後本当に二次災害が起こらないような状況、少なくとも今後都呂々川の中に土砂とか流木が入っていかないような対応をしっかりとやっていただくようなことで、今担当課とコンサルと打ち合わせをしながら、県とも相談をしながらやっていきたいと。この件については、万難を排した中で工事をなるべく早く進められるように努力をしてまいりたいと考えているところでございます。

又もう一方で、町道善亀線の状況についてもご心配の中でご指摘たびたびいただいております。現在、善亀線につきましては、3ヶ所に計6本のボーリングを行いまして、動きや水位等の調査・観測を行っているところでございます。

ボーリング調査の結果といたしましては、町道下の法面部におきまして7m地点にすべり面が確認されましたが、中心部のボーリング調査におきましては、緻密ではない土質であったため、すべり面の特定が難しい状況との報告がっております。今後も、調査観測を継続し、地すべり災害として採択していただくよう国・県と協議を進めることといたしております。

浜口議員から、町道善亀線の大規模な崩落等への対応ということで、ご質問やご指摘をいただいております。もっともなことだと考えております。善亀線につきましては、今のところ動きが小さく、急激な変化は生じないのではないかという報告ももらっております。

しかしながら、地すべりは地下水位が大きく関係していると言われておりますので、豪雨後の変化につきましては、注視してまいりたいと考えております。

町道善亀線の地すべり箇所と下流側の集落の間には堤長約35mほどの砂防堤がございますが、もし、崩落の恐れが確認された場合には、素早い避難等の対策が取れるように、地元住民の皆さま方への経過説明を含めまして、今後、区長さん方と十分な協議を行いたいと考えておりますが、もっと根本的な工事ができるように、関係省庁としっかりと詰めをしてまいりたいと思っているところであります。

次に、防災マップの検証、見直しにつきましては、浜口議員から9月の一般質問におきまして、防災マップを住宅地図程度に編集して作成し、記載内容についてももう少しわかりやすくすべきではないかとのご意見をいただきました。そこで、他の市町村の防災マップ等を参考に見直し、検討をしたいと回答をさせていただいたところであります。

芥北町といたしましては、平成30年度に志岐ダム、年柄ダムのため池洪水マップの作成を計画しておりますので、この部分も取り入れた上で、今後新しい防災マップの作成を行う計画にいたしております。したがって、新しい防災マップができるまでは、引き続き現在配布のマップをご活用いただきたいと、お願いをしたいと考えております。又、新しい防災マップの作成に向けては、関係機関、防災会議委員の皆さま方からのご意見もお伺いしながら、そして、昨年の議会での質問の状況も勘案しながら作業に取り組んでまいりたいと考えているところであります。

次に、屋外避難施設的环境整備についてのお尋ねでございます。9月議会でも同様の質問をいただいているところでございますが、指定緊急避難場所は、災害発生又は発生の恐れがある場合に、危険から逃れるための一時避難場所として、又、指定避難所は災害時の拠点施設として、情報、物資、食事の提供などを行う避難場所として区別しております。

前回も回答させていただいておりますが、指定緊急避難場所の屋外施設につきましては、あくまでも災害から身を守るための一時的な避難所として位置付けております。長時間そこに避難する想定ではありません。その後、屋外から移動して屋内の指定避難所に避難していただきますが、指定避難所は長時間の避難に対応できる施設となっておりますので、町といたしましても、今後も屋外の指定緊急避難場所につきましては、日よけ等の設置の考えはいたしておりません。ご理解のほどをお願いいたします。

次に、避難に伴う道路整備の件でございますが、町の指定緊急場所への避難につきましては、国・県道、町道等を利用して避難していただくことになります。しかしこれまでも避難路整備につきましては、随時対応してきたところでございます。支障のある箇所がございましたらご連絡をいただければ対応してまいりますし、又それとともに、これはソフト面で言えば、自主防災組織も相当数でき上がっております。常々そういう災害があったときにどこにどう逃げるか、そういうチェックをしていただいておりますので、これもやはり災害であるという認識の中で、なお真剣にやっていただければありがたい。

その際に、やはり避難道等不都合なところが又ははっきりしてくるのではないかと考えておりますので、ぜひそのときのことを含めまして、ご連絡をいただきたいと考えているところであります。

又、指定区域以外の高台についてでございますが、津波被害が発生した場合、近くに町が指定する緊急避難場所がないところにつきましては、自分の身の安全を確保するため、高台への避難が最も有効であると考えます。実際、毎年実施しております町の避難訓練におきましても、地元の高台に避難される住民の方々が多数おられますので、今後も訓練を実施いたしまして、災害から身を守るために防災意識の高揚を図ってまいります。

す。なお、これらの高台へつながる避難路につきましては、町内各区からの要望を受けまして、平成24年度に町内一斉に整備を行いました。その後も引き続き各地域からの要望に対しまして、避難路整備・修繕を実施してきている状況でございます。

次に、消防体制の現況と課題及び対策についてのお尋ねでございます。苓北町消防団は、平成29年4月現在、団員数294名、うち女性団員は4名となっております。5年前と比較いたしますと、団員数では19名の減、うち女性団員は1名の増加となっており、総数では6.1%の減少率となっております。又、前年度との比較では、総数で1名の減で、0.1%の減少率となっております。

なお、全国におきましては、平成29年4月現在の団員数は8万5,418人で、前年度比5,860人の減で、0.7%の減少率となっており、熊本県下におきましては、平成29年4月現在の団員数は、3万3,529人で、前年度比606人の減で、1.8%の減少率となっております。

このように、町の消防団の状況は、全国あるいは熊本県の状況より低い減少率となっておりますが、各分団においては、団員確保には大変苦慮している状況であります。そういった面で、よそとの比較というよりも、苓北町でどの程度必要なのかということ、やはりその目標に達するように、我々も頑張っていきたいと考えておりますし、地域の方々にもそのこともお願いをしてまいりたいと思います。

これまでもそのために処遇改善、町独自の功労金制度や健診の無償化、各活動への支援、装備の改善、町内事業所への消防団活動への理解促進など、団員確保に向けた対策を講じてまいりました。又、女性消防隊の編成につきまして平成25年度から進めてきておりますが、現在まで4名の入団にとどまっている状況でございます。

今後引き続き消防団の意義等について、地域の方々への啓発を進めながら、又女性団員ならではの活動のあり方についても検討しながら、団員の確保に努力してまいりたいと考えているところであります。

次に、5点目の臨港道路の進捗状況と紺屋町地区配水対策についてのご質問でありました。

志岐漁港臨港道路の整備の進捗につきましては、道路・護岸の計画延長1,325mに、志岐川の橋梁と三会川の橋梁を含めまして、総延長1,407.9mになります。このうち残された未整備の部分は、三会川に架かる橋梁延長38.3mと、紺屋町海岸の護岸整備、延長195mとなっております。総延長から見た整備の進捗率は83.5%でございます。

次に、紺屋町区の水門に伴う排水対策についてであります。臨港道路の整備で、本来なら平成30年度に、三会川に架かる橋梁の上部工を施工する予定でありましたが、地元からというのは紺屋町ですね、地元からの強い要望等もあり、紺屋町海岸の護岸整

備を優先して整備することとしております。先の議会で回答いたしましたとおり、護岸の整備により排水溝への波浪による影響が小さくなるよう、なるべく早く、その要するに波浪防止対策も含めた道路を完成できるように、30年度だけではできないかもしれませんが、進めてまいりたいと考えているところでございます。

又、地元区長からは、護岸が完成後の対策方針として、調整機能を持つ遊水池の確保の方向でのご意見も伺ったところでございますので、その方向で地元の方の安全・安心をかってまいりたいと考えているところでございます。

次に又、防災対策、防災工事の進捗についてであります。

上津深江川左岸突堤につきまして、計画・発注・竣工までの期間が長すぎたとのこと指摘をいただいております件につきまして、お答えをいたします。

この件につきましては、先の議会でもお答えをしております。着手が遅れた経緯等を担当課長に尋ねましたところ、昨年5月に修繕工事として発注しておりましたが、その後、梅雨の時期、台風時期を避けたいという業者の思いと、請負業者の都合や段取りが悪く、工事着手が遅れたとのことでした。

又このことについては、私は、工事の内容からしますと、もう既にでき上がっておるのではないかと考えていたのが、私の監督不行き届きであったかもしれません。大変申し訳なく思っております。又、担当課におきましては、昨年9月の段階でも道路使用の許可期限が迫っていたことから、業者に対し早期竣工をするよう指導を行ったということでした。

その後、許可期限が切れてしまったことから、改めて、熊本県並びにバス事業者と協議を行い許可をいただくことといたしました。その際には、期間内に実施できなかった理由の説明を求められたりしまして、時間を要したとのことでした。

年明け早々に、再度許可をいただきまして修繕工事に着手し、1月19日に竣工したとのことでした。このことにつきましては、私もそこまで把握をしっかりとしていなかったということもありますし、やはり業者に対する指導が徹底しなかった。このことも反省材料のひとつだと考えております。

このようなことが今後ないように、工事担当課に対しましても、業者の指導も徹底させるように考えているところでもあります。小さな工事といえども、災害につながるかもしれない事業であった。それにも関わらず、すぐできる工事が遅くなったことについては、大変反省をしております。申し訳ありませんでした。

次に、電力、通信網の整備についてのご質問がございました。電線・電話線に支障となる竹木は、高さの関係等から事業者から委託を受けた専門の業者に対応いただくべきということでお答えをしております。

議員がおっしゃいますように、風倒木の発生によって電力、通信網の断線がおきます

と、住民生活に多大なる支障が出るとの認識を持っております。実際、本年1月11日の大雪の際も、天草市側で発生いたしました倒木によるものと思われますが、都呂々木場地区全域で、2時間程度の停電が発生し、テレビや暖房が使えず大変な目に遭われたと聞いております。

又、同日から翌々日にかけて、町内の山間部中心に除雪や風倒竹木の除去作業を実施しましたが、坂瀬川木場区内と年柄区内におきまして、電線等を倒木が押さえ込んでいる箇所がございました。その際も、事業者から委託されている業者に、早急に対応していただくように連絡をとっております。

電力線等の架線が流木に埋もれている箇所等への対応につきましては、相当な箇所数になるかと思われます。それらの調査につきましては、委託を受けておられる業者が実施されることと思いますが、町といたしましては、実際に倒木が起きている場合や、早急な対応が必要と判断なさった場合におきまして、その状況や所有者・管理者情報の提供も含めまして、案件ごとに早急なる対応をしまいたいと考えております。

次に、高齢化社会への対応としての交通手段の確保についての質問でございます。

昨年11月、苓北町内の商店や医療機関を対象とし、送迎サービス等についてのアンケート調査を実施いたしました。各事業所で実施されている送迎や配達、医療機関における往診などサービス内容や利用状況について把握いたしましたところでございます。調査の結果につきましては、福祉保健課と共有し、高齢者への情報提供も実施しております。

町と町内の運行団体での協議で効率的な運行運用について協議会を設けて調整してはとの提案をいただいております。各事業所の運行の実態を鑑みますと、調整については大変難しいと判断をしているところでございますが、このことは大変重要なことであります。1回でだめでも、それぞれやはり知恵を寄せ合って一緒に連携をすると、もっと回数も多く皆さんに利用活用できると考えております。更にこの連携がうまくいくかどうか、この件につきましては、関係者の方々と根気よく連携についての協議を進めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、教育の振興、児童生徒数は今後も減少していくと推測される。小学校の統廃合や小中一貫教育の取り組みを視野に入れた検討委員会などを立ち上げるべきではないかというご指摘であります。

児童生徒の推移と対応についての質問は、濱崎教育長就任の折の議会の中で、浜口議員が質問をなさいました。そのときは、幼少期はできるだけ地元の小学校で、生まれ育った地域の中で育てたいという、そういう思いを中心に、濱崎教育長を自分の教育信念としてはっきり申されたわけですが、私もその点については全く同感であります。同感でありましたが、今後のやはり小学校の子どもさん方の推移を見てみますと、

その理想論ばかり言うておられないような状況に来ているのではないかなと考えるところでございます。

そこで、すぐに協議会をつくるということではなくて、まず教育委員会の中で、小学校の児童数と、それと複式学級の数と、どの辺に来たらどうする、この辺に来たらどうするという、その目安をしっかりと議論をしていただいて、その一つ一つの線に届いたときにはじゃあどうするんだという。そのときに協議会を開いて、統合するのかどうするのかということを協議をしていただく。まず、そういう危機感がどの辺にあるのかという協議を教育委員会の中で具体的なことを討議してもらいたいと考えています。

その他の中で、その線ラインに達したら統合はやむを得ないというような状況の判断がありましたときに、協議会を開きまして、議会あるいは全町的な代表の方たちの意見も聞きながらやってまいりたいと考えております。できるだけ小学生の子どもたちが、自分が生まれ育った地域で勉学ができるような、そういうことを願いながらですね。しかし、予防線も張っておいたほうが良いような状況になってまいりましたので、そのような考え方でこの後、対応してまいりたいと考えているところでございます。

以上、浜口議員の質問に答えさせていただきました。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） 今回はまだ16分残っております。

まず、教育の振興、児童生徒数の推移と対応についてですが、先の議会の中では、教育行政の専門である教育長からは、小規模校にはいくつかのデメリットがあるんだと。だからそのために、そういうデメリットの解消のための手段をとらなければならないと。私は、その小規模校のデメリットを解消するという、その手間は統廃合することによって、まあ言うならば無用の時間、経費、それらがなくなると思うわけです。

それから、地域の活性化に小学校があることが大きな役割を果たしているということです。これは、2月9日の熊日新聞の中の投書欄に、小学校がなくなると寂しかと書いてあるとです。玉名市が、6つあった小学校が5つになっている。そうすると、同級生もだんだん少なくなって、同窓会とか何とかがやりにくいということですけども、それは、卒業されたその人の、投稿された70歳の男の方の考えであって、教育行政というのは、その子どもたちを、どう地域の中から独立させて頑張ってもらうか。細かく言えば苓北町のため、大きく言えば九州、日本のため、地球のために頑張っていける、そういう学力を養うのが教育ではないかというふうに思うわけですね。

そういうことですので、今町長からは、教育委員会の中でできるだけ具体的にどのような形で取り組んでいきたいというお話を聞きました。中学校も、統合したのは平成27年4月に統合したわけですけども、平成15年、もう十何年前に統合問題など検討委員会を立ち上げられておられるんですよ。すぐに、来年の4月からとか、そういう話

は、これはなかなか厳しい状況だろうと思いますので、ぜひ早目に、統合するのか、しないのか、そういうのも当然ですが、そういうためにぜひ早目にこの検討委員会を、教育委員会の中にお諮りいただきたいと思います。

それから、高齢者の交通便の確保ですが、現在青バス1台で町内を巡回していただいて、高齢者の貴重な交通手段になっています。先ほど来話が出ておりました麟泉の湯の利用者も坂瀬川は非常にたくさんの方に使っていただいているということです。いろいろ温泉好きの人、温泉の嫌いな方がおられて、そういう結果が出ているのかどうかはわかりませんが、1つにはバスの時間が影響しているのではないかと思うわけです。私考えまして、このスクールバスの活用も提起しました。3台ですか2台ですか。しかし、どうも今の現状の中では青バス1台がしょっちゅう見ますけれども、スクールバスは朝の時期、朝はこれも6時ぐらいには、子どもさんを迎えに行っておりますよね。非常に厳しい労働条件ではあるかと思いますが。青バス1台が、先ほど企画政策課長が「予算がないけん厳しかですもんな」という話をされましたけれども、やはりこれから先若い人は増えにくいというよりも増えない。高齢者が増えていく。高齢者が増えれば、当初言いましたように免許証の返納も、本人は頑張るつもりがあっても、家族は心配ですよ。やっぱりそういうことになると、物理的に今の1台では難しいんじゃないかというふうに思うわけです。そこら辺は担当課が一番認識されているんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山本政人君） 企画政策課長。

○企画政策課長（荒木広之君） スクールバスのうちの1台、小学校の分ですがけれども、今、都呂々の木場から都呂々小学校まで混乗ができるようになっております。それと、志岐まで混乗可能になるように、現在教育委員会と協議をしております。新入生の関係で、今度小学生の利用者がどの程度になって、混乗できる人数が何人になるのか、今教育委員会のほうで調べておられるようです。

そういった結果が出次第ですね、この小学校のスクールバスについては、志岐まで混乗を延ばすと、あるいは志岐から都呂々まで、逆の時間帯に利用できるようなことで考えております。ただ、これは土日・祝日は休みと、それと夏休み、冬休み、そういった休み、小学生が使わないときは休みということになりますが、そういったことも考えております。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） 私は年間限られた定例会の中で、一般質問の中でいろんな問題があるので提案しておりますので、答えも、私は青バスが1台で足りんとじゃなかろうかと、物理的にと。それが一番わかつとは担当課じゃなかですかとお尋ねしているわけですので、足りないなら足りない、余っているなら余っている、そういう形で返事

をしてください。

それから、高齢者の交通手段の1つとして、在宅高齢者移送サービス事業があります。この実施要項の21号にバス停留所からおおむね1km以上離れた区域に居住する者となっているわけですね。停留所から1km離れたところといえば、都呂々方面はバスが通っていないので結構対象範囲は広がるわけですが、この場合のバスは産交バスのことなのか、巡回バスのことも言うのかどうか分かりませんが、この1kmとか何とかというのは、町長、結構あるとですよ。停留所から1km。それ以外でなからんば移送される対象にはならないということです。そこら辺はまた部内でよく検討していただいて、1kmというと、富岡はほとんど入りません。尾越の森田さんたちの部分とか、それから汐入の田中さんたちとか、春の迫の山内さん、あそこら辺が主で、あとはほとんどその人たちだけで、ほかの人たちは全部対象外になってきますので、ぜひ検討をお願いしたいと思います。

それから、臨港道路の進捗状況ですが、本臨港道路はマグロ養殖との関連が深いという町の説明でした。マグロ養殖は消滅したのではないかと指摘しましたがけれども、町長は採算が合うようになれば進出も可能という考えをお持ちのようでした。であれば、この志岐漁港臨港道路と、町道東目線との接続はどのような平面形状になっているのか。あれば平面図で説明してもらえればと思います。当然、その流れは、この臨港道路を使用する車両の形態、積載量、軽トラックとか2t車とか4t車とか、大型とか、大型もトレーラートラックとか、いろいろあるかと思います。そういう意味で、どういうふうに考えておられるのか、お示しください。できるだけ簡単をお願いします。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 交通問題は、やはり時代が又変わってきておりますので、当然見直して、多分公共交通機関の産交バスからの停留所からの距離だと、私は理解しております。そうなってくると、ほとんど今度は該当しないところが出てきますので、その辺は要綱を変えていくべきではないかなと考えております

また、臨港道路の件につきましたは、前計画のときお示しましたように、今志岐橋ができ上がりました。志岐橋を通過して道路ができておりますが、まず橋からやろうかと考えていたところ、先ほどの答弁のとおりでございまして、まず波浪を防ぐための道路としてつくっていききたいと。そして、マグロを運ぶのは、通常、普通トラックがそうでございまして、船で運ぶことはあまりないと。陸上から持っていくということでございました。

それと併せて、マグロ道路だけではありません。これは、一番志岐川の河口が低いところであります。満潮のときなんか、もうほとんど家屋の高さと一緒になるようなところありますので、防災対策の道路としても水産庁にお認めいただいて、この計画が進

められているわけでございます。両方とものことを見据えながらつくっていきますが、順番を変えたということです、地元の要請の中で。排水対策のための防災対策として、まず道路からやろうということを考えて、今度の30年度予算も、その辺でご審議をいただくことになっております。

なお、先ほど全国の消防団員が8万5,000人と申し上げましたが、私の誤りでございます。85万人でございます。よろしくお願いします。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） 私は進捗の流れですね。当然、そういう取り組みの状況もですが。再質問したのは、その道路の前に聞いた話では、T字型にそのまま東目線に突っ込むんだという感じでした。私がお聞きしたかったのは、トレーラーとか何とか大型車両になってくれば、当然隅切りとか拡幅とか、そういう部分が東目線の中につくるのかですね。現状のままだも果たして、志岐漁港から富岡港を回って行く場合に、右折ができないんじゃないか、あるいは左折ができないんじゃないかと、そういうことでお尋ねをしました。時間もありませんので、今後、平面図があれば、予算委員会の後でも提出をお願いしたいと思います。

次、防災マップですが、今日現物を持ってきました。これが、ちょっと見えにくい防災マップです。それで、この等高線は自衛隊が来た、警察が来たと、それで役場の担当者が広い机の上で、「これは標高何mだもんね。だからここだ」ということには、これは適していると思うんですよ。ところが、「何とかさんのところのじいちゃんはどうやらんとらっとやろか。ばあちゃんはどうやらんとらっとやろかい」というときに、この図面ではなくて、電話帳の後ろのほうにこの図面があるんです。閉じればA4です。広げればA3です。この中で、一番最後には、苓北町全体の図があって、そのずっと部分区切って、これはよくある地図の分け方ですね。こういうものがあります。これのどこか知りたいときには全部を広げて、この29のゾーンが欲しいということになれば、この29を広げればよくわかりやすい。非常にわかりやすいということになりますので、防災会議にも諮るんだということでしたので、そのときにも又いろいろ提案させていただきますが、そういうふうに見やすいものにつくり上げて、見やすいイコール活用しやすいものに編集し直してください。

それから、都呂々木場地区の地すべり対策についてですが、町のほうでも国のほうに早急にしていくということでした。やはり、これは動きが止まるというのは、止まっているときに果たして現状で止まったらいいと思いますよ。しかし、ずっと動いていくと、止まらん、止まらん、止まらんと、止まったときは家も何も押し潰して止まっとったということでは困るわけですね。そこは当然国・県あたりの専門技官と十分話をされる中で、あるいは大学の教授あたりとも話をされる中で、そういう地元の自治体の代

表として「止まったときに、先生、家が押し倒れとったらどがんすつとですかと。そのとき止まったというんじゃ、人の命が亡くなる可能性もありますよ」ということもありますので、ぜひ早急に、具体的に取り組んでほしいと思います。

それから、肝心の都市再生整備計画ですが、ひとつだけ、ほかにいっぱいありますが、あとは予算委員会の中でお尋ねしますが、潮だまり、それから堀切の出来高図面、これは液状化問題の対策をすべきじゃないかというお話をしました。といいますのは、民家があると、今度は石垣もつくっておられると、それで液状化というのは、もうご存じのことと思いますが、地盤があふれてといいますか、ドロドロ状態になって、特に砂地はそうなりやすいということです。富岡の大手門の工事箇所は、特に富岡は砂地ですので、そういうことが予測されるわけですね。

ですので、先ほどちょっと教育委員会のほうに無理にお願いして、断面図をもらってきましたが、この断面では絶対不可能だと思います。といいますのは、側面にはブロック配合コンクリートがあるんですけど、底にはコンクリートは張ってないんですよ。石だけです、基礎石だけです。基礎栗石だけです。片や、12mの津波が来たときには困るからといって紺屋町富岡中央明神山には高さ12mの災害対策施設をつくった。片や、当然12mの津波が来るときには、大きな地震があつて当然ですので、そのときに石垣もくわえた、せっかくつくったのに石垣もうっちゃけた。近所の家も液状化現象で潰れたという可能性もありますので、そこら辺は再度考えて取り組むべきではないかと思います。私はこの事業全体では反対ですが、もうすでにでき上がったものが新たな二次災害になることについては反対ですので、ぜひそういう取り組みも今後考慮すべきだと思います。

○議長（山本政人君） 指摘もありました。そのようなことで、努力を願いたいと思います。

これで、浜口雅英君の一般質問を終わります。

次に、通告6番、田嶋豊昭君。

○9番（田嶋豊昭君） 通告6番、9番議員、田嶋豊昭。質問方式、総括質問でございます。

第一次産業、特に農業への町の対応についてを議題といたします。

現在、苓北町農協では、自己改革の3本柱として「農業者所得の増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」を掲げ、組合員と一体になって頑張っているところです。これも町当局からのレタス・果樹・畜産振興や鳥獣害対策等々の補助という支援があつてのことであり、又、このことが組合員の頑張りにつながっているのだと思います。

今年度の苓北町の農産物生産販売状況については、子牛販売から玄米出荷・極早生ミカン・主力品目のレタスにおいても、各産地の出荷量の減少により高値取引が続いてい

ますが、苓北町の農産物の多くは自然露地栽培であり、気象状況の変化で大きく左右されます。近年の異常気象のような状態では今後どのように変化していくかわかりません。

さて、先月 7 日に長野県川上村議会議員が苓北町を視察されました。皆さまもご存じのとおりだと思いますが、長野県川上村は、第一次産業である農業が村の主力産業で、立地を生かした夏高原野菜の産地でもあります。村全体で農業振興に取り組まれているところが功を奏しているかはわかりませんが、人口が数十年前からほとんど変化がないそうです。同じ第一次産業の町でありながら、苓北町では年々人口が減少しており、又、比例するように第一次産業への後継者不足が取り沙汰されております。就農者を減らすことなく維持していくことも人口減少の歯止めになることと思います。

そこで、苓北町としても高所得がある程度予測できるような農業にするために思い切った予算を投入し、農業をもっと魅力あるものにして、農業所得を増大させ、I ターン・U ターンを促すことで、新規就農者の呼び込みや後継者不足の解消につながらないでしょうか。後継者不足の問題が解消することで安定した農業、攻めの農業ができると思います。ひいては、このことで町でも税収増が見込まれるのではないかと思います。町長が掲げておられる「安心して住める町」「いきいきと暮らせる町」「ふるさとと呼べる町」に更に近づけるようになっていくのではないのでしょうか。町長の見解をお伺いいたします。

よろしく願いいたします。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 只今の田嶋議員のご質問に答えさせていただきます。

第一次産業への町の対応について。

第一次産業の主力産業である農業の、後継者不足の解消対策としましては、親元での就農継続、新規就農者の呼び込みを図るため、農業所得の増大を図ること、そのための高所得となる農業に思い切った予算を投入すべきでは、とのご指摘、ご意見でありました。

現在、農業予算につきましては、1 点目に、農業・畜産業に対する各種振興補助、2 点目に農業委員会・苓北町農協・県農業公社の連携により貸借等による農地の有効利用対策、3 点目に有害鳥獣対策や農地の小災害対策及び日本型直接支払制度による農地の適正な維持といった対策の 3 点を大きな柱に予算を編成しているところであります。

農業予算では、J A を通じ各種農業振興補助による直接的な予算の投入を行ってもおりますが、農家の所得向上には、それぞれの農家の経営に伴う農作物の販売高の増減が大きく影響いたします。

今ご指摘がありましたように、やはり後継者をつくって、その耕作地をずっと守って

いく。その中から大きな成果を得ていくということであれば、やはりその方たちが今年よりも来年、来年よりもその次の年と、希望の持てる、それだけの収穫、収入があることが大きな原因になってくると思っております。

そういった意味で、長野県の川上村は全くそのとおりですね、ほとんど人口も変わらない、そして農業をやる人たちも変わらない。特にあそこの村長さんとは、私も長い間交流をしておりますが、昨年までは全国町村長会の会長をしておられました。そういった意味で何回か訪れをさせていただきましたが、やはりあの寒村でレタスとか高原野菜をやる前は、もう10月末から寒くて、当然農作物はつくれない。そして雪が降らないから余計寒いそうです、冷え込みが激しいと。その中で、隣の諏訪湖の湖畔に立地しております精密機械工業にみんな半年以上出稼ぎに行っておられたということでございました。

今の村長さん方が若い時に中心になられて、高原野菜を始められて、徐々に大きくなってこられたわけでございますが、行ってみますと、やはりあそこは、東京にも名古屋にも大阪にも、どこにも2時間程度でいけるわけですね。ですから、夜中に摘み取りを始めて、その足でそのまま大田市場に運んでいけば朝のセリに十分間に合うと。そういうことで、やはり輸送コストも苓北町と全然違うと。そして、どこからでも需要があるということで、すばらしい立地を、夏の気候を活用して成功された例で、年収平均が3,000万円とも言われておられます。

ですから、そういった意味で、やはりそこと一緒の同条件にはならないと思いますが、冒頭申し上げましたように、農家はやはり収入が一定して、少しずつでもよくなっていく、そういう状況があれば、苓北町の農業も捨てたものではないと考えているところであります。

苓北中学校では、10年後の自分ということで作文を書かせるそうです。今も続いているかどうかはわかりませんが、やはりその中で、レタスの値段の良かったときは、自分はお父さんと一緒に10年後農業をしていると。そういう作文を私も見せていただいたことがあります。2、3人は書く子どもたちがいたということであります。やはり、生活できる収入があるということが後継者を得る1つの大きな要因になってくるんじゃないかと考えております。

そういった意味で、長野県の川上村は、とにかく高原野菜に特化した中で成功をなさっておられる。非常に立地がいい点にあると。では、我々はどうするのかということで、今ほとんど農産物は大概首都圏に行っていますね。レタスもミカンも、そういうことで、それは伝統的なものがあると思いますが、どうもこの前聞いたところ、値段は高くて、非常にいいんだけどコストがかかってねという話を聞きます。だから、その点が1つの大きな課題であるのかなと思っております。

ですから、生産環境が決定的に川上村と異なるわけですが、苓北町の限られた優良農地は運送コストが高くなる条件のもとでは、付加価値を伴う生産とともに、コスト軽減に取り組まなければならないわけですが、なかなかそこが難しい状況であると。今の輸送状況でしますと、やはりトラックの値段はどんどん上がっていくばかりだということでもあります。

そういうことでありますけれども、なるべく省力化を図って、レタス、今ご指摘がありましたように、後継者の代わりの労働力としてレタスの包装機とか、いろんな機械を導入していただいております。これは成功していると考えておりますが、更にもっと何かできないかなというようなことも考えていかなければならないと思っております。

議員も今ご指摘をされましたが、現在、苓北町農協では「JA活動総合3カ年計画」に基づき三つの大きな戦略目標を掲げられ改革に取り組んでおられます。このような中で、今後、魅力的な就農とするため、とりわけ所得の増大のために、販売力強化や生産コスト削減など、苓北町農協と更に連携を深めながら、後継者対策に取り組んでまいります。

又、もっと進んだことで申し上げれば、3年前ですかね、苓北町農協青年部でヨーロッパ視察研修に行くんで補助金をもらいたいというようなことでありました。それは見聞を広めることは大いにいいんですけれども、ひとつだけ、大きなミッションを背負ってくれというお願いをいたしました。それは、オランダにも行くということでありましたので、オランダは皆さん方ご承知のとおり、世界の一番目の花の輸出国であります。今はもう花よりも農産物の輸出国として超大国になっております。約6兆円ぐらいよそに出していると聞いております。

その中で、いわゆるハウス栽培で、CO₂（二酸化炭素）を主に注入して、温かくして、それで葉物、特にレタスなどは年に10回以上収穫ができると。主に葉物野菜とトマトを出しておられるようでございますが、そういうことができれば実証もやりたいなと。ところが何か数億円かかるようですので、できましたら九州電力やら農協やら町と一緒に、何か実証の取り組みができればありがたいなと。いわゆるCO₂（二酸化炭素）も活用をして、今非常に批判が高い石炭火力に対して、少しでもCO₂（二酸化炭素）を活用できれば、これも非常にありがたいことだと思っております。

この施設は、もうすでに工場で、日本の中でも葉物野菜をつくっておられますので、だんだんそれが増えますと、レタスも又、首都圏あたりで売れなくなる可能性があります。そういった意味で、もっと生産に対してやはり先進的な取り組みというのにも必要になってくる。いわゆる輸出ができるような状況をつくり出していければと。

逆に葉物は輸出・輸入がなかなか困難ですね、温度管理が大変なので。だから、レタ

スはなかなか値段が下がらない。よそからの、外国からの野菜に太刀打ちできるということなのですが。逆にそのことも解決できれば、人口が非常に多い中国とかに輸出するのにも、苓北町は地の利があります。そういったことも、まだ今のところ夢ですけども、考えながら、まず足もとの、苓北の農業の振興を図ってまいりたいと考えているところでございます。

以上、田嶋議員の質問に答えさせていただきました。

○議長（山本政人君） 田嶋君。

○9番（田嶋豊昭君） 本当、答弁詳しくわかりやすくありがとうございました。農業予算に対しましては直接いろんなことで投入していただいていることは感謝しております。

そこで、新年に新たに町とJAが連携し、何か方法がないか組合員と話し合いながら進めていきたいと思っております。今JAでは自己改革に関する組合員アンケートをお願いしているところのようです。正・準組合員全体に配布し、「耕そう大地と地域の未来」ということで行っているところだそうです。

先ほどからコストの問題もあります。本当、私たち実際レタスを出していますけれども、東京で2,000円で売れて、900円は経費です。そのくらいかかります、全体の経費が。だから手取りは1,000円ちょっとしかありません。そういう中で、やはり川上村は本当に恵まれたところで、愛知、東京も2時間ぐらい、本当に今町長が言われましたとおりに行けます。だから比較にはできないと思いますが、町の議員も、JAれいほく役員・組合員の方々も視察を行っています。

まず、川上村全体で取り組んでおられます村長の話では、今町長からありましたとおり、野菜レタスを知っていない人は村の職員ではないと言っていました。そのくらい徹底しています。苓北町でも見習うべきことはあると思います。川上村も最初は今のようではなかったかと思います。努力の積み重ねで現在があると思っております。JAでも、先ほど町長からありましたように、二次、六次産業、こういうことも目指しています。町も連携して、働く魅力ある仕事、場所が安定してできるよう、町も考えていただけたらいいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 全く同感であります。頑張ります。

○9番（田嶋豊昭君） はい。終わります。

○議長（山本政人君） これで、田嶋豊昭君の一般質問を終わります。

次に、通告7番、野崎幸洋君。

○7番（野崎幸洋君） 通告7番、7番議員、野崎幸洋です。通告しておりました2点の項目について、質問いたします。

まず初めに、議会へのタブレット導入、ペーパーレス化について、質問いたします。

苓北町では現在、富岡小学校において先行的にタブレットを導入したＩＣＴ教育の授業が実施されております。ＩＣＴとは、ご存じのように情報通信技術のことで、その機器には電子黒板、プロジェクター、大型デジタルテレビ、デジタルカメラ、パソコン、タブレット、デジタル教材などがありますが、昨年１１月に議会総務常任委員会で学校視察した際、校長先生のお話を聞きますと、ＩＣＴ教育の導入は児童の学力向上につながっていると思いますとお話でありました。

又、今議会に配付されております平成３０年度予算編成に関する説明書を見ますと、中学校においても導入に向けた予算が組まれておりましたので、可決されれば、今後大いに児童生徒の学力向上に成果を出すのではないかと期待されます。このように、現代では学校のみならず、さまざまな業種の企業や病院など社会全体がＩＣＴ環境設備の導入がなくてはならないものとなってきております。

そういった中、苓北町議会では、皆さんご存じのように、これまで長年にわたり定例会・臨時会・全員協議会・各会議の議案・資料については、用紙、ペーパーをコピーし製本された中で会議が行われております。

しかし、最近の地方議会の先進事例を見てみますと、タブレットや大型スクリーン等を導入した委員会や本会議が行われ、ペーパーレス化している議会も増えつつあると聞きます。実際、平成２７年１２月からタブレットを導入されている天草市議会に現在の状況とどのようなメリットがあるのかをお尋ねしたところ、１、経費の削減として、用紙代やコピー代、製本費、郵送料、例規集の加除費などの削減。

２、労務の削減として、議案等の編集からホチキス止め、配布等に係る業務の削減。

３、副次的な業務の削減として、ペーパーレス化によって資料の保管場所が省スペースとなる、又、議案等の差し替え作業が不要となる。

４、議員と議会事務局間の情報及び各種連絡文書等、これには会議の招集通知・災害時の緊急連絡がありますが、これらを一斉送信できます。

５、検索サイトからの情報閲覧。他自治体の先進事例を閲覧することができ、又そのほか会議に必要な情報を閲覧することができます。

６、会議録、例規集の閲覧。会議録は印刷配布を止め、タブレットで検索閲覧する。全議員に配布していた例規集の加除も行わず、タブレットで閲覧する。

７、スケジュールの共有。定例会、議会、議長の動向に係るスケジュールを共有できるなど。

このように、さまざまなメリットがあるとのことでした。そのほかにも、会議途中で資料請求等があった際、たびたび休憩をはさむことがあります、そのようなリスクが減少するのではないかと考えられます。

又、経費面では、現状の議会運営維持管理費からタブレット導入による維持管理費を差し引きますと、天草市では年間約78万円の費用削減効果額があったと聞いております。

このように、経費削減と労務削減の両面でのメリットがあるとするれば、今後苓北町議会もタブレット導入に向け検討する時期に来ているのではないかと考えますが、町の見解をお伺いいたします。

次に、質問2番目の、「公共施設等総合管理計画」についてお尋ねをいたします。

総務省から平成24年4月より、地方公共団体の行動計画である「公共施設等総合管理計画」の策定の要請があり、平成29年9月30日現在で全国各都道府県・市町村の99.4%が同計画を策定済みであるとのこととあります。

公共施設等総合管理計画とは、地方公共団体において厳しい財政状況が続く中で、今後人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることを踏まえ、早急に公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって更新、統廃合、長期寿命化などを計画的に行うことにより財政負担を軽減、平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実施することが必要であるとされております。

地方公共団体が過去に建設された公共施設、公民館やスポーツ施設等の建造物、いわゆる箱物のほか、土木関係では道路、橋梁等の土木建造物、上下水道や浄水場、污水处理場、斎場等がありますが、万が一建造物等の崩落事故等発生した場合、被害を受けるのは住民であり、それを防いで、住民の生命、財産を守るのは、公共団体の大事な役割であり、議会も又その役割を果たす必要があると思っております。

そういった意味で、苓北町の公共施設等総合管理計画はどうなっているのか、お尋ねをいたします。

又、平成25年には国土交通省よりインフラの老朽化が急速に進展する中、新しくつくることから賢く使うことへの重点化が課題であるとの認識のもと、インフラ長期寿命化計画も策定されました。賢く使うとの視点からお伺いをいたしますが、既存の公共施設、町有地等、例えば上津深江広域避難地の有効利用、以前一般質問にてお尋ねした際、上津深江の住民の方々にグラウンドゴルフ用地として使っていただき、ヘリポートとしての使用に支障のない範囲で植栽をし、町民の憩いの場として使っていただきたいとの答弁でありました。

現在の利用状況と、その周辺整備はどうなっているのか、お尋ねをいたします。

又、元KDD跡の建物は、以前は郷土資料館として使用されておりましたが、富岡城跡地の本丸に歴史資料館として移転したため、現在は一部東京大学の地震観測施設として使用されております。今後、この資料館跡地の建物や周辺施設の利用計画はどうなっているのか、又、志岐明神山地区にある元KDD社宅、現在は町営住宅ツキ錠一般団地

として使用されておりますが、その前にあるテニスコートは当時のままとなっております。以前、建設経済常任委員会にて現地視察した際、ここは町営住宅宅地の横であり、近くに公園等もないので、子どもたちの遊び場や住民の方々に有効に利用していただくため開放していただきたいとの、執行部に対し要望を出した経緯があります。

この件につきましても、平成30年度の予算編成に関する説明書を見ますと、財産管理費としてツキ錠一般住宅横のテニスコートフェンスの撤去費として110万円の予算が計上されているようですが、今後の利用計画はどうなっているのか、お尋ねをいたします。

このように、今後町のさまざまな公共施設の老朽化により、施設の修繕、建て替え等が年次的に必要になってくると思います。当然振興計画によって執行されるとは思いますが、それに備えた費用の確保、基金の積立てを行う必要があるのではないかと考えますが、町の見解をお伺いいたします。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 只今の野崎議員のご質問に答えさせていただきます。

まず第1点目は、議会へのタブレット導入についてのご質問でありました。

今、時代はICTを活用して、どう生活を充実させていくか、あるいは知識を拡大させていくか、理解能力を高めていくか、そういう時代に入っております。なるほどなという思いの中で、しかし、これをやったときのいろんな状況がどうなるのかということをやっぱり1回チェックしないといけないなということで、議会のほうで言うと、今現状のやり方で、何らかの問題があるのかどうか、指摘には費用の問題をおっしゃいました。又、各議員個々のタブレット機器使用への対応も含めて、議会のほうでタブレット導入についての協議をしていただいたほうがいいのではないかとということもございました。

参考までに、現状での議案作成に伴う、これは経費の問題で言いますと、年間経費と、タブレットを導入した場合の年間経費を概算で積算してみたので申し上げます。現状での年間経費が約52万円でございまして、タブレットを導入した場合の年間経費が、ソフトの初期導入費、月額ソフト利用料並びにデータ通信回線のランニングコストを合わせまして、約270万円となる見込みでございます。

なお、この中には、現状での例規集の差替費用、各議員との郵便・電話料などの通信費、又、タブレット導入に際しての役場庁舎内の無線LAN（ラン）の環境整備費用は含んでありません。確かに、議会の大きなところ、25人も30人もいらっしゃるどころとか、あるいは町自体が大きなところは、議会でのタブレット使用というのは効果があるのではないかと推察をしているところでありますが、まずは、議会のほうで、今の

状況で不都合な点がおありになるのかどうかですね。今予算を比べてみた場合には、確かに役場職員は、この議案をつくって配付するまで相当労力は使いますが、実際出ていく金額は今申し上げたとおりであります。だから経費の面で言うと、苓北町の場合は小人数でございますので、そういった意味では経費がかかってくるというようなことで、あと、そのメリットがどういうところにあるのか。今議会で、もし今のままでやるのと、このタブレット導入した場合と、どう自分たちの議員活動に影響するのかどうか、その辺のところもよく話し合っていたきたいと思いますし、我々は経費の面で言うと、ちょっとこれはタブレットを使って行くとお金がかかるなど。その代わり、職員の労力の問題がどうなのか、今後検証もしてまいりたいと考えているところであります。

まずはだから、今日は提案をしていただきましたので、議会側の問題点も含めて、よく検証していただき、我々も又職員の労働時間等も含めて検証もしながらですね、今後どうするか考えていけばよいのではないかと考えているところでございます。

次に、第2番目に、「公共施設等総合管理計画」についてでございます。

公共施設の管理計画についてのご質問にお答えいたします。

苓北町では、平成29年3月に苓北町公共施設等総合管理計画を策定いたしました。この計画は、人口の推計や財政状況、施設の整備状況、将来の更新費用の推進などから、今後の施設管理について基本方針を定めた計画であります。

計画期間は平成29年度から30年間。基本方針といたしまして建物系公共施設に関しては、新規整備について。既存施設の有効利用を図り原則行わない。整備が必要な場合は費用対効果を考慮し必要な施設のみを整備する。

施設の更新について。施設の統合、遊休施設の活用、施設の複合化によって施設総量を縮小する。このことにより空いた施設、土地は活用・処分を進め、利用できないと判断した施設は必要だとされる方たちに売却等により管理コストの縮減と新たな財源捻出に努める。

3番目に、施設総量の縮減。稼働率の低い施設は、統合・整理を検討する。

4番目に、施設コストの維持管理、運営コストの縮減、施設使用料の適正化を図る。インフラ系施設におきましては、1つ、費用対効果や経済波及効果を考慮し、新設及び改修・更新を計画的に実施する。2つ目に、長寿命化計画に基づき、施設の長寿命化を可能な限り図るとともに、計画的かつ効率的な改修・更新を実施し、コスト縮減に努める。以上の内容でございます。

事業の実務的な実施につきましては、各施設ごとで作成している個別計画、長寿命化計画に沿って実施いたしますが、個別計画のない施設、例えば学校施設や庁舎などは、平成32年度までに個別計画を作成し、長寿命化を図ってまいります。

この個別計画の必要性につきましては、各種補助金や、道路の舗装事業など、平成3

0年度予算にも計上しておりますが、交付税措置がある単独の起債事業の対象となるためでございます。

既存の公共施設の有効利用につきまして、上津深江広域避難地につきましては、あくまでも避難地ではございますが、通常は町民の方にグラウンドゴルフ等を利用させていただいております。主に上津深江の方々が使っておられるということでございます。次に旧KDD跡の建物の有効活用でございますが、現在東京大学の地震研究所の一部に使わせていただいております。その他の部分につきましては、役場内で芥北町公有財産利活用等検討委員会を立ち上げまして、他の施設も含めて協議を行っておりますが、現在のところ具体的な活用方法についての方針は固まっておらず、検討中でございます。

もっと直接的に申しますと、やはりどういう企業を誘致するかで、改装の内容が変わってくる。特にあそこは海のそばで、もうサッシ類が相当傷んでおります。特に相当頑丈に上等につくっておられますので、これを替えるとなればサッシを替えるだけで相当莫大な金がかかる。それと併せて、最初はいくつかの会社に来てもらおうと思って、小さく区切ってやろうかとしておりましたが、これも企業の中身によって変わってきますので、できましたら1つの企業が、もう建物ははっきり申し上げてお譲りしてもいい、安い値段か、あるいは価格なしで。土地代だけもらってあそこを活用していただく企業があればありがたいなど。これも含めて又部内で検討し、議会にも諮ってまいりたいと考えているところでございます。

次に、旧KDD社宅跡テニスコートにつきましては、これは今ご指摘がありましたように、金網が非常に危険であるということで、まずこれを取り払いました後、これは分譲用地として、どのような区画整理をするか検討しまして、分譲用地として売却をしたいと考えているところでございます。

次に、今後の公共施設の修繕、建替に備えた費用の確保、基金積立てにつきましては、これまでも建物の修繕、橋梁の補修、舗装打替等補助事業や起債事業などを活用しながら行っているところではございますが、今後の財政状況を勘案しながら検討していきたいと考えているところでございます。

なお、先ほど道路整備について、確かに55%、今まで5%上乗せの予算は確保されたんです。我々も一生懸命になって関係省庁に行きました。確保されて、後で詳細を聞きますと、基幹道路にしか55%は補助しないんだと。だから、道路の改良については、今までどおり50%である。舗装については、今ここにありますように、長寿命化計画をしっかりと立てているところに限って、起債事業で対応していくということで、その起債事業も交付税補填も合わせて入れましても、今までの加算のあった55%というか、50%を考えても、それよりも大分低い補助率になるというような状況でございます。

そういった意味で、今後もろもろのことについてもしっかりと検証しながら、考えていきたいと思っているところであります。

以上、野崎議員のご質問に答えさせていただきました。

○議長（山本政人君） 野崎君。

○7番（野崎幸洋君） 只今ご答弁いただきましたけれども、タブレット導入については、もちろん議会のほうでも議会活性化等委員会もありますので、そういった委員会等を中心に話を煮詰めていかなければならないとは思っております。

今答弁いただきましたように、予算が絡んでくることなので、まず町の考え方、方向付けが必要ではないかという考えのもとで今回この質問をさせていただきました。確かに、今町長が言われましたように、天草市と苓北町では議員数の違い等もあって、用紙代やコピー印刷の管理費の違いは当然出てくるとは思っております。今までのように、用紙をコピー製本した場合で、それでも年間52万円、タブレットを使用した場合の試算が270万円と、約220万円の差が出るとは私もそこまでは思っていなかったんですけれども。

先ほど、どうしてこのタブレット導入に関して、議会のほうで不都合があるのかという、町長の問があったわけですが、なぜタブレットを導入した方がいいかと私が思ったかという、まず、先ほどメリットをいくつか言いましたけれども、タブレットがあれば、いつでもデータの交換とか、受け取れるというそのスピード感が出てくるというのがありますし、そしてまたタブレットを持っていることによって、過去のいろんな資料を配られますけれども、それが一回一回ペーパーですと、何月何日、きれいに保管していれば問題ないんでしょうけれども、それを探すのに莫大な資料もありますし、時間的な部分、それがタブレットがありますと、その中にちゃんといついつのというのは出てくるようになっていきますので、そういった資料の閲覧が簡単に早くできるというのがあります。

又、町民の皆さんに、あそこの、例えば、「いついつのあれはどがんったっか」というときでも、資料を当然見せられるわけですね。そういった部分と、さっき言った議員は年間通すと資料的に莫大になって、当然各自宅に皆さん保管されていると思うんですけど、その保管場所も相当場所を取るわけですね。そういった部分でのメリットというのは議員に対してはあるわけです。そしてまた執行部の方々に対しても、先ほどもメリットは言いましたけれども、そういったホッチキス止めとか、そういった時間的な業務の削減には相当つながるんじゃないかと思うわけですね。

先ほども言われましたけれども、議員も当然、そういったICT関係を日常的に使われている方とあんまり使われてない方では、議員でもその使いこなすには相当差は出てくると思うんですけれども、これはもう慣れていくしか方法もないし、それは自分が仕

事として見るのであれば、当然クリアできる問題だと思います。何回も言いますように、こういった予算的な部分だけではなくて、そういった副次的業務の削減、これもシェアの中に入れてもらって、当然今聞いたように、金額的にはかかるんですけども、将来的に、今後もっとＩＣＴ化が進めば、当然金額も、各業者さん競って安くしてくるんじゃないかという気はするんですけども、そういった場合でも、経費の面、予算面だけではなくて、労務的な部分でも、再度そういったお考えを、なるべく早い段階に、当然考えておくほうがいいんじゃないかという気がするんですけども、もう一度その辺、どうでしょう、町長。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） まず、先ほど申し上げたように、ひとつのよき提言をしていただいた第一歩じゃないかと思っております。その中で、これをやる場合のメリット、デメリット、議会側のメリット、デメリットもあると思いますし、役場として全体の予算の中でのメリット、そして労務時間の問題等、今全くご指摘のとおりです。

今日はそういうことでご提案があったということの中で、検討を我々もさせていただきたいと思いますが、今のところは、この小さな議会でありますので、あまり予算的なメリットというのは出てこない。だから、そこを今後どう検討していくのか。あるいは又議会内でこのことについて、どう皆さんが思っておられるのか、よくご協議をいただきたいと。まず、だから、そういう面では問題提起の始まりだと我々は受け止めておりますので、議会でもぜひこのことについてどうなのか、ご協議をいただきたいと思います。

○議長（山本政人君） 野崎君。

○7番（野崎幸洋君） 協議も当然していかなければいけないんですけども、極端な例でいいますと、先ほど、朝から2回の議案の差し替えがあったわけですね。そういった部分で、議会毎回とは言いませんけれども、たびたびの差し替えがありますので、その辺も、無駄といえは無駄になると思いますので、その辺も、執行部の方も極力無駄が出ないようなやり方を、極力気をつけていただいて、今言われたように、議会としても、今後は議会活性化委員会を中心に、その辺はもっとＩＣＴ化に向けた勉強もしていきながら、導入に向けたお願いをしていきたいと思っています。

次に、公共施設等の管理計画についてお伺いしますが、私も、これを質問するにあたって、ホームページを見させていただきました。その中で、財政状況の考察という文面の中で、歳入面では今後も固定資産は年々減少し、地方交付税、国庫、都道府県支出金、地方債等の財源に依存しなくてはならないことが予想されます。

一方、歳出面では、義務的経費について、人件費は微減の状況ではあるものの、扶助費は今後も少子高齢化の進展により増加するとともに、公債費も年々増加し、平成31

年度にピークを迎えます。以上のことから、今後は徴税等の徴収率の向上、課税の適正化による税収の確保、又、町有財産の有効活用や売却、受益者負担の原則に立った使用料や手数料の公平な設定及び徴収、更にはふるさと納税制度の充実など、新たな収入源の開拓により財源を確保する必要があります。

又、歳出面では、町民の視点に立った行政サービスの効率化と簡素化により、歳出抑制を図り、最少の経費で最大の効果を発揮できるよう努める必要がありますと、このように大変財政上厳しい状況が掲載されておるわけですが、そういった中で、先ほど文面中に、町有財産の有効活用や売却により、財源の確保をする必要があると記載されておりますけれども、以前、3常任委員会で視察した際、都呂々木場小学校教員住宅については、解体を視野に売却の方向で検討されたいと要望を出した経緯があるんですけれども、現状を見ますと、私は昨日一昨日もちょっと見に行ってきましたけれども、廃墟となったままになっております。今後の対応はどうなっているのか、お尋ねをいたします。

○議長（山本政人君） 土木管理課長。

○土木管理課長（山口仁人君） お答えをいたします。

今議員がご指摘になりました場所につきましては、都呂々木場小学校の教職員住宅の跡地でございますけれども、ここにつきましても、過去に解体等の検討をした経緯がございますが、本年2月に入りまして、正式に、この土地の払い下げの申請書が町のほうに提出をされております。今現在、町といたしましては、その払い下げの方法について検討を行っているところでございますが、もともと2軒の教職員住宅が建っている状況にあります。

そういう中で、土地につきましては600m²を超すほどの面積があるわけですが、ここについては、ご案内のように急傾斜地ですね。これについても、レッドゾーンというようなことで指定を受けているわけですが、ただし、そういう状況の中で、今回申し込みをされました方の思いといたしましては、非常に日当たりがいいということの中で、ぜひそこに家を建てたいと。レッドゾーンに仮に家を建てるとするならば、どういうふうな対応が必要かということで、うちの担当職員とともに、広域本部のほうにお尋ねにまいられております。そういう中で、土砂の崩落が想定される状況に対応し得る壁の構造といいますか、一面の壁を鉄筋コンクリートづくりにするならば、新たに家を建てるということの部分も可能だということの中で、詳細の設計等については又熊本の土木事務所、中央にあります土木事務所のほうの建築主事さんと協議をしていただく必要がありますと。ただし、その費用がどの程度になるかにつきましては、町といたしましても、この料金等から土地の評価額等の料金等から、その分についてはある程度差し引いても売却していいんじゃないかというようなことで、今上司とも検討を

している状況にあります。

そういう中で、都呂々地区に住みたいというご意向があられますので、その思いを尊重して、町としても今後又検討して、払い下げに向けて進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（山本政人君） 野崎君。

○7番（野崎幸洋君） わかりました。そういった払い下げの話があつて、相手方さんとうまく折り合いがつけば、そういった売却に向けた話をぜひ進めていただいて、有効な財産運用をしていただきたいと思います。

それと、ふるさと納税についてお尋ねしますけれども。最近、カーリングで有名になりました北海道の北見市では、カーリング女子でふるさと納税が大変増えているという報道もあつていたんですけれども、我が苓北町ではふるさと納税も減少傾向にあるということで掲載されております。これに対して、又、新たな収入源の開拓として何か考えておられるのか、その辺をお尋ねをいたします。

○議長（山本政人君） 総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） ふるさと納税につきましては、取り組みを始めました平成20年度から平成27年度までの8年間の実績では、総計で205件、寄附金額が1,238万3,400円でございます。この間の平均では、1年当たり25.9件、約154万8,000円でございます。昨年平成28年度はインターネットサイトでの周知を開始したことによりまして、件数で150件、寄附金額で302万5,000円ということで、寄附をいただきましたけれども、今年度は、昨年12月末現在で70件、194万8,000円でございます。現時点では昨年度より件数で約半数、金額では100万円余りの減額となっております。

現在のこの状況につきましては、今申されましたような多額のふるさと寄附金の実績を上げておられる自治体と比較しますと、まだまだ啓発不足、それから返礼品の不足、これが大きな要因であると分析をしております。

以上のようなことから、新年度におきましては、インターネット等を活用した啓発促進と併せて、これまでも議会の中でご意見、ご提案をいただいております空き家管理、墓守等の作業委託、その他に肉類や水産加工品等のほか、新たな返礼品の募集、関係団体への再依頼等も行いながら、取り組みを強化してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（山本政人君） 野崎君。

○7番（野崎幸洋君） 確かに、これはお気持ちでふるさと納税というのはしていただいておりますので、なかなか増やすのには難しい部分があるとは思いますが、ぜ

ひ努力のほうをよろしくお願いしたいと思います。

次に、質問の中で、基金の積み立てをする必要があるのではないかとということでお尋ねをしたんですけれども、これもホームページで、町の公共施設の課題として載っているんですけれども、本町の公共施設は経過年数が20年未満の建物も多く、建て替えを行うには若干の時間的猶予はあるものの、今後10年間は、築31年を経過した施設の大規模改修費用が必要となってくることが予想されます。本町が保有する公共施設に係る維持更新費用は、今後40年間の総額で約231.9億円、年平均で5.8億円かかる見込みとなり、厳しい財政状況の中でいかに計画的に対応してくるかがこれからの課題となります、と掲載されております。

これを閲覧された町民の方は、町の将来を不安視されるのではないかと私自身が心配になったんですけれども、その点について、基金積立の部分について、町長、お考えをもう一度お聞かせください。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） まずは、具体的なイメージですね。基金がどのくらい必要かということが我々も把握しておりませんので、これを急ぎたいと思います。

それと併せまして、今後はスクラップアンドビルドといいますけれど、このビルドのほうをなるべくやめて、大分人口も減りましたので、その辺のところで今後の修繕費を抑えていければと考えているところでもございます。今、ちょっと見渡してみても、役場庁舎、それとコミセンを改修しましたので、あとはそれぞれの公民館等今後の課題もあります。古くなっているところが雨漏りがしたりするところもありますので、やはりそういうことも勘案しながら、早く対応できるところは補助制度等に早くのせたら、なかどですね、必要な修繕を進めてまいりたいと考えているところであります。

○議長（山本政人君） 企画政策課長。

○企画政策課長（荒木広之君） この中にもありますけども、できるだけ経費を平準化してということ考えておりますので、又振興計画をつくってまいります。各課で認識を共通しまして、平準化、突出した年度に集中しないように調整を行っていきたいと思っております。

○議長（山本政人君） 野崎君。

○7番（野崎幸洋君） はい、わかりました。ありがとうございました。

続いて、上津深江避難地の利用状況。先ほど上津深江の方々がグラウンドゴルフ場として使用いただいているという答弁をいただきました。1、2週間ですかね、前ちょっと見たときには、非常にデコボコしてこれはグラウンドゴルフに使えるんだろうかという感じで見てきたんですけれども、年間、どれぐらい使用されているんでしょうか。その辺、把握はできていますか。

○議長（山本政人君） 総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） すみません、回数についてはお聞きをしておりますが、そのために草刈りをされたりとか、ボランティアでもやってもらっているところがございます。

○議長（山本政人君） 野崎君。

○7番（野崎幸洋君） 使用者の方がそういった手入れされて使っていただければ、問題ないと思います。

それと、以前これは一般質問だったか、国道側から見たときのＡＣⅡを使用された、あのブロックの継ぎ目から雨水等が流れ落ちてきて、非常に景観がよくないということで、お聞きしたところ植樹してなるべくあそこが目立たないような対策をしますという答弁があったと記憶しているんですけども、現状ではあれはもう植えた状態になっているんでしょうか。

○議長（山本政人君） 土木管理課長。

○総務課長（山崎秀典君） 現状におきましては、蔦類それから椿、四季の花々をあそこに植えております。はい。

○7番（野崎幸洋君） 私が通るたんびに見る限りでは、木というのはほとんど植わっていないような気がするんですね。蔦と言われれば若干緑が少しずつ壁を伝っているのはわかりますけれども、椿とか、そういう木がだんだんになっていますけど、あの段に植えてあるというのは全く気付きませんが、あそこに植えてあるということですか。

○総務課長（山崎秀典君） そうです。あその段に全部植えております。

○7番（野崎幸洋君） ありますか。

○総務課長（山崎秀典君） はい。

○議長（山本政人君） 野崎君。

○7番（野崎幸洋君） わかりました。そういう景観が悪いという町民の方からの声もありますので、まあ植栽をされているということですが、なるべく目立たないように、早くしていただきたいと思っております。

次に、ＫＤＤ跡の建物の件ですけれども、いろいろ協議はされているという答弁をいただきましたけれども、土地代のみでもいいからという、町長のお考えではありますけれども、どの程度、例えば一般企業とか、それこそホームページ上とか、そういった公募といいますか、そういうのはされているんですか。検討以外に、公募というのを。

○議長（山本政人君） 企画政策課長。

○企画政策課長（荒木広之君） サテライトオフィスの使用ということで、熊本県を通じて紹介をいただきまして、2社ほどお見えになりましたが、残念ながらそこを使うと

いう結果にはなっておりません。先ほど町長が答弁で答えましたように、当時は部屋を細かく仕切ってという考え方でおりましたんですが、やっぱりそれではまだ改修等に手戻りだったりいろいろ不都合が出てくるんじゃないかということで、今はもう一体となったところで、どこか使っていただけないかというような考え方を持っております。

○議長（山本政人君） 野崎君。

○7番（野崎幸洋君） サテライトオフィスというのに、そういった公募といいますか、企業誘致的に入っていただけないかということではされているんでしょうけれども、見る限り、先ほど町長も、サッシとか総替えしないと使用できないような状況にきているということで答弁されましたけれど、私も見に行って、せっかくだいい建物なのになというのがもったいないというのが、一番思うんですけれども。当然シャッターは閉めて、管理はされていると思うんですけれども、あそこの入口、門のところにロープを張ってありますけれども、張ってあるんじゃなくて、それは完全に道に垂れて、ここが要するに出入り禁止ですよというバリケード的なものなのか、張ってあったけれども、どうぞもう入ってよかですよという意味で垂れているのか、2ヶ所あるんですけれども、2ヶ所とも垂れ落ちています。だから、その辺の地域の方に使っていただくために垂らしてあるのか、張ったのが垂れてしまったのか、その辺の管理が、私の印象で見ると、ずさんな管理がしてあるなという印象を受けたんですけれども、その辺はどういう意味なのかをお願いします。

○議長（山本政人君） 土木管理課長。

○土木管理課長（山口仁人君） 一応現在、普通財産ということで、私どもが管理をしておるわけですが、1月ぐらいにちょっと現場を見に行った際には、戻したつもりでいるんですけれども、ただ引っ掛けているばかりですので、早急に現場を確認させていただきまして、対応をしたいと考えます。

○議長（山本政人君） 野崎君。

○7番（野崎幸洋君） はい、わかりました。

最後に、町営住宅、ツキ錠横、テニスコートの件ですけれども、フェンスを取り除いて分譲として売却予定というご答弁がありましたけれども、撤去していただいて、分譲地にされますけれども、すぐには売れないと思うんです。先ほど言いましたように、ここは2ヶ所の町営住宅がありますので、子どもさんたち結構いるんですね。だから、あそこをそのままバリケードといいますか、寂れたままのフェンスを張ったままにしておくのは、本当にこれももったいないなという気がするわけですね。

ですから、中の、テニスをするときの支柱だけを撤去してもらえれば、そしてあと草刈りさえしていただければ、子どもたちは有効にあそこを、ボールも川に落ちないし、有効に利用できると思うんですね。ですから、あのままするぐらいだったら、その支柱

だけを撤去してやって、子どもたちにどうぞ使ってくださいという、そういうやり方はできないのかなという気はするんですけども。

今回の予定としては、もうぐるっと囲んであるネット全て取り除かれる予定なんでしょうか。

○議長（山本政人君） 土木管理課長。

○土木管理課長（山口仁人君） 新年度の予算に計上しております費用の内容についてでございますけれども、今ご案内のように、テニスのためのネットを張る支柱の撤去、それと、外側に施してありますところのフェンスというのが、ぼろぼろの状態でございますので、その分まで撤去をして、将来的にといいいますか、分譲に向けたところでの検討をしているところでございます。

このことにつきましては、マグロの養殖等で将来進出された場合の住宅用地といいいますか、その職員の方あたり、会社あたりの誘致の際にもこういう所有地がありますということで、そういう説明もしている経過もございますので、将来的に向けて分譲という方向で町は今検討をしております。その間について、ご指摘のように子どもたちの遊び場といいいますか、公園が少ない状況もある中で、有効活用等については、また今後検討をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（山本政人君） 野崎君。

○7番（野崎幸洋君） 町有地については、そういうふうには有効的な利用をぜひお願いしたいと思っております。

先ほどから言っています町の公共施設等の総合利用計画の最後に、進捗状況については議会や町民に対し、随時情報提供を行い、町全体で認識の共有化を図りますということで締めてありますので、ぜひこういった状況が変わったときにはぜひお知らせのほうをよろしくお願いして、私の一般質問を終わります。

○議長（山本政人君） これで、野崎幸洋君の一般質問を終わります。

以上で、一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

どなた様も大変お疲れ様でした。

—————○—————

散会 午後4時16分

平成 3 0 年 3 月 8 日（木）

（第 2 日 目）

平成30年第18回苓北町議会定例会会議録（第2日目）

平成30年第18回苓北町議会定例会は、平成30年3月8日苓北町議会議場に招集された。

1. 午前9時30分開会

2. 応招議員は次のとおりである。

1 番	松本 良人	2 番	廣田 幸英
3 番	高戸 幸雄	4 番	松野 重幸
5 番	倉田 明	6 番	石田 みどり
7 番	野崎 幸洋	8 番	浜口 雅英
9 番	田嶋 豊昭	10 番	山下 時義
11 番	錦戸 俊春（副議長）	12 番	山本 政人（議長）

3. 不応招議員 なし

4. 出席議員は、応招議員と同じである。

5. 欠席議員は、不応招議員と同じである。

6. 議会書記

事務局 長 龍岡 学 書記 野田 寛子

7. 地方自治法第121条の規定により議案説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長	田嶋 章二	副町長	松野 茂
教 育 長	濱崎 敏和	総務課長	山崎 秀典
税務住民課長	宮崎 裕昭	企画政策課長	荒木 広之
教 育 課 長	汐崎 正喜	土木管理課長	山口 仁人
農林水産課長	野田 尚之	商工観光課長	尾脇 宣宏
水道環境課長	小林 和文	福祉保健課長	山崎 敬一
健康増進室長	坂元 俊司	会 計 課 長	立山 清剛

8. 議事日程

- | | | |
|--------|----------|---|
| 日程第 1 | 報告第 1 号 | 例月現金出納検査の結果報告について（平成29年度
11月分・12月分・平成30年1月分） |
| 日程第 2 | 議案第 2 号 | 平成29年度苓北町一般会計補正予算（第7号） |
| 日程第 3 | 議案第 3 号 | 平成29年度苓北町国民健康保険特別会計補正予算
（第4号） |
| 日程第 4 | 議案第 4 号 | 平成29年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第3
号） |
| 日程第 5 | 議案第 5 号 | 平成29年度苓北町後期高齢者医療特別会計補正予算
（第4号） |
| 日程第 6 | 議案第 6 号 | 平成29年度苓北町水道特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第 7 | 議案第 7 号 | 平成29年度苓北町下水道特別会計補正予算（第2
号） |
| 日程第 8 | 議案第 8 号 | 平成29年度苓北町宅地造成事業特別会計補正予算
（第3号） |
| 日程第 9 | 議案第 9 号 | 苓北町監査委員条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 10 | 議案第 10 号 | 公益的法人等への苓北町職員の派遣等に関する条例の
制定について |
| 日程第 11 | 議案第 11 号 | 苓北町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条
例の一部を改正する条例について |
| 日程第 12 | 議案第 12 号 | 苓北町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正す
る条例について |
| 日程第 13 | 議案第 13 号 | 苓北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につ
いて |
| 日程第 14 | 議案第 14 号 | 苓北町坂瀬川財産区管理会委員の報酬及び費用弁償に
関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 15 | 議案第 15 号 | 苓北町坂瀬川財産区山林取締員の報酬及び費用弁償に
関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 16 | 議案第 16 号 | 苓北町都呂々財産区管理会委員の報酬及び費用弁償に
関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 17 | 議案第 17 号 | 苓北町都呂々財産区山林取締員の報酬及び費用弁償に
関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 18 | 議案第 18 号 | 苓北町公民館条例の一部を改正する条例について |

9. 議事の顛末

開会 午前9時30分

○議長（山本政人君） 改めまして、おはようございます。

只今の出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、只今から本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 報告第1号 例月現金出納検査の結果報告について（平成29年度11月分・12月分・平成30年1月分）

○議長（山本政人君） 日程第1、報告第1号、例月現金出納検査の結果報告書（平成29年度11月分・12月分・平成30年1月分）が提出されましたので、お手元に配付しております。朗読は省略します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 質疑なしと認めます。

これで、報告第1号を終わります。

-----○-----

日程第2 議案第2号 平成29年度苓北町一般会計補正予算（第7号）

○議長（山本政人君） 次に、日程第2、議案第2号、平成29年度苓北町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（田嶋章二君） 議案第2号、平成29年度苓北町一般会計補正予算（第7号）（案）について、ご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に744万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50億2,901万6,000円とするものでございます。

今回の補正予算は、3月までの道路事業費を含めた各事業の精算見込みや国庫補助金等の確定に伴うもの、又、国の補正予算への対応、国民健康保険特別会計繰出金の精算に係る補正が主なものでございます。

なお、内容につきましては、企画政策課長から説明いたさせますので、よろしくご審議のほど、お願いを申し上げます。

○議長（山本政人君） 企画政策課長。

○企画政策課長（荒木広之君） 議案第2号、平成29年度苓北町一般会計補正予算（第7号）（案）の内容について、ご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ744万3,000円を追加し、予算の総額を、歳入歳出それぞれ50億2,901万6,000円とするものでございます。

５ページをお願いします。第２表、繰越明許費でございます。

富岡港船客待合所改修事業、天草エアライン機材維持費補助金、苓北町振興計画策定事業、農業用河川工作物等応急対策事業、林道事業、漁村再生交付金事業、富岡吉利支丹供養碑千人塚公園駐車場整備事業、町道改良事業、緊急防災・減災事業（坂瀬川地区避難路整備工事）、公共土木施設災害復旧事業、港湾施設災害復旧事業を繰り越すこととし、１１の事業費を繰り越すものでございます。

６ページをお願いします。第３表、地方債の補正でございます。

１、追加で、補正予算債、急傾斜地崩壊対策事業負担金限度額２５０万円、特定農業用管水路等特別対策事業６００万円を追加するものです。

２、変更で、公共事業等債、特定農業用管水路等特別対策事業９００万円を増額し限度額を２，３４０万円に、富岡港改修県営事業負担金で５０万円減額し限度額を７２０万円に、道路事業で４７０万円減額し限度額を７８０万円に、緊急防災・減災事業債で緊急防災・減災事業を４０万円減額し限度額を４６０万円にするものでございます。

９ページをお願いします。歳入です。

款１町税、項４町たばこ税、目１町たばこ税２２０万円の減額です。

１０ページをお願いします。項５入湯税、目１入湯税、９万円の減額です。

１１ページをお願いします。款８地方特例交付金、項１地方特例交付金、目１地方特例交付金、確定により２７万５，０００円の増額です。

１２ページをお願いします。款１１分担金及び負担金、項１負担金、目１民生費負担金は、実績により保育所入所児童保護者負担金３００万円の減額。目２総務費負担金は苓北町有線テレビジョン放送施設加入負担金３２万４，０００円の増額です。

１３ページをお願いします。款１２使用料及び手数料、項１使用料、目４商工使用料は、歴史資料館入館料３０万円の減額です。

１４ページをお願いします。款１３国庫支出金、項１国庫負担金、目１民生費国庫負担金は、保育所運営費国庫負担金、国保保険基盤安定国庫負担金、介護保険料軽減国庫負担金、合わせて５９２万９，０００円の増額です。

１５ページをお願いします。項２国庫補助金、目１総務費国庫補助金は、補助金の名称変更による組替。目２民生費国庫補助金は、年金生活者支援給付金支給準備市町村事務取扱交付金２４万３，０００円の増額。目３土木費国庫補助金は、防災・安全社会資本整備交付金、公営住宅等ストック総合改善交付金、合わせて６２４万８，０００円の減額です。

１６ページをお願いします。項３委託金、目１総務費国庫委託金は、中長期在留者住居地届出等事務委託金確定により２万６，０００円の増額です。

１７ページをお願いします。款１４県支出金、項１県負担金、目１民生費県負担金

は、保育所運営費県負担金、国保保険基盤安定県負担金、介護保険料軽減県負担金、合わせて641万5,000円の増額です。

18ページをお願いします。項2県補助金、目1総務費県補助金は、熊本県生活航路維持緊急支援事業補助金、結婚新生活事業費補助金、結婚チャレンジ事業補助金、合計で47万3,000円の減額。目4農林水産業費県補助金は、青年就農給付金事業県補助金、多面的機能支払推進交付金、経営体育成支援事業補助金、環境保全型農業直接支払事業補助金、合わせて245万2,000円の減額。目6教育費県補助金は、学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業県補助金39万6,000円の減額。目8商工費県補助金は、熊本県消費者行政推進事業補助金3万5,000円の減額です。

19ページをお願いします。款17繰入金、項1特別会計繰入金、目3宅地造成事業特別会計繰入金71万6,000円の減額です。

20ページをお願いします。項2基金繰入金は、いずれも精算見込みにより、目5天草長崎航路対策基金繰入金580万円の減額。目7苓北ふるさとづくり応援基金繰入金50万1,000円の減額。目8土地開発基金繰入金454万2,000円の増額です。

21ページをお願いします。款20町債、項1町債、目2農林水産業債は、特定農業用管水路等特別対策事業で900万円の増額。目3土木債は、道路事業富岡港改修事業負担金、合わせて520万円の減額。目4消防債は、緊急防災・減災事業で40万円の減額。目7補正予算債は、県の事業分の急傾斜地崩壊対策事業負担金、特定農業用管水路特別対策事業で合わせて850万円の増額です。

22ページをお願いします。歳出です。款1議会費、項1議会費、目1議会費、節4は職員の共済費です。以下、人件費に係る分については説明を省略させていただきます。節9旅費は、議員視察研修等費用弁償15万円の減額。節12役務費は、ホームページに掲載する音声の調整料5万円の増額。節13委託料は、不足する会議録作成委託料10万円の増額です。

23ページをお願いします。款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節3職員手当等は、時間外手当10万円の増額。節8報償費は、ふるさとづくり寄附金謝礼品50万円の減額。節11需用費は1,000円の減額。節19負担金補助及び交付金は、実績により退職手当負担金500万円の減額。節25積立金は、土地開発基金積立71万6,000円の減額です。

目4会計管理費、節11需用費は、印刷製本費1万円の減額。節12通信運搬費は、郵便料1万円の増額。目5財産管理費、節11需用費は、旧坂瀬川公民館水道漏水修繕料50万円の増額。節12役務費は、富岡港船客待合所改修に係る仮設トイレのし尿処理料15万3,000円の増額。節13委託料は精算により45万円の減額。節14使用料及び賃借料103万7,000円の増額。並びに次のページ、節18備品購入費1

33万5,000円の増額は、富岡港船客待合所改修に伴う仮設事務所、トイレのリース料及び備品の購入費。節28繰出金は、宅地造成事業特別会計繰出金454万2,000円の増額です。

目6企画費、節11需用費は、電気代3万2,000円の増額。節19負担金補助及び交付金は、国庫補助航路に採択されたことにより、決算期変更を行ったために半年分となった長崎天草航路事業補助金、実績見込みによる結婚新生活補助金、結婚チャレンジ事業補助金、合わせて1,033万5,000円の減額です。

目8諸費は、外灯電気代10万円の増額。目12庁舎管理費、節18備品購入費は、ICレコーダー3台の購入費5万2,000円の増額。目13電算システム管理費、節13委託料は、実績による内部情報電算システム更新業務委託料165万円の減額。目14情報化推進費、節12役務費は、通信回線利用料6万円の減額。節13委託料は、セキュリティシステム改修委託料で100万円の増額。次のページの、苓北町地域情報通信基盤施設保守委託料は、加入者増に伴い30万円の増額。節18備品購入費は、カラープリンタの更新2台分73万4,000円の増額。目15企業誘致対策費は人件費です。

26ページをお願いします。項2徴税費、目1税務総務費、節11需用費は消耗品費3万円の増額です。

27ページをお願いします。項3、目1戸籍住民基本台帳費は人件費です。

28ページをお願いします。項5統計調査費、目2指定統計費は、指定統計事業費の精算で節間の変更です。

29ページをお願いします。款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、節20扶助費は、家族介護慰労金1件分14万円の増額。節28繰出金は、国民健康保険特別会計繰出金、合計で197万円の増額。目2老人福祉費、節12役務費は、電話料1,000円の増額。節18備品購入費は75万6,000円の減額。節20扶助費は老人保護措置費183万5,000円の減額。目3老人福祉センター費、節11需用費はバーナーモータの修繕料17万5,000円の増額。節12役務費は、温泉利用許可申請手数料3万5,000円の増額です。

30ページをお願いします。目4介護保険事業費、節28繰出金は、介護保険特別会計の精算見込みにより4万7,000円の増額。目5後期高齢者医療費は人件費、目6障害福祉費、節13委託料は地域生活支援事業委託料5万円の減額。節19負担金補助及び交付金は、地域活動支援センター負担金86万5,000円の減額。節20扶助費は地域生活支援事業5万円の増額です。

31ページをお願いします。項2児童福祉費、目1児童福祉総務費、節19負担金補助及び交付金は、保育所運営費補助金。節20扶助費は、多子世帯子育て支援事業で、

合わせて８２０万円の増額です。

３２ページをお願いします。款４衛生費、項１保健衛生費、目１保健衛生総務費、節１３委託料は、妊婦健診委託料１８０万円の減額。目３環境衛生費、節１２役務費は節内の組替。節２８繰出金は、下水道特別会計繰出金１６７万円の減額です。

３３ページをお願いします。項２清掃費、目１清掃総務費は人件費。目２塵芥処理費、節１３委託料は、ごみ臨時収集運搬委託料１７４万６,０００円の増額です。

３４ページをお願いします。款５農林水産業費、項１農業費、目１農業委員会費及び目２農業総務費は人件費です。

目３農業振興費、節９旅費は、委員費用弁償１万円の減額。節１１需用費は、消耗品費２万２,０００円の増額。節１４使用料及び賃借料は、タブレット端末使用料３万９,０００円の減額。節１９負担金補助及び交付金は、合計で２８５万４,０００円の減額。目５農地費、節１９負担金補助及び交付金は、県が補正予算で執行する特定農業用管水路等特別対策事業の負担金、次のページの農地等小災害復旧事業補助金と合わせて１,６２０万円の増額です。

３５ページ、目７堆肥センター管理費、節１１需用費は電気代２０万円の増額です。

３６ページをお願いします

項２林業費、目１林業振興費、節１９負担金補助及び交付金は、イノシシ等有害鳥獣防除施設補助金１０万円の増額です。

３７ページをお願いします。項３水産業費、目１水産業振興費、節１３委託料は、築いそ調査委託料１３万円の減額。目２漁港管理費、節７は賃金１２０千円の減額。目３漁港建設費、節１５工事請負費は、志岐漁港臨港道路整備分で５０万円の増額です。

３８ページをお願いします。款６商工費、項１商工費、目１商工総務費は人件費、目２商工業振興費、節１９負担金補助及び交付金は天草市消費生活センター負担金、苓北町中小企業振興資金利子補給補助金、合わせて２万９,０００円の減額。目３観光費は嘱託職員の社会保険料１,０００円の増額。目４温泉センター管理費は財源区分の変更。目５富岡城公園管理費は嘱託職員の社会保険料１,０００円の増額です。

３９ページをお願いします。款７土木費、項１土木管理費、目１土木総務費は人件費。目２やまびこ活動費は、原材料費１１万２,０００円の増額です。

４０ページをお願いします。項２道路橋梁費、目３道路新設改良費は、事業費の確定により、節１５工事請負費７０万円の減額。目４橋梁維持費、節１３委託料１２万２,０００円の減額。節１５工事請負費１,０６１万３,０００円の減額です。

４１ページをお願いします。項３河川費、目１河川総務費、節１９負担金補助及び交付金は、急傾斜地崩壊対策事業負担金、県営事業負担金の確定で、合わせて３２０万円の増額です。

４２ページをお願いします。項４港湾費、目１港湾管理費、節１９負担金補助及び交付金は、富岡港改修事業負担金の確定により６０万円の減額です。

４３ページをお願いします。項５住宅費、目１住宅管理費、節１１需用費２６万２，０００円の増額。節１３委託料は、長寿命化計画策定委託料２５万円の減額です。

４４ページをお願いします。款８消防費、項１消防費、目２非常備消防費、節８報償費は１２５万円の減額。節１１需用費は内田地区消火栓修繕料２５万円の増額。目３消防施設費、節１２役務費は、防災無線電波利用料３万７，０００円の増額。節１３委託料は、合わせて５万８，０００円の減額。節１５工事請負費は防火水槽工事費１０万２，０００円の減額。節１８備品購入費は車両購入費２２万円の減額。節２２補償補填及び賠償金は漁協西川内出張所解体補償金４万３，０００円の減額。目４災害対策費、節３職員手当等は災害待機に係る時間外手当２０万円の増額。節１１需用費は３０万円の減額。節１３委託料は坂瀬川地区避難路設計業務委託料１万９，０００円の減額です。

４５ページをお願いします。款９教育費、項１教育総務費、目２事務局費は、人件費です。

４６ページをお願いします。項２小学校費、目１学校管理費、節１２役務費は電話料２万円の増額。節１３委託料は学校施設台帳作成並びに学校施設定期点検業務委託料、合わせて２０万９，０００円の減額。目１４使用料及び賃借料は校務用パソコンリース料３５万４，０００円の減額。目２教育振興費、節２０扶助費は、要・準要保護児童就学援助費３０万円の減額です。

４７ページをお願いします。項３中学校費、目１学校管理費、節１２役務費は電話代３万円の増額。節１４使用料及び賃借料は校務用パソコンリース料４５万３，０００円の減額。目２教育振興費、節２０扶助費は特別支援学級就学援助費、要・準要保護生徒就学援助費、合わせて４８万円の減額です。

４８ページをお願いします。項４社会教育費、目１社会教育総務費、節１９負担金補助及び交付金は、学校支援地域本部事業補助金５８万５，０００円の減額。目２公民館費、節１１需用費３６万４，０００円の減額。節１９負担金補助及び交付金は分館改修築事業補助金、地区行事補助金、合わせて６９万３，０００円の減額。節２３償還金利子及び割引料は旧坂瀬川公民館財産処分による国庫返還金６１万４，０００円の増額。目４文化財保護費、節９旅費２０万円の減額。節１３委託料は新大手門広場設計委託料８０万円の減額です。

４９ページをお願いします。項５保健体育費、目１保健体育総務費、節１９負担金補助及び交付金は、県民体育祭出場補助金３８万９，０００円の減額。目２学校給食費、節１１需用費は光熱水費２８万２，０００円の増額です。

５０ページをお願いします。款１０災害復旧費、項２公共土木施設災害復旧費、目１

河川等災害復旧費、節 1 3 委託料は、町道善亀線地すべりに係る測量設計委託料 8 0 0 万円の増額。目 2 港湾施設災害復旧費、節 1 4 使用料及び賃借料は、都呂々川河口の浚渫のための重機借上料 2 0 0 万円の増額です。

以上で、平成 2 9 年度芥北町一般会計補正予算（第 7 号）（案）の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（山本政人君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑の際は、ページ数を言って、それから質疑をお願いします。それから、課長さん方も説明をされる場合は、ページ数をおっしゃってから説明をお願いします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。錦戸君。

○ 1 1 番（錦戸俊春君） 先だって、3 1 ページの保育所運営費の補助は増えていますが、これは人員の増か何かによるものでしょうか。

○議長（山本政人君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（山崎敬一君） 3 1 ページの保育所運営費補助金につきましては、人事院勧告の遡及分、保育士の処遇改善により、その保育単価が上がった分の補正、補助金の増額です。

○ 1 1 番（錦戸俊春君） 人員の増額はないんですか。

○福祉保健課長（山崎敬一君） 一部、途中入所児童分の 8 名分がございます。

以上です。

○議長（山本政人君） 錦戸君。

○ 1 1 番（錦戸俊春君） 8 名分の増があると、1 2 ページの保護者負担金は減額になっている。これは、予算の調整ということで考えてよかったですか。

○議長（山本政人君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（山崎敬一君） そうですね。当初予算から比べますと、保育料の歳入のほうが減ってきているということで、人員も当初よりは減っているということでございます。

○議長（山本政人君） ほかにありませんか。松本君。

○ 1 番（松本良人君） 1 3 ページです。入館料の 3 0 万円の減額の要因を教えてください。

それから 2 0 ページ、目の 5 です。天草航路対策の基金取り崩し関係でございますけれども、5 8 0 万円、これは前回一般質問で触れましたけれども、国庫補助金の減額に伴うものでしょうか。ここら辺を教えてください。

それから、2 1 ページ、急傾斜対策関係の負担金として 2 5 0 万円の増額となっておりますが、場所を教えてください。

この企画費の中にも、先ほど５００万円ということがございましたけれども、この企画費の中の負担金、これは９７７万５，０００円ありますけれども、それと関連しておると思いますが、その内容についても教えてください。関連しとらんとですかね。１９の負担金です。

○議長（山本政人君） ページは何ページ。

○１番（松本良人君） すみません、２４ページです。

○議長（山本政人君） ２４ページです。

○１番（松本良人君） それから、２９ページ、老人福祉センターの修繕料の目の３、１１の需用費でございますが、１７万５，０００円の修繕料が上がっておりますけれども、そこら辺の内容を教えてください。

それから、３８ページ、温泉センターの管理費の中の一般財源とその他との組み替えがあっておりますけれども、これはお客さんが減額になっているのかそこら辺の因果関係を教えてください。

それから、４０ページ、土木費の４、委託料と工事請負費の減額になっております。ここら辺の内容を教えてください。

次の４１ページ、河川総務費の負担金でございますけれども、場所を教えてください。

それから、５０ページ、河川等災害復旧費でございますけれども、測量委託の中の８００万円、何か善亀線ということで聞きましたけれども、１ヶ所で８００万円かなということに危惧します。そこを教えてください。

以上でございます。

○議長（山本政人君） それでは、順次説明をしてください。

商工観光課長。

○商工観光課長（尾脇宣宏君） １３ページになります。使用料及び手数料の商工使用料、歴史資料館入館料３０万円の減額の要因ということでございましたけれども、歴史資料館の入館料につきましては、当初予算で３，４００人ということで９９万９，０００円の収入の想定をしておりました。平成３０年１月末現在で入館者数が２，０２９人で、５４万２，８９０円の収入ですので、予算額に到達しない見込みでありますので、３０万円減額としております。

それと、３８ページです。款６商工費の４、温泉センター管理費の財源区分の変更についてということでご質問がありましたけれども、その他の９万円につきましては、入湯税のほうで９万円の減額がおりますので、その分を一般財源のほうで補填をしている分です。

以上です。

○議長（山本政人君） 企画政策課長。

○企画政策課長（荒木広之君） 20ページと24ページが関連しておりますので、説明をさせていただきますが、天草長崎航路対策事業補助金、24ページですが、977万5,000円の減額補正を計上しております。これは、この航路が国庫補助航路になったということで、国庫補助の基準が、決算期が10月から9月までの事業費に対して補助金が支出されるという国の決まりになっておりますので、今年度は、苓北観光汽船も、その補助年度に合わせた決算期に変更をされております。

ということで、今回は4月から9月までの観光汽船の決算に対しまして、補助を支出するということで、当初1,955万円当初予算で計上しておりましたが、半額の977万5,000円を支出して、半額を減額するという補正の提案でございます。

したがしまして、20ページの基金の取り崩しを予定しておりましたが、これも取り崩さずに済むということで、20ページのほうも減額ということで提案をしております。

○議長（山本政人君） 土木管理課長。

○土木管理課長（山口仁人君） まずは、21ページでございますけれども、起債です。町の町債の中に補正予算債ということで、急傾斜地の崩壊対策事業負担金250万円を計上いたしておりますが、これにつきましては、場所は坂瀬川の鶴でございます。鶴の神社といいますが社がありますけれど、あの裏手にあります民家裏の急傾斜地の対策工事ということでございまして、事業費が5,000万円、それに対します町の負担金5%ということで、250万円の計上でございます。

只今申し上げました分につきましては、41ページの急傾斜の事業の分です。これに関連する部分でございます。

次に、40ページでございますが、橋梁の維持費という中で、委託料の127万2,000円の減額。これにつきましては、平成29年度に坂瀬川の鴨田橋の補修の設計をいたしております。補修工事の設計の委託料をいたしておりますが、その分の残ということで、精算によるところでございます。減額でございます。

次の、工事につきましては、29年度に志岐の八竜橋、それから、苓北中学校の近くにございます檜山橋等の補修をやっておりますが、交付金の減に伴いまして、部分的な工事といえますか、下部工の工事をできずに、上部工のみを実施をしたということもございまして、これは、交付金の配分が少なかったということで、工事費を減額したというところでございます。

次の41ページでございますが、先ほどの急傾斜地の部分と、その下段にございます県営事業の負担金でございますけれども、熊本県が実施されます海岸の長寿命化計画策定に伴う事業ということで、1,400万円をかけまして、町内の建設海岸の調査をさ

れる予定でございます。全体でいけば2,500万円ぐらいかかるということでございましたが、今年度の補正に上げます分については1,400万円、その5%ということで70万円の計上でございます。

次に、50ページでございます。災害復旧費の中に800万円の計上をさせていただいているわけでございますが、これにつきましては、善亀線の地すべりの調査ということで、昨年10月に事業の発注をいたしましてボーリングを行いまして、今現在調査を行っているところでございますが、ボーリングの結果といいますか、状況を見ますと、今現在のところ、2mmから3mm程度の動きしか確認をされておられません。今後、降雨といいますか、水位の上昇によりまして動きが出てくるということを想定をいたしているわけでございますが、この平成29年度から引き続きまして、平成30年の10月頃までの調査期間の延長、更には、その結果を受けての協議、併せまして実施設計等まで行けるかどうかというのが、ちょっとはっきりはわかりませんが、今のところ、それらの経費を追加で発注する見込みでございまして、その分の計上をいたしたところでございます。

以上でございます。

○議長（山本政人君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（山崎敬一君） 29ページの老人福祉センターの修繕の内容でございますけれども、浴場のお湯を沸かすバーナーが故障しておりますので、その修繕料でございます。

○議長（山本政人君） 大体ひと通り説明が終わりましたが、よろしいですか。

松本君。

○1番（松本良人君） まず、13ページの資料館の入館料は、いろいろご説明がございましたけれども、当初の見込みより少なかったということですよね。そう理解していいですか。当初の見込みより少なかったんでしょう。

この24ページの企画費、あまり詳しくはわかりませんでしたけれども、単純に言くと、国庫補助の関係で少なくなったということじゃなかったですかね。

それから、できれば、こういったことが国庫補助の対象になるのかですね、そこら辺を。それからもう1点、できれば、やはり国庫補助も、町を通して事業所のほうに、国県補助を含めたところで補助金を出すような形にすると、国もいいだろうし、事業者の方もいいんじゃないかと思いますが、そこら辺は、できないかできるか国との折衝あたりをしていただいて、やはり町も国も事業所もやりやすいような形をとったほうがいいと思いますけれども、そこら辺の検討はなされたことがございますか。そこら辺。

それから、老人福祉センター費の件でございますけれども、これは、これとはちょっと事情が違うわけですが、当時、銅板の上を塗装をしてあるのを見かけましたけ

れども、何か当時緑青銅板ということで、銅板が緑青に変わるまでに、やはりキラッキラン光りすぎるから、青いやつを緑青銅板を付けて、徐々に剥げたやつが格好良くなって、ちょうど富岡城とか何かの雰囲気を照らすからということでございますが、それを途中で色を塗ったそうですね。あれは銅板の上に色を塗るということは、やはり経費も要るし、無意味でもあるし、そういったことがございます。ちょっと調べてもらえばいいと思いますけれども、今、土色に塗ってあるのは塗装ですよ。その下は銅板ですので、塗らんちゃよかったです。かえって銅板に銅の緑青が吹いて、格好良くして、ちょっと重みが出てくるような当初の設計だったと思いますけれども、そういったことがございますので、やはり修繕とか何かに安易に取り組みずに、内容自体を解明した上で取りかかっていたきたいなと思っております。

それから、40ページ、橋梁維持費の関係で、交付金が少なかったのも事業費を小さくしたという説明でございましたけれど、私は交付金云々で事業を大きくしたり小さくしたりしたのはおかしいんじゃないかならうかと思えます。当然、やはり最少の金額で最大の効果を生み出すのが当然のやり方だと思います。そのために、多分測量委託費なんかも組んで、専門の業者をお願いしてあるんじゃないかならうかと。そういうことであれば、町の職員さんが見よう見まねで稽古がてらやったっちゃようはなかかと。ちょっといい加減な言い方かもしれませんが、やはり安易なやり方、補助が付くから過大にやれと。お金がなかから、交付税が少なくなったから縮ませろというようなことはちょっと、考えにくいんじゃないかならうかと思えますけれども、そこら辺の考え方をお尋ねします。

それから、この善亀線の関係はまだ災害採択にまでは至ってないということでしょうかね。はい、わかりました。

以上でございます。

○議長（山本政人君） 商工観光課長。

○商工観光課長（尾脇宣宏君） 歴史資料館入館料につきましては、当初で想定していた入館者に足りなかったということでございます。

○議長（山本政人君） 企画政策課長。

○企画政策課長（荒木広之君） 国庫補助の補助額については、国が認めた欠損額が補助対象経費となりまして、その2分の1が国庫補助金ということでございます。

それから、県の補助金と国庫補助も一緒に町のほうに入れて事業者を支払ったほうがわかりやすいんじゃないかということでございましたけれども、全国的な国の補助金の中の流れで、直接事業者に出すようになっております。この補助航路に認定されるに際しまして、国も委員に入っていただきまして、いろいろ検討を行ってききましたが、その中では、そういう話は出てきませんでしたので、検討はいたしておりません。

以上です。

○議長（山本政人君） 土木管理課長。

○土木管理課長（山口仁人君） 40ページの橋梁に関します事業の分で、委託料それから工事請負費等の部分でのご質問でございますが、今現在、町が社会資本整備交付金事業等の交付金を活用いたしまして、道路改良・舗装につきましては50%の補助率により事業をやっております。橋梁に関しましては、重点事業というようなことの中で、55%の交付金をいただいて事業をやっている状況でございます。

交付金を減らされたからということで事業費を減らしたということにつきましては、当然交付金の対象にならない部分を町が事業として実施をいたしますと、全てが単独費の投入ということになるわけでございますので、そこにつきましては、単独費の支出を当然抑えるというようなことの部分の中で、次年度以降といいますか、平成30年度以降にいろんなできなかった分を送りやったというようなことでございます。

議員がおっしゃるように、交付金が付くから過大にやるということはございませんので、必要な部分、必要最低限の部分について事業を実施しているところでございますので、そこにつきましては、ご理解をお願いしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（山本政人君） 松本君。

○1番（松本良人君） 歴史資料館の関係でございますけれども、併せて要因を、要するに入館者の少なくなった要因はどういうところにあるかも、もう最後の、私3回目の質問でございますので、教えていただきたい。これは当初からそういったことでございますけれども。

それから、24ページの航路関係の分ですけれども、補助対象はどういった部類が入っているのかなと。これは、さっきの一般質問の中でも上げとったんですけれども、お知らせがなかった。ただ、時間がなかったのでそこまでいかんじゃったんですけれども。では、対象経費はどういったものかなと。

それから、現在は確かに国から直接事業者のほうとのやり取りで補助金を出してあるということでございますが、できることなら、町からでも、事業者の方とお話し合いいただいて、やはりじっくり煮詰めた上で、補助の仕方、申請の仕方等については、やっぱり前向きで検討されたほうがいいんじゃないかなと思います。そこら辺は、町当局の考え方と思いますが。できれば事業者の方と話し合いの上で、もしそれがよかったならば、そういった形で進めていただきたいなと思います。

土木関係の橋梁のほうについては、そういったことで、今後もひとつよろしくお話し合いしたいと思います。

○議長（山本政人君） 商工観光課長。

○商工観光課長（尾脇宣宏君） 歴史資料館の入館者の要因ということでございましたけれども、予算を編成する折、算定根拠としましては、平成２７年１０月から平成２８年９月までの１年間の入館者が何人だったかというのをもとにしております。この期間、１年間で３,４３７人の入館者があっておりましたので、同程度の入館を見込んで３,４００人ということで人数は算定をしました。

その算定の折、入館料につきましては、その３,４００人を高校生以上の大人３００円の３,０６０人、それと団体の入館者２４０円の３４０人ということで算定をしていたわけですが、実際に資料館の入館料につきましては、高校生以上の大人は３００円、小中学生は１００円、それと団体は２４０円、それと減免の人が１５０円ということで、段階があるわけですが、そういった分を詳細に積み上げておりませんので、その差額で入館料のほう予算よりも達しないということになります。

○議長（山本政人君） 企画政策課長。

○企画政策課長（荒木広之君） 国庫補助航路の補助対象はどういったものかということですが、今まで町のほうで支出しておりました補助金の計算の仕方とほぼ同じでございます。まず、航路費用です。それから営業費用、それに収益の部分、航路収益、営業収益を引いたところの欠損額、この費用の計算につきましては、例えば油代とか、天日とか基準がございまして、実際の支出額とは異なってくるようでございます。

それから、補助金の交付の仕方でございますけれども、これは国の決まりでございますので、その支出方法に従って事務を進めてまいりたいと考えております。

○議長（山本政人君） ほかにございませんか。

○１番（松本良人君） 議長、入館についての件ですが、算定を聞いたわけではなかつたですよ、要因。当初に見込んでいたのが減ったと。その減った要因はどうか。例えば魅力がないとか。

○議長（山本政人君） はい、わかりました。

そういうことだそうです。商工観光課長。

○１番（松本良人君） 数字は要らんですから、原因を。

○議長（山本政人君） 商工観光課長。

○商工観光課長（尾脇宣宏君） そうですね、まあ入館がなかったというのが現実ではありますけれども、上のビジターセンターは無料です。歴史資料館は入館料が要ということで、やはりそこで入館を敬遠されるのかなというのがありますけれども、ただ、やはり富岡城のほうに旅行等で来られた場合、やはり時間的に長時間いらっしゃるわけではなく、ビジターセンターを見られた後、そのまま下られていくというのが多いのではないかと考えております。

○議長（山本政人君） まだ納得いきませんか。

もう1回だけ、はい、どうぞ。

○1番（松本良人君） ビジターセンターの入館料も少ないと、あるいは温泉センターの入館料も少ないと。それから、先に行われましたサッカーの大会においての、ここで金を落とされる方、例えば宿泊所がほとんど天草市だというようなことですね。苓北町は受け皿をつくっておってもそこら辺の何らかが足らんから、金が町に落ちんとじゃなかろうかなと。相当な金をかけても、町に金が落ちらないならば、何のために金を使って見栄ばかり張るととかいう感じになりますので、今後はぜひとも努力されて、例えばサッカーをするなら、苓北町にお泊まり願うと、温泉センターにも、今なら正直、相当な努力をなさっておられますけれども、やはり入館料がこれだけ減ったと、入浴料が減ったと。

あるいは、今回のビジターセンターにしても、当初よりも少なくなったと。要因あたりを分析されて、新年度に新しい体制で臨んでいただきたいなと思っております。

よろしくお願いします。

○議長（山本政人君） 次、浜口君。

○8番（浜口雅英君） まず50ページの、河川等災害復旧費800万円の件ですが、これは今の課長の説明の中では、現状では2mmから3mmぐらい動いているようだという説明だったと思います。ただ、その場所は30年ぐらい前ですが、道路災害復旧工事でアンカー工法で止めてありました。そのアンカーが2mm、3mmとは言わんですよね。1m近くアンカーが抜けているという状況になっていますけれども、そういう状況から見ると、当該確認が2mm、3mm程度の動きとは非常に考えにくいわけですが、そこら辺のところは間違いないんでしょうか。

それから、40ページの橋梁維持費の中の委託料と工請けが、質問の仕方が若干ダブっているんですが、交付金が減額になったために、事業量を縮小せざるを得なかったというふうに解釈しますが、ここは強度的には何ら問題はなかったのか、縮小することによってですね。申請の段階で、過大的に申請して、その結果、交付金対象事業外の過大な申請があったためにこういうことになったのか。そのことによって強度的な問題はないのかということです。

それから、13ページで申し訳ありませんが、要因はいろいろ説明されていますが、この改善策として、私は富岡城ボランティアで案内をする場合があるんですが、町長、そのときに駐車場が下にあります。それで、1回二の丸に大型バスを上げるようにどがんかできませんかという相談をしたことがあるんですが、お客さんが、7割から8割の人が高齢者です。それで、中には大体バスで30人ぐらい見えられたときに、半分は上らずとですけども、半分の方はあそこに座って、「おれはしょんべんして、もうバスで待っとくけん」と言う。「上らっさんとですか」と言えば、「もう上らん」という話があ

るわけですよ。それで、そのことによって解決できるのかどうかはわかりませんが、上の二の丸まで上がる車は上げてやる、そういうことにすればどうかと思います。駐車場も、今は下の駐車場と上の駐車場があって、そこにちょっと20mぐらいですね、上に上れますけれども、あと20m、二の丸広場まで上げると若干、やってみんことにはわかりませんが、説明が、心配されなくてもすぐそばまでバスが行きますよというぐらいの感じにすれば、又若干違う。もちろん、一番根本的には資料館の掲示物が単なる箇条書きの歴史の羅列ということではなくて、もうちょっと工夫して、一遍行ったら、又行ってみようかというぐらいの感じにする。もう一遍見れば、もう見んちゃよかばいということがないような、何か取り組みをしていくべき、工夫をすべきではないか思います。

それから5ページで、これは確認ですが、この繰越明許というのは、平成29年度中に事業ができないから30年度まで延ばすということだと理解していいんですかね。とすれば、その中で、総務管理費の富岡港船客待合所改修事業3,356万円と、振興計画225万円はいつ頃までにつくり上げる予定なのでしょうか。

以上です。

○議長（山本政人君） 土木管理課長。

○土木管理課長（山口仁人君） ページが前後いたしますけれども、まず、質問の順番にお答えをさせていただきたいと思います。

50ページに計上いたしております善亀線の委託料の増額に関連いたしまして、今現在、平成29年10月中旬にボーリング等の調査の委託をいたしました。それに伴いまして、現地調査といいますか、現場を調査いたしまして、熊本県それから助言をいただいております熊本大学の地質学の先生のご意見を聞いてボーリング箇所の特定を行いまして、11月の途中からボーリングに入っております。そういう中で、完了いたしましたのが12月20日過ぎだったと思っておりますが、この3ヶ所のボーリングを行い、そこに傾斜計等を入れまして観測を開始したわけですが、つい先日、2月末時点の変化の状況について報告をいただいたところでございますが、その中では、いずれもこの3ヶ所において2mmから3mm程度の変動しか今のところは、この調査を開始してからの分です、起きていないということでございました。

これは、傾斜計によるところの数値でございますので、その2mm、3mmというのがボーリング深度も15m、20m、22mということで掘っている状況の中での2mm、3mmでございますので、誤差の範囲なのかということも、これについては、大学の先生のご意見等も拝聴しての対応になろうかと思っておりますが、実際、議員ご指摘のように、これまでにこの何倍といいますか、20、30cmに近いような変動もあっているような状況もございます。

そういう中で、このボーリング調査を継続いたしまして、平成30年度中には災害に採択いただけるようなことで調査を継続していくという考え方でいるところでございます。

次に40ページの橋梁費に関しますところの委託料等の分、それから工事請負費等の減額の分ということでの説明の部分で、委託料については、あくまでも精算の減ということですので、ご理解をお願いいたします。

工事費において、交付金が減ったことに伴いまして事業を縮小したということの部分で、橋梁に問題がないのかということでのご質問でございますが、橋につきましては、平成30年度まで、これは26年度からでございますけれども、5カ年間の計画で、全88橋の調査を実施することといたしております。あと残りが13橋ということでございますが、橋の調査をいたしまして、今現在のところ1から4までの、その状況といえますか、判定がございます。そういう中で、4につきましては、もう強度がないので通行ができない橋ですよということで、即通行止めをすべきだというような判定でございます。今回補修を計画いたしております分については、判定の3という数値が出ている橋の部分でございまして、長寿命化を図るためには当然橋の架け替えもしくは工事という部分での修繕等の比較をした上での判断でございますが、その橋の強度を保持するという趣旨での補強の工事の部分でございます。

そういう中で、一般的に橋につきましては鉄筋コンクリートの構造でございます。そういう中で、主な状況としては、鉄筋等に水が染み込んで、コンクリートを破壊していくような状況等が現状としてあるわけでございますが、八竜橋につきましては表面防水まで仕上げましての舗装をしたところで、完全に完了をしている状況でございます。

芥中横の檜山橋につきましては、先ほど言いましたけれども、工事としては途中でやめざるを得ない状況だったということでございますけど、上部の防水それから橋の高欄の補強等を実施いたしまして、平成30年度からひび割れ等への含浸剤の注入等で対応してまいるということでございますので、議員ご指摘のように過大な申請ということで行っている状況ではございませんので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（山本政人君） 商工観光課長。

○商工観光課長（尾脇宣宏君） 二の丸駐車場の件で、下にあって、その20mぐらい上にある。又多分最終的には出丸までどうかということでご意見があったとは思っておるわけですが、確かに駐車場につきましては、今普通乗用車につきましては、上の段の駐車場まで利用をされております。出丸までということが最終的にはありますけれども、上の出丸まで、一番下の二の丸駐車場から行きますと、やはり高低差があるということで、その車道につきましては急でありますし、カーブも急なカーブとなって

おります。そこら辺もございますので、今の分で改修をして広げることができるのか等、いろいろ問題があると思いますので、そこら辺検討をしたいと思います。

それと、資料館につきましては、町長のほうからも掲示、展示については検討を図るようということで再三私どものほうに指示も受けております。資料館自体が国の補助金を使って建設をしておりますので、まだ国の検査対象物ということになっておりますので、改修については、それらを見たといいますか、終わるのを待つということになるとは思いますけれども、展示物をどうするか。特に2階なんです、その分については、来年度以降検討するようということで、考えております。

以上です。

○議長（山本政人君） 総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） 5ページ、繰越明許費の総務管理費、富岡港船客待合所改修事業でございます。この事業につきましては、12月議会で補正予算の可決をいただきまして、工事に着手をいたしております。現時点では、平成30年5月末日までの完了を予定しております。

○議長（山本政人君） 企画政策課長。

○企画政策課長（荒木広之君） 振興計画の策定事業につきましては、10月頃をめどに取りまとめを行いたいということで考えております。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） まず、5ページですが、工事が5月の完了を目指すということです。ですので、やはりここら辺は一番観光で来られる方の条件とすれば、やはりゴールデンウィークは貴重な期間だと思うわけですね。それで、あの富岡港の待合室の改修については、補正のときは賛成しましたけれども、そのときの条件付きの賛成というのは議会では適当ではないらしいんですが、やはり将来を見据えた中での取り組みを、条件ではありませんけれども、そういう要望も出しておりました。ですので、やはり状況をよく見て、ゴールデンウィークに合わせるんだと、長崎からの富岡・茂木間の船の一番多い時期に合わせるんですよということで管理せんと、5月末とすれば、もうゴールデンウィークは済んで、又貸切で来られる、長崎から1人貸切で来られた。富岡から長崎に貸切で行かれたと。そういうときに完成させても、地元の特産品を、誰としても、それを買うのは地元の住民の人が買うと。そのことによって地元の商店は富岡港におとられたという、そういう感じにならないとも限りませんので、ぜひ少しでも早く竣工を目指してください。

それから、くれぐれもそういう状況を見ながら事業を進める。貴重な税金を使うことですので、幅広いシェアの中で取り組んでほしいと思います。

それから、振興計画は、えらい予算がずっとわたって何百万円も出されて、そういう

形で、今の30年度の、新年度の予算も含めましたけれども、もう少し金がかからずとも、地元の皆さんの意見が通るような形で取り組まれたらどうかと思います。

それから、13ページの件ですが、今課長は、何か国のものだからという話もされましたが、国だから何なんですか。地元の要望は伝えないんですか。そうじゃないでしょう。国も今は地方創生にはそうにや力を入れているわけです。とすれば、国は何を求めているかということ、地方の意見なんですよ。地方の意見を中央に伝えて、そして日本の地域を、日本の地方を育てていく、これが国の施策じゃないですか。

ですから国の管理があるから物も言いにくい状況にありますということではないと思います。だから、言うべきなんですよ。だから言って、困っている地方、苓北町の入込み客を増やすという、この大きな目的があるわけでしょう。富岡城都市再生計画の中ではですね。だから、そういうことは、やっぱり言うとは言わんばだめだと思います。どうしたときには、石破さんに直接電話をしますばいぐらい言いなっせ。

それから、駐車場の通路の件ですが、そこら辺を課長も理解しておられるということであれば、又新たな道を入れるというのはかなり厳しい状況があらうかと思います。ですが、何とかシャトルバスとは言いませんけれども、何かよか方法はなかものか。今のあの勾配に対してカーブ、傾斜、坂道ですね、あれがどうにか解消できるようなことも、土木の皆さんとも十分打ち合わせをされて、場合によっては上り道路をつくり替えるんだと、そこまでやっていいんじゃないんですか。

この歴史資料館もすぐ閉鎖するわけではないでしょうから、つくったからには、30年も40年も50年も残るわけですので、何とか、見物客が、入館者が増えるような施策を見つけてもらいたいと思います。

まず、現状がどうなのか。確かにおっしゃるように、話をされましたけれども。現状を見つめるべきです。ですから、担当の課長さんはじめ、町長さんはじめ、たまには団体で来られたときに、来られたお客さんと同時に、この坂道を歩いてどぎゃんですかとかいう話もされてよかつじゃなかですか。どがんすればよかでしょうかという話もしなっせ。そうすれば、上まで車の行けば、みんなもうちょっと楽じゃなかでしょうかという話も出てくるのではないかと思います。

それから、50ページですが、たしかボーリングは3ヶ所縦に1列じゃなかったかと思います。それで、今課長から説明を聞きましたが、どうしても災害復旧事業で国の査定官も調査した中で復旧事業をやって、その結果、アンカー工法になったわけですが、そのアンカーがやはり抜けてしまっていると。ああいう状況は果たして何なのか。大学の先生も一緒に見られた結果ということですので、そこら辺もなぜアンカーがあれだけ抜けたのかと。そこら辺、そういう状況がわかっておられれば3mm動くのは当然なんだということかもしれませんけれども。「その抜けは、私もわからんとだもんなあ」

と大学の先生がおっしゃるならば、今のボーリング箇所縦1列を、この前もたしか私は発言したかと思いますが、横にも又加えてやる、1ヶ所か2ヶ所か。縦が打ち込みますよね。これを中心にしてその両わきに水平に2段ぐらいボーリングを打ってやれば、大きな、なぜアンカーが抜けたのか、そういう状況もわかってくるのではないかと思います、いかがでしょうか。

○議長（山本政人君） 土木管理課長。

○土木管理課長（山口仁人君） 50ページの災害復旧費の部分でのこの変化の状況等を踏まえましたところで、今現在、私のほうでいただいております資料によりますと、善亀線のすぐ道横に施工してあります法面に、施工したアンカー工を、これの工事につきましては、平成5年に実施をされているわけですが、ここの法面の部分につきましては、深さが10mほどでアンカーを引いてあったようでございます。

それから、この道路の法面の下にも同じように法枠を施工いたしまして、ここにも同じようにアンカーがそれぞれ施工されておるわけですが、道路下については、深さ、長さが14mということで、アンカーの施工がなされておりました。

そういう中で、道路横の部分につきましては、ほぼ全てのアンカーがもう利いていない状況ですね。それから、法面下につきましては、10本のうちの7本がやはり利いていないという状況ということでございますので、当時施工をしたときの状況からいたしますと、やはり変化をしていると。このアンカーが利いてない状況が出ているということは、アンカーで支えきれないほどの力がかかったというような判断になろうかと思うわけですが。たまたまボーリングを開始いたしました時点と、現在までの間に極端な豪雨というのがあっておりませんので、今後の雨の降り方等による変化という部分を注視をしまして、なるべく早い時期に災害復旧の地すべり事業としての採択をいただけるように、調査・検討を今後も進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（山本政人君） 商工観光課長。

○商工観光課長（尾脇宣宏君） 歴史資料館につきましては、私の説明が悪かったと思いますけれども、国のものだということではございません。国の補助金を使って建設をした建物ということでご理解をお願いいたします。それに伴って、国の機関によります検査がございますので、それを待って改修を図りたいということで考えているところで、それに向けて検討を図っていくということで考えております。

それから、進入路の件ですけれども、確かに勾配があつて用地が取れないということは1つの問題だとありますし、車の動線、人の動線ということも検討しなければなりませんので、そこら辺を踏まえた上で、検討を図っていききたいと思います。

以上です。

○議長（山本政人君）　よかですか。はい、浜口君。

○8番（浜口雅英君）　50ページですが、そういうことで、課長もちょっと触れられましたように、近年の雨が降った場合は、昔はバケツをひっくり返したごたると言いましたけれども、最近は風呂桶をひっくり返したごたる感じで雨が降ります。ですので、大きな悲惨な事故につながらないように、この前の日田の豪雨のときも、高さ200mにわたって山が崩れてしまいました。そういう事態が苓北町に発生しないように、課長も細心の注意をしていくということがされましたので、そこら辺のところは十分、あつてからはもう追いつきませんので、十分大学の先生あたりとも、県・国のそれぞれの役人の方とも十分話をされて、取り組んでもらいたいと思います。

終わります。

○議長（山本政人君）　ほかにありませんか。高戸君。

○3番（高戸幸雄君）　1点だけ質問していきたいと思います。23ページでございますけれども、財産管理費の中に、使用料及び賃借料の仮設事務所及び仮設トイレのリース代が組んでございます。これと、先ほどからいろんな意見が出ております繰越明許との、ここに富岡港船客待合所改修事業とあります。これと関連があるかどうか。

それと、先ほどから交付金事業のことでお話がっておりますけれども、橋梁名で檜山橋、苓北中学校の横にあります。あの工事で、私も住民の方から質問を受けて、一応全部仮設で橋を全部やっていたけれども、途中からうっ放して、工期そのものも少し長くなったような感じで、「大体何の工事でいつ頃終わるのかな」という質問を受けました。私も、橋のことについては、担当課長をした経験もございますけれども、なかなかうまく返答がそのときはできませんでしたけれども、以前志岐橋、志合橋で、ああいったところを2ヶ年間にわたって改修したということがございましたけれども、今土木課長からのお話の中で、交付金が減額されたから上部だけで、今度は下部工も再度行うようなニュアンスで私受けたんですけれども、そうしますと、あの短い橋を、又修繕工事を発注しますと、一緒のことを又やりよつとかなと、私たちも聞かれる恐れがございます。できるなら、その都度そういったふうな工事内容が変更された場合には、情報の提供を議員の皆さん方にもお知らせ願いたいと思います。私はあそこの橋を利用して通ることはなかなかありませんけれども、中にはあの橋を通られる議員の方もいらっしゃると思いますので、できるだけの情報提供については、よろしく願いたいと思います。

以上です。

○議長（山本政人君）　総務課長。

○総務課長（山崎秀典君）　23ページ、財産管理費でございます。まず、14の使用料及び賃借料、仮設事務所及び仮設トイレリース料ですけれども、これは、先ほども申

しましたけれども、12月議会で工事請負費等の補正予算をいただきましたけれども、その折に仮設事務所及び仮設トイレのリース料につきましても、年度末3月末までの補正予算しかお願いをしておりました。

それから、次のページの備品購入費、これにつきましては、新年度予算で購入したいということの中で、12月補正ではお願いをしておりましたが、今回繰越事業ということで、事業全体を繰り越すという考え方の中で、今回補正予算をお願いをいたしまして、これも併せて繰越事業ということで、平成30年度に繰り越して実施をしてみたいと考えております。

○議長（山本政人君） 土木管理課長。

○土木管理課長（山口仁人君） 芥中横の樫山橋の補修工事に伴いまして、議員がご指摘のように、1回完成し上げた橋の部分を、再度また取り壊していたというようなことでのご指摘でございますが、これにつきましては、私どもで竣工検査を実施いたしました際に、業者の勘違いによりまして、もともと橋の横にありますところの高欄が付いているところの地覆という部分があるわけでございますが、その部分のチップングということで、大体の高上げをする高さというのを指示をしてあるわけでございますが、実際の今現在の橋面というところからの高さということで勘違いをされておりました。

そういう中で、8cmの高さが不足をしたという状況の中で、本来そこには防水施工と舗装を持ってくるということであったわけですが、業者の勘違いによりまして、地覆部分のチップングの部分がコンクリートをはつりすぎたというような状況の中で、高さ不足が生じた次第でございます。そういう中で、検査で確認をいたしまして、指示をしている事項と当然違いましたので、手直しということで指示をいたしまして、その部分の断面、高さを確保できるように手直し工事の指示をした次第でございます。

そういう中で、工事が1回完成したものが、又部分的に外して、更にコンクリートを打ちかけるという作業ということの中で、住民の方からいたしますと、何をしとるのだろうかということで、疑問を抱かれたんじゃないかというふうに思うところでございます。

このことはあまり、正直申し上げて、そういう情報提供ということでのお話がございましたが、あまり公表できるような事案ではないということでございますので、それらにつきましてはご理解をいただきたいと思います。これについては、それぞれ業者のほうにも、こういうことがないようにというようなことでの指導については、行ったところでございますので、当然業者の負担も出るわけでございますので、今後の施工にあたっての注意をお願いをしたいということで考えたところでございます。

併せまして、橋の工事等につきましてですけれども、上部の工事の部分があと残っておりますので、防水対策の部分と橋面の舗装でございます。下部につきましては、橋台

それから床板の部分に亀裂といいますか、まだ細い亀裂が生じております。そういう中で、来年度の工事内容につきましては、その亀裂部分への含浸剤の注入、それからコンクリートの鉄筋等が浮いておるような状況につきましては、断面の修復、併せまして橋面防水と舗装工事という形で施工することといたしておりますので、これについては、足場を組む形になりますから、舗装工事、防水工事以外については、交通止め等を実施するようなことはないというふうに理解をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（山本政人君） 高戸君。

○3番（高戸幸雄君） いろいろあろうかと思いますが、できるだけいろんなことについては、知らせていただくと、私たちももしかしたらいろんな面でご協力といいますか、できる場合があろうかと思っておりますので、今後ともよろしく願いいたしたいと思っております。

それから、当然のごとく、途中で担当が出向きまして、いろんな打ち合わせといいますか、協議をすると思うんですけれども、その時点で、「ちょっと待ってくださいよ」というのがわからなかったのかなと、今思えばそこだけが残念でなりません。

それから、仮設の件については、私も12月の工事請負関連で、ここに仮設の公募があったんだけどなあということがちょっと頭の隅にあったものですから、こういったこととお伺いしたわけでございます。工事につきましては、それぞれ業者の負担も出てまいります。担当者も大変でございましょうけれども、現場に出向いて、業者の方といろいろな打ち合わせを密にしてやっていただきたいと思います。そうすると、住民の方々も、「またやりよつとかな」という意見は出てこないと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（山本政人君） 土木管理課長。

○土木管理課長（山口仁人君） ご指摘のとおりでございまして、一応、現場のほうには材料の検収とか現場での打ち合わせ等も実施をしておったわけでございますが、今後、こういうことが再発しないように、厳重に注意をしまいたいというふうに考えております。

○議長（山本政人君） 野崎君。

○7番（野崎幸洋君） 48ページの公民館費の中の地区行事補助金というのが、これは減額で14万8,000円になっているわけですが、どのような行事にいくらの補助金を出されているか、内容だけ教えてください。

それともう1点、42ページの富岡港の改修事業の件ですが、町民の方から聞いたんですが、あそこは少し海側に建物自体が傾いているような気がするとい

う、「そういう話を聞いたけども」というのを聞いたんですけれども、そういった事実が実際あるのかないのか、その点をお伺いいたします。

○議長（山本政人君） 教育課長。

○教育課長（汐崎正喜君） 地区行事につきましては、坂瀬川地区のペーロン大会とか、深江の盆踊り等でございます。その補助ということでございます。

○議長（山本政人君） 土木管理課長。

○土木管理課長（山口仁人君） 今現在、富岡港の改修の事業といたしましては、ポンツーンのもとありました分の移設等への準備の部分、併せましてフェリーの発着の堤につまして、下の金属部分の防蝕対策という形で事業が実施をされております。そういう中で、ここに計上しております費用についてはそういうことでございますが、議員ご案内のように、この護岸部分に、もともとが埋め立てということでございますので、その部分に長年の経年的な部分の影響があろうかというふうに思いますが、護岸部分が若干沈下をしているというのは事実でございます。私が聞いておりますところでは、富岡の船客待合所の部分につきましても、建物全体で北側と南側といいますか、ちょっと表現がおかしいですけれども、正面玄関と裏側とでは5 cmほどの傾きがあっていると。それについては、もともとが埋め立てということの状況の中で、もう何十年も経っておりますので、そういうところの影響が出ているものと理解をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（山本政人君） 野崎君。

○7番（野崎幸洋君） ということは、傾きの事実があるということですね。今、約5,000万円ほどかけて改修工事が行われているわけですが、将来的にそういった傾きが発生している事実があるのにも関わらず工事をやるというのは、将来的な不安というのはないのでしょうか。

○議長（山本政人君） 総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） 船客待合所の建物敷地等の一部沈下ということなんですけれども、これにつきましては、測量設計士あたりにも確認をしていただきました。建物の構造自体には何ら問題ないということでございます。昭和57年11月の建築当時に比べまして、そういったことで一部沈下しているという状況ではございますけれども、そういったことで建物の構造改修にあたっては何ら問題ないという回答を付けていただいております。

○議長（山本政人君） 野崎君。

○7番（野崎幸洋君） 専門家が見て建物等に影響はないということですが、護岸的な部分での傾き、傾斜が出てきているという、そういった対策的なものは、現在で

は打つ予定とか将来的にやる予定というのは、全くないんですかね。

○議長（山本政人君） 土木管理課長。

○土木管理課長（山口仁人君） この護岸につきましては、熊本県の管理でございますけれども、私どもが通常あの航路を利用する際とかで確認をする部分では、何ら変化というのは見た目ではなかなか気付かないという状況でございますが、そういう事実については、又、県のほうにもご連絡をいたしまして、現状の確認等についても努めていただきたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（山本政人君） 野崎君。

○7番（野崎幸洋君） 県のほうと早急に協議されて、これはもう、早めに対策をされたほうが、もちろん専門家に聞かれるでしょうけれども対策されたほうがいいと思いますので、要望を兼ねてお願いしておきます。

○議長（山本政人君） ほかにありませんか。石田君。

○6番（石田みどり君） 24ページでございますけれども、結婚チャレンジ事業補助金というのが8万円減額になっておりまして、その上の結婚新生活補助金というのが48万円減額になっておりますが、これは、結婚する人がいなかったということでございましょうか。結婚支援員を町として依頼していらっしゃるけれども、そういう人たちの動きというのか、どういうことをやっていらっしゃるのか、そこら辺の効果が出ているのかどうか、お尋ねをいたします。

それともう1点です。34ページでございますけれども、青年就農給付金事業交付金というのが150万円、これも減額になっておりますが、これも後継者の人がいなかったのかどうか。今はやっぱり一般質問でも出ておりましたけれども、農業の後継者、これが本当に大変な状態であるということも出ておりましたので、ここら辺は本当に農協さんとも話し合いをされて、対策をとらなければならないんじゃないかなと思います。が、ここら辺をよろしくお願いします。

○議長（山本政人君） 企画政策課長。

○企画政策課長（荒木広之君） 24ページの結婚新生活補助金ですけれども、これは結婚された方が引っ越しあるいは家を借りられて家賃とかに対する補助金を出すものでございまして、現在のところ実績としまして1件申請が上がっておりますので、2件分を余裕を見まして、残しまして、減額するという内容でございます。

それから、結婚チャレンジ事業補助金ですけれども、これは各種団体において、結婚のイベントをしてもらうという事業でございます。今年度は商工会のほうで実施をしていただきまして事業を行ったわけですが、もうその事業費の実績ということで、精算ということで減額をしております。

それから、結婚支援員の現在の動きと効果ということでございますが、それぞれ、年に4回ほど会議を開きまして、現状とか、この結婚チャレンジの事業内容の検討も一緒になって行ったというところでございます。団体のイベントのほかにも、個別にこの人とこの人はどうかなというような話もしております。残念ながら今年度は、今のうちの取り組みの中同士で成婚という実績は無かったんですけども、会員の中で、会員以外と結婚されたということはあっております。男塾とかやって、女性との対応の仕方とか話し方とか、そういった講習の効果が少しはあったのではないかとということで考えているところでございます。

○議長（山本政人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（野田尚之君） 34ページの青年就農給付金事業交付金の150万円の減額でございます。新規就農者の2名分、半年分の減額をしております。これは、当初予定しておりました新規就農者がいなかったということでございます。現在新規就農者、これは国の補助金でございますが、1名だけ、今手続きを行っている方がいらっしゃいます。その方につきましては、新年度の対応ということでございます。

国の条件が経営規模等厳しいものがございますので、それで、国の補助にかからなかった、条件にかからなかった場合は町の単独補助で今後対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（山本政人君） 石田君。

○6番（石田みどり君） 本当に、町が子どもも少なくなっているという状況の中で、この結婚というのは、本当に大事なことじゃないかなと思っておりますので、今後もしそういうところ辺では本当に力を入れていただきたいと思っております。

それと、青年就農のことでもそうですけれども、やはり後継者育成ということでは、できるだけ、本当町としても力を入れていただきたい。国の給付のあれが厳しいとおっしゃっていましたが、そこら辺も、町としてもやっていたらいいと思いますけれども、本当に力を入れていただきたいなということをお願いして、質問を終わります。

○議長（山本政人君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「討論あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 討論があります。

まず、原案に反対者の発言を許します。浜口君。

発言をされる場合は、反対か賛成かをまず冒頭におっしゃってください。

はい、どうぞ。

○8番（浜口雅英君） 反対です。実は反対というのもですね、私は今のお二方からの質問に対する町の回答によって、反対をします。

善亀線地すべり対策は、これは早急にやるべきということで、私は賛成でした。それで、自分の質問に対し、町のほうでも慎重にやるという回答がありました。ところがその後、樫山線、それから富岡港の待合所。樫山線の橋は高さが6 c mぐらい違っていただということでした。その後、待合所も地盤沈下を提起されて、これも5 c mぐらい下がっているんだということです。この2件については、特に富岡港の地盤沈下は、昨日、私は液状化現象が富岡の場合は出てくるのではないかという話をしましたけれども、そういう恐れがあります。樫山線も、業者さんの負担があるからどうか、結果的にはやり直させたということですが、それは当然のことですよ。それを、いかにも業者さんのということですが。これはやっぱり町は状況を知っていながら、それを公開しない。隠して何でもやっつけてしまおうということが、今日の2つの案件ではっきりしました。

土木工事については、先の麟泉、津波仮設住宅では8,000 m³の土砂が余ったということでした。そのことについては、測点の見間違いがあったとか、もうちょっと慎重にやっていくということでしたけれども、8,000 m³ですよ。工事の見損ないの残土がですね。そしてその後、深江の突堤が工期が遅れたと。そのことについても、町の対応も悪かった。業者も対応が悪かったということで、そのことについても、それぞれ町のほうでは、今後慎重にやっていきますという説明をされましたけれども、又同じようなことが出てきました。こういうことでは、町の土木工事に対する信頼感はゼロです。

よって、本来は善亀線は、先ほど質問の中でも提起しましたように、大雨が来たらいつ大規模な地すべりになっていくかわからないので賛成しなければならないところですが、こういう感じで情報を隠して密かにやっつけてしまおうとする町の体制に対して不信感がいっぱいですので、本案に反対します。

○議長（山本政人君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 次に、原案に反対者の発言を許します。松本君。

○1番（松本良人君） 私も今の総務課の話を聞いて、船客待合所の件を聞きましてびっくりしました。5 c m差があるという、建物ですよ。私は物揚げ場自体はそうは影響はないと思うんですけども、この建物を設計屋さんがオーケーと言ったということ。これはもし設計屋さんに50年ぐらいの瑕疵責任を持っていただくというような担保があれば別ですけども、こういった安易なやり方は根本的に間違っていると思います。こういった考え方を正さない限り、この町は良くならない。

よって、反対します。

○議長（山本政人君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 討論はなしと認めます。これで、討論を終わります。

議案第2号、平成29年度苓北町一般会計補正予算（第7号）を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 異議がありますので、起立によって採決します。

原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本政人君） 起立多数です。

したがって、議案第2号、平成29年度苓北町一般会計補正予算（第7号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

○議長（山本政人君） ここで、11時30分まで休憩をします。

—————○—————

休憩 午前11時13分

再開 午前11時30分

—————○—————

○議長（山本政人君） それでは、休憩前に引き続き、本会議を再開します。

—————○—————

日程第3 議案第3号 平成29年度苓北町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

○議長（山本政人君） 日程第3、議案第3号、平成29年度苓北町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。健康増進室長。

○健康増進室長（坂元俊司君） 議案第3号、平成29年度苓北町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）（案）についてご説明いたします。

今回の補正は歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,482万3,000円を減額し、歳入歳出それぞれ13億1,465万4,000円とするものでございます。

今回の補正の主な理由は、歳入では、地方債の廃止による熊本県国民健康保険広域化

等支援基金貸付金の減額で、歳出では、確定通知及び支払見込みによる共同事業拠出金等の支出見込みの減によるものでございます。

補正予算の中身についてご説明いたしますので、7ページをお開きください。

まず歳入ですが、款1国民健康保険税、項1国民健康保険税、目1一般被保険者国民健康保険税及び目2退職被保険者等国民健康保険税、合計の860万円の減額は、被保険者の所得の確定及び異動による被保険者数の減に伴うものでございます。

次に、8ページをお開きください。款4国庫支出金、項1国庫負担金、目1療養給付費等負担金、目2高額医療費共同事業負担金、目3特定健康診査等負担金の合計1,267万5,000円の減額は交付決定通知による減額でございます。

次に9ページをお開きください。款4国庫支出金、項2国庫補助金、目1財政調整交付金、節1普通調整交付金、節2特別調整交付金の1,038万4,000円の増は、交付見込みによる増額でございます。

次に10ページをお開きください。款5療養給付費交付金、項1療養給付費交付金、目1療養給付費交付金1,220万8,000円の減額は、変更決定通知による減額でございます。

次に11ページをお開きください。款7県支出金、項1県負担金、目1高額医療費共同事業負担金、及び目2特定健康診査等負担金、合計77万3,000円の減額は、交付決定通知による減額でございます。

次に12ページをお開きください。款9共同事業交付金、項1共同事業交付金、目2保険財政共同安定化事業交付金1,000万円の増額補正は、交付金の増額見込みによるものでございます。

次に13ページをお開きください。款10財産収入、項1財産収入、目1利子及び配当金5万1,000円の増額補正は、財政調整基金利子の見込みによるものでございます。

次に、14ページをお開きください。款11繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金、節1保険基盤安定繰入金、節3財政安定化支援事業繰入金の増額は、負担金及び支援金の増額によるもので、節5その他繰入金890万2,000円の減額は、一般会計からの財政支援を受けなくても良くなったためでございます。

次に、15ページをお開きください。款11繰入金、項2基金繰入金、目1財政調整基金繰入金2,108万9,000円の増額は、一般会計からの支援及び県の広域化等支援基金貸し付けを行わないため、基金の取り崩しにより対応するための増額でございます。

次に、16ページをお開きください。款13諸収入、項4雑入、目1一般被保険者第三者納付金110万9,000円の増額は、第三者行為損害賠償求償事務共同処理事業

による賠償金決定によるものでございます。

次に、１７ページをお開きください。款１４町債、項１広域化等支援基金貸付金、目１広域化等支援基金貸付金２、５１７万円の減額は、熊本県からお借りする予定であった広域化等支援基金をお借りしなくなったための減額でございます。

続きまして歳出補正の説明をいたします。

１８ページをお開きください。款１総務費、項４医療費適正化対策事業費は、財源区分の変更でございます。

次に、１９ページをお開きください。款２保険給付費、項１療養諸費、目１一般被保険者療養給付費、目２退職被保険者等療養給付費の補正は、年度末までの支払い見込みによるものでございます。

２０ページをお開きください。款２保険給付費、項２高額療養費は、財源区分の変更でございます。

次に、２１ページをお開きください。款６介護納付金、項１介護納付金、目１介護納付金５７９万円の減額は、支払基金の変更通知によるものでございます。

次に、２２ページをお開きください。款７共同事業拠出金、項１共同事業拠出金、目１高額医療費共同事業医療費拠出金２９７万９、０００円及び目３保険財政共同安定化事業拠出金６０４万円の減額は、国保連合会確定通知によるものでございます。

次に、２３ページをお開きください。款８保健事業費、項１特定健康診査等事業費、目１特定健康診査等事業費６万５、０００円の減額は、事業費確定見込みによるものでございます。

次に、２４ページをお開きください。款９基金積立金、項１基金積立金、目１財政調整基金積立金５万１、０００円の増額は、財政調整基金利子積立てによるものでございます。

以上が、平成２９年度３月補正の内容でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山本政人君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。浜口君。

○８番（浜口雅英君） ８ページで、国庫負担金が１、２００万円減額になっていますが、この交付決定により減額したということですが、その決定基準と、それから今後の見込み、高齢化社会の中でこういうことがたびたび重なっていくと、だんだん被保険者といえますか、地元自治体に負担がかかってくると思いますけれども、今後の見込み、もし押さえてあれば教えてください。

それから、１５ページで、財政調整基金の取り崩しとありますけれども、残り額はいくらかでしょうか。

以上です。

○議長（山本政人君） 健康増進室長。

○健康増進室長（坂元俊司君） この国庫負担金の今後の見通しでございますけれども、ご承知のとおり、来年度、平成30年度からは制度改正によりまして、大きく国保の運営が変わってまいります。30年度からは、この今ここに上げております国庫負担金は入ってまいりません。直接県のほうに入ってくるということになります。

それから、15ページの基金の取り崩しの後の残りでございますけれども、これを取り崩しまして、現在のところ2,600万円ほどが残る計算になります。

以上でございます。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） 30年度からは県が表に出てくるようではございますけれども、とすれば、この額が県に入って、今度は県から自治体へはおりてくるとでしょうか。そこら辺をちょっと。すみません、何回も。

○議長（山本政人君） 健康増進室長。

○健康増進室長（坂元俊司君） 今度、30年度からになりますと、県のほうから交付金として、いわゆる保険給付費に相当する額が入ってまいります。結局、今申し上げましたこういう国庫が県のほうにいったん入りまして、それから納付金が今度は払うような形になりますけれども、その納付金の一部も合わせまして保険給付費相当額ということで、県のほうから交付金として入ってくる予定でございます。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） とすれば、今まで交付されとった額と、ただ国から直接来よった分が、県を経由するというだけで、そう交付額に変更はないということで理解してよろしいのでしょうか。

○議長（山本政人君） 健康増進室長。

○健康増進室長（坂元俊司君） そのとおりでございます。

○8番（浜口雅英君） 終わります。

○議長（山本政人君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 討論なしと認めます。

議案第3号、平成29年度苓北町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号、平成29年度苓北町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第4 議案第4号 平成29年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（山本政人君） 次に、日程第4、議案第4号、平成29年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（山崎敬一君） 議案第4号、平成29年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第3号）（案）についてご説明いたします。

今回の補正は歳入歳出予算を歳入歳出それぞれ1,251万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億254万3,000円とするものでございます。

補正の主な理由は、歳入では国県等の負担金の確定と、歳出では介護給付費等の実績見込みによるものでございます。

それでは、補正予算の中身についてご説明いたしますので、6ページをお開きください。

まず歳入です。款3国庫支出金、項1国庫負担金、目1介護給付費負担金1,332万8,000円の増額は、介護給付費負担金交付確定によるものでございます。

7ページをお願いします。款4支払基金交付金、項1支払基金交付金、目1介護給付費交付金151万5,000円の減額は、介護給付費交付金確定によるものでございます。

8ページをお願いいたします。款5県支出金、項1県負担金、目1介護給付費負担金2万9,000円の減額は、介護給付費負担金確定によるものでございます。

9ページをお願いいたします。款6財産収入、項1財産運用収入、目1利子及び配当金2万3,000円の増額は、介護給付費準備基金の預金利子確定によるものでございます。

10ページをお願いいたします。款7繰入金、項1一般会計繰入金、目4介護保険料軽減繰入金、4万7,000円の増額は、事業確定見込みによるものでございます。

11ページをお願いします。款9諸収入、項3雑入、目3雑入66万円の増額は、地域包括支援センターが作成する、予防給付計画作成手数料の実績見込みによるものでございます。

12ページをお願いいたします。歳出です。款1総務費、項1総務管理費、目1一般

管理費は、旅費が1万6,000円不足するため、需用費を減額して旅費に組み替えるものでございます。

13ページをお願いいたします。款1総務費、項4地域包括支援センター運営事業費、目1地域包括支援センター運営事業費、節13委託料66万円の増額につきましては、介護予防サービス計画策定委託料の確定見込みによるものでございます。

14ページをお願いします。款2保険給付費、項1介護サービス等諸費、目1介護サービス等給付費408万円の減額は、事業確定見込みによるものでございます。

15ページをお願いいたします。款2保険給付費、項2介護予防サービス等諸費、目1介護予防サービス等給付費1,452万円の増額は、事業確定見込みによるものでございます。

16ページをお願いします。款2保険給付費、項3その他諸費、目1審査支払手数料12万円の増額は、事業確定見込みによるものでございます。

17ページをお願いします。款2保険給付費、項4高額介護サービス等費、目1高額介護サービス費127万1,000円の増額は、事業確定によるものでございます。

18ページをお願いします。款3地域支援事業費、項1介護予防・日常生活支援総合事業費、目1介護予防・生活支援サービス事業費及び、目2一般介護予防事業費は、事業確定見込みにより、不足分をそれぞれ組み替えるものでございます。

19ページをお願いします。款4基金積立金、項1基金積立金、目1介護給付費準備基金積立金2万3,000円の増額は、準備基金の預金利子確定によるものでございます。

以上が、平成29年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第3号）の内容でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（山本政人君） 説明が終わりました。

質疑はありませんか。浜口君。

○8番（浜口雅英君） 13ページと直接関係あるかどうかはわかりませんが、私は、志岐高齢者大学に所属しています。地元では、中通老人クラブ長生会に所属しているんですが、この志岐高齢者大学のときにも、包括支援センターが百歳の体操ですかね、というDVDをつくっておられます。それをもとに志岐高齢者大学で約30人ぐらいが、その先生の指導を、包括支援センターからの職員の皆さんの指導によって、それを受けました。

それは非常に好評でしたので、中通老人会長生会でもそのことを提案して、約40人ぐらいが、その百歳の体操を指導してもらったわけです。いずれも10歳若返ったとか、20歳若返ったとか、非常に好評でしたので、こういうことはぜひ町でも積極的に進めてもらいたい。

そのとき、包括支援センターの職員の皆さん、先生がDVDは無料で配ると。特にひとり暮らしが多いわけですので、テレビとするよりも、テレビの代わりにこのビデオを流して、そして座っとなっても立っとなってもその体操ができる。それで、非常にいいと思いますので、そのことには積極的に取り組んでいただきたいと思います。

予算とは若干離れましたけれども、このサービス計画の中にそういう文言も今後入れてもらって、保険料がかからないように、いつも予防が大事だということが議会の中でもいろいろ提案されておりますので、そういう取り組みをしてもらいたいと思います。

終わります。

○議長（山本政人君） 課長、どうぞ。

○福祉保健課長（山崎敬一君） 今、浜口議員のほうから言われましたとおり、健康づくり介護予防事業については大変重要なことだと、私も認識しておりますし、今の百歳体操につきましては、それぞれ老人会等に出向いて指導していると聞いておりますし、又個人の方、その場所に来れない方については、自宅でもそういう体操を指導しているというふうにしておりますので、今後もそういうことを続けていきたいと考えております。

以上です。

○8番（浜口雅英君） 終わります。

○議長（山本政人君） ほかにありませんか。松本君。

○1番（松本良人君） それにいくらか関連すると思います。この体力健康づくり等の予防事業に力を入れてくださいということは、昨年度あたりから本会議でも行いますし、委員会あたりでも取り上げられて、要望あたりをしたわけですが、確かに百歳体操というのは、私は初めて聞きましたけれども、福祉計画の中には入っていましたが。これまで、昨年あるいは今年、段階的にそういったお願いをしてきたわけですよ。百歳体操というのは、多分県とか国からのあれだと思いますけれども、そこら辺で、独自でやはり要介護者になさない、あるいは先ほどの国民健康保険の中でも言おうと思ったんですが枠がなかったものですから引きましたけれども、例えば病気にならない事業、そういったことをどんなことをやっておられるか。あるいは、昨年度よりも今年がこれだけ多くやったと、そういった実績があるかなかなか。又、平成29年度の実績に基づいて30年度は、例えば29年度に100万円予算が付いたが、どうも足りなかったから500万円にしましたというような、そういったことがあるのかなのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（山本政人君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（山崎敬一君） 介護予防や健康づくりの内容についてということでお尋ねですが、保健福祉課のこれまでの取り組みとしましては、今年度から運動指

導員を雇い入れまして毎週麟泉の湯での体操教室や、毎月後期高齢者医療の保険証交付時に運動の指導を実施したり、又老人クラブ、高齢者サロン、食生活改善推進委員の会議、それから民生委員さんらの集まりの中で、体操教室を実施するなど、参加者の方からは大変好評をいただいているということで、これは今年度から始まった事業でございます。

又、地域包括支援センターの取り組みとしましては、老人会や高齢者サロンで、先ほどご紹介がありました百歳体操の普及や、今年度は富岡地区におきましてウォーキング教室を開催し、現在自主的なグループが立ち上がっております。継続した活動が行われておりますし、来年度からはほかの地区でもそのようなウォーキング教室ができればなと思っております。

そのほかとしましては、介護予防教室の実施や健康に関する講演会も実施しております。又、集会へ来れなかった方につきましては、訪問看護師による自宅訪問の際に百歳体操などの簡単な運動の指導も行っているところでございます。

健康づくりは、運動とともに栄養指導、そして早期発見、重症化予防を目的としております特定健診なども、又はそれに伴って特定保健指導等も重要ですので、住民への啓発のため広報活動なども行い、このような活動を続けて、町民の健康づくりや介護予防に努めてまいりたいと思います。

又、平成30年度のほうの予算に、29年度以上にプラスの予算を組んだかということですが、新たな予算というのは、30年度は、29年度とほぼ同額の予算を組ませていただいております。

以上です。

○議長（山本政人君） ほかにありませんか。松本君。

○1番（松本良人君） 実は私、老人会あたりの例を取りますけれども、都呂々の場合は地区であったり、あるいは単位クラブあたりでやっとなんですが、今栄養士さんとか、あるいは保健師さん、そして運動指導士さん、かなりやはりハードですよ。やはり来てくれんかなあと言うときに、日程調整なんかされるのが相当大変なようなんですね。それだけ相当、担当の方は力を入れておられるようです。

私たち自体も、議会あたりでもかなり取り上げておりますけれども、今回介護保険のほうでも、要するに要介護者が増えてお金が足らんようになるとでしようからね、上げるということは。そういったことはあると思いますが、要はなさないようにしなければいかんのかなかなかということをつたひ申し上げております。やはり今、支援センターあたりがやるのは、なった人とか、なりかけの人だけなんです。なる前から、やはり40歳代ぐらいから食、やはり健康づくり、体力、そういったことに気を使わにやいかん。そうせんと、私はやはり病気は引っ張ってくるんじゃないかなあと思っ

でもおりますが、そこら辺の考え方はどがんですか。

○議長（山本政人君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（山崎敬一君） 今介護の認定者の方が増えて介護保険料も増えてきているんじゃないかなというお話ですけれども、幸い芥北町におきましては、認定者数の伸び率といいますか推移については、ほぼ横ばいの状況で440人ほどの認定数でございます。これは、やはり健康づくりとか介護予防の保健師、栄養士あたりの活動の賜かなと思っているわけですが、今言われたように、確かに高齢者の方についての指導は老人クラブとか高齢者のサロンとか、そういうところで集まっていただいて、そこに行き指導しているということですが、確かに40代から50代の方についての健康づくりというのは、私たちは集めてもなかなか、健康づくりとして集めるというよりも、広報活動で自主的な、今はテレビ等でも健康づくり、健康体操等はやっておりますし、その辺の広報活動も重点的にやっていきたいし、又、40代、50代に対しての健康づくりの教室等ができるかどうかですね、今後検討をしてみたいと思います。

以上です。

○議長（山本政人君） ほかにありませんか。松本君。

○1番（松本良人君） ぜひ、先ほど申しましたが、保健師さんにしても栄養士さんにしても、中通老人クラブも一生懸命やっておられると聞きますけども、要するに指導してくれる方の間をとらえて、私たちの、例えば老人会あたりに講演してくれんかとか料理教室をしてくれんかとかは、相当なやはりハードですので、なかなかそれは取りきらない。できれば、人数でも職員さんでも増やしていただいて、私は増やしたから、存分に合うと思うとですよ。

それから、今年に入ってからですかね、体育指導員さんも素晴らしい方がおいでになって、都呂々にも週1、1ヶ月に2回来ていただくようなことをやっておりますけれども、できたら本来ならば、3日に1回せにやいかんとですよ。3日には1回やらんばんとに来てもらおうと。そういったことでございますので、できれば毎週でも頼みたいんですけども体が空かんとということです。ぜひ、そこら辺、増やしていただいて、そして、しっかり勉強していただくような、やはり体制もとっていただいて、今回、そういったことでやっていただきたい。

それから、ぜひ、これは実績にのってきとらんからわからなかったんですけども、新年度あたりは補正でもできますので、そういった体制づくりをもう一回考えていただきたい。健康じゃなからんば、どがしこよかごたることば言うもったっちゃ、話にはならんから。そこら辺を十分検討していただきたい。よろしくお願いします。

○議長（山本政人君） はい、検討してください。

ほかにありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 討論なしと認めます。

議案第4号、平成29年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号、平成29年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第5 議案第5号 平成29年度苓北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）

○議長（山本政人君） 次に、日程第5、議案第5号、平成29年度苓北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。健康増進室長。

○健康増進室長（坂元俊司君） 議案第5号、平成29年度苓北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）（案）についてご説明をいたします。

今回の補正は歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ451万8,000円を追加し、歳入歳出それぞれ1億1,271万5,000円とするものでございます。今回の補正の主な理由は、保険料の増額見込みによるものでございます。

補正予算の中身についてご説明いたしますので、6ページをお開きください。

まず歳入ですが、款1後期高齢者医療保険料、項1後期高齢者医療保険料、目1特別徴収保険料及び、目2普通徴収保険料の450万円の増額は、軽減の特例の見直しにより、所得割の5割軽減が2割軽減へ、元被扶養者の均等割の9割軽減が7割軽減へと変更となり保険料が増えたためでございます。

次に7ページをお開きください。款5諸収入、項1雑入、目1雑入1万8,000円の増額は、長寿・健康増進事業の訪問指導員及び健康運動の事業収入の増によるものでございます。

続きまして、歳出補正の説明をいたしますので8ページをお開きください。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、総額1万8,000円の増額ですが、主なもの

は、長寿・健康増進事業の社会保険料等の増額でございます。

次に9ページをお願いいたします。款2後期高齢者医療広域連合納付金、項1後期高齢者医療広域連合納付金、目1後期高齢者医療広域連合納付金でございますが、歳入でもご説明いたしましたとおり、被保険者の保険料が増えたため、負担金450万円を増額するものでございます。

以上が、平成29年度3月補正の内容でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山本政人君） 説明が終わりました。

これから補正予算に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。浜口君。

○8番（浜口雅英君） 7ページですが、雑入の長寿・健康増進事業収入と健康増進事業収入の訪問保健指導と健康運動1万1,000円と5,000円、すみませんがもうちょっと詳しく教えてください。

○議長（山本政人君） 健康増進室長。

○健康増進室長（坂元俊司君） この訪問指導及び健康運動の事業収入の増ということでございまして、訪問指導の事業それから健康運動の事業に伴います増収ということでございます。そのほかにも社会保険料等の増額もございます。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） 今室長がおっしゃったことは、この説明の欄に書いてあることがそのままですよ。ですので、例えば社会保険料が2,000円増えたのが、当初いくら掛けるいくらがいくらだったのが、プラス2,000円になったと。それで、訪問保健指導も単価がいくらで何人を対象にしていたが、増えていくらになったと。そのところはわかりますか。

○議長（山本政人君） いいですか、室長。

○健康増進室長（坂元俊司君） はい。

○議長（山本政人君） はい、どうぞ。

○健康増進室長（坂元俊司君） 詳しい内容はわかりませんが、8ページをご覧いただければ、歳出のほうで共済費、それから需用費、この分の1万8,000円が、歳入によりますこの分に該当するものでございます。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） それは要するに、ここで補正が、7ページで1万8,000円補正増してありますね。言うならば、その積算基礎です。今、おっしゃったことは、若干ずれている、お尋ねしたいことと若干ずれているとですが。

これは、当初予算でも当然計算してあるわけですので、その単価は変わらないと思い

ますので、その数値が変わったと、数量がですね、と思いますので、そこら辺を教えてくださいたいと思いますが。

○議長（山本政人君） 後ほどわかれば、後ほどでもいいですが。今わかりますか。

健康増進室長。

○健康増進室長（坂元俊司君） 8ページの中の、この需用費の1万3,000円でございますけれども、これにつきましては、7ページで言います社会保険料の2,000円と保健指導分の1万1,000円ということで、指導のための燃料費の補正ということになります。

それから、8ページの社会保険料等の5,000円は、7ページで言います健康運動事業分の社会保険料の5,000円ということでございます。

○議長（山本政人君） 詳しく、後ほど聞いてください。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 討論なしと認めます。

議案第5号、平成29年度苓北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号、平成29年度苓北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

ここで昼食のため、1時10分まで休憩をいたします。

—————○—————

休憩 午後0時07分

再開 午後1時10分

—————○—————

○議長（山本政人君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

—————○—————

日程第6 議案第6号 平成29年度苓北町水道特別会計補正予算（第3号）

○議長（山本政人君） 日程第6、議案第6号、平成29年度苓北町水道特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。水道環境課長。

○水道環境課長（小林和文君） 議案第6号、平成29年度苓北町水道特別会計補正予算（第3号）（案）について、ご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ400万円を減額し、歳入歳出それぞれ2億2,975万5,000円とするものです。内容は、事業費の精算見込みによる減額が主なものでございます。

歳入につきましては6ページをお願いいたします。款2使用料及び手数料、項1使用料、目1水道使用料、節1現年分は、発電所定期修理等のなかったことに伴う減、それから、病院等事業所の使用水量の減などによる使用料金実績の減少見込みによりまして400万円の減額でございます。

歳出につきましては7ページをお願いいたします。款1水道費、項1水道管理費、目1一般管理費、節4共済費は、人件費の増額です。節11需用費は、薬品の購入見込み減により消耗品費238万8,000円、電気料金の実績見込み減により光熱水費100万円の減額です。節13委託料は、水質検査委託料の請負差額により70万円の減額でございます。

以上で、平成29年度苓北町水道特別会計補正予算（第3号）（案）の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（山本政人君） 説明が終わりました。

これから、補正予算に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 質疑なしと認めます。

討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 討論なしと認めます。

議案第6号、平成29年度苓北町水道特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号、平成29年度苓北町水道特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第7 議案第7号 平成29年度苓北町下水道特別会計補正予算（第2号）

○議長（山本政人君） 日程第7、議案第7号、平成29年度苓北町下水道特別会計補

正予算（第２号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。水道環境課長。

○水道環境課長（小林和文君） 議案第７号、平成２９年度苓北町下水道特別会計補正予算（第２号）（案）について、ご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ１，０４７万円を減額し、歳入歳出それぞれ３億５，２８９万９，０００円とするものです。内容は、社会資本整備総合交付金による補助事業の確定見込みに伴う減額が主なものでございます。

４ページをお願いいたします。事業費の確定見込みに伴う地方債の変更で、限度額１，０００万円を１９０万円減額し、８１０万円とするものです。

歳入につきましては７ページをお願いいたします。款１分担金及び負担金、項１分担金、目１分担金、節１分担金は、新規接続件数の減少に伴う実績見込みにより、９０万円の減額です。

８ページをお願いいたします。款２使用料及び手数料、項１使用料、目１下水道使用料、節１現年分は、水道料金と同様に実績に基づく見込みにより４００万円の減額です。

９ページをお願いいたします。款３国庫支出金、項１国庫補助金、目１下水道事業補助金、節１社会資本整備総合交付金は、補助金の交付決定により２００万円の減額です。

１０ページをお願いいたします。款４繰入金、項１繰入金、目１一般会計繰入金、節１一般会計繰入金は、補助対象を含む事業費の減額確定見込みにより１６７万円の減額です。

１１ページをお願いいたします。款７町債、項１町債、目１下水道事業債、節１下水道事業債は、起債対象事業費の確定見込みにより１９０万円の減額です。

歳出につきましては１２ページをお願いいたします。款１公共下水道事業費、項１下水道管理費、目１一般管理費で、節２給料、節３職員手当は人件費の減額です。節１１需用費は電気料金の実績見込みによる光熱水費１５０万円の減額です。節１３委託料は、脱水汚泥量の減による汚泥運搬処分委託料１００万円の減額です。節２７公課費は消費税の確定により２８５万円の減額です。

１３ページをお願いいたします。項２下水道事業費、目１下水道事業費、節１３委託料の下水道事業計画策定委託料、その１つ下の、処理場詳細設計委託料は事業費の確定によりそれぞれ６５万６，０００円、２５７万円の減額です。下水道管渠調査業務委託料は確定見込みにより１５万円の減額です。節１５工事請負費は現在マンホールポンプの更新工事中ですが、確定見込みにより１２２万４，０００円の減額です。

以上で平成２９年度苓北町下水道特別会計補正予算（第２号）（案）の説明を終わり

ます。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（山本政人君） 説明が終わりました。

これから、補正予算に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

松本君。

○1番（松本良人君） 8ページの使用料の減でございますけれども、これは、上水道も同じだったんですが、この原因は実績ということです。確かに実績だと思えますけれども、世帯が少なくなったとか、あるいは使用料が減ったとか、どちらなんですかね。例えば、今度下水道料金が高くなってですね、びっくりなされた。その間辛抱してから減ったのかというようないろいろな状況があると思えますけれども、そこら辺はどうですか。

○議長（山本政人君） 水道環境課長。

○水道環境課長（小林和文君） 減少の原因はいろいろあると思えますけれども、今おっしゃったように、人口減に伴う個人の使用料の減、節水意識の向上もありますし、機械器具等の節水器の普及もございます。それから、一番大きいのは、先ほどちょっと言いましたけれども、去年は定修がなかったことによりまして、その関連の水道使用料が少なかったこと。〔「どがんことですか」と呼ぶ者あり〕火力発電所の定期修理がなかったということに伴う使用料の減少と、それから、病院とか事業所とかにつきましても、やはり経営上の問題と思えますけれども、節水意識があると思えますので、そういったところの事業所関係の減少も大きな原因となっております。

○議長（山本政人君） 松本君。

○1番（松本良人君） 各世帯が全体的に使用料が少なかったというような感じは受けられませんか。

○議長（山本政人君） 課長。

○水道環境課長（小林和文君） 個人の世帯につきましては、私のほうもそこまで分析をしておらず、特に大きい事業所等を中心に原因の調査をしましたので、個人の世帯で減った、各家庭ごとの使用水量の変化というところまでは私も詳細に調べておりませんけれども、全体的に見たところでは、家庭の減少よりも、やはりそういった事業所の減少のほうが影響しているかなという印象でございます。

○議長（山本政人君） 松本君。

○1番（松本良人君） 各家庭において、大分下水道が上がった関係で、水道使用料が多くなったという、びっくりされたような形がありましたものですから、できれば、今日と言わず、明日と言わず、そういうことではございませんが、そこら辺を分析されたなら、お暇なときに分析していただいて教えていただければと思います。

終わります。

○議長（山本政人君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 討論なしと認めます。

議案第7号、平成29年度苓北町下水道特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号、平成29年度苓北町下水道特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第8 議案第8号 平成29年度苓北町宅地造成事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（山本政人君） 次に、日程第8、議案第8号、平成29年度苓北町宅地造成事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。土木管理課長。

○土木管理課長（山口仁人君） 議案第8号、平成29年度苓北町宅地造成事業特別会計補正予算（第3号）（案）について、ご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ254万1,000円を減額し、歳入歳出の総額を497万8,000円とするものでございます。

6ページをお開きいただきたいと思います。款1財産収入、項1財産売払収入、目1不動産売払収入708万3,000円の減額につきましては、平成29年度中に宅地の販売ができなかったための減額でございます。

続いて、7ページでございます。款2繰入金、項1繰入金、目1一般会計繰入金454万2,000円につきましては、一般会計の補正予算の資料20ページにありますところの、土地開発基金を取り崩しまして、一般会計からの繰り入れを行ったものでございます。

8ページでございます。歳出です。款1事業費、項1宅地造成事業費、目1分譲地造成事業費、節13の委託料40万円につきましては、住宅用地販売促進委託料の実績による減額です。同じく、節19の負担金補助及び交付金100万円につきましては、住宅建設補助金の交付がございましたので、全額を減額するものでございます。

9 ページでございます。款 2 諸支出金、項 1 繰出金、目 1 一般会計繰出金、節 2 8 の繰出金 7 1 万 6, 0 0 0 円の減額につきましては、土地の売払収入がございませんでしたので、一般会計への繰出分を減額するものでございます。

1 0 ページでございます。款 3 予備費、項 1 予備費、目 1 予備費 4 2 万 5, 0 0 0 円の減額につきましては、精算により減額するものでございます。

今回、浜団地におきまして、土地の買い戻しが 1 件ございました。これに伴いまして、収入がなかったことに伴いまして、土地開発基金を一部取り崩して繰り入れた形で今回の補正の内容でございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山本政人君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 質疑なしと認めます。

討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 討論なしと認めます。

議案第 8 号、平成 2 9 年度苓北町宅地造成事業特別会計補正予算（第 3 号）を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 8 号、平成 2 9 年度苓北町宅地造成事業特別会計補正予算（第 3 号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第 9 議案第 9 号 苓北町監査委員条例の一部を改正する条例について

○議長（山本政人君） 日程第 9、議案第 9 号、苓北町監査委員条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。監査事務局長。

○監査事務局長（龍岡 学君） 議案第 9 号、苓北町監査委員条例の一部を改正する条例について。

苓北町監査委員条例の一部を、別紙のとおり改正することとする。

平成 3 0 年 3 月 7 日提出。苓北町長、田嶋章二。

提案理由は、行政実例（昭和 3 4 年 1 2 月 2 3 日）に基づき、例月出納検査の例日を一定の日に指定するとともに、地方自治法改正に伴う引用条文の条項ずれを改める必要

があるためでございます。

次のページをお願いいたします。苓北町監査委員条例の一部を改正する条例（案）。

苓北町監査委員条例、（平成２６年苓北町条例第４１号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、次のページの新旧対照表ということでお願いしたいと思います。お開きください。対照表の右の欄が改正前、左の欄が改正後で、棒線の部分が今回改正されるものでございます。

監査委員に関する事項につきましては、地方自治法第２０２条で法令に定めがあるものを除くほか、条例への委任がなされております。平成２９年６月９日、法律第５４号で地方自治法が改正され、前後いたしますが、条例第９条における引用法令に条項ずれが生じております。これは内容が変わらず条項がずれたというふうになります。それに加えて、条例第７条中の現金出納検査の例日は、現在期限を定めておりますが、先ほど申しました行政実例により一定の日を指定する方法か、何日から何日までの間において行うという期間を指定する方法が適当であるとされております。

熊本県町村監査委員協議会を構成する自治体におきましても、期日を指定している自治体が２０、期間を指定している自治体が１０で、期限を定めておるという自治体が苓北町のみということでありました。現在本町では２１日を例日と定めて運用している実態があるということでもあります。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行する。ただし、第９条の改正規定は平成３２年４月１日から施行するということでございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（山本政人君） 説明が終わりました。

質疑はありませんか。錦戸君。

○１１番（錦戸俊春君） これは以前は、私の記憶違いかもしれませんが、以前は、以前日にちを指定しておいて、そして運用が容易になるからということで、２５日までというような感じだったような記憶はあるとですけども。指定してしまうと、この日に、監査委員に特別な理由がある場合にはこの限りではないということでありまして、運用の容易なのは２５日までに実施するとしたほうが運用がやりやすいんじゃないかなという気がするんですけど。そのために、たしか、私の記憶違いかもしれませんが、日にちを以前は指定してあったのを、わざわざこちらのほうに変えたような記憶はあるとですけども。そこら辺の運用の仕方としてはどんなですかね。

○議長（山本政人君） 局長。

○監査事務局長（龍岡 学君） 地方財務実務提要を読みたいと思います。

「例月出納検査の例日は条例で定めておくことが適当であるとの行政実例がありま

す。これは、例月出納検査はそれが毎月行われるものであることから、その検査事務の能率的な運営を期する上からも、条例に明記しておくことが適当であるとされたものであり、その定め方としては、一定の日を指定していく方法、又は何日から何日までの間において行う方法が考えられる。」となっておりますので、今回は例日を定めた部分に改正をしたいということになります。

今、先ほども申しましたとおり、熊本県町村監査委員の協議会の中でも、31町村がございますが、その中で、期日を定めた自治体が20、期間を定めた自治体が10、期限を定めているのが、苓北町だけとなっておりますので、今回この地方自治法が改正される職員の賠償責任に係る部分の条項を改正するとともに、この部分を改正したいということです。

以上です。

○議長（山本政人君） 錦戸君。

○11番（錦戸俊春君） わかりはしますが、運用が25日までとしたほうがやりやすいんじゃないかなという気はするわけです。これでどうこうというわけではございませんけれども、わざわざこうなっていたとを、こっちに25日までにと変えたような記憶があるもんだから、あえて又元に戻す必要があるのかなと思ったものですから、運用ができれば、ただ運用がやりやすいのは、何回も繰り返しますけれども、25日までにとしたほうが事務局としてはやりやすいんじゃないかなという気がしたもんだからですね。

○議長（山本政人君） 今のことについてありますか。局長。

○監査事務局長（龍岡 学君） 先ほど申しましたとおり、定め方において、期日を定める方法と期限を定める方法ということにありますので、このようにさせていただきたいということです。

○議長（山本政人君） よろしいですか。

○11番（錦戸俊春君） はい。

○議長（山本政人君） 松本君。

○1番（松本良人君） 私もそこら辺が気になつとですけども、何で25日までとはつまらんで変えんばんかと。21日に実施するよりも25日までというのをしとったほうがいいんじゃないかなろうかと。21日になれば、やはり祭日あたりが引っかかるときもあるし、監査委員の責任じゃなかつすよね、仮に祝日に入った場合は。そのとき休みでもせんばんかということになりますね。何で25日までというのをわざわざ21日にしなければならないという、その理由がわからんとですよ。

○議長（山本政人君） 局長。

○監査事務局長（龍岡 学君） 地方自治法の235条の2第1項の規定による例月出

納検査の例日は、監査委員が条例で定めていくことが適当であるとなっておりまして、その定め方として、一定の期間を指定しておく方法、何日ということですね。それか、何日から何日までの間において行うというふうに規定する方法があるということですので、どちらかにするということになりますので、今回の改正案を提案いたしました。

○議長（山本政人君） 松本君。

○1番（松本良人君） いままでしゃが、大概事務局はお忙しい中に、そして休日が確実に21日には国民の休日があるわけですね。そういったことがある中で、又そこに何か理由をつけて21日を20日にしますとか、22日にしますとかということをしなきゃならんとですけども、条例がぴしゃっと25日まででいいですよということになっとけば、その中でしてよかつでしょう。そして、25日までというのは絶対つまらんわけですか。だめなわけですか、条例で。しちやいかんということですか。

○議長（山本政人君） 今のことについて答弁をしてください。局長。

○監査事務局長（龍岡 学君） いま一度申し上げますが、この一定の日を指定しておく方法と何日から何日までの間において行う方法ということの規定するようになっておりますので、何日までにということではなくて、何日か、何日から何日までと。苓北町においては何日と指定させていただくということです。

○議長（山本政人君） 松本君。

○1番（松本良人君） 要するに、25日まででもよかということでしょう。

○監査事務局長（龍岡 学君） いいえ、それは期限を。そうです、始期がないということなんですよ。

○1番（松本良人君） 21日なら21日に決めなければならないと、2つの柱があるという聞き方を、私は今受けたんですけども、そういうことであればですよ、わざわざ21日ということでも、25日まで、1週間以内にしなければならないとか、そこに幅を持たせてやっと思ったほうがしようはなかかということをお願いですよ。

○議長（山本政人君） 答弁ありますか。局長。

○監査事務局長（龍岡 学君） この条例案の改正の提案については、代表監査委員、議選監査委員とも話し合った上でこのように出しておりますので。

○1番（松本良人君） 誰と話し合っているんですか。

○監査事務局長（龍岡 学君） 代表監査委員と議選監査委員と話をした上で、このように改正案を提案させていただいております。

○1番（松本良人君） わざわざ代表監査委員と話さんやったっちゃですたい。ばってん代表監査委員が今度替わらっせば、又この次の監査委員と話さんばんとじゃなかですか。

○議長（山本政人君） はい、局長。

○監査事務局長（龍岡 学君） 一定の日となっておりますので、何日までになると、始期が規定されてないことになります。

○1番（松本良人君） よかっでしょうもん、それでも。

○監査事務局長（龍岡 学君） ですから、それがだめだというふうに言っております。

○1番（松本良人君） それはだめということですか。

○監査事務局長（龍岡 学君） はい。

○議長（山本政人君） よろしいですか。ほかにありませんか。浜口君。

○8番（浜口雅英君） これは、改正前は何日までということで期間があるわけですね。それで、その次に、ただしこの限りでないと。それで、変えたものは日にちをぴしゃっと決めて、それで何日限りでないと。それで、9条、前の条は、限りでないというのが2つも3つも同じ文章の中にあると。それで、新しい文はそこを整理して、何日に決定して、それでただし、いろんな都合があるので、その日だけに絞っちゃいかんと。だから、この限りでないとしてあろうかと思います。

ひとつは地方自治法に基づく文言の修正ということもあるんじゃないかと理解します。

○議長（山本政人君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 質疑なしと認めます。

討論を行います、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 討論なしと認めます。

議案第9号、苓北町監査委員条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号、苓北町監査委員条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第10 議案第10号 公益的法人等への苓北町職員の派遣等に関する条例の制定について

○議長（山本政人君） 日程第10、議案第10号、公益的法人等への苓北町職員の派遣等に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） 議案第10号、公益的法人等への苓北町職員の派遣等に関する条例の制定について。

公益的法人等への苓北町職員の派遣等に関する条例を別紙のとおり制定することとする。

平成30年3月7日提出。苓北町長、田嶋章二。

提案理由でございますが、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）に基づき、職員を公益的法人等へ派遣するにあたって、条例を制定する必要があるためでございます。

次のページをお開き願います。

公益的法人等への苓北町職員の派遣等に関する条例（案）。

目的。

第1条、この条例は、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号。以下「法」という。）第2条第1項及び第3項、第5条第1項、第6条第2項並びに第9条の規定に基づき、公益的法人等への職員の派遣等に関し必要な事項を定めるものとする、と規定いたしまして、法令で定められている団体のうち、その業務の全部又は一部が当該地方公共団体の事務又は事業と密接な関連を有するものであり、かつ、当該地方公共団体がその施策の推進を図るため人的援助を行うことが必要である場合において、条例で定める公益的法人等との間の取決めに基づいて職員を派遣させることができることから、この条例を制定することとしたものでございます。

職員の派遣。

第2条、任命権者は、法第2条第1項各号に掲げる団体のうち、次に掲げる団体であって規則で定めるものとの間の取決めに基づき、当該団体の業務にその役職員（役員又は職員をいう。以下同じ。）として専ら従事させるため、職員（次項に定める職員を除く。）を派遣することができる。

第1号では、法第2条第1項第3号に規定する法人のうち、町内に事務所を有する団体で、規則で定めるものと規定いたしまして、法令で定められた医療法人や学校法人、社会福祉法人など108種別の法人の中から、派遣させることができる公益的法人等を定めるもので、今回の条例制定に伴い派遣を予定する団体として、社会福祉法人である苓北町社会福祉協議会を規則で規定することとしております。

第2号では、前号に掲げるもののほか、当該団体の目的、業務の性質等を総合的に勘案して、特に職員の派遣を行うことが必要であると認められる団体で、規則で定めるもの、と規定しております。なお、この号につきましては、現時点では該当団体の規則への規定は、想定をしております。

第2項、法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする、と規定し、派遣することができない職員を定めております。

第1号では、臨時的に任用される職員、その他の法律により任期を定めて任用される職員（地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用された職員を除く。）と規定し、定年退職後の選考による再任用職員を除く、臨時的任用職員、任期付採用職員については派遣できないことと定めております。

第2号では、非常勤職員、第3号では、地方公務員法第22条第1項に規定する条件付になっている職員については、派遣できないことと定めております。

第4号では、苓北町職員の定年等に関する条例第4条第1項の規定により引き続いて勤務させることとされ、又は同条第2項の規定により期限を延長することとされている職員と規定し、いわゆる定年による退職の特例によりまして、高度な知識や技能を有する者、勤務環境に特殊性がある者として引き続き常時採用されている場合の職員については、派遣できないことと定めております。

第5号では、地方公務員法第28条第2項各号のいずれかに掲げる事由に該当して休職にされ、もしくは同法第29条第1項各号のいずれかに掲げる事由に該当して停職にされている職員、又は同法第35条に規定する法律もしくは条例の特別の定めに基づき職務に専念する義務を免除されている職員と規定し、心身の故障や刑事事件に関し起訴されたことにより休職とされている職員、懲戒処分により停職にされている職員、職務専念義務を免除されている職員については、派遣できないことと定めております。

次に第3項は、法第2条第3項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする、と規定し、第1号として、法第2条第1項の規定による職員の派遣（以下「職員派遣」という。）に係る職員の職員派遣を受ける団体（以下「派遣先団体」という。）における福利厚生に関する事項。

第2号として、職員派遣に係る職員の派遣先団体における業務への従事の状態の連絡に関する事項を法律の規定によるもの以外で、職員派遣を受ける公益的法人等との合意に基づく取決め事項として、定めております。

派遣職員の職務への復帰。

第3条、法第5条第1項に規定する条例で定める場合は、次に掲げる場合とする、として、職員派遣を継続することができないか、又は適当でないと認める場合のケースを定めております。

第1号として、職員派遣をされた職員が、派遣先団体の役職員の地位を失った場合。

第2号として、派遣職員の職員派遣が、法又はこの条例の規定に適合しなくなった場合。

第3号として、派遣職員の職員派遣が、前条第1項に規定する取決めに反することと

なった場合。

第4号として、派遣職員が、地方公務員法第28条第1項第2号又は第3号に該当することとなった場合として、心身の故障、その職に必要な適格性を欠くに至った場合を定めております。

第5号として、派遣職員が、地方公務員法第28条第2項各号のいずれかに該当することとなった場合、又は水難、火災その他の災害により生死不明もしくは所在不明となった場合として、心身の故障等により長期休職とされた場合、刑事事件に関し起訴された場合、又は、水難、火災その他の災害により生死不明もしくは所在不明となった場合を定めております。

第6号として、派遣職員が地方公務員法第29条第1項第1号又は第3号に該当することとなった場合として、懲戒処分を受けた場合を定めております。

第7号として、前各号に掲げる場合のほか、任命権者が特に必要と認める場合を定めております。

次に第4条では、派遣職員の給与について規定し、派遣職員のうち、法第6条第2項に規定する業務に従事するものには、その職員派遣の期間中、苓北町職員の給与に関する条例の適用を受ける一般職の職員の例により給与を支給することができる、と定めております。

次に第5条では、職務に復帰した職員に対する給与条例の特例について規定し、職員派遣後職務に復帰した職員に関する給与条例第21条第1項の規定の適用については、派遣先団体において就いた業務を公務とみなすと定め、公務災害や病気等による休職者の給与について定めております。

次に第6条では、派遣職員の復帰後における処遇について、規定し、派遣職員が職務に復帰した場合におけるその者の職務の級及び給料月額については、他の職員との均衡上必要と認められる範囲内において、規則で定めるところにより、必要な調整を行うことができる、と定めております。

次に第7条では、派遣職員に関する報告について規定し、任命権者は、規則で定めるところにより、派遣職員の派遣先団体における処遇の状況等及び職員派遣後職務に復帰した職員の処遇の状況等を町長に報告しなければならない、と定めております。

附則といたしまして、この条例は、平成30年4月1日から施行することとしております。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（山本政人君） 説明が終わりました。質疑はありますか。浜口君。

○8番（浜口雅英君） なかなか非常にわかりにくい条例です。これは、具体的に、ちょっと社協の話が出ましたかね。そこら辺の具体的な事案をもとに説明を又再度してい

ただければと思います。

細かく言えば、5条とか、6条、7条の中に、文言的にわかりにくい部分がありますので、平成30年4月1日から施行するということであれば、もうすでに原案はできている。それに基づいた条例であろうと思いますので、差し支えない範囲で構いませんので、そういう想定されていることをもとに説明することは不可能でしょうか。

○議長（山本政人君） 総務課長、今のようなことで説明をお願いします。

○総務課長（山崎秀典君） これにつきましては、まず苓北町社会福祉協議会の状況をご報告したいと思います。

平成28年度までは組織といたしまして、会長、事務局長、事務局次長、福祉活動専門員という4名の体制ということでありました。平成29年から、会長、事務局長、福祉活動専門員、それから嘱託職員ということで、4名体制ということで、この時点で事務局次長の職がなくなったということでございます。

それから、平成29年4月末で、事務局長が退職をいたしました。その関係で、29年5月からは会長と嘱託職員であった職員が事務局長の嘱託という形で入っております。それから福祉活動専門員、それと事務の補助の臨時職員を急ぎに雇用して、現在まで至っておられるというような状況でございます。

そのような中で、社会福祉協議会につきましては、苓北町と密接な関係がございまして、社会福祉活動の充実のために組織された団体でございますので、そういったことで、苓北町としても職員派遣の条例をつくって派遣を予定したいということでございます。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） 社協の職員構成の流れは大体もわかりませんが、教えていただきました。具体的には、この条例に基づいて苓北町職員のどのような立場の方を社協のどの位置に送る考えなのでしょうか。差し支えなければ教えてください。

○議長（山本政人君） 総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） 現時点では社会福祉に精通した職員を派遣したいということで予定をしております。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） 社会福祉に精通した職員というのは、一般事務ではなくて、その専門職として採用した職員を社協に派遣するということなんでしょうか。

○議長（山本政人君） 総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） 一般行政職で勉強されて精通された職員ということで予定をしております。

○議長（山本政人君） ほかにありませんか。錦戸君。

○11番（錦戸俊春君） 条例を整備されるのは異論はないですけども、これは以前補助金を社協に出しているから、町の長、いわゆる町長が以前社会福祉協議会の会長になられたんですね。補助金を出す側、受ける側が会長が同じでどうなのか、何か好ましくないようなことで、わざわざ社協を別に、会長を就任していただいたということの経緯があると思うとですよ。それで又補助金を出すのに、又町のほうから社協に派遣してというのは、結局補助金を出す側、受ける側に、出す側から職員を又派遣するわけですので、そこら辺の、別な組織としての考え方というのが、何か薄くなってきたんじゃないかなという気がするとです。

それともう1つ、役場の職員が社協のほうに派遣していくならば、当然役場の職員が1人減るわけです。そこに対する余裕というのが、まだ役場のほうにあるのかどうか、職員としてですね。あるからやられるか、まだそこが、空いた部分はどう補充されていくのか。本来ならば、私は派遣するということではなくて、社協のほうで雇われたが一番いいんじゃないかなという気がするとです。

それともう1件、派遣したその期間、帰って復職した場合に、期間は公務とみなすという、これで退職金とか何かもいろいろ関連してくると思うとですけども、派遣されて行かれた年月によってですね。そこら辺のカバーはできるわけですか、この条例の中で。

○議長（山本政人君） 総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） 派遣する職員につきましては、派遣についての人件費につきましては、当然役場のほうの給料から支出をするという形になりますので、その点、補助金という形で社会福祉協議会に出しております補助金からは、その分の人件費は差し引かせて補助をさせていただくという形になろうかと思えます。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 町の長が予算を大半補助するところの長になっているということは、あまり思わしくないと。いわゆる決定権がありますので、両方ともなれ合いになりやすい。今回は、一般職員の中からやりますので、その辺は又意味合いが違ってくるのではないかなと、そういう理解をしております。

○議長（山本政人君） 総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） もう1点、給与関係の部分が出ましたけれども、これにつきましては、派遣職員の給与について規定をしておりますので、その点については、町の一般職の給与令によって給与を支給すると。先ほど、町のほうから給与を支給することにしておりますので、その規定でございます。

並びに、第5条につきましても、職務に付した職員に関する給与条例の特例ということで、例えば公務災害とか病気等によりした場合の休職者の給与の規定方法がございま

すので、それに準じた形で給与の特例を行うということの規定でございます。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 社協で又別の方を雇用したらどうかという話もございました。我々もそういう努力をしてまいりましたけれども、やはり即戦力といいますか、やはり社会福祉事業に精通した人は見当たりませんでしたので、こういった形でさせていただきたいということで、条例を出したわけでございます。

○議長（山本政人君） 錦戸君。

○11番（錦戸俊春君） 給料は町のほうから出すとなれば、要するに町の管理下にあるわけですよね、その職員は。そうすると、社協の業務として、補助金は町から出します。運営されていく中で、ほとんど補助金ですよね。その管理下における職員がそこに行き、その会を運営していくわけですので、そこら辺は、あまりに長が同じでも変わらないような感じが、あくまでもやる側の管理下にある職員が行って業務をするわけですので、社協の会長の管理下で仕事をするのと、何かちょっとそこら辺の解釈をちょっと。例えば社協のほうで一生懸命仕事をするけれども、町の管理下で、何か命令があった場合には、町のほうに偏って考え方がくるとか何かという、そういうことにもなってきたくないわけですか。しないんですかね。

それと、さっき回答がなかったんですけれども、町の職員が行くわけですので、当然そこが1人空くと思うとです。そこら辺は、町の職員が余裕があるということで、現在見ていいわけですか。

○議長（山本政人君） 総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） 職員の業務につきましては決して余裕がある状況ではございません。ただ、苓北町の大きな今後の取り組みの強化策として、社会福祉活動の充実というものがございますので、その中で、現在役場で行っている、そういった業務の中で、社会福祉協議会に移管できるもの、そういったもの等の業務の選別です、そういったものも含めて職員派遣を行いたいという予定でございます。

○議長（山本政人君） ほかにありませんか。松本君。

○1番（松本良人君） 私は社協のほうの理事になっておりますけれども、今まで苓北町の社協は特殊なところでございまして、なかなかうまい具合にいかないところがあった。今回町の職員の方が入られるということになれば、すばらしい社協になるんじゃないかと期待はしております。

天草市あたりは市長が社協長でございますので、補助金云々にはあんまり関係はなかろうかなと思っております。できれば、ここからおいでになった、多分60歳定年がこの関係あたりにも、今回のこれにはいくらか加味しているんじゃないかならうかと思っておりますけれども。

例えば社協に行かれて、どこの辺で、例えば事務局長に行かれるとか、あるいはそこから辺の関係を教えていただけないでしょうか。

○議長（山本政人君） 総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） その点につきましては今回の条例の中に派遣元と派遣先団体の取り決めに基づく事項ということになりますので、今後、社会福祉協議会と詰めていくということになろうかと思います。

○議長（山本政人君） 松本君。

○1番（松本良人君） 社協の中でも、定年に来てからずっと引っ張って辞められんで云々になって、それから今まで3年、4年になっとられる方で、いろいろ理事とか何かの中ででも話があったんですよ。そこら辺は社会福祉協議会ということは、特殊な団体でございますので、明確にしなければならないところははっきりしなければいかんと思うんです。これは町の指導がなからんばいかんとだったと思いますけれども。それで、お一人慣れている方が途中で辞められたということも大変だったと思うんですけども。

今後は、社会福祉協議会なんかというのは、十分に町と連携を取り合って、普通の利益団体じゃなかつですから、ぜひ今後の福祉行政に頑張っていただきたい。そういったほうに指導していただきたい。私はそう思っております。よろしくお願いします。

○議長（山本政人君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） ほかに、質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 討論がありますので、まず原案に反対者の発言を許します。

浜口君。

○8番（浜口雅英君） 今若干説明を聞きましたけれども、この苓北町の職員を派遣するという非常に重大な事案に対して、施行は30年4月1日、施行までに15日しかないわけです。にしては、検討する期間が短すぎる。それは、例えば職員の構成、これは派遣元の職員の構成も、余裕はないという総務課長の話ですが、余裕がなければそういうことを、しかも福祉行政に精通された職員を派遣されるということです。であれば、社協で頑張ってもらわなくて、苓北町の行政の中で福祉事業に精通したその職員が、これから高齢化社会を迎える中で、社協と違った行政の立場で精通した技能を発揮してほしい。

それから、派遣の期間もこの中には1年とか、2年とか、3年とか定めがありません。それから、派遣された職員の派遣先での位置付け、会長にはなれんと思いますけ

れども、こういったことでされるのか。補助金もあって、補助金元から職員が派遣されれば、当然派遣された職員の発言力というのは非常に大きいと思います。

そういった意味で、この条例は、もっと検討する期間を設けるべきだと思います。

によって、本条例の制定には反対します。

以上です。

○議長（山本政人君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） これで討論を終わります。

議案第10号、公益的法人等への苓北町職員の派遣等に関する条例の制定についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 異議がありますので、起立によって採決します。

原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本政人君） 起立多数です。

したがって、議案第10号、公益的法人等への苓北町職員の派遣等に関する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第11 議案第11号 苓北町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（山本政人君） 日程第11、議案第11号、苓北町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） 議案第11号、苓北町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について。

苓北町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を、別紙のとおり改正することとする。

平成30年3月7日提出。苓北町長、田嶋章二。

提案理由でございますが、苓北町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第3条中、月の途中で退職した場合の報酬の支給規定について、その当月分の支給から日割り支給に改めるとともに、天草管内の地域に旅行する場合の日当について、特別職並びに一般職の職員と同様に半額支給から支給しない旨の規定に改めることに伴い、条例の一部を改正する必要があるためでございます。

次のページをお開き願います。

苓北町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例(案)。

苓北町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年苓北町条例第48号)の一部を次のように改正する。

改正箇所につきましては、新旧対照表によりご説明いたしますので、次のページの新旧対象表をお開き願います。左側の欄が改正後、右側の欄が改正前となっております。

まず、第3条中「、除名、死亡又は議会の解散によりその職を離れたときはその当月分までの報酬を支給する」を「若しくは除名(以下「退職」という。)又は議会の解散により月の中途においてその職を離れたときは日割りをもってその月分の報酬を支給するものとし、月の中途において死亡したときはその月分までの報酬を支給する」に改めるものでございます。

これは、苓北町のこれまでの議会の場合で申し上げますと、任期が4年毎の2月4日までとなっております。したがって、任期満了となる年の2月分の報酬につきましては、当月分までの支給となり4日間の任期分についても1月分の報酬が支給されておりました。平成31年2月4日に第16期苓北町議会議員の任期満了を向かえるにあたりまして、来年度の予算編成を行う中で、この件について検討し、近隣の地方自治体等においても日割りとされており、又、町の特別職並びに一般職においてもその日まで給料を支給するとなっていることから、今回改正を提案させていただくものでございます。

次に、別表(第4条関係)の旅費の改正ですが、別表備考3中「天草管内及び」を削り、同表備考に次のように加える。「4 天草管内の地域に旅行する場合の日当は、これを支給しない。」とするもので、旅費につきましても、町の特別職並びに一般職につきましても、県内の地域に旅行する場合の日当は半額、天草管内の地域に旅行する場合の日当は支給しないこととしておりますので、これに併せて今回、天草管内の地域への旅行について、日当は支給しないとする改正をご提案するものでございます。

これにより、天草管内の地域への出張等の場合は、私用車を使用した際の車賃の支給のみとなります。

条例(案)本文に戻っていただきまして、附則、この条例は、平成30年4月1日か

ら施行することとしております。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（山本政人君） 説明が終わりました。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 討論なしと認めます。

議案第 11 号、苓北町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 11 号、苓北町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第 12 議案第 12 号 苓北町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する 条例について

○議長（山本政人君） 日程第 12、議案第 12 号、苓北町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） 議案第 12 号、苓北町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。

苓北町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を、別紙のとおり改正することとする。

平成 30 年 3 月 7 日提出。苓北町長、田嶋章二。

提案理由でございますが、介護相談員の新たな設置及び月額報酬を支給する公民館長代表、地区公民館長について、天草管内の地域に旅行する場合の日当の取扱いを特別職並びに一般職の職員と同様に半額支給から支給しない旨の規定に改めることに伴い、条例の一部を改正する必要があるためでございます。

次のページをお開き願います。

苓北町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）。

苓北町報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 31 年苓北町条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

改正箇所につきましては、新旧対象表によりご説明いたしますので、次のページの新

旧対照表をお開き願います。左側の欄が改正後、右側の欄が改正前となっております。

まず、別表公民館長代表の項中「及び第4項」及び「なお、天草管内の地域に旅行した場合の日当は、同条例別表に掲げる金額の半額とする。」を削り、として、月額報酬の職である公民館長代表、並びに地区公民館長について、これまで、天草管内の地域に旅行する場合の日当は半額支給としておりましたが、町の特別職並びに一般職、第11号議案でご審議いただいた町議会議員の皆さまと同様に、天草管内の地域への旅行については、日当は支給しないとするものでございます。

次に、新旧対照表の2ページをお開き願います。同表苓北町介護・福祉ゾーン検討委員会委員の項の次に次のように加えるということとして、新たに介護相談員の職を設置することに伴い、報酬額並びに旅費の額を規定するものでございます。

条例（案）本文に戻っていただきまして、附則、この条例は、平成30年4月1日から施行することとしております。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（山本政人君） 説明が終わりました。質疑はありませんか。浜口君。

○8番（浜口雅英君） 公民館長代表及び地区公民館長代表さんの勤務日数と1日の勤務時間は何時間でしょうか。

それから、説明で、要するに管内の日当をゼロにするということは理解できますが、そのことは明文化しなくてもいいんでしょうか。この中では、説明がないとこの中にどこも触れてありません。いちいち総務課長にお尋ねに行かなければならないようになりますが、その点はどう対応されますか。

以上、2点。

○議長（山本政人君） 教育課長。

○教育課長（汐崎正喜君） 公民館等の勤務形態でございますけれども、特別の非常勤ということで、規定がございませんので、裁量に任せて勤務していただいております。

○議長（山本政人君） 総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） 只今の2番目の件ですけれども、新旧対照表の1ページ目をお開きいただきたいと思います。左改定後、右改定前ということで、改定前におきましては、副町長の旅費相当額の項等で、同条例の別表第2、備考中第3項及び第4項の規定は適用しない。なお、天草管内の地域に旅行した場合の日当は、同条例別表に掲げる金額の半額とするということで、改定前はなっておりました。改定後につきましては、同条例の別表第2備考中第3項の規定は適用しないということで、これは熊本県内については一般職員については半額、特別職についても半額という形で主張しておりますけれども、公民館長はそのままということです。

第4項、その以下を外しておりますので、日当半額の適用はないということでござい

ます。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） そしたら、その中に具体的に、例えば議案第11号では明文化してありましたよね。天草管内の地域に旅行する場合の日当は、これを支給しないということがあったわけですが、今度は、それがこの第何条、そこら辺の中に含まれるということで、理解しなければならないということですか。やはりそれはわかりやすいように、支給しないというふうに明文化した方がいいと思いますけれども、いかがでしょうか。

それから、非常勤だから、非常勤の場合は何の定めもないんですか。例えば、何時までに出勤しなさいとか、基本的に8時30分までには出勤しなさいとか、5時まではいなさいとか、それから15日間は勤めてくださいとか、そういうことは非常勤の場合は、そういうのは何の定めもないんですか。

○議長（山本政人君） 教育課長。

○教育課長（汐崎正喜君） 定めはございませんけれども、慣例として8時30分から4時程度まではいただくとということで、口頭でお伝えはしております。

○議長（山本政人君） 総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） 只今の質問ですけれども、議会議員の部分と、この報酬及び費用弁償等に関する条例は、条例の作り方が違いまして、この報酬関係の条例につきましては、町長等の給料、諸手当及び旅費に関する条例の中の、副町長の旅費の規定を準用した形になっております。その条例の中で、その条例では、備考の3番目として、県内の地域に旅行する場合の日当は表に掲げる金額の半額とする。

4項として、天草管内の地域に旅行する場合の日当は、これを支給しないと定められておりますので、公民館長につきましては、3の県内の地域に旅行する場合の日当は、表に掲げる金額の半額とする。これについては、適用せずに、指定された額の日当をお支払いするという規定を残すという形になります。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） 明文化すべきだというふうに質問しておりますが、そのことの回答はないと思います。

それから、非常勤の場合であっても、やはりそれは、労働基準法上非常勤の場合は、今課長がおっしゃられたような非常にあいまいな勤務時間で定められているのでしょうか。非常勤の場合は、法律上、今課長がおっしゃったような形で勤めていいのでしょうか。

○議長（山本政人君） 教育課長。

○教育課長（汐崎正喜君） 今までの慣例として、そういう勤めをしていただいております。

ます。以上です。

○議長（山本政人君） ほかにありませんか。

○8番（浜口雅英君） 質問に答えておらんですよ。法律上、労基法で、その非常勤の取り扱いでいいんだというのかと聞いておるんです。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） ありがとうございます。私がお尋ねしたのは、非常勤で非常にあいまいな勤務時間が課長から答弁として出されました。だから、私は労働基準法上も非常勤の場合は、そういう形でいいのかどうかということをお尋ねしているんです。それだけ、慣例とか何とかを3回も4回も聞きますけれど、ちゃんと私がお尋ねしたことについて、お答えいただければと思います。

以上です。

○議長（山本政人君） 教育課長。

○教育課長（汐崎正喜君） それについては、今はお答えできませんけれども、確認しまして、お答えをさせていただきたいと思います。

○議長（山本政人君） 労働基準法の問題はちょっとわからんということですね。

○教育課長（汐崎正喜君） はい。

○8番（浜口雅英君） いつ、回答は今から、例えば30分後とか。

○教育課長（汐崎正喜君） はい。

○議長（山本政人君） 休憩のときに調べてもらうようにしましょう。

○8番（浜口雅英君） はい、お願いします。

○議長（山本政人君） ほかにありませんか。松本君。

○1番（松本良人君） ちょっと条例からは外れておりますけれども、いいのでしょうか。いづれか関連はしとると思います。

○議長（山本政人君） 関連はしているということで、どうぞ。

○1番（松本良人君） 今館長の非常勤の問題とか何かが出ましたけれども、やはり地区におけば非常勤の館長さんと窓口の方とお二人おいでなんですよ、都呂々の場合、坂瀬川の場合、富岡の場合です。今後、多分役場の職員さんたちも65歳までは要望があれば雇わなきゃなんという規定があるわけです。できればこれはこれとしてですが、更新あたりのときに、館長なり主事なりという明確な職を付けて、常勤としてそこに頼んでいただいて、できれば課長クラスの方が地域に、公民館あたり、あるいは出張所あたりに入っていて、地区サービスの相談相手なんかにもなりますので、やはり地区の活動を重点的にやっていただくということを考えておられるのかどうか、お尋ねしたいんですけれども。

○議長（山本政人君） 教育長。

○教育長（濱崎敏和君） お答えいたします。

公民館長のほうには、私就任後、すぐ4つの公民館を回りまして、どのような仕事をなさっているのかという形でいろいろお尋ねする中で、公民館の規則の中に館長として5つの視点からの仕事内容というのが述べられております。中に、地域住民のいろいろな活動に対するサービスを行うことというのがございましたので、どのようなことをなさっていますかということで、お尋ねしたんですけれども、いつも公民館は窓口は開放して、それから地域の公民館の部分も、地域の老人会の方でしょうか、いつでもおいでになってから、ここで事務をされても結構ですよということ。それから、印刷とか製本とか、私でもいつでもお手伝いをする覚悟でおりますのでということで、4つの公民館全て館長さんからいただいたところでございます。

ですから、現在のところ、公民館長さんのお仕事という形では、目に見える形では、まず地域の方への歓迎という形はそこにあるんじゃないかなと認識しております。

以上でございます。

○議長（山本政人君） 松本君。

○1番（松本良人君） 併せて、今教育長さんがおっしゃっていたのは、確かに形としては素晴らしいことだと思いますけれども、やはり役場の課長クラスの方がほとんど退職して行かれる。60歳で定年で引かれた後、5年間は延長なさるということでございますので、やはり特に今後は、行政面とか、あるいは福祉面とかでいろいろ相談があると。だから、気軽に相談できるような体制は、やはり今の館長さんよりも、役場において、長年経験した方のほうがいろんな形でいいんじゃないかなろうかと。特に窓口あたりでも住民票を取るにしても一緒ですよ。

そういったことでございますので、今の方はすぐ辞めろと言うわけにはいきませんので、ある程度更新あたりが来たときには、そこら辺も柔軟に考えていただいて。確かに教育長さんが相対で話されるときは、それは上手に言わすですよ。ばってんそうでないような感じもいたしますので、今後、行政サービスの一環として、ぜひそういったことを考えていただきたいなと思います。

よろしくをお願いします。

○議長（山本政人君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 討論なしと認めます。

議案第12号、苓北町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号、苓北町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

ここで40分まで休憩いたします。

-----○-----

休憩 午後2時20分

再開 午後2時40分

-----○-----

○議長（山本政人君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

-----○-----

日程第13 議案第13号 苓北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（山本政人君） 日程第13、議案第13号、苓北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。税務住民課長。

○税務住民課長（宮崎裕昭君） 議案第13号、苓北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

苓北町国民健康保険税条例の一部を、別紙のとおり改正することとする。

平成30年3月7日提出。苓北町長、田嶋章二。

提案理由でございます。

地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律が、平成29年3月27日に成立し、国民健康保険における財政責任主体が都道府県になることに伴う国民健康保険税の改正部分については、平成30年4月1日から施行されることとなっているため、これに伴い苓北町国民健康保険税条例の一部を改正する必要があるためでございます。

次のページをお願いします。

平成30年苓北町条例。

苓北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）。

苓北町国民健康保険税条例（昭和40年苓北町条例第35号）の一部を次のように改正する。

主な改正内容につきましては、新旧対照表により説明いたしますので次の次のページをお開きください。新旧対照表の右の欄が改正前、左の欄が改正後、アンダーラインの

部分が今回改正する箇所でございます。

今回の改正事項は、先ほど提案理由で申し上げましたとおり、平成30年4月より国民健康保険制度について熊本県が財政運営の責任主体となり、毎年度市町村毎の「国民健康保険事業費納付金」を決定し、市町村はその納付金を納め、「国民健康保険の保険給付費に必要な費用の全額を県から交付を受け、支払う」というように制度改革が行われます。

今回の地方税法の一部改正にあわせて、苓北町国民健康保険税条例では、課税額を定義している第2条の改正が必要となりました。

右側の改正前の第2条第1項をご覧ください。この第2条第1項は括弧書きが多くわかりにくいですが、1つの文となっております。括弧書きを飛ばしてご説明いたします。

まず1行目にあります「国民健康保険税の課税額は、」と、2行目中ほどの「基礎課税額」、次に6行目の終わりにあります「及び後期高齢者支援金等課税額」、そして下から3行目中ほどにあります「介護納付金課税額」、最後の行の「の合算額とする。」、これをあわせました「国民健康保険税の課税額は、基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額並びに介護納付金課税額の合算額とする。」ということが改正前の第2条第1項の主な内容であります。

左側の改正後の欄をご覧ください。今回の法改正により、課税目的として、現行では「国民健康保険税は、国民健康保険事業に要する費用等に充てるために課する」とされておりますが、改正後は「県に納付する国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用等に充てるために課する」ものに改められております。

また課税額関係でも課税目的の改正に伴い、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額の定義が改正され、それぞれが号立てとなって各号でそれぞれに説明がなされることとなりました。

第2条第1項の最初に「前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。」としまして、その後に第1号が基礎課税額について、第2号が後期高齢者支援金等課税額について、第3号が介護納付金課税額について、それぞれ定義しております。この3つの合算額ということになります。

第2条第2項以降の改正文につきましては、この第2条第1項が号立てに改正れたことに伴って、改正するものでございます。

新旧対照表の前のページの改正分に戻っていただきたいと思います。

附則としまして、施行期日1、この条例は平成30年4月1日から施行する。

適用区分としまして、2、この条例による改正後の苓北町国民健康保険税条例の規定

は平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるといたしております。

以上が、苓北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の内容でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（山本政人君） 説明が終わりました。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 討論なしと認めます。

議案第13号、苓北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号、苓北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第14 議案第14号 苓北町坂瀬川財産区管理会委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（山本政人君） 次に、日程第14、議案第14号、苓北町坂瀬川財産区管理会委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） 議案第14号、苓北町坂瀬川財産区管理会委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。

苓北町坂瀬川財産区管理会委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を、別紙のとおり改正することとする。

平成30年3月7日提出。苓北町長、田嶋章二。

提案理由でございますが、苓北町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正に伴い、これに準じて報酬の支給規定について、その当月分の支給から日割り支給に条例の一部を改正する必要があるためでございます。

次のページをお開き願います。

苓北町坂瀬川財産区管理会委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）。

苓北町坂瀬川財産区管理会委員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和５８年苓北町条例第２３号）の一部を次のように改正する。

改正箇所につきましては、新旧対照表によりご説明いたしますので、次のページの新旧対照表をお開き願います。左側の欄が改正後、右側の欄が改正前となっております。

第２条中「当月分から」を「当日分から」に改める。

第３条中「その当月分まで」を「その日まで」に改めるものでございます。

なお、坂瀬川財産区管理会委員につきましては、現条例において日額報酬となっております。

条例（案）本文に戻っていただきまして、附則、この条例は、平成３０年４月１日から施行することとしております。

なお、本議案提出にあたっては、平成３０年２月２２日開催の坂瀬川財産区管理会において同意をいただいております。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（山本政人君） 説明が終わりました。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 討論なしと認めます。

議案第１４号、苓北町坂瀬川財産区管理会委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第１４号、苓北町坂瀬川財産区管理会委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第１５ 議案第１５号 苓北町坂瀬川財産区山林取締員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（山本政人君） 次に、日程第１５、議案第１５号、苓北町坂瀬川財産区山林取締員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） 議案第１５号、苓北町坂瀬川財産区山林取締員の報酬及び

費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。

苓北町坂瀬川財産区山林取締員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を、別紙のとおり改正することとする。

平成30年3月7日提出。苓北町長、田嶋章二。

提案理由でございますが、苓北町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正並びに苓北町坂瀬川財産区管理会委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正に伴い、これに準じて報酬の支給規定について、その当月分の支給から日割り支給に条例の一部を改正する必要があるためでございます。

次のページをお開き願います。

苓北町坂瀬川財産区山林取締員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）。

苓北町坂瀬川財産区山林取締員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和58年苓北町条例第25号）の一部を次のように改正する。

改正箇所につきましては、新旧対照表によりご説明いたしますので、次のページの新旧対照表をお開き願います。左側の欄が改正後、右側の欄が改正前となっております。

第2条中「当月分から」を「当日分から」に改める。

第3条中「その当月分まで」を「その日まで」に改めるものでございます。

なお、坂瀬川財産区山林取締員につきましても、坂瀬川財産区管理会委員同様、現条例において日額報酬となっております。

条例（案）本文に戻っていただきまして、附則、この条例は、平成30年4月1日から施行することとしております。

なお、本議案提出にあたりましても、平成30年2月22日開催の坂瀬川財産区管理会において同意をいただいております。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（山本政人君） 説明が終わりました。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 討論なしと認めます。

議案第15号、苓北町坂瀬川財産区山林取締員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号、苓北町坂瀬川財産区山林取締役員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第16 議案第16号 苓北町都呂々財産区管理会委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（山本政人君） 次に、日程第16、議案第16号、苓北町都呂々財産区管理会委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） 議案第16号、苓北町都呂々財産区管理会委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。

苓北町都呂々財産区管理会委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を、別紙のとおり改正することとする。

平成30年3月7日提出。苓北町長、田嶋章二。

提案理由でございますが、苓北町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正に伴い、これに準じて報酬の支給規定について、その当月分の支給から日割り支給に条例の一部を改正する必要があるためでございます。

次のページをお開き願います。

苓北町都呂々財産区管理会委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）。

苓北町都呂々財産区管理会委員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和59年苓北町条例第23号）の一部を次のように改正する。

改正箇所につきましては、新旧対照表によりご説明いたしますので、次のページの新旧対照表をお開き願います。左側の欄が改正後、右側の欄が改正前となっております。

第2条中「当月分から」を「当日分から」に改める。

第3条中「その当月分まで」を「日割りをもってその月分まで」に改めるものでございます。

なお、都呂々財産区管理会委員につきましては、現条例において年額報酬となっております。

条例（案）本文に戻っていただきまして、附則、この条例は、平成30年4月1日から施行することとしております。

なお、本議案提出にあたりましては、平成30年2月22日開催の都呂々財産区管理会において同意をいただいております。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（山本政人君） 説明が終わりました。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 討論なしと認めます。

議案第16号、苓北町都呂々財産区管理会委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号、苓北町都呂々財産区管理会委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第17 議案第17号 苓北町都呂々財産区山林取締員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（山本政人君） 次に、日程第17、議案第17号、苓北町都呂々財産区山林取締員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） 議案第17号、苓北町都呂々財産区山林取締員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。

苓北町都呂々財産区山林取締員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を、別紙のとおり改正することとする。

平成30年3月7日提出。苓北町長、田嶋章二。

提案理由でございますが、苓北町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正並びに苓北町都呂々財産区管理会委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正に伴い、これに準じて報酬の支給規定について、その当月分の支給から日割り支給に条例の一部を改正する必要があるためでございます。

次のページをお開き願います。

苓北町都呂々財産区山林取締員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）。

苓北町都呂々財産区山林取締員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和59年苓北町

条例第２５号)の一部を次のように改正する。

改正箇所につきましては、新旧対照表によりご説明いたしますので、次のページの新旧対照表をお開き願います。左側の欄が改正後、右側の欄が改正前となっております。

第２条中「当月分から」を「当日分から」に改める。

第３条中「その当月分まで」を「日割りをもってその月分まで」に改める。

ものでございます。

なお、都呂々財産区山林取締員につきましても、都呂々財産区管理会委員同様、現条例において年額報酬となっております。

条例(案)本文に戻っていただきまして、附則、この条例は、平成３０年４月１日から施行することとしております。

なお、本議案提出にあたりましても、平成３０年２月２２日開催の都呂々財産区管理会において同意をいただいております。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長(山本政人君) 説明が終わりました。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(山本政人君) 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(山本政人君) 討論なしと認めます。

議案第１７号、苓北町都呂々財産区山林取締員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(山本政人君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第１７号、苓北町都呂々財産区山林取締員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第１８ 議案第１８号 苓北町公民館条例の一部を改正する条例について

○議長(山本政人君) 次に、日程第１８、議案第１８号、苓北町公民館条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。教育課長。

○教育課長(汐崎正喜君) 議案第１８号、苓北町公民館条例の一部を改正する条例について。

苓北町公民館条例の一部を、別紙のとおり改正することとする。

平成30年3月7日提出。苓北町長、田嶋章二、

提案理由といたしまして、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律、平成29年法律第29号の改正に伴い、施行日である平成32年4月1日から地区公民館長の職種が特別の非常勤職員から会計年度任用職員に改正されることから、施行日までに任命する地区公民館長の任期について、平成32年3月31日までとする必要があるためでございます。

1枚めくっていただきます。

苓北町公民館条例の一部を改正する条例（案）。

苓北町公民館条例（平成17年苓北町条例第22号）の一部を次のように改正する。

改正点につきましては、新旧対照表によりご説明申し上げますので、もう一枚おめくりください。右側が改正前で左側が改正後でございます。

館長は非常勤とし、任期は3年とする、というものを、館長は非常勤とし、任期は3年以内とする。ただし、再任を妨げないということで、「以内」を入れさせていただきます。

現在の公民館長の任期は3年で、それぞれの任期がバラバラでございます。

平成32年4月1日付けで、会計年度任用職員制度が施行されるにあたりまして、公民館長も同制度が適用される予定でございます。

これによりまして、平成30年及び平成31年中に3年の任期を迎える館長につきましては、次の任期を平成32年3月31日までとする必要がございます、いずれも3年未満の任期となりますので、条例の任期3年を3年以内と改正するものでございます。

前のページに戻っていただき、附則としまして、この条例は平成30年4月1日から施行することとしております。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山本政人君） 説明が終わりました。質疑はありますか。浜口君。

○8番（浜口雅英君） 1つの苓北町の中で、議案第9号の中では、25日までという、余裕のある解釈の仕方が21日と訂正する、改正する必要があるということでした。今度は、もちろん案件は違いますが、同じような感じで、「3年とする」を、今度は「3年以内」になっているんですね。これは従来は教育委員会是一般行政とは離れた部署なんだということで理解しておりましたが、今回の法律の改正で、町長の行政の配下に入ってしまうわけです。同じ行政の中で、案件が違うからといってこのような取り扱いをしていいのかどうか、まずそこをお尋ねします。

○議長（山本政人君） 教育課長。

○教育課長（汐崎正喜君） この「以内」といたしましたのは、説明いたしましたように、平成32年3月31日で任期を区切る必要がございますので、以内とさせていただきました。当然、1つの館長さんは平成32年3月31日で任期を迎える方もいらっしゃるしまして、その方は3年という任期になりますので、以内とつけると3年も含まれますので、このような改正をさせていただいております。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） 今、課長がおっしゃったことは、この、ただし再任を妨げないで処理できるとじゃなかつですか。私が質問しよつとは、同じような内容で、なぜ表現の仕方が変わってきたのかと、同じ自治体の中でですね。

今、課長がおっしゃったことは、後段に続く、改正前も改正後も載っておりますが、ただし再任を妨げない。これで対応できるとじゃなかですか。

○議長（山本政人君） 教育課長。

○教育課長（汐崎正喜君） 身分制度が変わりまして、公民館長がいわゆる従来の特別の職の公民館長と任用会計年度職員を混同することになりますので、いったん切りたいと。任期を揃えたいということでございまして、そのために「以内」ということを入れさせていただきました。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） 私は、確かに業務の運営上の問題をお尋ねしよる部分もありますけれども、まず基本的に一つの自治体で同じような案件を、片や期限のある部分から、期間のある部分から限定してしまった。片や、限定している部分を今度は延ばしたと、それが一つの自治体の中で、条例の中で、そういう複数の取り扱いがあつていいのかということをお尋ねしよるとです。

その運用については、先ほどから課長が説明されておりますので、そこら辺で大体理解はできますけれども、条文の扱い方として、そういうことでいいんでしょうかということをお尋ねしています。

○議長（山本政人君） 総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） 地方公務員法が今説明しましたように、平成32年4月1日から改正されることになっております。これは現在の非常勤職員という取り扱いが、全く変わってなくなりまして、会計年度任用職員という取り扱いに変わります。この非常勤の職員、会計年度任用職員に変わる役職の中に、公民館長も含まれたということでございます、今の国の案でいきますと。そういうことになると、例えば、今A、B、Cの公民館長がおられますと、その任期がそれぞれバラバラでございますので、任期は3年ということになっておりますが、3年ということで規定しておきますと、32年3月31日をもって任期を迎えない館長さんも出てくるということでございまして、

いったん職種が変わるということになりますので、いったん平成32年3月31日で任期を切って、新たに会計年度任用職員として、名称は公民館長になるかどうかわかりませんが、そこで新たな館長としての任務が始まるということでございますので、そういったところで、3年以内という形の今回の条例の改正案を提案しているものでございます。

○議長（山本政人君） まだ納得できませんか。

はい、どうぞ。

○8番（浜口雅英君） 私は、運用の問題を言いよっとじゃなかですよ。先ほど、課長の中にもそれぞれの館長さんの任期はそれぞれバラバラであると。それは任期がバラバラではないんでしょう。採用された日がバラバラなんだろう、バラバラという言葉を使えばですね。例えば平成27年に採用された館長さん、26年に採用された館長さん、28年に採用された館長さん、そういうときはバラバラとは言わんでしょう。採用された日がそれぞれ違いますと。バラバラというのは、任期がバラバラということは、ある人は3年、ある人は5年、ある人は1年と、そういうときにバラバラという言葉を使うとじゃなかですか。

それで、たしか地方公務員法が変わって、1回任期を切る必要があると。それは先ほどから説明を聞いておりますので、そこら辺はわかりませんが、同じ1つの自治体で、先ほどは25日ぐらいまでよかよというたのを21日に切った。今度は25日としとったのを25日ぐらいに戻せと、延ばせと、もっと極端な言い方をするとあいまいにしろということなんです、この表現は。

それで、一つの自治体で、そういう二通りの表現の使い方をつくっていいのかと。それが、先ほどちょっと触れましたように、教育委員会が従来の教育委員会であれば、町長部局とは若干離れた立場があったと。だからそれはそれで理解できますけれども、今度は昨年法律改正の中で、町長部局の中に入ってしまったということなので、特にそこら辺のところは統一する必要があるんじゃないかということから質問しております。

○議長（山本政人君） 何か答弁はありますか。町長。

○町長（田嶋章二君） これは、法律が変わって、公民館長にだけあてはまるやつで、そしてこの任期がくれば、あとその次からは、この条例も要らなくなるのではないかと思いますので、これは特別な条例だと私は解釈いたします。

今、議論なされた、この前の、その監査委員の監査の件ですが、これはある程度ずっと続くものであります。これをつくっておかないと、「以内」としないと辞められない方も出てくるんですよ。そういうことで、これは特別な条例だと、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（山本政人君） ほかにありませんか。倉田君。

○５番（倉田 明君） 今説明もありましたが、これは会計年度となっていますよね。したがって、平成３２年３月３１日ですね。３３年で１年間、３４年で１年間と、ずっと切れていくわけです。そういう意味でとらえていいんですかね。

○議長（山本政人君） 総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） 新たに始まります会計年度任用職員というのは、そういうことで、１年間の年度、年度で任期を切るという職員の制度でございます。

○５番（倉田 明君） はい、わかりました。

○議長（山本政人君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 討論なしと認めます。

議案第１８号、苓北町公民館条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 異議がありますので、起立によって採決をします。

原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本政人君） 起立多数です。

したがって、議案第１８号、苓北町公民館条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

どなた様も大変ご苦労様でした。

—————○—————

散会 午後３時０９分

平成 3 0 年 3 月 9 日（金）

（第 3 日 目）

平成30年第18回苓北町議会定例会会議録（第3日目）

平成30年第18回苓北町議会定例会は、平成30年3月9日苓北町議会議場に招集された。

1. 午前9時30分開会

2. 応招議員は次のとおりである。

1 番	松本 良人	2 番	廣田 幸英
3 番	高戸 幸雄	4 番	松野 重幸
5 番	倉田 明	6 番	石田 みどり
7 番	野崎 幸洋	8 番	浜口 雅英
9 番	田嶋 豊昭	10 番	山下 時義
11 番	錦戸 俊春（副議長）	12 番	山本 政人（議長）

3. 不応招議員 なし

4. 出席議員は、応招議員と同じである。

5. 欠席議員は、不応招議員と同じである。

6. 議会書記

事務局 長 龍岡 学 書 記 野田 寛子

7. 地方自治法第121条の規定により議案説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長	田嶋 章二	副 町 長	松野 茂
教 育 長	濱崎 敏和	総 務 課 長	山崎 秀典
税務住民課長	宮崎 裕昭	企画政策課長	荒木 広之
教 育 課 長	汐崎 正喜	土木管理課長	山口 仁人
農林水産課長	野田 尚之	商工観光課長	尾脇 宣宏
水道環境課長	小林 和文	福祉保健課長	山崎 敬一
健康増進室長	坂元 俊司	会 計 課 長	立山 清剛

8. 議事日程

- | | | |
|--------|----------|--|
| 日程第 1 | 議案第 19 号 | 苓北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 2 | 議案第 20 号 | 苓北町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 3 | 議案第 21 号 | 苓北町国民健康保険条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 4 | 議案第 22 号 | 苓北町介護保険条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 5 | 議案第 23 号 | 苓北町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 6 | 議案第 24 号 | 苓北町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 7 | 議案第 25 号 | 苓北町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例の制定について |
| 日程第 8 | 議案第 26 号 | 苓北町における介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 9 | 議案第 27 号 | 苓北町企業誘致条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 10 | 議案第 28 号 | 土地の処分について |
| 日程第 11 | 同意第 1 号 | 教育委員会の委員の任命について |
| 日程第 12 | 発議第 1 号 | 苓北町長の専決処分事項の指定について |
| 日程第 13 | 議案第 29 号 | 平成 30 年度苓北町一般会計予算 |
| 日程第 14 | 議案第 30 号 | 平成 30 年度苓北町坂瀬川財産区特別会計予算 |
| 日程第 15 | 議案第 31 号 | 平成 30 年度苓北町都呂々財産区特別会計予算 |
| 日程第 16 | 議案第 32 号 | 平成 30 年度苓北町国民健康保険特別会計予算 |
| 日程第 17 | 議案第 33 号 | 平成 30 年度苓北町介護保険特別会計予算 |
| 日程第 18 | 議案第 34 号 | 平成 30 年度苓北町後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第 19 | 議案第 35 号 | 平成 30 年度苓北町水道特別会計予算 |
| 日程第 20 | 議案第 36 号 | 平成 30 年度苓北町下水道特別会計予算 |
| 日程第 21 | 議案第 37 号 | 平成 30 年度苓北町農業集落排水特別会計予算 |

日程第 2 2 議案第 3 8 号 平成 3 0 年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計予算

日程第 2 3 議案第 3 9 号 平成 3 0 年度苓北町宅地造成事業特別会計予算

9. 議事の顚末

開会 午前9時30分

○議長（山本政人君） おはようございます。

只今の出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、只今から本日の会議を開会します。

-----○-----

日程第1 議案第19号 苓北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（山本政人君） 日程第1、議案第19号、苓北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（山崎敬一君） 議案第19号、苓北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

苓北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を、別紙のとおり改正することとする。

平成30年3月7日提出。苓北町長、田嶋章二。

提案理由ですが、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の改正に伴い、本条例を改正する必要があるためでございます。

次のページをお願いいたします。

平成30年苓北町条例。

苓北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）。

苓北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年苓北町条例第44号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、次のページの新旧対照表でご説明をいたします。表の右側が改正前、左側が改正後、下線部分が改正部分でございます。

第15条第1項第2号の「第9項」を「第11項」に改めるものでございます。

補足説明をいたします。

まず、特定教育・保育施設とは、認定こども園、幼稚園、保育所のことをいいますが、苓北町には、保育所6ヶ所がございます。

地域型保育事業とは、それ以外の家庭的保育、小規模保育、事業内保育等をいいます。この地域型保育事業というのは苓北町にはございません。

今回の改正につきましては、修学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の

推進に関する法律、略して「認定こども園法」といいますが、これが改正され、同法律の第3条第8項と第9項の間に2項が追加されました。

このため、本条例の第15条第1項第2号で引用しております条項に条項ずれが生じておりますので、それを改正するものでございます。

前のページに戻っていただきまして、附則です。この条例は平成30年4月1日から施行する、ということで、以上で説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（山本政人君） 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 討論なしと認めます。

議案第19号、苓北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号、苓北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第2 議案第20号 苓北町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（山本政人君） 次に、日程第2、議案第20号、苓北町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。健康増進室長。

○健康増進室長（坂元俊司君） 議案第20号、苓北町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について。

苓北町後期高齢者医療に関する条例の一部を、別紙のとおり改正することとする。

平成30年3月7日提出。苓北町長、田嶋章二。

提案理由でございますが、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成27年法律第31号）及び持続可能な医療保険制度を構

築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成２９年政令第２５８号）の施行に伴い、本条例を改正する必要があるため、でございます。

次のページをお開き願います。

苓北町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例（案）。

苓北町後期高齢者医療に関する条例（平成２０年苓北町条例第１１号）の一部を次のように改正する。

改正箇所につきましては、新旧対照表によりご説明いたしますので、新旧対照表をお開き願います。左側の欄が改正後、右側の欄が改正前となっております。

第３条第２号中「第５５条第１項」の次に「（法第５５条の２第２項において準用する場合を含む。）」を加え、「同項」を「法第５５条第１項」に改め、同条第３号中「第５５条第２項第１号」の次に「（法第５５条の２第２項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第４号中「第５５条第２項第２号」の次に「（法第５５条の２第２項において準用する場合を含む。）」を加え、同号中「同号」を「法第５５条第２項第２号」に改め、同条に次の１号を加えます。

（５）法第５５条の２第１項の規定の適用を受ける被保険者であって、国民健康保険法（昭和３３年法律第１９２号）第１１６条の２第１項及び第２項の規定の適用を受け、これらの規定により苓北町に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であった被保険者。

次のページですが、附則中第２条を削り、第３条を第２条とするものでございます。

補足説明をさせていただきます。

これまで当町から県外の市町村の施設に入所される方は、住所地特例によりまして、苓北町の国保に加入され、その後７５歳の後期に変わられたときには、転出先の後期高齢者医療の適用を受けておりましたが、本条例の改正によりまして、後期に変わられても当該住所地の適用を引き継ぎ、従来の熊本県の後期高齢者医療の被保険者となりますので、苓北町が保険料を徴収するということでございます。

条例（案）本文に戻っていただきまして、附則、この条例は、公布の日から施行することとしております。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（山本政人君） 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。錦戸君。

ちょっと待ってください。健康増進室長。

○健康増進室長（坂元俊司君） 失礼しました。先ほど公布の日から施行することとしておりますと申し上げましたが、この条例は、平成３０年４月１日から適用する、でござ

ざいます。申し訳ございません。

○議長（山本政人君） それでは、錦戸君。

○11番（錦戸俊春君） 先ほど、住所地特例のことをおっしゃいましたけれども、これは逆の場合もあるわけですかね。苓北町に入られてしたときにも、その適用はなるということですか。

○議長（山本政人君） はい、答えを。

○健康増進室長（坂元俊司君） そのとおりでございます。

○議長（山本政人君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） ほかに質疑はないようです。質疑なしと認めます。

これから討論を行います、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 討論なしと認めます。

議案第20号、苓北町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号、苓北町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第3 議案第21号 苓北町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

○議長（山本政人君） 日程第3、議案第21号、苓北町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。健康増進室長。

○健康増進室長（坂元俊司君） 議案第21号、苓北町国民健康保険条例の一部を改正する条例について。

苓北町国民健康保険条例の一部を、別紙のとおり改正することとする。

平成30年3月7日提出。苓北町長、田嶋章二。

提案理由でございますが、国民健康保険施行令の改正に伴い、本条例を改正する必要があるためでございます。

次のページをお開き願います。

苓北町国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）。

苓北町国民健康保険条例（昭和34年苓北町条例第57号）の一部を次のように改正

する。

改正箇所につきましては、新旧対照表によりご説明いたしますので、新旧対照表をお開き願います。左側の欄が改正後、右側の欄が改正前となっております。

まず、目次中「国民健康保険」の次に「の事務」を加え、「国民健康保険運営協議会」を「市町村の国民健康保健事業の運営に関する協議会」に改める。

第1章の章名中「国民健康保険」の次に「の事務」を加える。

第1条中「国民健康保険」の次に「の事務」を加える。

第2章の章名を次のように改める。

第2章、市町村の国民健康保健事業の運営に関する協議会。

第2条の見出し中「国民健康保険運営協議会」を「市町村の国民健康保健事業の運営に関する協議会」に改め、同条中「国民健康保険運営協議会」を「市町村の国民健康保健の運営に関する協議会」に改め、「定数は、次」の次に「の各号」を加える。

第8条第1項中「3万円」を「2万円」に改めるものでございます。

葬祭費の改定につきまして補足説明をさせていただきます。

平成30年度からの広域化に伴い、熊本県国民健康保険運営方針が策定されました。これによりまして、市町村が担う事務の広域的及び効率的な運営の推進としまして、市町村事務の標準化の観点から、30年度からこれまで各市町村でばらつきがありました葬祭費を2万円に統一することで、県内どこでも共通の給付が受けられるようにするものでございます。

条文（案）本文に戻っていただきまして、附則、この条例は、平成30年4月1日から施行する。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（山本政人君） 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。倉田君。

○5番（倉田 明君） この条文についてどうこうではないんですけれども、この2万円という葬祭費が計上してありますが、これは今のご案内では県内統一ということでございましたが、これも関係するかどうか、私の勘違いかもしれませんが、これは今ご案内のように、熊本県が保険者になりますよね。これも含んで、何か同文議決的なことは必要なかったのかな。その辺はどうやったのかな。

いわゆる、県が保険者になるとでしょう。県は熊本市は別でしょうから44かな、そうした場合の同文議決という関係はどういうふうになるのかな。それをお尋ねします。

○議長（山本政人君） 健康増進室長。

○健康増進室長（坂元俊司君） これまで国保の財政運営責任等の都道府県の意向に向けた準備の推進ということで、30年度から各市町村ごとで運営しておりましたものを

統一化し、スムーズに運営を図られるようにするために、ここ３年間で５０回ほどの会議を開きました。その一番上にありますのが、国保運営検討会議、これがそのまま県の国保運営協議会というふうに移行していくわけでございますけれども、その下に、市町村国保連携会議がございます。その下に、都道府県移行検討部会ということがございまして、その検討部会が財政調整保険税部会、保険給付費適正化部会、資格療養給付費等部会、医療費適正化保険事業部会という四つの部会がございます。

この部会には、各市町村が一つないし二つの部会に必ず入って検討するということで、先ほど議員がおっしゃいました葬祭費の件につきましても、この部会の中で十分検討なされ、最終的に連携会議に諮り、そして県の国保運営協議会で諮って、熊本県の国保運営方針というものが策定をされたということでございます。十分検討を、各部会部会で検討をし、最終的に国保運営の方針が策定をされたということでございます。

○議長（山本政人君） 倉田君。

○５番（倉田 明君） 今の室長のほうからの今日に至った経緯は大まかにわかったわけですが、例えば、この２万円、これを苓北町が、今までどおりということになった場合、その足並みというのがどうなるかなという意味で同文議決が必要かなという意味でお尋ねしたんです。

○議長（山本政人君） 健康増進室長。

○健康増進室長（坂元俊司君） 一応、部会等で検討し、すり合わせを各市町村で、そういうふうなばらつきがないような形ですり合わせを行っております。

うちの場合もそうなんですけれども、国保の場合が３万円で、その方が後期に移られたら、今度は２万円になるわけでございます。今、後期高齢の葬祭費というのは、熊本県どこも２万円ということで統一されておりますので、その辺も見据えたところで、国保の葬祭費も２万円統一ということで決定をされております。

○議長（山本政人君） 倉田君。

○５番（倉田 明君） そこはわかるんですけれども、今、苓北町は３万円やったんですかね。はい。だから、苓北が単独で先行ということは不可能ですかね。そういうことを尋ねているわけです。それならば、足並みが揃わんじやなかですか。そういう意味で、統一した議決が必要かなと、そういうことです。

○議長（山本政人君） 健康増進室長。

○健康増進室長（坂元俊司君） 確かに、各市町村で特色を出して、そういうサービスをするということも必要な面もあるかもしれませんが、今回、平成３０年度から県下統一ということで、足並みを揃えるということで決定をされております。

ただ、その運営方針の中で、唯一ばらつきを各市町村でしてもいいよというのが、税率でございます。これにつきましては、被保険者の方々のご負担を少しでも軽減すると

いうことで、当分の間は各市町村で税率を決定していいということで、その他につきましては、30年度からのスタートは全部県下統一を図るということでの決定をされているということでございます。

○5番（倉田 明君） 議長が何かということですが。

○議長（山本政人君） はい、どうぞ。

○5番（倉田 明君） 私は一つだけ言いたいのは、苓北だけが2万円から若干変わって議決した場合、いいのかなあと。これは県下統一だから、苓北だけが、「これはだめよ」と言えば、他の43がだめになるのかなという意味で尋ねたんですけども。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 今回ご承知のとおり、県が財政運営の主体になっておりますので、県で決めるわけですね。その決める段階は今室長が説明したとおりで、一応決めて、もしそれにといいことで、この国保の中ではできないと思います。他に何か違うことをやるということではできると思います。でもそのときには町民全体にやらなければいけない可能性もありますので、なかなか難しいんじゃないかと思っています。

○議長（山本政人君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） ないようです。質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 討論なしと認めます。

議案第21号、苓北町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号、苓北町国民健康保険条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第4 議案第22号 苓北町介護保険条例の一部を改正する条例について

○議長（山本政人君） 次に、日程第4、議案第22号、苓北町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（山崎敬一君） 議案第22号、苓北町介護保険条例の一部を改正する条例について。

苓北町介護保険条例の一部を、別紙のとおり改正することとする。

平成30年3月7日提出。苓北町長、田嶋章二。

提案理由ですが、第7期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画の計画期間における介護保険料を決定するため。また、介護保険法（平成9年法律第123号）の一部改正に伴い、本条例を改正する必要があるためでございます。

次のページをお願いします。

平成30年苓北町条例。

苓北町介護保険条例の一部を改正する条例（案）。

苓北町介護保険条例（平成12年苓北町条例第19号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、次のページの新旧対照表でご説明いたしますので、お開きいただきたいと思います。表の右側が改正前、左側が改正後で、下線部分が改正部分でございます。

第4条第1項では、保険料適用年度の改正で、「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改めます。

同条同項第1号から第9号までを新しい保険料に改めます。

同条第2項では、所得の少ない介護保険法施行令第38条第1項第1号に掲げる者について、適用年度の改正と保険料を更に減額し、「29,700円」としております。

第16条につきましては、罰則の過料についての記載でありますけれども、2号被保険者、40歳以上65歳未満の方を指しますが、この方たちのサービス利用も増えており、その配偶者や世帯主の所得をサービス利用にあたって把握する必要が高まってきております。そのため、介護保険法の一部改正に伴い、改正前の条文では「第1号被保険者」とあるのを、1号及び2号も含めて「被保険者」と改めています。

補足説明をさせていただきます。

保険料につきましては、3年ごとに策定します、介護保険事業計画及び高齢者福祉計画において事業量を推計し保険料を決定し、条例を提案し、議会の承認を得ることになっております。

また、第7期苓北町介護保険事業計画及び高齢者福祉計画につきましては、2月13日に開催しました、苓北町介護保険運営協議会において、ご承認をいただいたところでございます。

前のページに戻っていただきまして、附則です。この条例は、平成30年4月1日から施行する。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（山本政人君） 説明が終わりましたが、質疑はありませんか。松本君。

○1番（松本良人君） この前委員会のときにも説明いただきましたけれども、改めて、質問をいたしたいと思います。

今回、介護保険料の値上げに至った要因を教えてください。例えば、要介護者の増加、あるいは要介護度が平均的に高くなったのか。あるいはその他の理由があるのかどうかですね。値上げの原因としてですね。

それから2つ目、もし介護保険料が現在のままであったならば、毎年どのくらいぐらい不足しますかと。そして新年度予算で、今回の条例改正の保険料、新年度予算で掲げである中で、今までの保険料の算定基準と新しく変わったものの差がどのくらい出るかというのも教えてください。

それから、要介護者にはいろんな要因があると思います。身体的にも、そのものが病気とか何かで介助を受けることになられた方なんかがありますけれども、自分自分の生き方と努力によって介護予防になるケースも多々あると言われております。これは俗に現在と言われております自分の健康は自分でつくるといようなことですね。

今後、行政として健康づくりや要介護者にならないための介護の予防施策や指導等があると思いますけれども、その方法等はこういったものか、把握はされておりますか。それから現在行われております介護予防等の方法、それから状況等を併せてお伺いをいたします。

○議長（山本政人君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（山崎敬一君） まず、今回介護保険料の値上げに至った要因というのは、要介護者が増えたかどうかということなんですけれども、この前の全員協議会の中でお話をしていると思いますけれども、一つ大きな要因としましては、制度改正になった部分が多いということでございます。

まず、標準給付見込み額の増加、これは介護者が増えたということによるものではなくて、新しく30年4月から創設されました介護医療院の創設に伴って、今まで医療療養病床の部分がそちらのほうに転換をするということで、その部分が大きくなったというか、その部分で介護費用が増えてきたということが1つの要因であります。

それと、もう一つ、これは金額まで言いますと、600円のうち451円がその部分でございます。それから、第1号被保険者の負担割合が、介護給付費の負担割合というのは、全体を100とすると、半分を公費、国・県それから市町村で負担するわけですが、残りの50%を40歳以上、64歳未満の方の第2号被保険者と、それから65歳以上の保険者で半分を負担するわけですが、その半分の50%のうち、今までは28%を40歳から64歳までの2号被保険者で払っておりまして、65歳以上の方は22%を費用負担をしていたんですが、その費用負担割合が、22%が23%に増えて、反対に40歳から64歳の方は、28%が27%に減ったと。そこで1%が6

5歳以上の方の負担が増えたというところで、その部分で320円の増加と。

それから、国からの調整交付金が減少したことに伴って279円、それと消費税が31年10月から8%から10%に上がる部分、これが82円、そして、それだけが上がった部分なんですけれども、それから準備基金が5,200万円ほどございますので、それを取り崩して、その保険料の減額に充てるということで、それがマイナスの532円ということで、合計の600円上がるということでございまして、介護者の増加に伴う費用負担が増えたということではございません。

それから、もう一つは、介護が年間どのくらい増えたかということでございますけれども、増えた部分については、600円の12月分、年間7,200円、お一人増えるんですけれども、その被保険者が2,649人おられますので、年間1,907万2,000円ほど上がります。これが年間です。

それから、前年度と比べてどうかということですが、このまま、前年度の保険料が1億5,300万円ほどでしたけれども、30年度は1億7,200万円ほどですので、この差額が1,900万円上がるということでございます。

それから、健康づくりのことでしたかね。はい。

昨日お話ししたことの繰り返しになりますけれども、よろしいでしょうか。

○1番（松本良人君） はい。

○福祉保健課長（山崎敬一君） 昨日お話ししたのは、今年度からは、29年度から新しい運動指導員を雇い入れて毎週麟泉の湯の体操教室、又は毎月後期高齢者医療の保険証の交付のときに運動指導を実施したり、老人会、高齢者サロンそれから食改さん、それから民生委員さんの集まりなどで体操教室等を指導しておられます。皆さんからは大変好評をいただいているというところでございます。

又、地域包括支援センターの取り組みとしましては、老人会や高齢者サロンで百歳体操の普及、又今年度は富岡地区におきましてウォーキング教室を開催し、現在自主的なグループが立ち上がり、継続した活動が行われております。来年度からは、ほかの3地区でも、このウォーキング教室等を実施して、各地区にそういう自主的なグループが立ち上がればいいなと思っております。そのほかには、包括支援センターを中心に、介護予防教室の実施、それから健康に関する講演会、これは後期高齢者医療のほうでも実施しておりますけれども、介護予防、介護包括センターのほうでも実施しております。

又、これらの集会に来られない方につきましては、訪問看護師による自宅訪問の際に、百歳体操等の簡単な体操の指導を行っております。健康づくりは、運動とともに栄養、それから早期発見、早期治療、重症化予防を目的とした特定健診、特定保健指導も重要だということで、それらの取り組みも現在実施しているところでございます。

というところで、お答えいたします。

○議長（山本政人君） 松本君。

○1番（松本良人君） これまで、国民健康保険、後期高齢者医療あるいは介護保険特別会計事業については、議会において本会議あるいは予算委員会、決算委員会、機会あるごとに健康づくり、あるいは介護予防策を、特に介護特別会計事業におきましては、要介護者にならないように、その対策に力を入れていただくようお願いをしてまいりました。平成28年度、29年度そして30年度と、私がここにお願いする、議員になって動いたのはそのくらいからだったと思いますけれども、この段階的にどのような対策を、このお願いに対してしてこられたか。

ただ、やり方に福祉保健課の課長のところに上がってくるのは、この前、昨日公民館のほうで教育長さんが言われたように、上がってくるのはすばらしいことが上がってくるとですけれども、本当に現場がそうかなということも言いましたけれども。例えばサロンにしても、いろんなことをやっておりますと、この実施計画の中にはありますけれども、本当に実を結ぶような事業がしてあるのかどうか。例えば都呂々の場合は、サロンに月1回ですよ。その方たちはほとんど老人会あたりでゲートボールもし、健康体操にも来ておられる方が入っておられるような感じでございます。

本来ならば、そういった方じゃない方を呼び込むのが当然じゃなかろうかなと思っておりますけれども、できれば、平成28年度、29年度、30年度、段階的に、29年度はこのくらいぐらいしとったが、28年度はこれくらいだったと。29年度は新しくこれもやりましたと、30年度にはこういったことを計画しておりますというようなことをお尋ねいたします。

それから、町の保健師、栄養士を中心として、健康づくりに力を入れられております。相当力を入れられております。又、本年の後半から運動指導士の方を新たに採用されまして、ますます充実した環境になりつつあります。ただ、今の体制では相当無理しているように思います。相当多忙です。例えば栄養士さん、保健師さんを、私たちの講演会とか何かに来てくれんかと、医者どんのかかり方を教えてくれんかということをお願いしたときに、「今日は乳幼児健診です。来られません。今日は何時です。」と、大変です。私たちは、老人会あたりは時間をかなり持っておりますので、そこに合わせるというやり方をしておりますけれども、30年度も今の体制をそのままで行かれるのかどうか、お尋ねをします。

それから、昨日。

○議長（山本政人君） 松本君、今質問中ですが、現在審議しているのは、その条例を改正する条例についての質疑を、改正する条例についての質疑の審議の時間です。

○1番（松本良人君） 私は、賛成・反対にする要因として、このまま、今のままで行くと反対をせざるを得ない。今までこれだけ議会としてお願いしとるとをせんじやった

と、せんけん上がつとじゃなかつかというようなお願いをしたいと思います。私はその点を聞くために、この件を取りだして、町の今後、30年度以降進む道を聞いているわけですので、そこら辺はご理解いただきたいと思います。

昨日、補正予算審議の中で、「健康づくり、介護予防は40歳、50歳ぐらいから意識改革が必要ではないか」というのをお聞きした中で、その回答として、「40歳、50歳の方は難しかったですもん」ということでございましたが、このまま行くと、高齢化は進む一方で、支えていく若年層は減り続ける。そして、国保税、介護保険料は上がる一方です。歯止めはできない。それは、回避できるのはただ1つ、病気にかからない。要介護者にならない。なさない町づくりを考えなければいけないんじゃないだろうか。40歳から50歳の方々はなかなか意識改革は難しいという先日の課長のお言葉を解決しなければならない。それは必要は必要ですが、現在段階では難しいのは実情と考えられますけれども、昨日のお言葉で。現在の体制で進まれるのか、増員等により介護予防、健康づくりに力を入れられるのか。これは私は賛否をとるのに重要な問題であろうと思いますので、そこら辺を含めてお尋ねをいたします。

○議長（山本政人君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（山崎敬一君） まず最初に、健康づくりで再三委員会とか議会のたびに言われているということで、平成28、29、30年度についての今後の健康づくりについてのお伺いですが、28年度以前まではそういうことで、保健師、栄養士等を中心に、健康づくり等はやっておられたと。29年度から運動指導員等を雇い上げて、その分、各老人クラブ等の指導にもあたってもらっているという状況です。

それから、確かに保健師、栄養士、みんな忙しいのは当然忙しいとは思いますが。それはどこの職場でも一緒だろうと思いますけれども、これを増員して、健康づくりに力を入れていくのかということでございますけれども、30年度におきましては今の体制で頑張っていくつもりであります。

それから、この介護保険料が、今日は介護保険料の条例についての提案でございますので、この条例改正は、保険料が上がった要因は、先ほども言いましたように制度改正によるものが大きいということでございますので、もちろん健康づくりは大切だということは重々認識しておりますけれども、ここで値上げするのは、あくまでも制度改正による部分ということでご理解をいただきたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（山本政人君） ほかにありませんか。高戸君。

○3番（高戸幸雄君） 保険料増加の要因について述べていただきましたけれども、町長、突発的でいろんな諸事情が発生し、財源に不足が生じた場合には、一般会計からの繰り入れという又あれですけれども、町費の財政支援についてはどのようにお

考えでしょうか。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） これは、その場になってから当然しなければいけないときはや
らなきゃいけない、そう考えております。

○議長（山本政人君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） ないようです。質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 討論がありますので、原案に反対者の発言を許しますが、ま
ず、討論者は原案に反対か賛成か、そのことをはっきり申し上げられてから、討論を願
います。

松本君。

○1番（松本良人君） 私は、この改正に反対という立場でご意見を申し上げます。

お互い健康であるということはすばらしいものです。これまで予算・決算委員会等、
又本会議等においても機会があるごとに介護予防、健康づくり等、そして病気にならな
い、なさない施策に力を入れてもらうようお願いをしてきました。

しかしながら、この件についてはあまり力を入れられていないようであります。特に
新しい来年度についても現在のままでいくということで、見直しが行われていないよう
でございます。日本列島、賃金は上がっていると言われておりますけれども、その傾向
は全くなく、年金収入は減り、日常生活に欠かせない電気、ガス、下水道、保険料等、
又ガソリン、灯油代等の燃料代等も軒並みに高くなり、物価も上昇傾向にある中、これ
以上の値上がりは無理と言われる中で、今回の介護保険料の値上げはもってのほかであ
ると思います。

今回の議会に提案してある30年度予算の中には、町民大半の方々の批判を受けてい
る富岡城大手門関係の予算も計上してあるものでございますけれども、今後も数千万
円、億単位で事業もなるであろう、血税が使われると思われそうですが、このような事業の
見直しで、介護保険料不足分は一般会計から繰り入れれば、そして対応もできると思わ
れます。

よって、本案には反対をいたします。

○議長（山本政人君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。高戸君。

○3番（高戸幸雄君） 私は本条例案に賛成の立場で討論に参加したいと思います。

本条例の一部改正につきましては、去る2月13日に開催されました第3回介護保険
運営協議会に対し諮問がされたところでございます。席上、本会議同様に事務局から保

険料の計算方法を、又増加の要因についての説明がございました。増加の要因のうち、交付金の割合の減少をはじめ、大部分が制度改正によるものであります。

一方では、準備基金5,020万円を取り崩し、自己努力にも努めておられます。協議会でも多くの意見があったものの、賛成多数により諮問のとおりとする答申がされております。

又、先ほど町長からも、財源不足の折には町費の財政支援も考えるという回答を得たところでございます。

よって、私は本案に賛成をいたします。

○議長（山本政人君） 次に、原案に反対者の発言を許します。石田君。

○6番（石田みどり君） 私は、原案に反対の立場で発言をさせていただきます。

高齢化率がやっぱり苓北も高くなっている一方で、介護保険料の負担というのは、本当に町民の負担が大きくなってくると思います。この改定は、制度改正によるものだとということでございますけれども、先ほどほかの議員も言いましたように、一般会計からの繰り入れもぜひしていただきたいというふうに思いますので、この議案には反対をいたします。

○議長（山本政人君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 次に、原案に反対者の発言を許します。浜口君。

○8番（浜口雅英君） 本案に反対する立場で意見を述べます。

本案は、制度改正とはいえ、本町も高齢化が進んでおります。高齢者の収入増も見込めません。生活が厳しくなっていく一方です。

そういう中で、保険料の値上げには反対いたします。

以上です。

○議長（山本政人君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） ほかに討論はないと認めて、これで討論を終わります。

議案第22号、苓北町介護保険条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 異議がありますので、起立によって採決をいたします。

原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（山本政人君） 起立多数です。

したがって、議案第22号、苓北町介護保険条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第5 議案第23号 苓北町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（山本政人君） 日程第5、議案第23号、苓北町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（山崎敬一君） 議案第23号、苓北町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について。

苓北町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を、別紙のとおり改正することとする。

平成30年3月7日提出。苓北町長、田嶋章二。

提案理由ですが、地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）の一部改正に伴い、本条例を改正する必要があるためでございます。

次のページをお願いいたします。

平成30年苓北町条例。

苓北町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例（案）。

苓北町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成25年苓北町条例第7号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、新旧対照表で説明をさせていただきますので、新旧対照表の1ページをお開きいただきたいと思います。改正分が結構長くなりますので、かいつまんで説明をさせていただきます。表の右側が改正前、左側が改正後、下線部分が改正部分でございます。

まず、目次ですけれども、第4節の次に第5節として「共生型地域密着型サービスに関する基準（第59条の21・第59条の22）」を加え、第5節を第6節に改めます。第6節の第1款から第4款の条項ずれを修正しております。

次に第2条第5号の次に第6号として「共生型地域密着型サービス」の定義を加えま

した。

第6条第2項につきましては、オペレーター（オペレーターというのは、事業利用者又は家族からの連絡に対応する事業従事者、電話当番と申しますか電話に対応する方をオペレーターということでございます。）の資格要件緩和のため、訪問介護サービス提供責任者の「3年以上」の経験を「1年以上」に変更しております。

2ページの、同条第5項・第7項・第8項については、オペレーターが訪問介護員をいつでも兼務できるよう指定する時間を外しました。第5項の12号に、平成30年度から創設されます介護医療院を追加記載をしております。

3ページをお願いします。第12項につきましては、法令の改正により条項にずれが生じたために修正をしております。

第26条第9項につきましては、文言の修正をしております。

第32条第3項につきましては、第6条第5項と同様の理由で改正しております。

4ページをお願いします。第39条第1項については、介護・医療推進会議の開催頻度を緩和し、「3ヶ月に1回以上」を「6ヶ月に1回以上」に変更いたしました。

同条第4項は、事業所の所在する建物に居住する利用者以外の者へのサービス提供の推進について明記しております。

第47条第2項につきましては、第6条第2項と同様に資格要件を緩和しております。

第59条の9については、介護保険法改正により条項の修正でございます。

5ページをお願いします。第5節は、平成30年度から新たに創設される共生型地域密着型サービスに関する基準を整備する必要がありますので、新たに条文を追加しております。

第59条の21は、共生型地域密着型通所介護の基準について記載しています。

6ページをお願いします。第59条22では、地域密着型サービス事業の基準を共生型地域密着型サービス事業に準用する条項を整備しております。

7ページをお願いします。第59条の23から第59条の26及び第59条の28は、条文の繰り下げによる改正でございます。

8ページをお願いします。第59条の27は、指定療養通所介護事業所の利用定員を「9人以下」から「18人以下」に改正しています。

第59条の29は、条項ずれと文言の修正を行いました。

9ページをお願いします。第59条の30から第59条の33は、条文の繰り下げによる改正でございます。第59条の34は、条項ずれの修正を行いました。

10ページをお願いします。第59条の35から第59条の39は、条文の繰り下げによる改正です。

第59条の40は、条文の繰り下げによる改正と、準用規定の一部を改正しております。

11ページです。第61条は、平成30年度から創設される介護医療院を追加記載しております。

12ページをお願いします。第65条第1項は、ユニット型の地域密着型介護老人福祉施設の利用定員について追加記載をしております。同条第2項は、第191条第8項において新たに規定される、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業を追加記載しております。

13ページをお願いします。第82条第1項については、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の従業者の員数について追加記載をしております。

第6項は、介護医療院の追加でございます。

14ページ、第7項は、文言の追加です。

第83条第3項から16ページまでの第112条は、いずれも介護医療院の追加でございます。

16ページのほうをお願いします。第117条第7項は、指定認知症対応型共同生活介護の身体拘束のための必要な措置について追加記載をしております。

第125条第3項及び17ページの第130条第4項は、介護医療院の追加記載、第7項第1号は言語聴覚士、第3号は介護医療院等の追加記載でございます。

18ページです。第138条第6項は、地域密着型特定施設入居者生活介護事業者の身体拘束のための必要な措置について追加記載をしております。

第151条第3項は、指定地域密着型介護老人福祉施設にユニット型指定介護老人福祉施設を併設した場合の、職員の兼務について記載をしております。

19ページです。第151条第4項は介護医療院の追加、第8項は、言語聴覚士と介護医療院等の追加記載でございます。

20ページです。第153条は、介護医療院の追加記載です。

第157条第6項は、指定地域密着型介護老人福祉施設の身体拘束のための必要な措置について追加記載をしております。

第165条の2は、緊急時の対応について追加記載をしております。

21ページです。第168条第1項は、運営規程第6号に「緊急時における対応方法」を追加記載をいたしました。

第182条は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の身体拘束のための必要な措置について追加記載をしております。又、第186条は、その運営規程の第7号に「緊急時等における対応」について追加記載をしております。

22ページです。第191条第1項及び、23ページの第6項は、サテライト型指定

看護小規模多機能型居宅介護事業所の従業員の員数と宿泊サービスについて追加記載をしております。

同条第7項第5号は、介護医療院の追加です。

同条第8項、それから24ページの第9項、第10項、第13項は、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の従業員の員数の特例について記載をしております。

25ページです。第192条第2項は、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、本体事業所の管理者と兼務できる規定を追加記載しております。

同条第3項及び第193条は、介護医療院の追加記載です。

第194条は、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録人員を、26ページの、同条第2項第1号及び第2号には、通いサービスと宿泊サービスの利用人員を追加記載しております。

第195条第2項第2号オには、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が診療所である場合、病床を宿泊室と兼用できる規定を追加記載しております。

第199条は、介護支援専門員の特例について記載をしております。

27ページです。第202条は、介護支援専門員の準用規定を追加記載しております。

28ページは、附則第11項、第12項及び13項は、病院や診療所の一般病床等を介護保険施設へ転換する期限が変更をされました。

附則第14項、29ページの第15項は、療養病床等から医療機関併設型の特定施設へ転換する場合の特例について追加記載をしております。

補足説明をさせていただきます。

地域密着型の「共生型サービス」とは、高齢者と障がい者がともに利用できるサービスの累計をいうものですが、具体的には介護保険又は障害福祉のいずれかの指定を受けている事業所が、もう一方の制度の指定を受けやすくするために特別の基準を整備することになりますけれども、苓北町には身体障害者の事業所として、更生園、整肢園、苓龍苑があります。

また、介護保険の地域密着型事業所としては、特別養護老人ホームの「梧葉苑」、認知症グループホームの「菜の花」、小規模多機能施設の「はるかぜ」がありますが、現在のところ、どの施設、どの事業所も満床状況ですので、共生型サービスについては、現在のところ申請の動きはないようでございます。

改正部分の本文に戻っていただきたいと思います。11ページをお願いします。

附則です。この条例は、平成30年4月1日から施行する。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（山本政人君） 説明が終わりました。

この案件については、介護医療院の新設や文言追加等とたくさんございました。これから、改正する条例についての質疑を行います。

質疑はありませんか。浜口君。

○8番（浜口雅英君） この苓北町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正ということで説明いただきましたが、もう少しわかりやすいような説明というのはなかったでしょうか。これだけの説明していただきましたけれども、私個人の勉強不足だと言われればもうそれでしまいですが、地域に帰りまして、有権者の皆さんに、「どういう話があったか」というときに、これを第260からとか、そういう話をしてもですので、一言で無理ならば、二言か三言ぐらいで、例えば設置者はどうなるんだとか、あるいはそこに勤めておられる方はどうなるんだとか、その利用をされている方はどうなるんだとか、その程度に、もうちょっと締めた中での説明というのはできないのでしょうか。

○議長（山本政人君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（山崎敬一君） 本当に大変改正内容がたくさん、多岐にわたっておりますけれども、要するに、この条例改正の主なものにつきましては、共生型地域密着型サービスの新しいサービスが導入されたことに伴いまして、そのサービスの人員及び設備、運営に関する基準が追加されたということが主な要因でございます。

介護医療につきましては、これは地域密着型サービスの中で、病院とか診療所とか、その部分で、それに併設するとか、そういう場合の、今度は介護医療に併設する場合とかというときの場合の追加でございますので、直接地域密着型サービスの要因には関係はございません。

先ほども申し上げましたとおり、共生型サービスについては、高齢者と障がい者がともにお互いそれぞれの施設を利用できるようにするサービスでございますけれども、現在のところ、そのようなサービスの指定を、地域密着型の指定を受けるところは、今のところはないというところでございます。

○議長（山本政人君） よろしいですか。浜口君。

○8番（浜口雅英君） 先ほどの説明の中で、課長から、具体的に整肢園とか、いろんな名前が出てきましたよね。そういう形で説明をしていただいて、設置者はどうなるんだとか、あるいはそこに勤めている人たちの仕事の内容は濃くなるんだとか、もう少し増やさなければいけないとか、減らさなければいけないとか、あるいはそこを利用されている人たちは、広がってくるんだとか、あるいはもうちょっと切られてくるんだとか、そういうことにはつながらないのでしょうか。すみません、あと1回。

○議長（山本政人君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（山崎敬一君） 共生サービスというのは、例えば地域密着型、今苓北町には3つの施設がございますということでしたけれども、その地域密着型の利用をされている方が、例えば障がい者の方の場合は、更生園とか苓龍苑とかにもデイサービスを受けたいという方が出た場合ですね。それを地域密着型のサービス事業所として、町が指定をするわけですが、その指定がしやすいというか、障がい者の施設を指定されている場合は、地域密着型の施設として指定がしやすいように基準を緩和しているということでございまして、その辺の改正というか、それを追加記載しておると。今まである地域密着型の施設の人員とか管理者とかを変えたわけではございません。

一つ、加えられたのは、身体拘束に対するやり方とか基準とか、これを新たに今の施設の地域密着型の施設にも適用されるように、それは入れております。

以上です。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） 今のような説明ならばですね、たった2分ぐらいで。要するに、この利用者とか、そういうものに不利が及ぶということではないということですね。

○福祉保健課長（山崎敬一君） はい。

○8番（浜口雅英君） これからは、町長、こういう長ったらしい、これは一部改正というよりも全部改正ですよ。そこら辺のところは専門家の方が十分に、地域の住民にもわかるようにかみ砕いて、それで今説明いただいた、それだけでわかるとですよ。さっきまで7分から10分ぐらい、ずっと第何条、第何条、そこに抜けたから下から上がってくるんだとか、そういうことは関係なしに、設置者にも問題はないと、利用者にも問題はないと、そこら辺の基準緩和があったので、それを緩めるものであると。それで、詳細な法律については、別紙のとおりですと、そういう説明をしてもらえればいいと思います。

終わります。

○議長（山本政人君） ほかにありませんか。倉田君。

○5番（倉田 明君） 今、担当課長からご説明がありました。非常に、今議員が言われたように、長い文章になっております。一見見ますと、やはり規制が緩和されたなと。これも時代の流れかな、あるいは人手不足の点も若干見え隠れしている部分があるのかなと思うんですが、特に、この5節について、若干読ませていただきましたが、なかなかわかりにくいんですが、この5節については、いわゆる重症心身障害児等々が関わってくるということになれば、片や施設は限定されますよね。もし、先ほどの話では、開設する事業者は今のところないということではございましたが、その点についてはもう限定になりますよね、ある意味では。非常に支障のない部分もあります

けれども、それはどうですか。

○議長（山本政人君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（山崎敬一君） 限定されるというか、当然今、地域密着型をしている事業所、今3事業所ありますけれども、そこと、今度新たに障害者の施設を今運営されているところが、お互いに介護保険を利用したいという方がおられた場合は、介護保険の事業所として指定を受けられるような、共生施設ということですね。受けられるように基準緩和をしているというところでございますので、当然そういうような施設をしているところでなければ、これはできないということでございます。よろしいでしょうか。

○議長（山本政人君） 倉田君。

○5番（倉田 明君） 今課長がお示しいただいたように、いわゆる介護保険と福祉関係の、二股に係るんですね、これが、事業がですね。それで、極端に言えば、どっちか一つ持っておけば、後でイコールになりやすいようなあれじゃないかなと思いますけれども。私がお尋ねといいますか、聞きたいのは、いわゆる重症児となった場合は、なかなか施設は限定されるんじゃないかということをお尋ねしたかっただけでございます。

○議長（山本政人君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（山崎敬一君） ちょっと状況がなかなか私のほうで把握できないんですが、重症児、子ども、例えば今はまゆう療育園のほうに入所されている方の場合をということですね。

その場合も、今言いましたように、介護保険を利用するということであれば、共生のサービス利用事業所として登録してもらえれば、町の方であれば、そこにサービスを受けられるということになります。

○議長（山本政人君） 倉田君。

○5番（倉田 明君） 今、はまゆうさんのお名前も出ましたけれども、いわゆる福祉サービスは福祉サービスで今受けているんですよ。医療もありますけれども、いわゆる65歳にその子どもさんがなったら、今度は介護保険のほうから適用になるんでしょう、平たく言えば。それで、いわゆる利用者は、この制度は、私はいいと思いますよ。私は結構だと思っております。

それで言いたいのは、重症児の場合は、やはり施設等、あるいは開設者が限定されるかなということをお尋ねしただけです。

何か、町長ありますか。なければもういいです。

○議長（山本政人君） 答弁はありますか。ないですか。

○5番（倉田 明君） よかですよ、なければもういいです。

○議長（山本政人君） よかですか、はい。

ほかに質疑はありませんか。松本君。

○1番（松本良人君） すみません、私はあまり込み入ったことはわかりませんので、取りあえず言葉を教えてください。ユニット型指定とかサテライト型指定というのは、どういうものでしょうか。

○議長（山本政人君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（山崎敬一君） ユニット施設というのは、全室個室を原則として、夫婦の場合は2人部屋が可能ということですが、原則、1人個室を原則として、1ユニット10人以下の入居定員で、個室の近くに食事や談話に利用する共用スペースを設け、[「簡単によかです」と呼ぶ者あり]従来の4人型主体の居住環境を個室に変えていくということです。そして、それが1ユニットに10名程度を入れてもらうという、それがユニット型の施設ということになります。

もう1つ、サテライト型というのは、本体施設という事業所があって、事業所よりも遠くのところに小さな、例えば4、5人の利用者をそこで利用してもらう場合ということで、サテライトというのは、衛星、地球を回っている月が衛星ですね。そういうような形で本体とは別なところとする施設をサテライト型施設と言われているということです。

以上です。

○議長（山本政人君） 松本君。

○1番（松本良人君） サテライト型というのは、例えばどこかのセンターがあって、要するにそこに建てきらんから、もうちょっと細かく分散して建てましょうと。そしてそれでサービスをしましょうという、そういった考え方ですかね。

○福祉保健課長（山崎敬一君） はい。

○1番（松本良人君） はい、それで結構です。

○議長（山本政人君） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） ないようです。これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 討論なしと認めます。

議案第23号、苓北町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第23号、苓北町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

ここで、11時まで休憩をいたします。

-----○-----

休憩 午前10時48分

再開 午前11時00分

-----○-----

○議長（山本政人君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

-----○-----

日程第6 議案第24号 苓北町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（山本政人君） 日程第6、議案第24号、苓北町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（山崎敬一君） 議案第24号、苓北町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について。

苓北町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を、別紙のとおり改正することとする。

平成30年3月7日提出。苓北町長、田嶋章二。

提案理由ですが、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）の一部改正に伴い、本条例を改正する必要があるためでございます。

次のページをお願いします。

平成30年苓北町条例。

苓北町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例（案）。

苓北町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成25年苓北町条例第8号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、新旧対照表でご説明いたしますので、新旧対照表の1ページをお開きください。表の右側が改正前、左側が改正後で、下線部分が改正部分でござ

います。

まず最初に、第4条ですが、介護保険法改正に伴い、条項を修正をしております。

第5条は、平成30年度から創設される介護医療院を追加記載をしております。

2ページです。第9条第1項は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護においてユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設と併設する場合の利用定員について追加記載をしております。

第44条第6項、それから3ページの、第45条第3項、第46条、それから4ページの第60条第3項、第72条第2項及び第73条は、介護医療院の追加記載をしております。

4ページの、第78条第3項は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の身体拘束の適正化を図るための必要な措置について追加記載をしております。

5ページです。第83条第3項については、介護医療院の追加でございます。

補足説明をさせていただきます。

地域密着型介護予防サービスというのは、要支援1及び2の方の介護予防を行うもので、苓北町では、認知症グループホームの「菜の花」と小規模多機能型居宅介護の「はるかぜ」、それから今年4月から開設される認知症グループホームの「ひまわり」がございます。

今回改正される主な内容は、介護医療院の追加と介護予防認知症対応型通所介護、つまり介護予防認知症対応型のデイサービスについてですが、この事業についてはいずれの事業所も実施しておりません。

改正文に戻っていただきますと、附則です。この条例は、平成30年4月1日から施行するということでございます。

今言いましたように、この改正について、苓北町の施設に該当するようなことは、先ほどの身体拘束の部分についてだけは該当しますけれども、そのほかについては、そういうサービスをしておりませんので、該当はございません。

以上です。

○議長（山本政人君） 説明が終わりました。

これから、改正する条例についての質疑を行います。

質疑はありませんか。松本君。

○1番（松本良人君） 介護医療院とありますけれども、これは前からあったんですか。今後新たに。内容はどのようなものでしょうか。

○議長（山本政人君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（山崎敬一君） 介護医療院というのは、平成30年4月1日から新たに創設される施設でございまして、これは、今医療療養型の病床というのがありますけ

れども、それと介護型の病床が各医療機関にあるんですけれども、その病床を介護医療院、介護の費用で賄う施設に転換ができるようになります。その転換する施設が介護医療院ということでございます。

内容は、長期療養の方を介護する施設ということでございます。

○議長（山本政人君） 松本君。

○1番（松本良人君） 今まで病院と介護施設あたりが、行ったり来たりしていて、良くなれば行く、悪くなれば入院させるとかいう、そこら辺がこの介護と保険との兼ね合いがなかなか難しく、介護等に係る経費の増大になる原因じゃないかということもまたでは言われよったんですけれども、そこら辺の是正あたりになるわけでしょうか。

○議長（山本政人君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（山崎敬一君） 病院等に併設されている保健福祉施設、介護、老健施設ですね。老人保健施設については、大体3ヶ月に1回、そこは訓練して自宅に帰るということで3ヶ月しか入れないということで、病院と施設を行ったり来たりしておられた方もおられますけれども、そういうことの解消につながってくる。この介護医療院は、介護を目的として、その場所にずっととどまることができるという施設ですので、そういう解消はできると思います。

○議長（山本政人君） 松本君。

○1番（松本良人君） これまで何か、やはり個人の負担金が家族全体で見られるから高くなるとか安くなるとか、いろんなうわさとか何かがありよったんですけれども、そこら辺の兼ね合いも良くなるということですね。例えば、住所をここに設定しとって、医療費ですかね、介護費ですかね、そこら辺が、所得に応じてかかるもんですから、家族内で一緒におった場合は高くなるとか、負担費が高くなるとか、世帯分離したら安くなるとかいうようなことがささやかれて、いろいろと問題があるんじゃないかなと思っておりましたけれども、そこら辺の解消も一緒に、そういったことはないということになるわけですか。

○議長（山本政人君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（山崎敬一君） 介護療養費につきましては、あくまでも個人の所得に応じてということで、所得に応じて2割負担とか3割負担はございますけれども、原則1割負担については、家族の所得等については、今は関係ございません。

以上です。

○議長（山本政人君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） ほかに質疑がないようです。質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 討論なしと認めます。

議案第24号、苓北町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号、苓北町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第7 議案第25号 苓北町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例の制定について

○議長（山本政人君） 次に、日程第7、議案第25号、苓北町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（山崎敬一君） 議案第25号、苓北町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例の制定について。

苓北町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例を、別紙のとおり制定することとする。

平成30年3月7日提出。苓北町長、田嶋章二。

提案理由ですが、介護保険法の改正に伴いまして、居宅介護支援事業所の指定権限が、県から市町村に移譲されるため、本条例を制定する必要があるためでございます。

次の1ページをお願いいたします。ちょっと長くなりますので、かいつまんで説明をさせていただきます。

平成30年苓北町条例。

苓北町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例（案）。

条例内容について、説明いたします。

本条例は、第1章から第4章までで構成されております。

第1章は総則で、まず、第1条は、この条例の趣旨、第2条は、申請者の要件、第3条第1項から第4項までは、指定居宅介護支援事業所の基本方針について記載をしております。

2ページです。第2章では、事業所の人員に関する基準を記載し、まず、第4条では、指定居宅介護支援事業所の従業員の人数について記載、第5条では、管理者の要件

について記載をしております。

第3章では、指定居宅介護支援事業所の運営に関する基準を掲載しております。

3 ページです。まず、第6条第1項は、利用者及び家族に対して、運営規程及び重要事項の説明と利用者の同意について、第2項では、居宅サービス計画と複数の居宅サービス事業所の紹介についての説明について、第3項では、利用者が病院等へ入院する場合、担当介護支援員の氏名等を病院へ伝えることを記載しております。また、第4項から、4 ページの第7項については、運営規程及び重要事項の説明を紙ベースに変えてパソコンなどの電子情報処理機器などによる説明に変えることができる規定を、記載しております。

第7条では、指定居宅介護支援の提供拒否禁止について、それから、第8条では、サービス提供が困難な場合は、ほかの事業者を紹介するなど必要な措置について、記載をしております。

5 ページです。第9条は、介護認定の有無や有効期間などの受給資格の確認について記載、それから、第10条では、要介護認定の申請や更新に係る必要な協力や援助について、第11条では、介護支援専門員の身分を証する書類の携行について、第12条では、第1項は、指定居宅介護支援の利用料と居宅介護サービスの計画の額との間に不合理な差額が生じないようにすること。第2項では、実施地域以外での支援に伴う交通費について、第3項では、利用者にサービスの利用内容及び費用について、説明と同意についてを記載しております。

6 ページです。第13条は、保険給付請求のための証明書の交付について記載、それから、第14条では、指定居宅介護支援の基本取扱方針について、第15条は、指定居宅介護支援事業所の具体的な取扱方針について記載しております。第1号と第2号は、管理者について、7 ページから10 ページですが、第3号から第27号までは、介護支援専門員の職務について、第28号と11 ページの第29号は、指定居宅介護支援事業者の業務についての基本取扱方針を具体的に記載しております。

11 ページをお願いします。第16条は、法定代理受領サービスに係る報告について記載、第17条では、利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望した場合、利用者に対し直近の居宅サービス計画の書類の交付について記載しております。

第18条は、利用者に関する情報についての市町村への通知について、記載しております。

それから12 ページです。第19条は、指定居宅介護支援事業所の管理者の責務について、記載しております。

第20条は、指定居宅介護支援事業所の事業運営についての重要事項に関する規定、それから、第21条は、介護支援専門員その他の従業員の勤務体制の確保等について、

記載をしております。

13 ページです。第22条は、事業に必要な設備及び備品等について、第23条では、介護支援員の健康管理について、第24条は、運営規程の事務所への掲示について、第25条では、利用者及び家族の個人情報の漏洩禁止について、記載をしております。

第26条では、事業所の広告について、記載をしております。

第27条は、特定の居宅サービス事業者によるサービスの位置付けや、その事業者からの金品の収受の禁止について、記載をしております。

14 ページ、第28条は、利用者及び家族からの苦情処理について記載して、第2項は、苦情の記録、第3項は、市町村からの質問や照会に応じて、改善した場合の内容の報告、第4項は、国保連合会に対して利用者が行う申立への援助、第5項では、苦情に関して国保連合会が行う調査に協力し、必要な改善を行うことについて、記載をしております。

15 ページです。第29条は、事故発生時の対応について、第30条は、事業ごとの会計の区分について、第31条は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録の整備について、記載をしております。

第4章は、基準該当居宅介護支援に関する基準を記載しております。

16 ページ、第32条は、基準該当居宅介護支援に関する基準については、本条例に示しております人員及び運営の基準を準用するように記載しております。

附則です。施行日、第1項、この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第15条第19号の規定は、平成30年10月1日から施行する。

管理者に係る経過措置。第2項、平成33年3月31日までの間は、第5条第2項の規定にかかわらず、介護支援専門員（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ、3号に規定する主任介護支援専門員を除く。）を第5条第1項に規定する管理者とすることができる。

補足説明をさせていただきます。

居宅介護支援とは、在宅の要介護者について、要介護1から5の方についてのケアマネジメントのこととございます。

介護支援専門員、通称ケアマネ、ケアマネージャーといいますけれども、要介護者の居宅サービスや地域密着型サービス及び必要な保健医療、福祉サービスの適切な利用ができるように、居宅サービス計画書を作成し、計画に基づくサービス提供が確保されるよう、サービス事業者との連絡調整を行い、介護保険施設等への入所が必要な場合は紹介等を行います。

本町においては、ケアプランサービス楽洋365、ケアプランサービスJCS24、

苓北クリニック介護支援センター、苓北医師会病院居宅介護支援室の4事業所がありますけれども、いずれも県のほうの指定を受けておりますので、改めて町の指定を受ける必要はございません。

また、基準該当居宅介護支援とは、一定水準を満たすサービス提供を行う事業者について、市町村の判断により、そのサービスを保険給付の対象とすることができるのですが、本町には現在のところございません。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山本政人君） 説明が終わりました。

この案件については、条例の制定であります。この条例の制定について、質疑を求めます。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 討論なしと認めます。

議案第25号、苓北町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例の制定についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号、苓北町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第8 議案第26号 苓北町における介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（山本政人君） 日程第8、議案第26号、苓北町における介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（山崎敬一君） 議案第26号、苓北町における介護保険法に基づく指

定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について。

苓北町における介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を、別紙のとおり改正することとする。

平成30年3月7日提出。苓北町長、田嶋章二。

提案理由ですが、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）の一部改正に伴い、本条例を改正する必要があります。

次のページをお願いいたします。

平成30年苓北町条例。

苓北町における介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例（案）。

苓北町における介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例（平成27年苓北町条例第6号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、新旧対照表でご説明をいたしますので、お願いいたします。表の右側が改正前、左側が改正後で、下線部分が改正部分でございます。

まず最初に、第2条第4項ですが、指定介護予防支援事業者、苓北町では、保健センターに事務所を置いております、地域包括支援センターのことをいいますが、これまで連携を行っていた各事業所に加え、障がい者のサービスの計画や支援を行っている事業者、苓北町では、天草整肢園相談事業所がありますが、との連携について、新たに追加記載をしております。

第5条第2項は、指定介護予防支援事業者が利用者への説明内容として、利用者は、複数の指定介護予防サービス事業所を紹介することを求めることができることを追加記載しております。

同条第3項は、利用者が病院に入院する場合、利用者が担当職員の氏名等を病院へ伝えるように求めることを追加記載をしております。

2ページです。同条第4項から第8項までは、第3項を挿入したことに伴い、条項を修正をいたしました。

3ページです。第31条第9号は、サービス担当者会議に利用者及びその家族の参加について記載をしております。

同条第14号の2は、利用者の身体及び生活状況を主治の医師等への情報提供につい

て追加記載をしております。

同条第 20 号は、（以下「主治の医師等」という。）を（次号及び第 21 号において「主治の医師等」という。）に改めております。

同条第 20 号の 2 は、主治の医師等に意見を求めた場合は、サービス計画を主治の医師等に交付することを追加記載をいたしました。

補足説明をいたします。

指定介護予防支援とは、在宅の要支援 1 及び 2 の要支援者等についてケアマネジメントを行うことでございます。

先ほど説明した居宅介護支援と同じように、介護支援専門員が、要支援者や要介護予防事業対象者の居宅サービス及び必要な保健医療、福祉サービスの適正な利用ができるように、居宅サービス計画を作成し、計画に基づくサービス提供が確保されるよう、サービス事業者との連絡調整を行います。

苓北町でこの事業を行っているのは、先ほども申しあげました保健センターに事務所があります地域包括支援センターでございます。

改正本文の 2 ページに戻ってください。

附則です。この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山本政人君） 説明が終わりました。

これから、改正する条例についての質疑を求めます。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 討論なしと認めます。

議案第 26 号、苓北町における介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 26 号、苓北町における介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決す

ることに決定しました。

-----○-----

日程第 9 議案第 27 号 苓北町企業誘致条例の一部を改正する条例について

○議長（山本政人君） 次に、日程第 9、議案第 27 号、苓北町企業誘致条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。企画政策課長。

○企画政策課長（荒木広之君） 議案第 27 号、苓北町企業誘致条例の一部を改正する条例について。

苓北町企業誘致条例の一部を別紙のとおり改正することとする。

平成 30 年 3 月 7 日提出。苓北町長、田嶋章二。

提案理由でございます。統計法（平成 19 年法律第 53 号）の施行に伴い、苓北町企業誘致条例の一部を改正する必要があるため、及び企業誘致促進を図る目的で要件の一部を緩和するためでございます。

次のページをお願いします。

苓北町企業誘致条例の一部を改正する条例（案）。

苓北町企業誘致条例（平成 20 年苓北町条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

内容につきましては、次のページの新旧対照表により説明させていただきます。右側が改正前、左側が改正後、下線の部分が改正内容でございます。

まず、第 2 条の 1 項です。統計法が変わりまして、1 項、「統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 2 条第 9 項に規定する統計基準である日本標準産業分類」に規定する「製造業」、に改めるものでございます。

次に、第 3 条 1 項、新設の場合、投下固定資産総額が 1,000 万円を超え、かつ、新規雇用者が「5 人」でありましたが、ここを「3 人」以上の工場等と改正するものでございます。

補足説明をいたします。

提案理由にもございますけれども、平成 19 年に統計法が施行されまして、現在定めております日本標準産業分類の「製造の用に供する施設」が、「製造業」となったため、この部分の訂正、及び苓北町企業誘致条例に定める固定資産税等の減免の条件である要件のうち、「5 人」を「3 人」に改め、要件の緩和をするものです。

前に戻っていただきまして、附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（山本政人君） 説明が終わりました。

改正する条例についての質疑はありませんか。倉田君。

○5番（倉田 明君） 今回の条例改正、特に3条については、やはり町の現状を鑑みると、やはりよかったんじゃないかと思っております。この条例がいわゆる公布の日から成立といいたいまいしょうか、そういう形になっておりますが、経過措置、そういうのはあるんでしょうか。この3人に変更したという、これに準ずるような企業というか、会社はあるんでしょうか。経過措置。

○議長（山本政人君） 企画政策課長。

○企画政策課長（荒木広之君） 現在のところ、この条例に基づきまして、固定資産の免除を行っている企業はございません。新たに今申請が2件出ております。この企業については、1月1日現在の状況で課税をするようになりますが、それについて、新たに適用をすることになります。

○5番（倉田 明君） 終わります。

○議長（山本政人君） ほかにありませんか。浜口君。

○8番（浜口雅英君） この条例は、施設業種に対する法律の根拠法令が、新たに統計法に基づくというふうに変ったわけですね。最終的には同じようなことでしょうか。新たに、統計法に基づく業種になったわけですが、このことによって、工場が設置されている自治体、もしくは地域住民に影響を及ぼすようなことはあるんでしょうか。悪い方にも、良いほうにも。お尋ねします。

○議長（山本政人君） 企画政策課長。

○企画政策課長（荒木広之君） 産業分類が統計法が定められたことにより、製造業という分類、いろいろ産業分類ありますが、この苓北町の企業誘致条例で定めておりました製造の用に供する施設がもうなくなりまして、製造業という分類で整理されたということでございます。

ですので、影響というのはございません。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） これは、法律の誕生順からすると、日本標準産業分類、平成14年、統計法は平成19年、これはこの統計法が平成19年、その間はこの統計法というのとはなかったわけですかね。

○議長（山本政人君） 課長。

○企画政策課長（荒木広之君） 新たに、平成19年に統計法ができたということでございます。

○8番（浜口雅英君） 終わります。

○議長（山本政人君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 討論なしと認めます。

議案第27号、苓北町企業誘致条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第27号、苓北町企業誘致条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第10 議案第28号 土地の処分について

○議長（山本政人君） 次に、日程第10、議案第28号、土地の処分についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。土木管理課長。

○土木管理課長（山口仁人君） 議案第28号、土地の処分について。

次のとおり土地を処分したいので、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求める。

平成30年3月7日提出。苓北町長、田嶋章二。

記。1、処分する土地の表示。所在、苓北町坂瀬川字龍口1842番10。地目、山林。地積2万1,741m²。2、処分の目的、風力発電事業者への払い下げのため。3、処分金額869万6,400円。4、処分の方法、随意契約による売り払い。5、処分の相手方、東京都港区虎ノ門4丁目1番28号虎ノ門タワーズオフィス、合同会社NWE-02インベストメント、代表社員、日本風力エネルギー株式会社、職務執行者、アダム・ベルンハード・バリーンです。

提案理由でございます。当該土地の処分につきましては、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に基づき議会の議決を経る必要があるためでございます。

補足説明をいたします。

まず、土地の所在につきましては、次ページに付けております地籍参考図を御覧いただきたいと思っております。桃色に着色をいたしました土地が今回の土地の処分の対象地でございます。この下側には、町道の仏木坂線が通っております。右側に隣接いたしております町有地につきましては、採石場跡地ということで、現在町が管理をしている土地でございます。

この頂上部でございますけれども、保安林の指定が係っております民有地、それから坂瀬川財産区が所有する山林です。この3筆にまたがる形で、第1号基の風力発電の施設が整備される予定の土地でございます。

今回、この土地につきましては、町のほうで払い下げの申請が出されましたので、その売却価格等について検討いたしました部分の再度説明をさせていただきますが、従来、山林につきましては250円という単価での公有財産の取得等を行っているところでございますが、当該地が営利事業に利用されるという部分もございました。更には、従来90円ということで、町の貸し付けを行っていた経緯がございますが、これにつきましては、平成29年の4月から、土地の評価額の3%ということと、併せて今申し上げました営利の事業等に供する場合の200円のどちらか高いほうの額を適用させるというようなことの中で、土地の使用料を考えますと、この2万1,000m²余りの土地のうち、当該施設整備用地等で利用される土地がおおむね2,000m²ということでございましたので、20年間の使用料ということで考えますと、単純に1年間に40万円ほどの利用料になるわけでございますが、20年間で約800万円という金額が出たところでございます。

そういう中で貸し付けた場合の料金と、売却した場合の料金ということの比較をいたしました中で、当該土地の売払価格を400円という形で定めた次第でございます。

今回、売却いたしますこの山林につきましては、天然林ということもございまして、生えております部分につきましては、雑木が主でございます。そういう中で、町にとりましては、売却後も固定資産税等の税収も見込めることから、事業者の申し出を受け入れまして、売却ということを決意いたしまして、今回議案として提案した次第でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（山本政人君） 説明が終わりました。

この土地の処分について、質疑はありませんか。浜口君。

○8番（浜口雅英君） まず、形状の変更は無制限なのでしょうか。といいますのは、課長の説明にありましたように、まず町道仏木坂線に隣接しています。その仏木坂線から茶屋峠線を下った町道にも隣接しておりますので、場合によってはどのような、現状維持で行くのか、それとも、掘削した場合によって、通行に支障を及ぼすような状態が出てくるのではないかという恐れもありますので、そこら辺の制限はかけてあるのかなのか。

それから、この三角の印にそれぞれ足が立つんですかね。とすれば、後の2つで、財産区と田尻さんですか、の同意は必要なかったのかということが1つです。

それから、この桃色で色付けた部分と採石場跡は、かなり切り立った崖のようになっ

ていますけれども、この採石場跡がですね。そういう状況の中で鉄塔なりそういうものを建てた場合の、当該地及び財産区、田尻さんの土地が崩壊すると、そういう恐れはないのかお尋ねします。

○議長（山本政人君） 土木管理課長。

○土木管理課長（山口仁人君） 私どもが今承っております、この風力発電の基礎部分につきましては、おおむね40、50メートルの四角い状態での土地を整備をして、そこにコンクリートの台座を置いて、その上に風力発電の柱を建て、風車を設置するという計画でございますので、切土等々がなるべく、その現場内といいますか、収まるような形での設置を考えているということです。大規模なそういう土地の開発といいますか、切ってしまつてとか、そこを大規模に掘り繰り返してというようなことの設置はないように、お話は聞いているところでございます。

それから、併せまして、隣接地の同意についてのお尋ねがっておりますけれども、それぞれこの隣接地の土地につきましては、借り上げると、借るほうです、借地ということでの同意がなされているとお伺いをいたしております。

更に議員ご指摘のように、この土地の右上に旧採石場跡地がございます。そういう中で、一部は確かにがけという形になっておりますが、これにつきましては、山頂部からの若干の距離もございます。併せまして、ご存じのとおり採石場の跡地ということでございますので、岩盤が存在しているものというふうに理解をいたしておりますので、そこについては当然施行業者のほうでも地質等の確認をされた上で、台風等の強風に耐え得るような基礎の構造で施工されると理解をいたしておりますので、それらにつきましては、特段の心配はいらないと理解をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） ここまで行くには、当然鉄塔の作業もありましょうが、管理道路が当然必要になってくるのではないかと思います。その管理道路がどういう法線が入っているのか。当然町道から仏木坂線か、もしくはこの茶屋峠線から管理道路は入っていくのではないかと想像するわけですが、そういう法線はどう考えておられるのか。もしそういう平面図があれば、この議会中にでも提出いただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山本政人君） 土木管理課長。

○土木管理課長（山口仁人君） まず、この風力発電の機器の設置に伴う進入路の件のお尋ねでございますけれども、これについては、この前の2月23日の際に、ちょっと私は今手持ちではございませんけれども、資料の提示をいただいた際の状況から説明をいたしますと、この町道仏木坂線、ここに用意をいたしておりますところの図面の左側

です。田尻さんの所有地の中に道路を開削いたしまして、この頂上部に至るような道路を設置するということでの計画になっていたかというふうに理解をいたしております。図面の提供につきましては、多分、総務課のほうにもあるかと思いますので、用意させていただいて、この議会中にお示しをしたいと思います。

以上でございます。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） 崩壊の恐れはないのかというお尋ねをして、採石場跡なので、岩盤なので大丈夫だろうということでしたけれども、先日も上島で鉄塔が崩壊しております。本来ああいう送電線なんていうのは、絶対崩壊しないという設計のもとでされていたにも関わらず崩壊したわけですので、しかも今度のは鉄塔と同じような形で、非常に高い建物であります。しかも風をまともに受けるような仕組みになっていますので、そのことは、崩壊には十分注意をしていただいて、地域住民あるいはみんな等々に迷惑のかからないような対策には十分配慮してください。

終わります。

○議長（山本政人君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 討論なしと認めます。

議案第28号、土地の処分についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第28号、土地の処分については、原案のとおり可決することに決定しました。

————○————

日程第11 同意第1号 教育委員会の委員の任命について

○議長（山本政人君） 次に、日程第11、同意第1号、教育委員会の委員の任命についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（田嶋章二君） 同意第1号、教育委員会の委員の任命についてをお願いでございます。

次の者を教育委員会の委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する

法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

記。氏名、木山健太郎。任期、平成30年4月1日から平成34年3月31日。

提案理由でございますが、苓北町教育委員会の委員のうち、1人の委員が平成30年3月31日をもって任期満了となりますので、議会の同意を得まして後任の委員を任命する必要があるためでございます。

任命する委員につきましては、木山委員の再任をお願いしたいと存じます。略歴につきましては、次ページに記載しておりますので、ご参考の上、ご同意のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（山本政人君） 説明が終わりました。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 討論なしと認めます。

これから、同意第1号、教育委員会の委員の任命についてを採決します。

この採決は、会議規則第82条の規定によって、無記名投票で行います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。

議場の出入口を閉めます。お願いします。

〔議場閉鎖〕

○議長（山本政人君） 只今の出席議員数は11名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、3番、高戸幸雄君、4番、松野重幸君、5番、倉田明君を指名します。

事務局長が投票用紙を配ります。

投票用紙のそれぞれの枠の中に、賛成の方は「賛成」、反対の方は「反対」と記載願います。

〔投票用紙配付〕

○議長（山本政人君） 投票箱の点検をいたします。

〔投票箱点検〕

〔「異常なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） はい。投票用紙の配布漏れはありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 配付漏れなしと認めます。

只今から投票を行います、事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

○事務局長（龍岡 学君） 1 番、松本良人議員。2 番、廣田幸英議員。3 番、高戸幸雄議員。4 番、松野重幸議員。5 番、倉田明議員。6 番、石田みどり議員。7 番、野崎幸洋議員。8 番、浜口雅英議員。9 番、田嶋豊昭議員。10 番、山下時義議員。11 番、錦戸俊春議員。

○議長（山本政人君） 投票漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） ありませんね。投票漏れないと認めます。

投票を終わります。

これから開票を行います。

立会人の、高戸君、松野君、倉田君、開票の立ち会いをお願いします。

〔開 票〕

○議長（山本政人君） それでは、同意第1号の投票の結果を報告します。

投票総数11票、有効投票11票、無効投票ゼロ。有効投票のうち、賛成11票、反対ゼロ。

以上のとおり、賛成が多数です。

したがって、同意第1号、木山健太郎君を教育委員会の委員に任命することについては、同意することに決定しました。

〔議場開鎖〕

—————○—————

日程第12 発議第1号 苓北町長の専決処分事項の指定について

○議長（山本政人君） 日程第12、発議第1号、苓北町長の専決処分事項の指定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。山下時義君。

○10番（山下時義君） 発議第1号、苓北町長の専決処分事項の指定について。

平成30年3月7日。苓北町議会議長、山本政人。

提案理由。議会の権限に属する軽易な事項で、特に指定して専決処分を委任するときは地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるためであります。

発議第1号、平成30年2月23日。

苓北町議会議長、山本政人様。

提出者、山下時義。賛成者、松野重幸。賛成者、田嶋豊昭。

苓北町長の専決処分事項の指定について。

上記の議案を、別紙のとおり、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出いたします。

荅北町長の専決処分事項の指定について（案）。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、町長において専決処分することができる事項を次のとおり指定する。

1、1件500万円以下の法律上町の義務に属する損害賠償の額を定めること、並びにこれに伴う和解及び調停に関することであります。

この法律は、附則としまして、この指定は、議決の日から適用するということでございます。

補足説明をさせていただきます。

地方自治法第96条第1項13号の規定に基づき、法律上その義務に属する損害賠償の額を定めることについては、議会の議決事件となっていますが、このうち自動車賠償保険法に基づき、被害者が町の契約している保険会社から直接賠償金を受け取る場合については、議決の対象とせず、町議会への議案の提出は行われておりませんでした。

平成29年10月30日実施の町監査委員による平成29年度の定期監査総務課分において、損害賠償の額の決定にあたって議決の対象に補償対象分を含むかどうかについて質問があり、改めて町執行部で調べられた結果、保険金を含めた額が議決の対象と解されるとの解釈がありました。これにより、今後は保険対象分を含め、事件発生の都度議案提出となります。

平成30年1月30日開催の議員全体会議において、先に述べたとおりの説明を受け、更に被害者への早急な対応、円満な解決を図りながら、軽易な事項として地方自治法第180条第1項の規定による長の専決処分事項として指定してほしいとの町執行部の依頼があり、そのことに呼応する形で今回の議員発議となったものでございます。

よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（山本政人君） 提出者の説明が終わりました。

質疑はありませんか。浜口君。

○8番（浜口雅英君） 全員協議会の際に、記憶はあまりありませんけれども、もうちょっと具体的に、経過を説明してもらってよろしいでしょうか。

○議長（山本政人君） できますか。はい、委員長。

○10番（山下時義君） このことについては、総務課長のほうに説明をお願いしたいと思いますが。大体、平成27年度から28年、29年度にかけて2件ほどあったというようなお話を聞いております。これらの内容については、総務課長から説明をいたしたいと思います。

○議長（山本政人君） はい、それでは、総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） それでは、私のほうから説明をさせていただきます。

今、委員長報告にありましたように、本件につきましては、1月30日の議員全体会で事業の説明をして、議会のほうに私のほうからご依頼を申し上げたところでございます。委員長の報告にもありましたように、これまでにしましては、法律上の損害賠償の額を定めることについて、議会の議決案件ということになっておりますけれども、このうち自動車損害賠償保険法に基づき、被害者が町の契約している保険会社から直接損害賠償金を受け取った場合、損害賠償金の額内で収まった場合につきましては、これまでは議決の対象とはならないという解釈の中で議案の提出は行っておりませんでした。

このような中で、平成29年度の定期監査におきまして、改めて損害賠償額の決定にあたって、議決の対象に、保険で対応した分も含まれるのではないかというご質問がありまして、改めまして関係図書であります地方財務実務提要进行を調べた結果、保険金も含めた額が議決の対象と解されるとの解釈がございました。これによりまして、今後は保険対応分も含めて、事件発生の都度、議案提出を行う必要がございます。

ただ、このうち一定額以下の損害賠償の額決定とこれに伴う和解、それから調停に関する事件につきましては、被害者に早急な対応をする必要があることと、円満な解決を図る上から、軽易な事項として地方自治法に基づき、長の専決処分事項としていただけないかというご依頼を申し上げたところでございます。

ちなみに、今委員長から報告がありましたように、過去3年、26、27、28年度のうちの、保険金の対象となりました事案につきましては、対人の部分はございませんが、対物、相手の車との関係で接触がありまして、27年度に2件、保険金額は合わせて25万2,143円ですけれども、これにつきましては、全て保険金で対応できているところでございますけれども、こういう事案が生じていたところでございます。

以後の対応につきましては、本日の指定を受けましたならば、専決処分をした中で、その次の議会の中で専決処分の報告をさせていただきたいということで今回お願いをしたところでございます。

以上でございます。

○議長（山本政人君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 討論なしと認めます。

発議第1号、採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第1号、苓北町長の専決処分事項の指定については、原案のとおり可決されました。

ここで、皆さん方をお願いをいたします。これから日程第13、予算の審議を行いますが、予算の審議は具体的には後日、特別委員会で十分な審議がなされます。したがって、概略、時間はそうかからないと考えます。大体のところで、今日は質問をいただきたいと、大まかなところで、大筋の質問だけ受け付けたいと思います。

したがって、続行してこのまま審議を続けたいと思いますが、よろしゅうございますか。続けてよかですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） はい。それでは、そのまま続けます。

—————○—————

日程第13 議案第29号 平成30年度苓北町一般会計予算

日程第14 議案第30号 平成30年度苓北町坂瀬川財産区特別会計予算

日程第15 議案第31号 平成30年度苓北町都呂々財産区特別会計予算

日程第16 議案第32号 平成30年度苓北町国民健康保険特別会計予算

日程第17 議案第33号 平成30年度苓北町介護保険特別会計予算

日程第18 議案第34号 平成30年度苓北町後期高齢者医療特別会計予算

日程第19 議案第35号 平成30年度苓北町水道特別会計予算

日程第20 議案第36号 平成30年度苓北町下水道特別会計予算

日程第21 議案第37号 平成30年度苓北町農業集落排水特別会計予算

日程第22 議案第38号 平成30年度苓北町特定地域生活排水事業特別会計予算

日程第23 議案第39号 平成30年度苓北町宅地造成事業特別会計予算

○議長（山本政人君） 日程第13、議案第29号、平成30年度苓北町一般会計予算から、日程第23、議案第39号、平成30年度苓北町宅地造成事業特別会計予算までの11件を、一括議題とします。

ここで、平成30年度予算の施政方針について、説明を求めます。町長。

○町長（田嶋章二君） 平成30年度予算案、又私の施政方針を申し上げまして、簡単には終わらないんじゃないかと思えますから、お許しをいただきまして。

平成30年度苓北町一般会計予算（案）並びに各特別会計予算（案）につきまして、ご提案を申し上げます。

国の経済政策、予算等につきましては、報道等でご承知のことと思いますので、省略

をさせていただきます。

平成30年度の予算編成につきましては、「安心して住める町」、「生き生きと暮らせる町」、「ふるさとと呼べる町」を基本目標とし、目標達成に向け、「苓北町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に積極的に取り組む予算として編成を行いました。

具体的には、国の総合戦略にも掲げられている「まち・ひと・しごと創生に向けた政策5原則」であります。自立性・将来性・地域性・直接性・結果重視、を踏まえまして、「ふるさと苓北未来プラン、苓北町振興計画」に沿い、一つ、安心して、安全につながる防災施策、一つ、子ども・子育て支援を包括的に実施し、生活環境の充実につながる施策、一つ、公共施設等を活用した交流人口の拡大につながる施策、一つ、農林水産資源等を活用した産業振興施策、一つ、地域社会を担う個性豊かで多様な人材確保とこれからの人材を育てる教育力の向上を図る施策、以上、5つを重点的取り組み事項といたしまして、町民・企業・行政、それぞれが力を発揮できる協働・共創の町づくりを推進する予算編成に努めたところでございます。

それでは、重点取組事項の中身について、ご説明を申し上げます。

まず、安心と安全につながる防災施策でございます。

苓北町では、東日本大震災や熊本地震の教訓、又、南海トラフを震源とする超巨大地震を想定し、防災計画の見直しを行い、緊急防災・減災事業を活用して、拠点避難地の整備、津波避難タワーの建設、避難路の整備、避難施設の改修など、スピード感をもって取り組んでまいりました。平成30年度は、緊急防災減災事業債を活用し、消防倉庫移設と消防積載車の更新事業など、より一層の事前防災・減災対策、危機管理の強化と、自分たちの地域は自分たちで守るという意識のもと、各行政区が主体となって組織する自主防災組織の組織力向上にも引き続き努めます。

又、森林基幹林道苓北天草線の地すべり災害復旧事業や町道善亀線の地すべり災害復旧事業、更に都呂々港港湾災害復旧事業に対応する事業も進めてまいります。

次に、「子ども・子育て支援を包括的に実施し、生活環境の充実に繋がる施策」であります。

苓北町では「少子社会は国を滅ぼす」という考えにより、子育て施策の一つとして、第3子以降の保育料無料化や医療費の無料化にいち早く取り組んでおり、又、不妊治療助成事業の拡大や結婚支援事業にも取り組んでまいりました。本年度も前述の独自施策を継続して実施してまいります。

次に、「公共施設等を活用した交流人口の拡大につながる施策」でございます。

崎津集落を構成資産に含む「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の世界文化遺産登録を見据え、天草長崎航路の更なる普及活動、第二次アクセスの強化や情報発信等に取り組むとともに、大規模改修する富岡港船客待合所を町観光のキーステーション

として、富岡城公園施設や町内観光施設への誘導を図ってまいります。

又、麟泉運動公園や坂瀬川地区総合グラウンド等の公共施設を活用した、スポーツ合宿の誘致に取り組むとともに、イベント事業においては苓北じゃっと祭、吟詠大会、夕やけマラソン、九州オルレ、更に、富岡城お城まつりに参画し、町のPR事業を含め、交流人口の拡大を図ります。

また、第3期富岡志岐地区都市再生整備計画事業、平成28年度から平成32年度に引き続き取り組み、歴史・文化を生かした交流人口の拡大に努めます。

次に、「農林水産資源等を活用した産業振興施策」でございます。

町内の基幹産業と申しますと農業、林業、漁業であると考えております。ここをしっかりと底支えするため、平成30年度も前年度に引き続き各種の補助事業経費を計上し、耕作・栽培・畜産などの支援に加え後継者の育成支援に努めます。

又、新たな事業として、海藻類の養殖・栽培の実証事業に取り組みます。更に平成29年度に引き続き、地方創生推進交付金を活用したまちづくり推進事業として、苓北の「里山里海」資源を活用した観光交流ブランド事業に取り組み、地元産品を活用した「食」の商品開発とマーケティング、地域商社設立に向けた人材育成、苓北の魅力の効果的な情報発信等を図ってまいります。

最後に、「地域社会を担う個性豊かで多様な人材確保と、これからの人材を育てる教育力の向上を図る施策」でございます。

魅力ある町づくりを進めるにあたり最も重要なものは人材であると考え、多様な人材の確保と、これからの人材を育てる教育力の向上に努めます。

基礎的な学力分野においては、全国画一の教育指導方針は必要であります、それぞれの地域のニーズや地域の子どものニーズに合った、きめ細かな教育を実践していくことが何より重要になると思われま。

苓北町では、県内でも先んじて取り組み、大きな成果を上げている学校支援地域本部事業を、本年度は地域学校協働活動として実施し、学校・家庭・地域が一体となって子どもの教育に取り組みます。

又、情報通信技術を活用した教育支援事業、ICT教育支援事業を中学校にも導入し、ICTを効果的に活用した「分かりやすく深まる授業」実践へ向けた取り組みを進めます。

更に、平成24年度に策定した「苓北町学力向上推進プラン」に基づき、小中学校9年間を見通した中で、全学校、全学年共通の取り組みとして「3つの観点」「9つの実践事項」を基本としながら、確かな学力の育成を図ってまいります。

そして、教育環境の充実のため、本年度新たに中学校の空調設備設置事業及び小学校の空調設備設計調査事業を実施してまいります。又、前年度に引き続き図書館司書1名

を配置し、町内小中学校を巡回して、子どもたちの読書力向上のための指導を行ってまいります。

以上、5つの項目を重点施策として、必要経費を計上し、平成30年度の一般会計予算（案）の総額は45億6,700万円、前年度当初予算費3.65%減となったところでございます。

次に、各特別会計予算（案）の主な点につきましてご説明を申し上げます。

まず、国民健康保険特別会計についてであります。平成30年4月より、都道府県が財政運営の責任主体となり、毎年度、市町村ごとの国民健康保険事業費納付金を決定し、市町村に納付させるとともに、国民健康保険保険給付費に必要な費用を全額市町村に交付金として支払う制度に変わります。

本年度の予算は、前年度に国保税の引き上げを実施したことで、熊本県広域化等支援基金からの借入金及び一般会計からの法定外繰入金は計上しておりません。しかしながら、平成28年度に熊本県広域化等支援基金からの借入金及び一般会計からの財政支援分の法定外繰入金につきましては、償還金を計上しております。

今後の国保税の引き上げにつきましては、医療費の動向、国保被保険者数の推移等を精査し、慎重に検討することとしております。

実施事業につきましては、前年度に引き続き、特定保健指導の実施率向上を図るとともに、医療費を抑制するため、管理栄養士嘱託職員を雇い入れる経費を計上しているところでございます。

次に、介護保険特別会計につきましては、平成29年度に策定した「第7期介護保険事業計画・高齢者福祉計画」に基づいて、介護保険事業及び高齢者福祉行政の推進のための費用を計上しております。

又、新規事業として、高齢化率の上昇に伴い、増加傾向にある認知症に対応するため、認知症初期集中支援チームの設置のための費用や、地域の中で認知症予防に関する取り組みのため、脳いきいきサポーター養成講座を開催するための費用を計上しております。

次に、後期高齢者医療特別会計につきましては、後期高齢者医療広域連合からの受託事業で、平成29年度から実施している健康運動事業のほか、前年度に引き続き実施する長寿・健康増進事業の必要な経費を計上しております。

次に、水道特別会計につきましては、尾越配水池水位計修繕工事のほか、都呂々ダム共同管理費負担金、休日等の水道施設管理に係る民間委託料を計上しております。

次に、下水道特別会計につきましては、前年度に引き続き加入促進に努めますとともに、処理場、マンホールポンプ場の維持管理業務委託費、脱水汚泥運搬処分委託費を計上しております。又、長寿命化計画により更新が必要とされた富岡浄化センター電気設

備更新事業工事費、更に、新設を計画されている民間福祉施設への污水管渠敷設費を計上しております。

又、本年7月12日から13日にかけて、全国町村下水道大会の開催が苓北町で予定されております。開催町としまして、必要な経費を計上いたしているところであります。

次に、農業集落排水特別会計につきましては、処理施設運転管理業務委託費を計上いたしました。

次に、特定地域生活排水処理事業特別会計につきましては、前年度に引き続き区域内の水質浄化促進のため、合併処理浄化槽の設置費として3基分の予算計上をいたしました。又、浄化槽の保守点検、清掃の維持管理委託費を計上いたしております。

最後に、宅地造成事業特別会計につきましては、宅地販売促進に関する経費を計上しております。

以上、特別会計予算（案）の主な点につきまして、ご説明を申し上げます。

最後に、平成30年度予算編成では、町税や地方消費税交付金が若干増加する見込みではありますが、国庫支出金や県支出金が大幅に減額の見込みであり、一般財源総額も減少の見込みとなりました。

今後、社会保障関連経費の自然増をはじめ、公債費の増加、老朽化に伴う公共施設の更新事業といった必要不可欠な社会資本整備など、緊急性の高い問題に対し予算措置を講ずる必要があるため、大変難しい予算編成になったところであります。

歳出予算におきましては、町振興計画に沿った事業でありましても、事業効果・継続性・緊急度等を考慮し、優先順位を付け、事業縮小・延期・期間設定・廃止を行うなど、予算縮減に努めました。

又、歳入予算では町税、地方交付税などの収入で補えない部分を、最終的に財政調整基金、減債基金、目的基金の取り崩しによって財源の調整を行い、予算規模は、前年度比1億7,300万円減の、総額45億6,700万円となりましたが、それぞれの事業において選択と集中を図り、メリハリを効かせた予算編成に心がけたところでございます。

又、財政健全化の取り組みとして地方債残高を平成29年度から10年間で20億円圧縮することを目標といたしまして、今年度は元金償還額6億6,026万1,000円に対し、地方債発行額を3億3,920万円、うち臨時財政対策債が2億1,000万円含まれております、といたしました。

昨今の日本経済はアベノミクスによる政策の実施により、政権発足前に比べ、GDPは名目、実質ともに増加しており、企業収益は過去最高を記録し、経済の好循環が実施しつつあると言われております。

しかしながら、苓北町を含め、地方経済への波及は未だ実感に乏しく、雇用・所得環境も大きく改善したとは言いがたい状況であります。

そのような中で、町民お一人お一人が求める地方行政に課せられた使命と期待は大変大きなものがあると自覚をしているところでございます。

これらに対し、職員が一丸となって対応できる組織づくりと強化を進め、早急に取り組むべき課題については、国・県の施策を常に情報収集し、有益な補助金・交付金の活用を積極的に図ることで、一般財源の縮減に努めつつ、各事業を確実に適正に実施してまいります。

以上により、平成30年度の予算（案）をご提案いたしますので、ご審議のほどを、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（山本政人君） それでは、まず議案第29号、平成30年度苓北町一般会計予算から順次提案についての説明を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（荒木広之君） 議案第29号、平成30年度苓北町一般会計予算（案）について、ご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ45億6,700万円と定めるものでございます。

地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還方法は、7ページの第2表、地方債によるものでございます。

一時借入金の借り入れの最高額は10億円と定めるものでございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（山本政人君） 次に、議案第30号、平成30年度苓北町坂瀬川財産区特別会計予算について、説明を求めます。総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） 議案第30号、平成30年度苓北町坂瀬川財産区特別会計予算（案）について、ご説明申し上げます。

平成30年度苓北町の坂瀬川財産区特別会計予算は次に定めるところによります。

歳入歳出予算第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,888万3,000円と定めるものでございます。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算によるものでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山本政人君） 次に、議案第31号、平成30年度苓北町都呂々財産区特別会計予算について、説明を求めます。総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） 議案第31号、平成30年度苓北町都呂々財産区特別会計

予算（案）について、ご説明申し上げます。

平成30年度苓北町の都呂々財産区特別会計の予算は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ4,983万3,000円と定めるものとございます。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算によるものとございます。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（山本政人君） 次に、議案第32号、平成30年度苓北町国民健康保険特別会計予算について、説明を求めます。健康増進室長。

○健康増進室長（坂元俊司君） 議案第32号、平成30年度苓北町国民健康保険特別会計予算（案）について、ご説明いたします。

平成30年度苓北町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1億3,034万3,000円と定めます。

地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は1億5,000万円と定めます。この予算の総額は、前年当初予算の1億8,110万7,000円の減となっております。

平成30年度から国保制度が大きく変わります。30年度も医療費の動向を見ながら、分析と更なる医療費の抑制に努めてまいります。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（山本政人君） 次に、議案第33号、平成30年度苓北町介護保険特別会計予算について、説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（山崎敬一君） 議案第33号、平成30年度苓北町介護保険特別会計予算（案）について、ご説明いたします。

平成30年度苓北町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ9億1,624万円としております。前年度当初予算に対しまして、金額で4,524万円の増となっております。

平成30年度は介護保険の第7期の1年目にあたります。予算の大きな部分を占めます介護保険の給付につきましては、平成29年度実績見込額を参考に予算編成をしたところでございます。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（山本政人君） 次に、議案第34号、平成30年度苓北町後期高齢者医療特別会計予算について、説明を求めます。健康増進室長。

○健康増進室長（坂元俊司君） 議案第34号、平成30年度苓北町後期高齢者医療特別会計予算（案）について、ご説明いたします。

平成30年度苓北町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1億1,469万8,000円と定めます。この予算の総額は、前年当初予算の717万8,000円増となっております。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（山本政人君） 次に、議案第35号、平成30年度苓北町水道特別会計予算について、説明を求めます。水道環境課長。

○水道環境課長（小林和文君） 議案第35号、平成30年度苓北町水道特別会計予算（案）について、ご説明いたします。

平成30年度苓北町の水道特別会計の予算は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ2億1,284万8,000円としております。この予算額は、前年当初予算費1,077万5,000円減額となっております。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（山本政人君） 次に、議案第36号、平成30年度苓北町下水道特別会計予算について、説明を求めます。水道環境課長。

○水道環境課長（小林和文君） 議案第36号、平成30年度苓北町下水道特別会計予算（案）について、ご説明いたします。

平成30年度苓北町の下水道特別会計の予算は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ3億7,169万6,000円としております。又、富岡浄化センター更新工事について、第2条で、地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額を定めております。

又、第3条、地方自治法第230条第1項の規定による地方債の限度額を1,800万円としております。

この予算額は、前年度当初予算費712万7,000円の増額となっております。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（山本政人君） 次に、議案第37号、平成30年度苓北町農業集落排水特別会計予算について、説明を求めます。水道環境課長。

○水道環境課長（小林和文君） 議案第37号、平成30年度苓北町農業集落排水特別会計予算（案）について、ご説明いたします。

平成30年度苓北町の農業集落排水特別会計の予算は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ１，７８９万６，０００円としています。

この予算額は、前年度当初予算費５９万３，０００円減額となっております。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（山本政人君） 次に、議案第３８号、平成３０年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計予算について、説明を求めます。水道環境課長。

○水道環境課長（小林和文君） 議案第３８号、平成３０年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計予算（案）について、ご説明いたします。

平成３０年度苓北町の特定地域生活排水処理事業特別会計の予算は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ４，６４９万５，０００円としています。

又、第２条、地方自治法第２３０条第１項の規定による地方債の限度額を２１０万円としております。

この予算額は、前年度当初予算費２１５万６，０００円の減額となっております。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（山本政人君） 次に、議案第３９号、平成３０年度苓北町宅地造成事業特別会計予算について、説明を求めます。土木管理課長。

○土木管理課長（山口仁人君） 議案第３９号、平成３０年度苓北町宅地造成事業特別会計予算（案）について、ご説明申し上げます。

平成３０年度苓北町の宅地造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ７０９万４，０００円と定めるものでございます。

この予算額につきましては、前年度と同額でございます。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（山本政人君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

ここでお願いをいたします。これから質疑を行います。３月１２日、月曜日から予算審査特別委員会での予算の審査を予定いたしております。したがって、ここでの質疑は、これからの質疑は議会運営面から、全体的なことについての質疑のみをお願いいたします。

それでは、議案第２９号、平成３０年度苓北町一般会計予算に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第３０号、平成３０年度苓北町坂瀬川財産区特別会計予算に対する質疑を

行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第３１号、平成３０年度苓北町都呂々財産区特別会計予算に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第３２号、平成３０年度苓北町国民健康保険特別会計予算に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第３３号、平成３０年度苓北町介護保険特別会計予算に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第３４号、平成３０年度苓北町後期高齢者医療特別会計予算に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第３５号、平成３０年度苓北町水道特別会計予算に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第３６号、平成３０年度苓北町下水道特別会計予算に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第３７号、平成３０年度苓北町農業集落排水特別会計予算に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第３８号、平成３０年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計予算に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第３９号、平成３０年度苓北町宅地造成事業特別会計予算に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第２９号、平成３０年度苓北町一般会計予算から、議案第３９号、平成３０年度苓北町宅地造成事業特別会計予算までの全体的な質疑を終わります。

お諮りします。

議案２９号、平成３０年度苓北町一般会計予算から、議案第３９号、平成３０年度苓北町宅地造成事業特別会計予算まで、議長を除く議員１１名で構成する予算審査特別委員会を設置し、１１件の予算案をこれに付託して審査することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。

したがって、平成３０年度当初予算の１１件については、１１名の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これを付託して審査することに決定しました。

ここで、日程について説明します。

各予算案の審査は、３月１２日、月曜日から１４日までの期間で、予算審査特別委員会で行いたいと思います。

お諮りします。

３月１０日、１１日は休日のため、１２日、１３日、１４日は予算審査特別委員会のため休会とし、本会議は、３月１５日、午前９時３０分から開きます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。

したがって、３月１０日から１４日までは休会とし、本会議は３月１５日の午前９時３０分から開会することに決定しました。

予算審査特別委員会は大会議室で開催いたします。執行部におかれては、予算審査特別委員会での説明及び書記の派遣についても、それぞれ対応方よろしくお願いいたします。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

どなた様も大変お疲れ様でございました。

—————○—————

散会 午後0時39分

平成 3 0 年 3 月 1 5 日（木）

（第 4 日 目）

平成30年第18回苓北町議会定例会会議録（第4日目）

平成30年第18回苓北町議会定例会は、平成30年3月15日苓北町議会議場に招集された。

1. 午前9時30分開会

2. 応招議員は次のとおりである。

1 番	松本 良人	2 番	廣田 幸英
3 番	高戸 幸雄	4 番	松野 重幸
5 番	倉田 明	6 番	石田 みどり
7 番	野崎 幸洋	8 番	浜口 雅英
9 番	田嶋 豊昭	10 番	山下 時義
11 番	錦戸 俊春（副議長）	12 番	山本 政人（議長）

3. 不応招議員 なし

4. 出席議員は、応招議員と同じである。

5. 欠席議員は、不応招議員と同じである。

6. 議会書記

事務局 長 龍岡 学 書 記 野田 寛子

7. 地方自治法第121条の規定により議案説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長	田嶋 章二	副 町 長	松野 茂
教 育 長	濱崎 敏和	総 務 課 長	山崎 秀典
税務住民課長	宮崎 裕昭	企画政策課長	荒木 広之
教 育 課 長	汐崎 正喜	土木管理課長	山口 仁人
農林水産課長	野田 尚之	商工観光課長	尾脇 宣宏
水道環境課長	小林 和文	福祉保健課長	山崎 敬一
健康増進室長	坂元 俊司	会 計 課 長	立山 清剛

8. 議事日程

- | | | |
|--------|----------|--------------------------------------|
| 日程第 1 | 議案第 29 号 | 平成 30 年度苓北町一般会計予算（委員長報告） |
| 日程第 2 | 議案第 30 号 | 平成 30 年度苓北町坂瀬川財産区特別会計予算（委員長報告） |
| 日程第 3 | 議案第 31 号 | 平成 30 年度苓北町都呂々財産区特別会計予算（委員長報告） |
| 日程第 4 | 議案第 32 号 | 平成 30 年度苓北町国民健康保険特別会計予算（委員長報告） |
| 日程第 5 | 議案第 33 号 | 平成 30 年度苓北町介護保険特別会計予算（委員長報告） |
| 日程第 6 | 議案第 34 号 | 平成 30 年度苓北町後期高齢者医療特別会計予算（委員長報告） |
| 日程第 7 | 議案第 35 号 | 平成 30 年度苓北町水道特別会計予算（委員長報告） |
| 日程第 8 | 議案第 36 号 | 平成 30 年度苓北町下水道特別会計予算（委員長報告） |
| 日程第 9 | 議案第 37 号 | 平成 30 年度苓北町農業集落排水特別会計予算（委員長報告） |
| 日程第 10 | 議案第 38 号 | 平成 30 年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計予算（委員長報告） |
| 日程第 11 | 議案第 39 号 | 平成 30 年度苓北町宅地造成事業特別会計予算（委員長報告） |
| 日程第 12 | | 閉会中の継続審査調査の件 |
| 日程第 13 | | 議員派遣の件 |

9. 議事の顚末

開会 午前9時30分

○議長（山本政人君） おはようございます。

只今の出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、只今から本日の会議を開きます。

-----○-----

- 日程第 1 議案第29号 平成30年度苓北町一般会計予算（委員長報告）
- 日程第 2 議案第30号 平成30年度苓北町坂瀬川財産区特別会計予算（委員長報告）
- 日程第 3 議案第31号 平成30年度苓北町都呂々財産区特別会計予算（委員長報告）
- 日程第 4 議案第32号 平成30年度苓北町国民健康保険特別会計予算（委員長報告）
- 日程第 5 議案第33号 平成30年度苓北町介護保険特別会計予算（委員長報告）
- 日程第 6 議案第34号 平成30年度苓北町後期高齢者医療特別会計予算（委員長報告）
- 日程第 7 議案第35号 平成30年度苓北町水道特別会計予算（委員長報告）
- 日程第 8 議案第36号 平成30年度苓北町下水道特別会計予算（委員長報告）
- 日程第 9 議案第37号 平成30年度苓北町農業集落排水特別会計予算（委員長報告）
- 日程第10 議案第38号 平成30年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計予算（委員長報告）
- 日程第11 議案第39号 平成30年度苓北町宅地造成事業特別会計予算（委員長報告）

○議長（山本政人君） 日程第1、議案第29号、平成30年度苓北町一般会計予算（案）から日程第11、議案第39号、平成30年度苓北町宅地造成事業特別会計予算（案）までの11件を一括議題とします。

本案については、予算審査特別委員会に審査を付託しておりましたので、予算審査特別委員長の報告を求めます。山下時義予算審査特別委員長。

○予算審査特別委員長（山下時義君） おはようございます。

平成30年3月14日、苓北町議会議長、山本政人様。

苓北町議会予算審査特別委員会委員長、山下時義。

苓北町議会予算審査特別委員会報告書、平成30年第18回苓北町議会定例会におい

て付託された平成３０年度苓北町一般会計予算（案）及び各特別会計予算（案）の審議結果について次のとおり報告いたします。

記、１、審査年月日、平成３０年３月１２日、１３日、１４日であります。

２、審査場所、大会議室、第１・第２委員会室。

３、出席委員、山下時義委員長、田嶋豊昭副委員長、松本良人、廣田幸英、高戸幸雄、松野重幸、倉田明、石田みどり、野崎幸洋、浜口雅英、錦戸俊春の各委員。

４、委員以外出席、山本政人議長。

５、執行部出席、町長、副町長、教育長、総務、企画政策、税務住民、会計、福祉保健、土木管理、農林水産、水道環境、商工観光、教育の各課長及び健康増進室長。

６、委員会書記、龍岡議会事務局長、錦戸総務課長補佐、福田企画政策課長補佐、野田議会事務局主幹であります。

７、審査の過程、平成３０年度苓北町一般会計及び各会計の予算案は、３月９日の本会議に上程され、総括質疑が行われました。その本特別委員会の設置がされ、審査が付託されました。

本特別委員会は執行部の出席を求め、３月の１２日から１４日まで委員会を開催し、各会計予算（案）の費目毎に慎重に審査いたしました。

８、審査の結果。１、議案第２９号、平成３０年度苓北町一般会計予算（案）。決定「原案可決するもの」と決定いたしました。２、議案第３０号、平成３０年度苓北町坂瀬川財産区特別会計予算（案）。決定「原案可決すべきもの」と決定いたしました。

３、議案第３１号、平成３０年度苓北町都呂々財産区特別会計予算（案）。「原案可決すべきもの」と決定しました。４、議案第３２号、平成３０年度苓北町国民健康保険特別会計予算（案）。決定「原案可決すべきもの」と決定いたしました。５、議案第３３号、平成３０年度苓北町介護保険特別会計予算（案）。決定「原案可決すべきもの」と決定いたしました。６、議案第３４号、平成３０年度苓北町後期高齢者医療特別会計予算（案）。決定「原案可決すべきもの」と決定いたしました。７、議案第３５号、平成３０年度苓北町水道特別会計予算（案）。決定「原案可決すべきもの」と決定いたしました。８、議案第３６号、平成３０年度苓北町下水道特別会計予算（案）。決定「原案可決すべきもの」と決定いたしました。９、議案第３７号、平成３０年度苓北町農業集落排水特別会計予算（案）。決定「原案可決すべきもの」と決定いたしました。１０、議案第３８号、平成３０年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計予算（案）。決定「原案可決すべきもの」と決定いたしました。次に、１１、議案第３９号、平成３０年度苓北町宅地造成事業特別会計予算（案）。決定「原案可決すべきもの」と決定しました。

修正動議の提出があり、議案第２９号、平成３０年度苓北町一般会計予算に対する修

正動議委員会の結果、否決ということになりました。

10、少数意見の留保はありません。

11、要望事項の提出、別紙のとおり執行部に対し要望することに決定いたしました。

平成30年度各会計予算（案）に対し、次のとおり執行部に要望すること決定いたしました。

1、一般会計。（1）歳入について。起債については、将来に負担が残らないよう借入れ抑制に努められたい。（2）歳出について。町内巡回バス等、スクールバスの運行、在宅老人移送サービスについては、その台数確保、規制緩和も含め、より有効な運行を図られたい。次に、税増収、雇用の拡大につながる企業誘致については、引き続き積極的に取り組まれたい。町の基幹産業である農業の後継者育成、並びに外国人を含む労働者の確保に努められ、検討されたい。有害鳥獣駆除及び遊休農地解消対策の強化に努められたい。藻場再生対策については引き続き効果実証されたい。次に、地すべり急傾斜対策については、早急かつ丁寧に進められたい。空き家等については、有効活用と生活環境の保全のため、安全対策に取り組まれたい。ICT（情報通信技術）を活用した教育力向上に努められたい。2、特別会計。（1）歳入についてはありません。

（2）歳出について。坂瀬川財産区特別会計における坂瀬川財産区ふるさとの森分収育林契約に基づく精算については解決に向け、引き続き努められたい。（3）特記事項として、町を通しての国、熊本県への要望についての進捗については、住民の不安解消のためにも適宜に報告をお願いしたい。熊本天草幹線道路につながる苓北町～二江～旧本渡市エリアに通じる県道部分についての改良を熊本県に強く要望されたい。それから、医療費、介護費抑制のため、健康づくりの事業に積極的に取り組まれたい。告知端末、町内無料電話の加入促進について鋭意努められたい。こういう報告をしております。なお、3日間にわたり、質疑、答弁、真剣な議論がなされました。各課におかれましては、そういうことを十分踏まえてですね、優先順位をつけて執行をしていただくようお願いして報告にかえます。

○議長（山本政人君） お諮りします。予算審査特別委員会において、全議員で審査を行いましたので、委員長報告については質疑を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。よって、質疑を省略することに決定しました。

議案第29号、平成30年度苓北町一般会計予算について、浜口雅英君ほか二人から修正動議が提出されております。説明を求めます。浜口雅英君。

○8番（浜口雅英君） 平成30年3月14日、苓北町議会議長、山本政人様。

発議者、苓北町議会議員、浜口雅英。苓北町議会議員、高戸幸雄。苓北町議会議員、野崎幸洋。

議案第29号、平成30年度苓北町一般会計予算に対する修正動議。

上記の動議を地方自治法第115条の3及び会議規則第17条第2項の規定により、別紙の修正案を添えて提出いたします。

一枚お開きください。議案第29号、平成30年度苓北町一般会計予算に対する修正案。

議案第29号、平成30年度苓北町一般会計予算の一部を次のように修正する。

1、第1条中「45億6,700万円」を「45億5,181万8,000円」に改めます。

2、第1表歳入歳出予算、歳入歳出予算事項別明細書の一部を次のように改める。

（歳入）款13国庫支出金、項国庫補助金4,824万3,000円を4,176万1,000円に変えます。町債3億3,920万円を3億3,050万円に変えます。歳入合計は、45億6,700万円を45億5,181万8,000円に修正します。歳出、教育費、社会教育費、1億1,805万9,000円を1億1,065万2,000円に修正します。予備費1,000万円を1,122万5,000円に修正します。歳出合計45億6,700万円を45億5,181万8,000円に修正いたします。

以下、3枚目、4枚目は割愛いたします。

修正動議の理由を申し上げます。平成30年度苓北町一般会計予算書（案）は、次の理由により修正の動議をします。

本来、企業誘致等の産業振興、道路の舗装や維持管理、交通安全施設の整備、集落の排水処理、教育環境の整備、消防施設の整備など、町民の生命財産を守り、生活に密着した事案を第一に予算を策定すべきです。本案は都市再生整備計画に基づく富岡城関連施設の復元を重点に予算の策定が行われています。このような住民生活に直接的な利便性のない箱物行政は、これの維持管理に今後の行政財政運営に大きな負担をかけることとなります。大手門跡広場整備事業にしても、通りにくい道を通りやすくするために税金を投与すべきで、現状では、その通行法は定かではありません。狭い道が多い富岡地区の中で、数少ない広い空間に税金を投入して狭くする。場合によっては、車の通行ができないということになりかねません。よって平成30年度苓北町一般会計予算（案）の修正を動議いたします。以上です。

○議長（山本政人君） 説明が終わりました。この修正案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 質疑なしと認めます。これから議案第29号、平成30年度苓北町一般会計予算（案）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 討論がありますので、原案に賛成者の発言を許します。

はい、田嶋君。

○9番（田嶋豊昭君） 平成30年度苓北町の一般会計から特別会計の予算はバランスのとれた予算だと思っております。この予算で町民のため皆さん頑張っていただきたいと思います。よろしくお願いします。賛成です。

○議長（山本政人君） ほかに原案に賛成者の発言は。はい、廣田君。

○2番（廣田幸英君） 私は賛成の立場で討論に参加をいたします。委員長報告にもありましたように、この予算は非常に丁寧に作成されており、また執行部の説明も非常に丁寧でございました。これをもって、新しい新年度に向かっていただきたいと思います。私も思っております。よって、賛成をいたします。

○議長（山本政人君） ほかに賛成者の発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 次に、原案及び修正案に両方ともにですね、反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） ないですね。

次に、修正案に賛成者の発言を許します。高戸君。

○3番（高戸幸雄君） 私は修正案に賛成の立場で討論に参加をいたします。

都市再生整備計画事業、富岡城新大手門広場整備につきましては、全体構想計画が不透明であります。ここは一つ一旦立ち止まり検討を行うことが必要ではないかと思うわけでございます。検討を行うにあたってはフラットの状態、すなわち更地の状況で行うべきであります。そのためには関連の予算は当然のごとくゼロベースであるべきと思います。富岡城につきましては、今更、過去の歴史についてとやかく言うことはございませんが、世にいう戸田の破城について戸田忠昌は当地を去るにあたり、天草は永遠永久に天領たるべきとして、富岡城不要論を幕府に建議したとあります。また戦後、郷土史家の松田唯雄氏は天草近代史の中で城塞の維持補修のために蒙る郡民の過重な負担を根絶させる賢明の措置であったと称賛していますと。富岡城物語及び歴史資料館の説明でも紹介されているところでございます。私たちも郷土を思った先人たちの考えを参考とすべきではないかと思えます。以上のようなことから私は本修正案に賛成をいたします。

○議長（山本政人君） ほかに修正案に賛成者の発言。はい、野崎君。

○7番（野崎幸洋君） 修正案に賛成の立場で討論いたします。平成30年度一般会計予算において、測量設計委託料ほか電柱移転費用など都市再生整備事業の一環として、富岡城大手門公園整備の関連予算が約1,500万円組まれております。私はこれまで大手門をつくることによって、町民の皆さんに不便を感じさせるような町道改修であってはならないとして反対の立場を示してきました。私は地域住民に対し、十分な説明と理解を得られるよう努力していくとの町の答弁でありましたが、まだまだ住民の理解が得られているとは思いません。又、迂回路がどこになるのか、どのようなルートになるのか、最終的な計画も示されていない状況にある本整備事業関連の予算には賛成できません。よって、修正案に賛成いたします。

○議長（山本政人君） ほかに修正案に賛成者の発言はありませんか。はい、松本君。

○1番（松本良人君） 修正案に賛成の立場で意見を申し上げます。過疎の町、少子化と高齢化の波を避けて通れないとも言えるような町内の諸事情、又、国内では消滅自治体の話がチラホラとささやかれている中で、私たちは町民の方々に安心安全の町として、この町を維持していかなければならない使命があります。特に子どもや孫たちに将来負担のかからないような行政を推し進めていかなければなりません。しかしながら、これまでに大型の投資に伴う借入金の返済や維持管理費が高くなる施設、経済効果が望めない事業や施設が多くある一方で、中には町民に不安を与えながらも推し進めている事業がかなりあり、町財政を圧迫しています。一昨年、国民健康保険税、下水道使用料の値上がりにつき、介護保険税の改正案が本議会で可決成立し、本年度から介護保険料の増となりました。町民へのサービスの低下は日増しに増え続け、小中学校冷暖房施設の設置について、これまで一般質問等において早急に整備するよう様々な形で要求がなされてきましたが、ようやく中学校の予算が計上されたところで、小学校の3校については先送りの状態でまだいつできるかの確約もない状態です。こんな中にこれまで町民に不安を与えながらも推し進めている事業の富岡城関連施設の1つである大手門復元工事の設計委託料、電柱移転補償等、約1,900万円計上されております。これまで大手門復元工事については、地区座談会等において説明が行われてきましたが、いずれの地区においても反対意見が多い中に警察、バス会社、消防署等からの条件もあると聞いています。しかしながら、状況報告等については、いまだなされていません。富岡城復元による関連工事はこれまで15億以上の血税が使われたにも関わらず、唯一の収入源である富岡城の中にある歴史資料館の入館料は27年度からの年間数約3,000から5,000人程度であり、本年度の予算ではその収入として84万円を計上してあるのみで、100万円にも満たない額で、その経済効果が町内に与えるものは期待できません。町民の方々のご意見を伺う中、大手門の復元工事は止めろ、止めろというご意見が大半です。町民のための町民による政治こそ民主主義の根幹であると信じます。

又、歳入においても長期計画の中で財源のもとでございます固定資産税は、人口の減少により家屋の解体、宅地の減少が予想され、九州電力の償却資産も減少が考えられます。私は子ども、孫、ひ孫に安心した苓北町を引き継ぎ、この苓北町に住ませたい。友人、知人にもこの思いを伝え、そうしてもらいたい。又、そう願っております。よって、富岡城復元による関連工事である大手門復元工事に関する関連予算が堂々と計上してある本予算に反対いたします。よって、この意見に賛成をいたします。

○議長（山本政人君） 修正案に賛成者の発言を許しますが、ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） これで討論を終わります。これから採決を行います。議案第29号、平成30年度、苓北町一般会計予算（案）を採決します。まず、本案に対する浜口雅英君、ほか二人から提出された修正案について起立によって採決します。

本修正案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本政人君） 起立少数です。

したがって、修正案は否決されました。

次に、原案について、起立によって採決します。原案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本政人君） 起立多数です。

したがって、議案第29号、平成30年度苓北町一般会計予算は原案のとおり可決されました。

これから、議案第30号、平成30年度苓北町坂瀬川財産区特別会計予算（案）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 討論なしと認めます。

議案第30号、平成30年度苓北町坂瀬川財産区特別会計予算（案）を採決します。委員長報告は原案可決すべきものです。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本政人君） 起立多数です。

したがって、議案第30号、平成30年度苓北町坂瀬川財産区特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第31号、平成30年度苓北町都呂々財産区特別会計予算（案）につ

いて、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 討論なしと認めます。

議案第31号、平成30年度苓北町都呂々財産区特別会計予算（案）を採決します。
委員長報告は原案可決すべきものです。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（山本政人君） 起立多数です。

したがって、議案第31号、平成30年度苓北町都呂々財産区特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第32号、平成30年度苓北町国民健康保険特別会計予算（案）について、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 討論なしと認めます。

議案第32号、平成30年度苓北町国民健康保険特別会計予算（案）を採決します。
委員長報告は原案可決すべきものです。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（山本政人君） 起立多数です。

したがって、議案第32号、平成30年度苓北町国民健康保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第33号、平成30年度苓北町介護保険特別会計予算（案）について、討論を行います。討論はありませんか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 討論があります。まず原案に反対者の発言を許します。

○6番（石田みどり君） 私は反対の立場で討論に参加いたします。年金はマクロスライドによって毎年毎年切り下げられている中で、私たちが行ったアンケートの結果でも国保税と介護保険料が生活を圧迫しているという意見が多く出されています。私は12月議会でも一般会計からの繰り入れもしていただきたいと質問もしています。町も一定の努力はしていただいていると思いますが、町民の立場を思えば今回の値上げによる介護保険の予算は賛成しがたいです。よって介護保険の特別会計予算には反対をいたします。

○議長（山本政人君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。高戸君。

○3番（高戸幸雄君） 私は本議案に賛成の立場で討論に参加をいたします。税制改正の折にも申し上げましたが、介護保険の運営委員協議会においても税制改革には

賛成でございました。よって、予算が不足する場合には町長からも財源不足の折には、町費の財政支援も行うという回答を得ております。よって、本予算案には賛成をいたします。

○議長（山本政人君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） これで討論を終わります。

議案第３３号、平成３０年度苓北町介護保険特別会計予算（案）を採決します。委員長報告は原案可決すべきものです。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本政人君） 起立多数です。

したがって、議案第３３号、平成３０年度苓北町介護保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

ここで１０時１０分まで休憩をいたします。

—————○—————

休憩 午前１０時０３分

再開 午前１０時１０分

—————○—————

○議長（山本政人君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

これから、議案第３４号、平成３０年度苓北町後期高齢者医療特別会計予算（案）についてを討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 討論なしと認めます。

議案第３４号、平成３０年度苓北町後期高齢者医療特別会計予算（案）を採決します。委員長報告は原案可決すべきものです。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本政人君） 起立多数です。

したがって、議案第３４号、平成３０年度苓北町後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第３５号、平成３０年度苓北町水道特別会計予算（案）について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 討論なしと認めます。

議案第３５号、平成３０年度苓北町水道特別会計予算（案）を採決します。委員長報告は原案可決すべきものです。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本政人君） 起立多数です。

したがって、議案第３５号、平成３０年度苓北町水道特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第３６号、平成３０年度苓北町下水道特別会計予算（案）について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 討論なしと認めます。

議案第３６号、平成３０年度苓北町下水道特別会計予算（案）を採決します。委員長報告は原案可決すべきものです。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本政人君） 起立多数です。

したがって、議案第３６号、平成３０年度苓北町下水道特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第３７号、平成３０年度苓北町農業集落排水特別会計予算（案）について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 討論なしと認めます。

議案第３７号、平成３０年度苓北町農業集落排水特別会計予算（案）を採決します。委員長報告は原案可決すべきものです。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本政人君） 起立多数です。

したがって、議案第３７号、平成３０年度苓北町農業集落排水特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第３８号、平成３０年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計予算（案）について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 討論なしと認めます。

議案第３８号、平成３０年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計予算（案）を

採決します。委員長報告は原案可決すべきものです。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（山本政人君） 起立多数です。

したがって、議案第３８号、平成３０年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第３９号、平成３０年度苓北町宅地造成事業特別会計予算（案）について、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 討論なしと認めます。

議案第３９号、平成３０年度苓北町宅地造成事業特別会計予算（案）を採決します。委員長報告は原案可決すべきものです。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（山本政人君） 起立多数です。

したがって、議案第３９号、平成３０年度苓北町宅地造成事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第１２ 閉会中の継続審査調査の件

○議長（山本政人君） 日程第１２、閉会中の継続審査調査の件についてを議題とします。

議会運営委員長、総務常任委員長、町民福祉常任委員長、建設経済常任委員長、議会活性化等検討特別委員長、議会広報委員長から会議規則第５７条の規定に基づき、閉会中の継続審査調査の申し出がっております。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査調査とすることに決定しました。

—————○—————

日程第１３ 議員派遣の件

○議長（山本政人君） 日程第１３、議員派遣の件についてを議題とします。

お手元に配付のとおり議員を派遣したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。

したがって、別紙のとおり議員を派遣することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

平成30年第18回苓北町議会定例会を閉会します。どなた様も大変お疲れ様でした。

閉会 午前10時15分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

芥北町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員